

人文・自然・人間科学研究

第 33 号

2015 年 3 月

論 文

- 日本人学生と外国人留学生の自由会話の微視的分析
 — 相互行為に見られる非対称性を中心に —小野寺美智子 (1)
- 近代日本黎明期の森有禮の「条理外交」にみる
 アングロアメリカン スタディーズの運用事例に関する考察.....小林 敏宏 (17)
- 北海道北部の水稲の初期生育不良原因およびその対策方法の検討岡田佳菜子 (47)
 中原 悠平
- 誤訳の原因から探る There is no such thing
 as X, only Y. 構文の意味・用法明日 誠一 (57)
- 宮澤賢治と東北千葉 一幹 (1)

研究ノート

- ムラータ・デ・コルドバの伝説をめぐって
 — その歴史的背景 —松下 直弘 (76)
- The Kinesthetic Method..... Meldrum MARTIN (84)
 Milton MILTIADOUS

調査報告

- 病院等による, 市民を対象にした
 健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査.....有馬 廣實 (96)
- 退職教員の略歴・業績小川 肇 (150)
- 退職教員の略歴・業績日野川静枝 (154)

最終講義

- 原爆と原発は同根の技術日野川静枝 (157)
- 『人文・自然・人間科学研究』執筆要領..... (167)

日本人学生と外国人留学生の 自由会話の微視的分析

— 相互行為に見られる非対称性を中心に —

小野寺 美智子

A Qualitative Analysis of Free-conversations between Japanese and International Students: The Asymmetrical Features of Participation

Michiko ONODERA

1. はじめに

本稿の目的は、日本人学生と外国人留学生の自由会話に見られる発話の連鎖から会話参加の様相を明らかにすることにある。会話は、言葉を用いた社会的相互行為の最も基本的な形態であり、日本人学生と外国人留学生が参加する会話は、どのように意味ある形で組織化されているのか、言葉のどのような使用によって調整されているのか、またどのような社会的関係が構築されているのか。これらのことを会話分析の手法を用い考察を行う。

現在、グローバル化が進む中、異なる言語や文化を背景に持つ人々と共生する社会をどのように実現していくかという問題が日本でも盛んに議論されている。このような状況にあって日本語教育の領域においても多文化共生の視点を反映させた試みが教室内外で行われるようになってきている。具体的には日本語母語話者である日本人と非母語話者である外国人留学生とのディスカッションに代表される相互学習型活動が導入されたり、日本人学生による外国人留学生への日本語サポート体制が設けられたりしているところも多い。また各大学では異文化コミュニケーション教育に関する科目がカリキュラムに配置されている。大学キャンパス内で共に生活していながら接触する機会の少ない日本人学生と外国人留学生が相互行為を通して生まれる学習には大きな可能性があり、多文化共生をいかに実現するかという課題を実践的に追求する場としても意義があると考えられる。

そこで本研究では、日本語を第一言語とする母語話者と非母語話者の日本語による会話では、言語能力において強い立場にある母語話者が会話のイニシアチブを取ると一般に考えられているが、それが会話のなかでどのように実現されているのか、あるいは実現されていないのかを検証する。また、質的分析を通して会話の参与者における非対称性とは、どのようなものなのかについても分析を行う。今回の会話分析によって得られたものが日本人学生と外国人留学生の活発な交流を促すための方策を考える際の一助となることを期待する。

2. 「会話分析」という視点

会話分析 (conversation analysis)⁽¹⁾ は、もともと社会学の一分野であるエスノメソドロジー (ethnomethodology)⁽²⁾ という理論的枠組みを背景に生まれ、サックス (Harvey Sacks)、シェグロフ (Emanuel A. Schegloff) によって 1960 年代から 70 年代にかけて開発された独特の分析方法あるいは考え方であり、現在では、応用心理学や認知科学等のさまざまな分野において会話分析の手法は用いられている。それは、言語学でも例外ではなく、従来の言語学の枠組みでは、解明できないとされる言語現象に対しても会話分析が用いられ、特に語用論 (pragmatics) においては主要な研究方法の一つとなっている。チョムスキー (Noam Chomsky) に代表される生成言語学者は、言語を個人の心理的な現象と捉えたが、会話分析では、実際の会話は社会的な現象であると考えている。したがって会話分析は言語の研究方法の一変種というより社会的相互行為の組織の研究であるという点を念頭に入れておくことは重要である。

多くの異なった種類の活動から構成されている社会において、我々は他人との関わりにおいてだけでなく、単独で行為をする場合でもその行為は共有された社会生活の一部であるという事実に向きつけられている。つまり社会の成員としての我々の行動は、社会的に構造化されているのである。ここでの「構造化されている」とは、ある人物 A による行為が、その行為への反応として人物 B が行うことに条件付けをしているという意味として解釈される⁽³⁾。

例 1

A：はじめまして、田中と申します。

B：はじめまして、林です。

例 1 では、A は B に自己紹介をし、B は A の自己紹介を受ける形で自己紹介の応答をしている。この二つの行為が「自己紹介」を作り出しているのである。言い換えるなら

ば、ある行為は、その次にくろだろう行為やくるべき行為を予め示している。また、実際、次に行われる行為は、その期待されたものにレリヴァント⁽⁴⁾である。このことは、我々が偶然行っているのではなく、社会的に構造化されている相互行為である。

会話分析が目指しているのは、人々が社会的相互行為を行うために知っていて、なおかつ実際に用いている会話における慣習と理解の仕組みを会話を記述することによって発見することである（小谷 2011）。例えば、会話分析はどのように会話を始め、そして終わらせるのか、また、どのように会話の話題を変更するのか、といったことの理解を目的としているのである。既に会話分析の研究において隣接ペア（adjacency pair）⁽⁵⁾、順番交代システム（turn-taking system）⁽⁶⁾、修復（repair）⁽⁷⁾など多くの基本的概念が提示され、さまざまな研究に応用されている。

会話分析では録音された会話がデータとなる。分析する際には書き起こし（トランスクリプト）を使用するが、書き起こしたスクリプトだけではなく録音データを聴きながら行うことが重要である。また、データは、自然に起きている会話であり、研究者が思い出し再現したものや想像したものは対象外である。自然な会話を書き起こす際も発話内容だけでなく、間の取り方やその長さ、発話のオーバーラップ、あいづちなど相互行為において重要となる点をあますところなく詳細に書き起こす必要がある。以上のように、会話分析は質的・帰納的なアプローチであり、理論や概念からスタートして当てはめるのではなく、データに基づいた観察による研究手法をとる⁽⁸⁾。

3. 先行研究と本研究の目的

徳永（2006）は、大学での相互学習型活動における日本語母語話者と非母語話者の相互行為を日本人独特の発話スタイルである共話に注目し分析している。分析対象となった相互行為の非対称性に言及し、その点を対等な関係にするためには母語話者に問題点を認識させる必要性があることを指摘している。それには、さらに非母語話者の日本語能力が上達することによって相互行為に見られる差別は解消されるのではないかという論調も含まれている。この点については、杉原（2007）は相互行為の非対称性の研究はさまざまな視点から研究されるべきであるとし、日本語能力の上達が差別の解消に繋がるという点については批判的な立場をとっている。筆者も非母語話者の日本語能力の上達が相互行為における非対称性の解消に貢献できるとする結論には疑問を感じる。

杉原は、相互行為上の非対称性と、その非対称性が特定のカテゴリー化の実践と結びついていることに着目し、権力に関わる現象について分析している。ここでの権力とは、思想家ミッシェル・フーコー（Michel Foucault）が指摘した、諸関係の中で作動する力である権力作用（power effects）であり、相互行為（会話）の参与者たちが協働で

産出する微細な権力のことである。杉原は、エスノメソドロジーの会話分析の視点から日本語母語話者と非母語話者によるグループディスカッションの相互行為を対象に、そこで観察される非対称性と具体的に現れた力の行使が繋がっていることを示している。さらに、相互学習型活動において共生を実現するためには非対称な関係性を変革していく必要があると結論づけている。しかしながら相互行為である会話における非対称性が必ずしも「微細な権力」の行使に繋がるとは限らないのではないだろうか。杉原の分析対象であるグループディスカッションは、アンケートの項目を決めるなど一つの結論を出す必要がある相互行為であり、そのような活動だからこそ母語話者である学生の力の行使が非母語話者である留学生に対して現れたのではないかと考えられる。つまり非対称性が力の行使に繋がるのは、相互行為自体の性質によるのではないだろうか。

岩田（2007）は、留学生と日本人学生の自由会話に見られる参加のパターンを探り、ミクロレベルの質的分析と量的な分析を通してそのパターンの背後にある特徴を明らかにしている。その結果、日本語能力が会話への参加の様相を決定するのではないことを指摘している。また、会話への参加の対称性を左右するのは、会話を推進するための情報が両参加者から提供されるかどうかが重要であるとしている。会話参加を決める要因について質的分析とともに量的分析を通して考察している点は評価できるが、分析対象となったデータの収録が教師同席の下に実施されている。したがって教室活動の延長としての活動であるという点が影響した可能性は否めない。岩田自身も述べているが、そこには日本人学生が留学生に発言の機会を提供しようという意識がより働いたのではないだろうか。

ラジオ番組「がんばれ留学生」というインタビュー番組の録音を書き起こし、それを分析対象とした研究に西阪（1993）がある。インタビューにおいてインタビュアーである日本語母語話者と留学生である非母語話者の相互行為が異文化間のものであることが、どのように両参加者たちにより協働で達成されるのかについて論じている。そこでは、相互行為自体の中で一定の知識や経験を優先的に報告する権利を互いに配分し合うことによって、それぞれ適切な形で日本人、非日本人でありうるとしている。また、異文化性の達成は、一方の参加者の意思だけに帰属するものではなく、知識や経験を報告する権利の配分に関する一方の主張が、もう一方の参加者によって承認されることによって構成されると述べている。さらに、そのような承認は、相互行為が具体的に展開していく中で達成されるとしている。つまり文化などを所与のものとして相互行為の中で達成されるものであると考える。また、「異文化間コミュニケーション」の研究を例に挙げ、多くの場合、コミュニケーションの参加者の異文化性が、そのコミュニケーションの特徴を説明するための根拠として言及されていると指摘し、文化が異なるという事実を説明のための根拠としてではなく、異文化性がどのように相互行為の中で参加者たち

により達成されているのかを探ることが重要であるとしている。さらに西阪は、文化が異なるということの客観的で一義的な基準はなく、ある特定の人々が異なる文化圏に属するという、またどのような文化圏の差異なのかということは、実践的目的にとってのみ存在するとしている。本稿においても対称性や異文化性なるものがいかに会話という相互行為の中で達成されているのか、あるいは達成されていないのかという視点で分析を試みる。

4. 研究方法

本研究は日本人学生と外国人留学生参加の2年ゼミナールにおけるグループディスカッションと授業外で行われた自由会話を対象とする。

授業内で実施されたグループディスカッションは、5名からなるグループ（日本人学生3名、韓国人1名、中国人1名）によるものである。当該の授業ではグループごとにアンケート調査用紙を作成、アンケートを実施し、その結果を報告するという課題が与えられている。アンケート調査の項目等を決めるにあたってグループでディスカッションしている様子を4回にわたり（各回20分程度）、録音し書き起こした。授業中の録音のため筆者は同席している。

また、学部生2名の自由会話を録音し書き起こしたのもデータとして分析する。協力者は、録音時ともに1年生の日本人男子学生1名、韓国人男子学生1名である。二人は、初対面であり、韓国からの留学生は、日本語を韓国の高校で学んでおり、満点に近い成績で日本語能力試験N1に合格している。日本語の発話においても支障はない。

上述の5名と自由会話参与者2名には、筆者の研究のため会話を録音したものをデータとして使うこと、個人が特定できるような扱いはしないということを説明した上で協力してもらった。

自由会話の場所は、筆者の研究室を使い、約30分間の会話を録音した。録音の際は、筆者は退席し、部屋には協力者2名だけである。あらかじめ二人には話す内容は自由であるということを説明した。

今回主に分析の対象とするデータは、学部生2名による自由会話である。その中の「日本人と韓国人の違い」というトピックで会話が進んでいて、ある程度会話がまとまっているという印象を受けた断片を分析対象とする。書き起こしたトランスクリプトの該当箇所は付録に収めてあるので、適宜参照されたい。

5. 分析と考察

「30分ほど自由に会話をしているところを録音し、それを研究のデータとして使いたい」という筆者の要望に応えるため初対面同士の2名の学生は、話題をつくりながら会話という行為に臨んでいる。その際、日本人学生は、会話の相手が留学生ということもあり、日本語母語話者である自分が会話をリードする必要があると考えていたことは推測できる。本稿で取り上げる断片以外においても一貫して日本人学生が進行役を果たしていたことからそれが窺える。また、留学生もそれに協力する形で会話に参加していた。

会話において日本人学生（以下、Jと記す）が進行役を果たしていることは、断片01行目と02行目（行目は、付録の左端の番号である）、40行目などに見られる「なんだろう」という表現から窺い知ることができる。Jは「日本人と韓国人の違い」というトピックについての具体例を挙げることで話題を広げ会話を進めようとしている。一方、韓国人学生（以下、Kと記す）にはそのような発話はない。常にJが会話をリードし、KはJのリードのもと協力的に会話に参加している。Jの「なんだろう」「なんだろうな」「なんだろうなあ」という発話は、Jが次の自分の発言内容を思考中であることをKに知らせている。沈黙によって思考中であることを示すこともできるが、この発話によってJはKに発話権を譲らずに済ませているという効果もある。それは、03行目のポーズの後にKが発話を開始していることから明らかである。つまりJの「なんだろう」の発話中にKは口を挟むことはしていない。04行目以降は、Kが提示した「日本と韓国における英語の発音の違い」についての話題が続くが、40行目の「なんだろうなあ」の発話によってJが考える「日本（人）と韓国（人）の違い」の話題に再び引き寄せている。このことは、40行目は02行目と繋がっているという解釈もできる。「日本」や「日本人」についての事柄についての知識はJが優先的に主張する権利を持ち、また「韓国」や「韓国人」についてはKが優先的に語るすることができる。しかしながら、日本と韓国の違いについては、JもKも同等に語る権利を有している。にもかかわらずJは「なんだろう」という発話によって発話の権利を渡さずにいる。

Jは会話開始部で自らを母語話者としてカテゴリー化し、KはJの「なんだろう」の間沈黙を続けることで自らを非母語話者として、このカテゴリー化実践を支持しているように解釈できる。非母語話者が発話をせず母語話者が発話をすることによって相互的に達成される非対称な参加の仕組みが現れていると考えられる。06行目でKが英語の発音の違いという話題提示を行っているにもかかわらず40行目でJが考える日本と韓国の違いについての主張を始めるという展開を見ると、会話の枠組みや展開を方向づける行動が母語話者であるJに担われるという「規範的な秩序」が存在すると観察される。

このような母語話者によるリードは、社会言語学では母語話者・非母語話者間の会話の特徴として既に捉えられている。本データにおいては観察されなかったが、既述の杉原(2007)は、母語話者と非母語話者の会話における非対称な関係性は、一見権力とは繋がりのないものと感じられるが、微細な権力として非対称性が作られる状況と見ることができる例を挙げている。つまり母語話者が担う秩序に非母語話者が従わない場合には、力の行使が顕在化することを指摘している。杉原のデータは、プロジェクトワークでアンケートを作成中のディスカッションの中での発話を事例として取り上げている。ディスカッションしながら一つのアンケートを作成するという性質上、意見を一つにまとめる必要がある。このような場合は、力の行使が顕在化するという場面も想定できるが、本データの場合は、JとKの自由会話であり、意見を一つにまとめるという行為は存在しないこともあり、「母語話者が話し合いの枠組みや展開を方向付ける」という秩序は、微細な権力作用に繋がるという現象は存在しなかった。

03行目の沈黙の後の04行目の「あっ」から始まる話の内容は、まさにJの探している具体例をKが代わりに提示するものである。西阪(1999)は、相互行為の中で用いられる「あの一」は、話し手がその発話に関する不確定さにも関わらず、とりあえず聞き手を巻き込みながら、協働で自分の仕事を成し遂げるため聞き手に対して行う工夫であり、相手に注意深く聞くことを促す相互行為を組織するための道具立てとして用いられていると指摘している。04行目の「あっ」は、「あの一」ではないが、直後の沈黙は、話を始める準備と取れる。少なくとも「あっ」という発話で聞き手は聞く準備に入っている。すなわち、KはJの「なんだろうな」という発話による進行に協力する形で自分の話を始めようとしている。

さらに西阪は、例2のような電話でのやり取りを取り上げ、電話のかけ手が受け手の応答の後に発する「あ」は、コミュニケーションのチャンネルを通じて、何かが聞こえたことに気づいたことを相手に表示していると述べている。

例2

A：はい、春名です。

B：あ、北山ですけど。

A：あ、どうも。

ある発話が「あの一」によって有標化される時、その発話の聞き手は、必要に応じてその発話内容に対して確認もしくは修復を話し手に求めるよう促されている。つまり「あの一」という発話により話し手と聞き手は当該の相互行為において相応しい話し手・聞き手の関係に置かれていることになる。04行目の「あっ」には、「あの一」とは同じで

はないが、Jの数回の「なんだろう」を受けて、Kが気づいたことを表示するという標識であり、そこにはKがJに協力的に会話を進めようという姿勢が見られる。

また、11行目と15行目に見られるようにJは、Kの発話を促すように「う：：ん」をオーバーラップさせている。ここでの「う：：ん」は、明らかに質問への応答ではない。聞き手が「聞いている」、「わかった」という聞き手の認知的活動をあいづちを通して相手に伝え、結果的に話の進行を助けるという機能があいづちにはある。あいづちの適切なタイミングについて堀口（1997）は、音声的な弱まり、下降イントネーション、尻上がりイントネーション、上昇イントネーション、ポーズ、間投詞、うなずきなどが話し手側にあった時であり、その瞬間に聞き手があいづちをはさむことによって談話のリズムが保たれ、生き生きとして会話が進展していくと述べている。すなわち、あいづちは話し手から要求する手がかりが送られた時が適切なタイミングだということになる。しかしながらJのあいづちのタイミングは、それからは逸脱したものだと言える。Jの発するあいづちは、声の大きさの点からしても小さいものではないが、Kの発話が継続していることから決して話し手であるKの発話を妨げるものではない。一方、Kの発話には、Jのようなあいづちは見られない。Jのあいづちは、話の進行を助けるものとして機能しているが、適切なタイミングからの逸脱などからJは単なる聞き役ではない。そこには進行役としての存在があると判断できる。単なる聞き役であれば、それほど強くオーバーラップさせることはしないだろうと考えられる。あいづちにおいてもJとKの非対称性が見られる。

さらにJは、普通体が数カ所使われているところがあるものの、多くの発話では「です・ます」という丁寧体を使っている。日本人学生同士の会話の場合、初対面であっても丁寧体が使われるだろうか。会話のはじめの部分では丁寧体であっても後半は普通体になることは想像できる。今回分析対象となった会話では、最後まで日本人学生は丁寧体を主に使っている。しかし、留学生であるKの発話は、丁寧体、普通体、文末省略が混在している。Jの丁寧体が目立つのはなぜだろうか。

話し手が普通体ではなく丁寧体を使用するには、さまざまなファクターが関係している。菊地（1997）は、敬語の使用には社会的ファクターと心理的ファクターが関係していると指摘しており、社会的ファクターについては、場面および話題と人間関係（話題の人物や話し手と聞き手間）に分けて説明している。ここでの人間関係には、上下の関係、立場の関係、親疎の関係、内／外の関係がある。丁寧体を使うことでJはKとの関係をどのように捉えているのだろうか。また、Kがそれほど丁寧体を使用していないということから、ここにおいてもJとKの非対称性が浮き彫りになる。

普通体を使用している例として、17行目、53行目にそれぞれ「それは全然気にしなかったな」、「そうなんだ」があるが、それは、Kの話の内容に対して一種の感嘆を示

しているものである。つまり、普通体を使うことで相手との距離感を縮め共感性を表していると言える。Jは、その後普通体から「です・ます」の丁寧体に戻すことによって、再度Kとの距離を置くことを行っている。丁寧体の使用は、上下関係や親疎関係によるものというより、ここでは丁寧体を使用することでJはKと距離を置き進行役を果たしていると考えられる。40行目の「おれ」を42行目では「ぼく」と丁寧な表現に変えるところも同様なことが言える。一方、Kの方は、決してJの丁寧体の使用に合わせて丁寧体を使うことはしていない。終始、普通体を主に使い部分的に丁寧体の使用が見られる。このことからKもこのような非対称性を受け入れていると解釈できる。すなわち丁寧体と普通体の使い分けが単に参与者間の親疎関係などのような当該の相互行為にとって外在的な属性に依存するだけではなく、むしろ相互行為の組織そのものために貢献できるものであり、参与者たちにとって利用可能なものとして存在することがわかる。筆者のデータであるグループディスカッションにおいては、非母語話者である外国人留学生が丁寧体を主に使用し、母語話者である日本人学生は一貫して普通体で発話しているという逆の現象が見られた。この点については、さらに詳細に分析する必要がある。

以上、JとKの相互行為の具体的な展開を観察することを通して、その中に非対称性を確認することができた。また、「日本人」というカテゴリーが「非日本人（＝韓国人）」との非対称性においてレリヴァントであることは、参与者たちが知識・経験を語る権利を実際にどのように配分し合っているかという点にも示されていることが分かる。

既に述べたように西阪（1997）は、ラジオでの留学生へのインタビュー番組を分析し、「日本人であること」「外国人であること」が相互行為的に達成されることを明らかにしている。さらに、「日本人」「外国人」というカテゴリーを用いながら、一般的期待にしたがって、一定の知識・経験を優先的に報告する権利を互いに配分し合うことにより、それぞれ「日本人である」「外国人である」ことを成し遂げているとしている。すなわち、日本人は日本、日本人、日本語について外国人より優先的に報告する資格をもつと期待されている。また、外国人、例えば韓国人は日本人より優先的に韓国について報告する資格をもつと期待されている。しかしながら、これらの期待は、実際に、例えば日本人が日本についてよく知っていることを意味しているのではなく、事実とは無関係に維持される期待である。

本稿の分析対象である日本語で行われた会話において、Jが進行役を果たしていたという観察が見られたのは、日本人であるから日本語に関わることについては優先的に何かをする資格もっているという期待があったからだと言えるのではないかと（これについて西阪は「日本語の所有権」という表現を使っている）。つまり、日本語による会話では、KもJの進行役を認めているということから日本人であるJへの同様の期待がK

にもあることが分かる。そして、Kは、45行目で徴兵制は「やらない方がいい」と話しているが、その後話題がJによって変えられた。しかし、57行目で再度「やらない方がいい」と主張している。これは、徴兵制を経験した（この会話からは分からないが、Kは徴兵制を終えている）Kであるから語る資格があるという期待が実行されていると解釈できる。すなわち、日本人学生は「日本人であること」、韓国人留学生は「韓国人であること」を相互行為のなかで実現させている。そして、日本人と外国人、それぞれに対する上述した一般的な期待が具体的な特徴として会話に観察される。

6. おわりに

以上の分析から進行役を担った日本人学生には「日本人であること」、またそれを許していた留学生には「外国人であること」への期待が根底にあるのではないかとということが見られた。日本語で語られている会話であることから非対称性なるものが窺えたとも言える。西阪の指摘にあるように異文化コミュニケーションは一方が仕掛けたものではなく、相手との関係性のなかでできあがっていくものである。つまり、日本人と外国人が会話しているから異文化コミュニケーションが行われていると考えるのではなく、実際の相互行為の場面で対称性・非対称性や異文化性が立ち上がってくると言える。

今後、日本人学生同士や留学生同士の自由会話をデータとしてさらに分析をすることで相互行為における非対称性や異文化性というものに迫ることができると考える。また、今回は日本人学生が常にリードするという展開をもつ相互行為であったが、どのような環境下において日本人学生、留学生が相互行為において対等な関係性を保つことができるかについて分析していきたい。そこで得られた分析結果は、異文化間コミュニケーション教育に寄与することにつながると考える。

付記

本稿は、平成25年度拓殖大学人文科学研究所の助成を受け行った研究成果の一部である。

謝辞

会話分析にあたって立教大学の小谷真理子先生から貴重な助言をいただいたことに感謝したい。

《注》

- (1) 「会話分析」に対して「談話分析」(discourse analysis) という用語があるが、「会話分析」より幅広い概念をもち、話し言葉も書かれたテキストも分析対象とし、「会話分析」を包括する。
- (2) 人々が日常的に行っている当たり前の相互行為について研究する学問であり、経験的に知っている自明のことを私たちの生活世界 (Lebenswelt) を構成する仕組みとして記述し、そ

の仕組みを解説しようというものである。

- (3) シェグロフらは「条件付きの適切性 (conditional relevance)」と呼び、それによって会話参加者が意図した発話を次の順番に生起させることを確実にすることが出来るのである (山田 1999)。
- (4) レリヴァント (relevant) はエスノメソドロジーに大きな影響を与えた現象学的社会学者アルフレッド・シュッツ (Alfred Schütz) が創始した語であり、私たちの知覚の領域における主題と周縁の構造化などを含む多義的な概念である。私たちは日常生活の中で関連性志向へ注意を喚起し、相互行為においてはレリヴァントである期待を生み、その期待は多層的に交差するとされる。
- (5) 発話連鎖の基本的な単位である。例えば、「おはよう」「おはよう」は「挨拶-挨拶」の隣接ペアである。
- (6) 「順番交代システム」とは、次の話者に順番が移ることが適切となる場所において、どのように発言の機会が分配されるかに関するシステムである (小谷 2011)。
- (7) 会話は秩序だったものだが、時として相手が言ったことが聞き取れなかった、理解ができなかったといった問題が生じる。しかし、会話参加者たちは効率的にそれらの問題を解決するための手続きをもっている。この手続きが「修復」である。
- (8) 文化による相違を前提にしないため、会話分析で文化を扱うことの難しさを小谷 (2011) は指摘し、会話分析の限界に言及している。

参考文献

- 岩田夏穂 (2007) 「留学生と日本人学生の自由会話に見られる参加の対称性と非対称性」『言語文化と日本語教育』33: pp. 1-10.
- 菊地康人 (1997) 『敬語再入門』丸善ライブラリー
- 串田秀也 (2006) 『『そう』と『うん』: ターンスペースと行為スペースへの参加の再組織化』『相互行為秩序と会話分析 — 「話し手」と「共-成員性」をめぐる参加の組織化』世界思想社
- 小谷真理子 (2011) 「会話分析」『コミュニケーション研究法』ナカニシヤ出版
- ゴッフマン・E (1980) 丸木恵祐・本名信行 (訳) 『ゴッフマンの社会学 4 集まりの構造 — 新しい日常行動論を求めて』誠信書房
- サックス, ハーヴィほか (2010) 西阪仰 (訳) 『会話分析基本論集 — 順番交替と修復の組織』世界思想社
- ジョージ・サーカス他 (1995) 北澤裕ほか (訳) 『日常性の解剖学 — 知と会話』マルジュ社
- ジョージ・サーカス (1998) 北澤裕ほか (訳) 『会話分析の手法』マルジュ社
- ジョン・ガンパーズ (2004) 井上逸兵ほか (訳) 『認知と相互行為の社会言語学 — ディスコース・ストラテジー』松柏社
- 杉原由美 (2007) 「留学生・日本人学生相互学習型活動における共生の実現をめざして — 相互行為に現れる非対称性と権力作用の観点から」『リテラリーズ 3 — ことば・文化・社会の日本語教育へ』(リテラリーズ研究会編 くろしお出版) pp. 97-112
- 鈴木聡志 (2007) 『会話分析・ディスコース分析: ことばの織りなす世界を読み解く』新曜社
- デイヴィッド・フランシス他 (2014) 中河伸俊他 (訳) 『エスノメソドロジーへの招待: 言語・社会・相互行為』ナカニシヤ出版
- 徳永あかね (2006) 「接触場面グループに見られる母語話者の共話」『多言語多文化社会を切り開く日本語教育と教員養成に関する研究』pp. 105-116
- 西阪仰 (1993) 「異文化性の社会的構成: たとえば日本人はどうやって日本人になっていくのか」『明治学院論叢』514: pp. 223-249.

- 西阪仰 (1996) 「相互行為のなかの非対称性」『岩波講座 現代社会学第 16 卷 権力と支配の社会学』(pp. 47-66) 岩波書店.
- 西阪仰 (1997) 『認識と文化 13 相互行為分析という視点 — 文化と心の社会学的記述』金子書房
- 西阪仰 (1999) 「会話分析の練習 — 相互行為の資源としての言いよどみ」『会話分析への招待』世界思想社
- 西阪仰 (2001) 『心と行為』岩波書店
- 西阪仰 (2008) 「行為連鎖のなかの敬体と常体」『明治学院大学大学院 社会学専攻紀要』31 : pp. 55-78.
- ハロルド・ガーフィンケル他 (山田富秋他訳) 『エスノメソドロジー — 社会学的思考の解体』せりか書房
- 堀口純子 (1997) 『日本語教育と会話分析』くろしお出版
- 山田富秋 (1999) 「会話分析を始めよう」『会話分析への招待』世界思想社
- Gumperz, J. J. (1982) *Discourse Strategies*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Kurhila, S. (2006). *Second Language Interaction*. Amsterdam: John Benjamins Publishing Company.
- Sacks, H. (1972) An initial investigation of the usability of conversational data for doing sociology. In Sudnow, D. (ed.) *Studies in Social Interaction*, pp. 31-74. New York: Tree Press.
- Schegloff, E. A. (2007) *Sequence Organization in Interaction: A Primer for Conversation Analysis 1*. Cambridge: Cambridge University Press.

付録【学部1年男子学生2名による自由会話（J：日本人，K：韓国人）】

- 01 J う：：ん なんだろう 日本人と韓国人のちがい
- 02 う：：ん う：：：ん .h なんだろうな .h
- 03 (3)
- 04 K あっ(0.5)わたし
- 05 J はい
- 06 K 英語の授業ききながら 驚いたことが うふ
- 07 J [うん] [うんうん]
- 08 K 英語の発音が(.)日本はなんかアメリカ英語っていうより
- 09 J [う：：んうんうんうん]
- 10 K イギリス英語（ ）英語に近かって感じなんですけど。
- 11 J [う：：んう：：んう：：：ん]
- 12 あ：：そうか それはそんなに日本人意識していないんですね。
- 13 K で韓国だけそう発音したのかと思って 中国人の友だちに聞いてみたら
- 14 韓国と同じ発音してて
- 15 J [う：：んう：：んう：：んうんうん]
- 16 K なんかエ：の発音をア：だけにするのが少し
- 17 J あ：：なるほど.h あ：：そうか：うふ それは全然気にしなかったな
- 18 まあ：(.)なんだろう 中学生ぐらいにはたぶん教えてもらってたと思うんですけど.h
- 19 それほど日本人は英語に対してもあんまりなんだろう 勉強の一部としか思って
- 20 ないんで あんまり そういう違いはあるとはおもいませんでしたね：h
- 21 K わたしも詳しくはないんですけどこれについてうふふ
- 22 J [うふふふ]
- 23 う：：ん (1) 日本人ほんとに英語にそんなに意識がないんで こうやってもう英語の
- 24 文字とかもふつうに使ってあの聞くとかも聞けますし、なんかこの間この間けっこう前
- 25 ですけど ダルビッシュ有選手ってわかります？日本人の まあ けっこうあのピッ
- 26 野球のピッチャーとしてすごく有名な選手なんですけど その選手がアメリカのほう

- 27 に行った時に あの 空港で さ あの 取材さ 撮影された時に 服があのア
I will
- 28 survive っていうやつを着てたらしいですよ うふふ で それは関係あるん
ですか
- 29 K (あっ) ()
- 30 J っていうことを向こうの人から聞かれたらしくて いや全然あの日本人はき 気
にしな
- 31 いで着るんで 関係ないですって言ったらしいですけど ほんとに 日本人の感
覚と
- 32 してはそういう感じですかね。
- 33 (3)
- 34 K まあ わたしもこれ韓国で買ったんですけど まあニューヨークって書いて ()
- 35 J [うんうん] [う：んう：ん]
- 36 K あまり気にしない
- 37 J そうだよね ニューヨークニューヨークおしゃれだよね そうでもないそうでも
ないか
- 38 K ()
- 39 (3)
- 40 J おれが思うのはなんだろうなあ (.) .h う：：んそんなに まあ ちょっとあま
り
- 41 いやな思い出かもしれないですけど やっぱり徴兵制っていうのはあるのは違う
なっ
- 42 て思いますね。 .h 日本人, ぼくの的な考えでは日本うふもやるべきじゃないかなっ
ては
- 43 K [いえい
え]
- 44 J それもないですか, やらない方がいいですか。あれはあはは (0.5) あれは男性
だけで
- 45 [やらない方がいい]
- 46 J すよね＝
- 47 K ＝あい 男性だけです。女性も行きたければ行くんですけど 一般例としては行けな
い
- 48 J [う：ん] [なるほど]
- 49 K いです。
- 50 J なんか その 支援みたいな サポートみたいな

- 51K 支援して（ ）
- 52 あい戦闘（ ）方は行けなくて なんかデスクワークみたいな
- 53J [うんうん] なるほどね そうなんだ
- 54 (3)
- 55J まあ
- 56K まあ韓国としてはまあ北朝鮮に向いているから向かっているから必要だと思うけど
- 57 日本みたいになんか敵ない国はやらない方がいいと思う
- 58J [う：：んう：：ん]
- 59 まあでもねえそう言われたって北朝鮮になんだかんだで
- 60 狙われているからねえ。h なんか中国のほうでは 今 その尖閣諸島とか竹島問題
- 61K ()
- 62J があって あの ほんとのところはわかりません 歴史からしてもやっぱりほんとかど
- 63 うかわかんないですけど。 日本のものだって言っているんですけど なんか今
- 64 は反日みたいに日本を敵にしようみたいな思想が中国とかでもあるって聞いたんですけ
- 65 ど韓国はあるんですか？h 今そういう思想っていうか まあちょっと日本いやだあ
- 66 みたいな
- 67K あ：：だから 日本で反韓みたいに
- 68J うんうん
- 69K あるように まあそれは人によって違いますよ あることはある
- 70J [あ：] [あることはあるんだ]
- (0.5)
- 71 まあ日本はたぶんそれほどないと思うんですけどね。 日本 K ポップって東方神起とか
- 72 あのスーパージュニアとかけっこう来てるんで あと女ガールズジェネレーション
- 73 少女時代とかあと カラとか来てるんで それほど日本人の若者にとっては たぶん
- 74 韓国人に対して敵になろうとかそういう気持ちはないと思うんですけどね。

75K あ： まあわたしもそういう感じですけど

76J

[う：：ん]

77K なんかも韓国じゃあ昔にやられたことが多くて

78J なるほど

79K 今の若者はあんまり（ ）ですけど 大人の世代は

トランスクリプトの記号

- [両参与者の発する音声が重なりはじめている箇所を示す。
- = 二つの発話が途切れなくつながっていることを示す。
- () 聞き取り不可能な部分であることを示す。
- (○○) 聞き取り困難だが、「○○」と発したと思われることを示す。
- (.) 0.2秒以下の短い間合いがあったことを示す。
- (数字) 括弧内の数字の秒数の間合いがあったことを示す。
- : : 直前の音が延ばされていることを示す。
- ことばが不完全なまま途切れていることを示す。
- hh 呼気音を示す。
- .h 吸気音を示す。
- ? 語尾の音が上がっていることを示す。

近代日本黎明期の森有禮の「条理外交」にみる アングロアメリカンスタディーズ の運用⁽¹⁾ 事例に関する考察

小林 敏 宏

Anglo-American Studies in Action:
Mori Arinori's *Jyori*-Based Diplomacy in Early Modern Japan

Toshihiro KOBAYASHI

目 次

1. 序論：英学者森有禮の政治倫理
2. 外交のメタ言語：自他並立の「条理」
3. 「文明—文化」外交の軍理
4. 英学の代表的「文明国」研究の構え
5. 結論：特殊と普遍の兵学的折衝原理

天地の道は陰陽にして、陰陽の対は対して相反す。反するに因て一に合す。天地のなる所なり。反して一なるもののあるによりて、我これを反して観合せて観て、其本然を求むるにて候。此故に、条理は即一有二、二開一、二なるが故に、祭立して条理を示し、一なるが故に混成して、罅縫を越没す。反観合一は、即これを繹ぬるの術にして、反観合一する事能はざれば陰陽の面目をみる事能はず⁽²⁾。

— 三浦梅園 (1723-1789)

1. 序論：英学者森有禮の政治倫理

世界史の視点から観ると近代日本の黎明期⁽³⁾の1870年代は国際秩序の再編制期にあたり、日本の国民国家建設において英学 (Anglo-American Studies)⁽⁴⁾の役割が最も先鋭に発現した時期でもあった。森有禮は、英学が兵学パラダイムの中で一種の「敵国研究」⁽⁵⁾として制度化されつつあった1860年代半ばに、薩摩藩の開成所⁽⁶⁾で英学を専攻した。その後すぐに英国と米国へ密航留学し、帰国後は政府の要職に就き、

1870～1880年代まで米国・中国・英国という西洋と東洋の大国間における外交の最前線で活躍した。同時にまた、森は19世紀の米国を外国人の視点からつぶさに観察した19世紀のフランス人政治思想家アレクシ・ド・トクヴィルにも例えられる⁽⁷⁾知識人でもあり、欧米の政治家・上流知識人たちとも交流が深く、彼らの土俵の中に飛び込んで対等に知的議論を闘わすことができる、当時の日本では数少ない代表的バイリンガル知識人・思想家（現在でいう“グローバル・リーダー”）の一人であった。森は1870年代に不平等条約改正の交渉を進めていくに当たり、日本政府の「封建卑屈の精神」⁽⁸⁾に起因する「情実」に訴える外交アプローチを批判し、「公道の精神」から生まれる堂々とした「条理外交」の必要性を説き、それを自ら実践した外交官として知られている。森は自身の有禮という名⁽⁹⁾にも示されている通り、個人も国家も旧世界から新世界の中で生きていくためには学問の基礎に「法」を据えることが何よりも重要であると考えていた。法を何よりも重んずる森は新世界の変化に素早く感応し「条理」という概念をもって外交戦略を展開することになる。

本稿の目的は、その当時外交官・政治家として国内外で活躍した「英学」者⁽¹⁰⁾ 森有禮（1847-1889）によって展開された「条理外交」の原理を理論的かつ実証的に論じていくことにある。前半では、19世紀後半の日本のバイリンガル知識人が東洋の政治倫理の原理として用いた「条理」という用語を日本思想史と国際外交史の中に位置づけ、その概念の輪郭を描出する。後半では、英学の実践の場（Anglo-American Studies in action）であった外交（diplomacy）において、森が「条理」という原理をどのように運用していたかについて検証してみたい。

2. 外交のメタ言語：自他並立の「条理」

森が展開した「条理外交」の条理とはいったい何か？ 英語では一般的に「条理」は reason, consistency, legal logic, the principles behind the law のように文脈によってその訳語も変わってくる。森有禮研究の主要文献の一つである *Mori Arinori* の中でアイバン・ホールもその英訳を reason とし、他の文脈において訳語を変えながら森の「条理」観を論じている（Hall 1973：270-271）。主要な先行研究で論じられている通り、森は確かにその「条理」を reason や reasonable の意味で用いているし、当時の国際政治上の「公道」である国際法（The Law of Nations）に重ねて読み替えていたことも間違いはない。しかし、犬塚孝明は「森有禮の外交思想——条理外交の論理とその展開」の中で「「リーズナブル」、すなわち森の言う「条理」が、道理的とか合理的とかの訳語を越えた概念であることは想像に難くない。強いて言えば、相互に責任と義務を伴う国際上の道理、ということになるかもしれない」と論じている（2005：27）。ここで我々

近代日本黎明期の森有禮の「条理外交」にみるアングロアメリカン スタディーズの運用事例に関する考察は犬塚が森の用いた「条理」という用語を「道理的とか合理的とかの訳語を越えた概念」と述べている点に注目したい。森が外交上重んじた「条理」が reason 以外の英訳語を包摂するような高次元の概念であるとするならば、それはいったいどのような上位概念であったのか？ reason とは因果関係を logic という《手段》を用いて説明する知的営みを意味する言葉であるが、森の用いた「条理」が手段としての reason の概念に収まらない国際法上の「公道」の理とするならば、「条理」とは如何なる概念であったのか？「条理」の世界観の中で展開される外交 (jyori-based diplomacy) の全体像とは一体どのようなものであったのか？この森の「条理外交」の本質について今一度さらに突き詰めて考えてみる必要がある。

2-1. 三浦梅園の条理学：反観合一

「文明開化」時代の政治的文脈の中において用いられた「条理」という用語の吟味については、安西敏三が「福澤諭吉における政治原理の構造と展開」(1983)の中で詳細に論じている。また、安西は「条理」の基本的概念の起源について「「条理」とは確かに『孟子』(万章編下)の用法に由来するものではあろう。しかし自然哲学であるにしる、そこには法則性が内包されている以上、(三浦)梅園の言う「条理」がより適格的であると思われる」と述べている(安西 2011: 13)。三浦梅園(1723~1789: 江戸中期の思想家)が体系化した条理学が福澤の政治思想に与えた系譜学的な史実については安西の綿密な研究で徐々に明らかになりつつある。

三浦梅園は福澤が最も尊敬していた思想家の一人である。梅園の思想の源は経書の中核にある『易経』に存在する。『易経』の“二つにして一つ”(「二而一」)という陰陽思想の弁証法的⁽¹⁾世界観から生み出されたのが梅園の条理学である。梅園が体系化した条理学の思想を一言で云い表すと、それは「反観合一(分析—統合)」ということになる(三枝 1978; 安西 1983)。反観合一としての条理とは、相対立する「特殊と普遍」をより高い次元で一つに包摂統合し、より新しいものへと「造化」する自然の理(「天地の道」)を意味する。「文明開化」の中で「特殊」な日本が「普遍」を表象する西洋の衝撃(Western impact)を受けた際に、「条理」という言葉は代表的知識人たちによって頻繁に用いられていた。幕末・明治初期啓蒙思想の福澤の代表作といわれている『西洋事情』(慶応2年—明治3年: 1866-70)や、西洋と日本の文明の特徴を論じて日本のとるべき道を示した『文明論之概略』(明治8年: 1875)の中でも、「文明」論のキーワードの1つとして「条理」という用語が何度も繰り返し使われている。この事実から福澤が梅園の条理学から少なからぬ影響を受けていたであろうことが推測できる(安西 2011)。さらに、福澤が『文明論之概略』で論じた西洋の「文明(civilization)」という翻訳語自体がやはり『易経』を中心とした中国の古典から借用されているという事実も、彼の

議論の母体が梅園の思想的系譜に連なっていたことを裏付けている。本稿における我々の関心事は、三浦一福澤を繋いでいたその「条理」の思潮が、さらに福澤から森へと流れ込み、森の「条理外交」にも繋がっていったのではないかと、という作業仮説を掲げて検証することにある。

2-2. 国際法と条理

森の「条理」外交論は、畏友であった福澤と共に明治6年（1873）に啓蒙思想を普及させるために「明六社」を設立し、機関誌『明六雑誌』を創刊したことに始まる。森はこの学術雑誌にスイス人の国際法学者ヴァッテル（Emerich de Vattel）が著した『国際法（*Le Droit des gens*）』の英訳版の抄訳を掲載した。同時に「独立国権義」を寄稿し、日本は国際法上の「自由独立」国であり、列国と対等条約を締結すべきであり、国際法に基づいて外交貿易を行うことが重要であることを力説した。また同時期に同様の主旨に基づいた外交建言書二編（「外国交際ヲ正スノ議」「情実法ヲ非トスル説」）を太政官正院と三条太政大臣宛に送っている。その中で、国内の事情を説明し相手国に理解を求める「情実」を用いた外交を廃止し、これからは「条理」をもって外交を行うことが絶対に不可欠であると訴えた。犬塚が指摘するように、この上の3つの論説に共通する点が外交上の「国際的道義と相互対等の原理の遵守」にあるという点に注目しておく（1986：172-173）。

この「条理」という概念に関して、「明六社」で共に啓蒙思想の普及に努めた森が福澤と同様の考えを抱いていたことはほぼ間違いないと思われる。森が明治7年に主張した「条理外交」の「条理」。福澤が明治8年に『文明論之概略』の中で展開した「条理」。1870年代の代表的「英学」者であった両者は共に反観合一によって「二而一」を意味する「条理」を異文化折衝の原理として重んじていた様子が少しずつ浮かび上がってくる。我々はこの二人が同時期に重んじていた「条理」という概念を如何に読み解けばよいのだろうか？ その手がかりを探るべくもう少しその意味の輪郭をここで明らかにしておく必要がある。ブリタニカ国際大百科事典によると「条理」とは以下のように定義されている。

条理（*naturalis ratio*; *Nature der Sache*）：物事の道理・筋道のことで、理法、事物の本性などと表現されることもあり、裁判において、成文法や慣習法の欠陥を補充するために採用されることが多い。社会通念、公序良俗および信義誠実の原則なども条理を表現しているといえる。日本では1875年の裁判事務心得で、「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ慣習ニ依リ、慣習ナキモノハ、條理ヲ推考シテ裁判スヘシ」（3条）と定めている。諸外国の立法では「自然的法原理」（オーストラリア）

近代日本黎明期の森有禮の「条理外交」にみるアングロアメリカン スタディーズの運用事例に関する考察

「法の一般原則に従って」（イタリア）などの表現を用いている。条理に法源としての地位を認めるべきか否かについては、その内容が不確定的、流動的であるだけに、異論が多い。

ここには「条理」とは「物事の道理・筋道」であり「理法，事物の本性」と定義されている。裁判においては「成文法や慣習法の欠陥を補充するために採用される概念」となっていることが理解できる。その裏付けとして、福沢の『文明論之概略』が出版された1875年に制定された「裁判事務心得」の3条にも、民事裁判で「成文法がなければ慣習法に準拠し、慣習法もない場合には、條理に従うべき」と書かれている。この論理を国際政治に敷衍してみれば、成文法は「国際法」the Law of Nationsとなり、慣習法は「国際礼讓」the Comity of Nationsに当たり、それ以外は「理法，事物の本性」つまり「条理」に従うべきである、ということになる。

しかし当時の「万国公法（列国公法）」とは「文明」化されていない国はその適用外にあった（西川1995；松井1974）。1870年代の世界（国際秩序）の中では成文法としての「国際法」は実質的にはthe Law of Western Nationsであり、慣習法にあたる「国際礼讓」もthe Comity of Western Nationsであった。不平等条約改正に奔走した外交官の森が不満であったのはまさに東洋という「他者」を排除・差別する欧米の「公道」が生み出す不条理についてであった（犬塚2005）。

一方、「条理」とは特殊性（日本の“文化”）も普遍性（西洋の“文明”）の中へ対等かつ弁証法的に包括融合させることを許す天道であり、人道であるべき「理法，事物の本性」である。梅園の条理学とは「天人（天と人，すなわち今日の言葉でいえば自然と社会の意）ノ全体ヲ見ルガ為ノ規矩準繩ナリ」（三枝1978：119）とある。安西（1983：20）も指摘しているように、梅園は「何よりも自然の合理的・合法的解釈を彼固有の認識論で以て企て、「条理」の学を確立」し、「彼が探求せんとした「条理」は自然界，人間界，人性界にも各々「一物」のそれとして存在している」ものとして理解していた。これは森の「条理」観の中にも通底する論理であった。条理である「天道」に国際外交に携る人間（外交官）も従うべきであると森が考えていたことは、彼が政治倫理 political ethics（“ポリチカルエンツク”）を「人道学」と呼んでいたことから理解できる（犬塚1986：199）。

二国間の外交において「社会通念，公序良俗および信義誠実の原則」が条理であるとすれば、それは実学者・儒学者横井小南が主唱していた政治における「仁の功用」や、共和政治における「至誠至公の天理」とも符合する（同書：87）。横井小楠に私淑していた森が「条理」の道を「仁愛の道」と言っていることから、森の「条理」の意味する世界が見えてくる。（犬塚2005：17）。「仁」といえば儒学の主要徳目の一つであ

るが、四書五経の中の『易経』には「一陰一陽これを道という」（繫辞上傳）とある。この『易経』の「一陰一陽」並立の思想は仁愛の道であり、梅園はそこに条理の学を打ち立てたのである。

2-3. 宗教倫理の中の条理

今日でも俗説では森は旧世界の儒学思想全体を否定し、基督教のエトス（倫理）にかぶれていたと思われることが多いのだが、それは事実とは全く異なっている。森が重視した学校における生徒の「四恩（天子・父母・学校・学校設立者の恩）」への義務⁽¹²⁾などは儒学的エトスのエッセンスに他ならない。森の言説をつぶさに読み解けば、彼が実際には福澤と同様に、東西の宗教のエトスを英学の「採長補短」のアプローチで同時批判的に捉えており、西洋の基督教の宗教的倫理観も東洋の儒教の倫理観の中で消化していたことが分かる。その顕著な例として、森は東洋の道德思想に起源をもつ「条理」の思想を、英国留学時代に出合っ師と仰いだ米国人のトーマス・レイク・ハリス（1823-1906）のキリスト教神秘主義思想⁽¹³⁾の中に読み替えていることなどが挙げられる。森自身が入信したハリスの「新生社」で修業を積んだ同胞の新井奥邃（1846-1922）によれば、ハリスの奥義は「二而一」（“the One-Twain, The Two-in-One）と「一即多」（“God is Theo-Panteos”）の世界であるという（木村 1986：1-2）。新井に惚れ込んだ森が後に主唱することになる「条理」という理念もまさにハリスの「二而一」且「一即多」⁽¹⁴⁾という概念とリンクしているのは決して偶然とはいえない事実である（同書：28；151）。

東洋で天道の原理といえは、西洋でいう倫理の究極の法源である「神」に対応する概念に相当する。森は明治6年（1873）に日本の国教（state religion）の必要性についてマックス・ミュラー（1823-1900）に意見を求めていたのだが、後に彼から西洋の神（God）と東洋の上帝（Shang-ti）の違いについて問われた際、Shang-ti（上帝）とは東洋人にとっては西洋の宗教の人格神のようなものではなく、「至高の存在であり、すべての正義と慈愛の施与者（“The Supreme Being and the Dispenser of all justice and benevolence”）」であると森は返答している⁽¹⁵⁾。ここで森が西洋の法源である絶対神を東洋の法源の天道に読み替えていることが読み取れる。また、明治5年（1872）に三条実美に宛てて英文で書かれた「日本における信仰の自由（*Religious Freedom in Japan*）」の中で述べた「自然または造化者（Nature or the Creator）」という表現も、その文脈からも儒学でいうところの天道＝自然の意味で読み替えられていることが分かる⁽¹⁶⁾。

ここでなぜこのような森の“宗教観”に関連する事例を挙げるかといえば、それらがすべて森の「条理」観に繋がるからである。その証拠として森は先に挙げた『明六雑誌』

近代日本黎明期の森有禮の「条理外交」にみるアングロアメリカン スタディーズの運用事例に関する考察に掲載されたヴァッテルの『国際法』を「宗教」というタイトル論文の中で取り上げ、法の下における信教の自由を説いている。同様に、『明六雑誌』に森が寄せた論文「妻妾論」でも、法の下に夫婦は対等であるべきで、女性にも男性と平等の権利と義務が与えられるべきであると述べている。ここのところが理解できれば、森が後に中国（清）の李鴻章との外交上の対話（明治9年：1876）の中で開陳した自身の女性観（“... created by the will of the Supreme Being”）や、外交官として英国滞在時における言説（「英京退去に際し會見筆記」明治17年：1884）に記録されている森自身の宗教観（“practical religion”）を規定する「倫理」の意味が、まさに「一而二」と「二而一」という天の下の平等の思想である「自他併立」の「条理」そのものであったことが理解できるようになるのである。

2-4. 政治倫理としての条理

さらに、森の指導の下で作成され出版された『倫理書』（明治20年）の中で、人の道が「普通感覺二於テ、道理トスル所ノ者」と定義され、人間社会を律している「自他ノ並立」（“the Co-operation of Self and Other”）の原則を行動規範に照らしさえすれば、善悪の判断基準としては十分である、と述べている⁽¹⁷⁾。先に見たようにこれが森が政治倫理（“ポリチカルエンツク”）を「人道学」と理解していた所以でもある。森が「自他並立」を倫理観の基盤に置いた背景を考える時、梅園の「条理」思想の源にある易経（＝四書五経の中核となる経）の「陰陽」の概念やハリス（スウェーデンボルグ派キリスト教）の「愛」（アガペ）の倫理哲学にみられる「一而二」且「二而一」の弁証法的世界観を無視することはできない。森の「条理」観は東西の倫理哲学思想が交錯し融合する異文化体験の中に重層的に形成されていたものと考えられるからである。

このように森にとっての「公道」に従う「倫理」とは天の下の対等を担保する「自他並立」の道（原理）である。「男性と女性」や「東洋人と西洋人」というように相対する者同士に等しい（自他並立の）地位を施与し「二而一」と造化する天の道であった。つまり、相対立する者を反観合一によって一つに融合させるのが法源としての「条理」なのである。不平等な条約によって「自他並立」の道が順守されていない不条理な国家間の外交において、「特殊と普遍」に共に対等な地位を担保する「条理」という法源を外交官である森が引き合いに出したのは当然至極のことであった。

三浦梅園が探求した「条理」とは「自然界、人間界、人性界」の多種多様な具象レベルにまで存在する法であり、人間社会では「倫理」を貫く原理となった。同様に森にとっても「条理」とは自他並立的に個人間から国家間に至るまで貫かれるべき「倫理」であった。森はまさにそれこそが「仁愛の道」であり人道学（“ポリチカルエンツク”）と考えていたのである。彼は仁愛の道を担保する法律を「国礎の学」にすべきであると考えて

いた。日本の法は英国の法に比べて「我法は不理且人情に遠き法のみにして実に慚愧に堪へ不申候。斯る弊法を持して争て国家の改良を得ん」⁽¹⁸⁾と述べている。森は自国の「伝統の古法」と「万国の法制（万国公法）」を折衷し「国情と歴史的伝統性に立脚」した「公平不拔」な法制を打ち立てることが急務であると考えていたのである。人の情を汲み取る「仁」と、人の知を貫く「義」の両者を兼ねた法の重要性を訴えていたと言えよう。これは人間の「感性＝情欲＝仁」と「知性＝意智＝義」の双方を備えた「人の心」を意味する「条理」そのものを云い表している（安西 1983：14-15）。

森の世界観の中には、日本文化の特殊な「伝統の古法」を西洋文明の普遍的な万国公法（国際法）と折衷し「自他並立」の関係を実現せんとする政治理念があった。その理念の源泉が梅園が説いた「条理」という概念にあったのではないと思われる。森は日本のみならず欧米に対してもその「条理」をもって外交する重要性を訴えていた。「情実」をもってひたすら訴え、相手国に日本の「特殊」な国内事情を「察してもらう」という受身な外交アプローチを用いることを止め、彼らに日本国内の「特殊」な「政情」に対してさえも一定の感情的な配慮（仁）をもって認めさせ、それを「義」をもって要求できるような「普遍的」で法的な上位概念が必要であると考えていたのである。森にとって、それが梅園の説く所の「条理」という概念であったのではないと思われる。

国際政治における二国間の外交上の文脈で意味する「条理」とは、「二つ」である「自己と他者」が対等で「一つ」に共存することが求められる「自他並立」の原理である。それはまさに各国の特殊な「国情と歴史文化的伝統性」を尊重する「国際礼讓」を理解する情（仁）と、「文明国」の普遍的な国際法を遵守する知（＝大義）を要求する理念に他ならない。つまり、森の「条理外交」の「条理」とは、「文明国」の国際法（成文法）や国際礼讓（慣習法）にさえ見られる欠陥を補充するために引き合いに出された東洋（日本）の「文化」思想を起源にもつ法的上位概念であったことが理解できよう。

このように、森にとって外交において「自他並立」を実現させるためにも、西洋「文明」の法的概念と東洋（日本）「文化」の法的概念の「接ぎ木（grafting）」問題は避けずは通れない最重要課題の一つであった。森が「自他並立」という「条理」を外交のバックボーンに据えながら、「文明国」との間に締結されていた不平等条約の改正に向けた国際交渉を行っていた点に関してはすでに先行研究においても論じられている（犬塚：2005）。

本稿においては、先行研究ですでに提出されている議論をさらに発展させ、森の「条理」という政治倫理哲学原理に基づく国際外交は、政治経済面（political economy）における国家間の主権に格んだ“不条理”を是正するためにのみ展開されていたのではなく、東西文明間の文化政治（cultural politics）⁽¹⁹⁾全般における“不条理”の改善を目的に展開されていたものである、という作業仮説を設定し、その検証を以下に進めて

近代日本黎明期の森有禮の「条理外交」にみるアングロアメリカン スタディーズの運用事例に関する考察
いきたい。

2-5. 「文化外交」の中の条理

管見によれば、これまでの英学史や森有禮研究の先行文献においては、森の文化政治面における「条理外交」を本格的に論じているものは見当たらない。森が展開した外交の「文化」面について歴史的・現代的意義に関する考察を最初に行ったのはアイバン・ホールである。ホールは森が1871～73年に米国で、1880～84年に英国で展開した文化面の外交を「文化外交」と呼び、その新しい外交スタイルを高く評価している⁽²⁰⁾。そして森を「日本の文化」を世界にいち早く紹介した日本の「先駆者であった、といわなければならない」と述べている。さらに文化面における外交の重要性を認識していた点に関しては「もっと広い意味で、森は日本におけるだけではなく、現に20世紀にのぞむ各国の文化外交官たちの先駆者であったかもしれないのである」とさえ論じている。日米関係史を専門とする歴史家入江昭もホールの見解と同じ立場をとっており、森の外交業績の再評価の必要性を論じている⁽²¹⁾。

一方で、現在から40年以上前（1972年）にホールによって行われた森の外交スタイルの先駆性に対する歴史的評価があるにもかかわらず、国家の「文明開化」のスローガンの下で展開された森の「文化外交」と「条理外交」の関連性についての分析は未だ十分に行われていないのが現状である⁽²²⁾。当時の研究の性質上これは仕方のないことではあるのだが、ホールの考察の中でも日本語の「文化」と「文明」という翻訳語が惹起する文化政治的なニュアンスにまでは十分に注意が払われていなかったように思われる。まず、ヨーロッパにおいて「civilization や Kultur の語自体が近代、すなわち18世紀後半の新語であり、両者は対抗概念として形成されてきた事実」がある（西川1991：38）。明治維新以降、ヨーロッパを自国の「文明開化」の発展モデルとして輸入した近代日本においても、「文化」と「文明」という翻訳語は文化政治的なコンテキストの中で拮抗し合いながら受容された用語である。「条理」という用語が『孟子』からの借用語であったように、「文明」や「文化」という漢語表現自体も、civilization と Kultur (culture) の翻訳語として中国の古典である『易経』や『書経』から借用されたものであり、その使用法は明治維新後の日本でそれぞれが独自の意味合いを帯びて定着していったものである（西川1992）。しかも、明治初期の日本では「文化」も「文明」もどちらも civilization の訳語として使われることが多く、人によって用法も異なることが少なくなく、用語の定義は渾然とした状況にあった（Kultur (culture) = 「文化」という図式が定着し始めるのは明治20年以降である）。

このように、近代日本の「文明」受容の過程における翻訳語を吟味する通時的な「文化」意味論的視座が欠けてしまうと、ホールが注目した森の「文化外交」の本質も正確

に認識することが難しくなってしまうのである。現代の日本から振り返ってみればそれは日米間における人的交流や文化の紹介などの面において確かに「文化外交」とも呼ぶことができる側面があったことは間違いない。しかし、「文化外交」という日本語や cultural diplomacy という英語表現の感覚をもって 19 世紀後半（1870-80 年代）に森が展開した独自外交の本質を掴み出すことはできない。ホールは、森が行った「文化外交」とは「単なる日本紹介というような消極的なところに止まらず、日米関係および日本の近代化のことに関して、教育・宗教・言語・政治体制・近代化の方法論というような大きな課題に積極的に取り組んだ」外交であった、と述べている（ホール 2003：15）。しかし、国家建設においてそこまで広範囲の領域に及ぶ諸問題を同時に解決すべく試みられた人的交流を「文化外交」と呼ぶにはだいふ無理があるのではないか？ 当時の森の意識の中で最大の関心事になっていたのは「文化（culture）」ではなく「文明（civilization）」ではなかったのか？ それは森に限ったことではなく、彼の盟友でもあった福澤に代表される時代の最先端にいた当時の知識人たちも皆そうではなかったのか？ 明治初期には国家の発展モデル研究に大きな影響を与えたフランスソワ・ギゾーの『ヨーロッパ文明史』やバックルの『イギリス文明史』やラボックの『文明の起源と人間の原始的条件』などはみな「文明」を最大のテーマとしていたのであり、「文化」を主題に扱っていたのではない。当然、福澤もギゾーとバックルの著書を「下敷きにして、明治の日本人の立場から「文明」概念を徹底的に分析し、理解しつくしたという印象を与える驚くべき書物」を出版している（西川 1991：47）。それが有名な『文明論之概略』（明治 8 年：1875 年）であった。明治 5 年に世界を視察した岩倉使節団の文書や『米欧回覧実記』のキーワードも「文明」であったのであって、「文化」ではなかった。「文化」ということばが日本で一般的に使われるようになるのは nationality の翻訳語である「国粋」が現れる明治 20 年代まで待たなければならないのである。この言語社会的事実、西洋の「文明」国ナショナリズム（またはインペリアリズム）に対抗する日本の「文化」国ナショナリズム（インペリアリズム）の文脈が現前する明治 20 年代までは、「文化」という言葉の定義が明確にされてない混沌とした状態にあったことを示唆している。明治 20 年以降になって初めて「文明」と「文化」はそれぞれの形で「（先進国型と後進国型）国民統合のイデオロギーを表して」いくのである⁽²³⁾。

こうした視座に立ってみると、「文明」と「文化」という翻訳語が定着し始める以前の混沌とした「国語」状況の中にあっても、森はすでに後進国日本の立場から先進国との間に存在する《文明—文化》イデオロギー上の「不条理」の問題に取り組んでいた様子が文化地政学的コンテクストの中で解釈できるようになる。ここでいう不条理とは西洋諸国と日本との間にそびえる人種・民族的偏見・差別観に基づいた「不平等な関係」のことを意味している。だからこそ森は「条理」に従って英国との外交折衝の現場にお

いては、あえて意識的に Eastern civilization と Western civilization という対等な東西「文明」の関係式を作り出している。さらに、それを敷衍しながら Japanese civilization（日本文明）と English civilization（英国文明）という日英対等関係のプラットフォーム（≒level playing field）を設定し、その上で「自己と他者」の強さと弱さの比較を試みているのである⁽²⁴⁾。「文明」を追いかけ始めたばかりの後発国である日本が「文明」国であるというのはいささかおかしく思えるかもしれないが、それこそが森が意図的に用いた文化政治上の外交レトリックなのである。これは、東洋の小国であっても日本を帝国（Empire）と称し、大英帝国（The British Empire）に対抗するものと位置づけた森の基本的な外交姿勢と同様のレトリックである⁽²⁵⁾。後述するように、森の英文外交言説の中には、政治・経済・教育・宗教・言語のすべての領域において自他並立という「条理」をもって東西「文明」の差異を対等な関係式（レトリック）の中で弁証法的に《反観合一》し、平和的かつ友好的な関係を実現していこうとする姿勢を見とることができるのである。

このように、ホールが形式知化した森の「文化外交」は、近代日本の文化の発展過程の文脈に時系列的に位置づけながら、「文明（先進国）—文化（後進国）」間に存在する「不条理」のイデオロギーを調停する「条理外交」として捉え直す必要があることが理解できよう。次に、森が外交のコンテキストの中で実践した「文明国」研究の英文テキストの中に脈打つ「条理」のロジックを具体的に跡付けてみたい。

3. 「文明—文化」外交の軍理

1870-80年代に亘った「文明—文化」間で「英学」者森有禮が発信した英文外交言説の内実を「条理」というキーワードで読み解いていくためには、英学の「兵学的」構えを確認しておく必要がある。洋学（蘭学）の伝統を引き継ぎながら、幕末（1850年代後半～1860年前半）に制度化されつつあった初期英学の「敵国研究」の思潮は、明治初期（1860年代後半から1870年代）に中期英学の「文明国」研究へと流れ込んでいくことになった。代表的「文明国」研究として福澤諭吉の『西洋事情』や『文明論之概略』はよく知られているところである。しかし、福澤の畏友であった森が1870年代に米英で展開した「文明国」研究は福澤のそれよりも数段スケールの大きなものであった点については現在においても十分に評価されていないように思われる。福澤の「文明国」研究（『文明論之概略』）から生み出された言説は国内の日本人を啓蒙するため日本語で書かれていたのに対し、森の「文明国」研究から生まれた言説は主に英米両国の英語言説共同体（English discourse community）を啓蒙するために英語というメディア（medium）を利用して書かれたものである。それは外交という土俵に働く文化地政

学的力学を見据えながら米英両国の「世論」形成を図ろうとしていた英文言説であった。ホールは、森が外交官の立場を活かし「英文をもって、日本のことだけでなく、日本人の眼で見た西洋のイメージ、すなわち西洋に対する批評や批判を、広く西洋人に向かって伝えよう」としていた点に注目する⁽²⁶⁾。確かにそれは「森の「文化外交」ともいべき活動を、著しく裏付ける証拠に」なっていることは間違いない。だが、我々はこのホールの指摘を踏まえた上でさらに森の英文外交言説に「条理」の視点を加えてもう一步先まで読み解いていく必要がある。なぜなら、森の外交全体を通覧してみると、そのもう一方で西洋人の眼で見た日本のイメージ、すなわち日本に対する批評や批判を、広く日本人に向かっても伝えようとするポジションをもとっていたからである。森の英文外交言説は、間接的に日本語を話す同胞の日本人をも意識して書かれていたものであった。

森は「条理」外交における政治文化空間において、西洋諸国の側にも日本の側の双方に誤解と偏見による「不条理」（＝不平等＝差別）が存在していることを堂々と問題化した。そして、それを正し「自他並立」を実現すべく「敵国＝文明国」の言語共同体（English discourse community）の中で言説介入（discourse intervention）を行っていたのである。彼は英学の実践の場でもある外交というコンテクストで英文テキストの受信（decoding）と発信（encoding）を同時かつ双方向で（interactively）行った人物である。英学史上でインターアクティブな英語運用の実践スタイルを近代日本の外交の中に確立したパイオニア⁽²⁷⁾が「若き森有礼」（犬塚 1983）であった。

我々はこの当時（1870-80年代）の森の「文明国」研究の英文外交言説にみられる最大の特徴を、「条理」という包括融合原理を軸にした「反観合一」のアプローチ（構え）の中に見出すことが可能である。こうした複合的な視座は、明治20年以降に定着した「文化」という翻訳語の吟味がないままに用いられてしまう「文化外交」という表現ではどうしても捉えにくい。なぜなら、そのままでは森が取り組んでいた《文明—文化》意味論的に複雑に絡み合った諸問題の本質に焦点を当てにくくだけでなく、森の外交活動全体を突き動かしていた行動原理への接近ルートが遮断されてしまうからである。

森の「条理」観と外交手法を考える上でも、近代日本における英米の「文明」受容プロセスの中で、舶来の西洋「文明」と土着の伝統「文化」との間に一種の「闘争」が行われていた事実を看過することはできない。そこにはどうしても文化政治（cultural politics）的アプローチが必要になってくるのである。森の行った外交とは、西洋の「文明」（Western civilization）と日本の「文化」（Japanese culture）との間に生まれる「不条理」の相克の試みでもあった。より正確に言えば、それは古来長い期間をかけて東洋の中華文明（Chinese civilization）を受容することによって生まれ、そこから独立した日本「文化」⁽²⁸⁾が、今度は英米共同体（Anglo-American community）が牽引する西洋文明を受容し、これに挑戦するために生じたパラダイム転換の試みであっ

近代日本黎明期の森有禮の「条理外交」にみるアングロアメリカン スタディーズの運用事例に関する考察
たといえる（後述するように森自身がこのことを1873年の英文外交言説で語っている）。
外交上で繰り広げられたパラダイム転換の試みは一種の「文明—文化」闘争の様相を呈
したのである。ここに我々は兵学の「敵国研究」の構えが要請される契機を見出すこと
ができる。

翻ってこれを英学史の観点から論じてみると、森の1870～80年代の「文明—文化」
外交活動の記録である英文言説は、佐久間象山⁽²⁹⁾に代表される兵学マインドを有した
知識人による「敵国研究」の系譜に連なる代表的「文明国」研究として捉え直すことが
可能である。この「文明—文化」闘争の文脈の中で展開された英文外交言説が「文明国」
研究であったのであれば、そこには「敵国研究」の構え（心性）があったと考えるのが
自然であろう。受容し凌駕すべき文明国というライバル（競合相手＝敵）の研究には、
自ずと軍略という兵学のスキームが組み込まれている。つまり、そこには「採長補短」
の構えが潜んでいるということだ。「敵国研究」とは兵学の伝統を引き継ぐ「武として
文」の精神（「彼を知り己を知れば百戦殆からず」『孫子・謀攻』）によって生まれている
ものであり、その研究手法には「彼を知る」アプローチが欠かせない。同時にそれは
詰まるところ「己を知る」研究でもなくてはならない。となると、森が英語で行った
「文明国」研究の行き着く先は「日本」研究⁽³⁰⁾であったということになる。「文明国」
研究には常に「自国」の改善（＝採長補短）に狙いを定めて反転する「敵国」研究の様
相が帯びてくるからである⁽³¹⁾。

かつて兵学パラダイムの中で発展した洋学（蘭学）⁽³²⁾において杉田玄白は日本最初の
西洋解剖書の翻訳を行い『解体新書』（1774）を出版した。その際、杉田は兵学書から
ヒント（兵学の「軍理」）を得て、自ら取り組んだ医学の原理を「医理」と呼んでいた
（野口1999：7-12）。蘭学と同様に、そのデリバティブでもある新しい洋学（英学）も
また兵学のパラダイムの中で発展している⁽³³⁾。森も洋学が兵学的様相を多分に帯びて
いた幕末期に英学を学んでいる。若き日に天真流武術を学んだ森有禮が英学を本格的に
志ざす機縁の書になったのもやはり林子平の『海国兵談』という兵学書であった（犬塚
1986：13）。当然、森は兵学マインドをもつ武士階級出身の外交官でもあったわけであ
るから、のちに外交という“武器を使わない戦争”で通用する新しい武の原理（＝「軍
理」）を求めていったであろうことは想像に難くない。これは森に限らず幕末から明治
初期における多くの「英学」者に共通する心性でもあった。当時、福澤や森が発信した
言説に共通しているのは西洋の“長所”を採り、東洋の“短所”を補う必要性を力説し
た点にある。同時に彼らは東洋の“長所”を活かし、西洋の“短所”を批判することを
忘れていなかった。それまで長い間日本で絶対化の対象とされてきた東洋の中華文明パ
ラダイムを西洋の欧米文明パラダイムで相対化し、それらを“弁証法的”に「条理」（＝
反観合一）の構えで融合発展させようとする文化地政学的ポジションを採っていたとこ

ろに「英学」者森有禮の真骨頂があるように思われる。このように、森の英文外交言説もすべて「文明—文化」間で「条理」に照らし合わせながら「採長補短」を狙った、兵学的言説として読み解いていくことが可能である。ホールは「文化外交」を「教育・宗教・言語・政治体制・近代化の方法論」というような大きな課題に積極的に取り組んだ外交と定義した。しかし、そのすべての領域の問題解決に適用できる上位概念は「条理」にあったのである。森が行った「文化外交」とは兵学の構えと「条理」という“軍理”に基づくサムライ外交であったと考えてみると、これまで不可視化されていた森の英文外交言説の重層的な構造がよりクリアに浮かび上がってくる。この点をさらに資料で裏付けるべく、英学の代表的「文明国」研究となっている森の英文外交言説を時系列的に取り上げながらその内実にさらに迫ってみたい。

4. 英学の代表的「文明国」研究の構え⁽³⁴⁾

4-1. 『米国における生活と資源』 *Life and Resources in America* (1871)

1870年（閏）10月に森は米国に少弁務使を任じられ米国在勤を命じられた。外交の「軍理」を「条理」に求めていた森は、その翌年の7月に現地で米国の「解体新書」ともいえる『米国における生活と資源』(*Life and Resources in America*)を米国の政治の中心である首都ワシントン市において出版した。森が発信した英文外交言説の第一弾である『米国における生活と資源』の構成は、12章から成っている。これは彼自身が監修し、日本公使館の米国人秘書のチャールズ・ランマン(Charles Lanman)に編纂させた「文明国」研究である。本書は「文明国」である米国の生活と資源を日本人の眼差しによって米国人のメディア(英語)で詳細に観察・分析・編纂したレポートとなっている。当時はまだ東洋の小国にすぎなかった日本の外交官が米国人の秘書の力を借りながら米国の国内事情に関する視察報告書を現地で出版した意図はいったいどこにあったのであろうか？ その内容は米国のあらゆる領域にわたっている。それはIntroductionから始まり、Official and Politicalでは大統領の汚職問題から共和政体論の警戒すべき点を論じ、Life among the Farmers & Plantersでは農民の生活とその自治主義の評価を行い、Commercial Life and Developmentでは米国のビジネスに対する熱心さに触れ、Religious Life and Institutionsでは米国におけるキリスト教と宗教教育について語り、Life in the Factoriesでは米国の工場の内部環境を記述し、Educational Life and Institutionsでは米国内の教育システムについて論述し、Literary Artistic and Scientific Lifeでは米国の識字力や学問・芸術の推進活動状況を評価し、プロシアの優秀性とも比較をし、Life among the Minerは鉱夫の生活状況について語り、Life in the army and navyでは陸海軍について、Life in the Leading Citiesで

は主要都市の様子を、Frontier Life and Development においては西海岸地域の開拓地の生活について、Judicial Life では米国の裁判制度について記述されている。維新後間もない 1872 年という時点において森がすでに『米国における生活と資源』の中でこれほどまでに詳細な「文明国」研究を行っていたという事実には驚かされる。

同年には文明国（欧米諸国）視察と条約改正交渉のため岩倉使節団が日本を発っており、翌年に森は使節団と米国で合流する予定になっていた。使節団の視察後に「文明国」事情を詳細に記録した久米邦武によって編纂された『特命全権大使米欧回覧実記』などもこの時期の代表的「文明国」研究の一つと見なすことができよう。森がこの岩倉使節団の米国到着に先立って米国研究を行い、それを現地で全面公開（出版）している動きにも注目しておきたい。なぜなら、日本からの使節団が米国に到着する前段の布石として、それが日本人の視点で「文明国」の「強さと弱さ」をありのままに解剖・分析・調査する能力（intelligence）を米国人に「見せつける」外交言説ともなったからである。『米国における生活と資源』の出版効果は、東洋の小国の「文化」水準の高さを「文明国」内で可視化する上でも絶大であったはずである。『米国における生活と資源』は日米外交上において交渉相手国（文明国）から一目置かれる効果をも期待しながら森の主導によって発信された英文外交言説であったのである。

また、この表紙の見開きには For circulation in Japan（「日本における出版流通を目的として」）とある。森の秘書 Lanman によって編纂され翌年の 1872 年に出版された『米国における日本人』（*Japanese in America*）の前書きには、この『米国における生活と資源』は「日本のみで日本語で出版される予定（“intended for exclusive circulation in Japan, where it is to be translated into the language of that country”）」と記載されている。日本人向けに日本語で発信される書が英語で先に米国において出版されているのはなぜなのか？ 森が語りかけようとしていたのは米国人なのか日本人なのか？ この書が想定している読者はいったい誰なのか？ 何を目的として語り手のポジショニング（立ち位置）が双方向に設定されているのか？

その心理を探るべく『米国における生活と資源』に森自身が書いた前書き⁽³⁵⁾を見てみると、そこには国家間に差別と不平等を生み出す偏見の根本原因が国民の無知蒙昧にある、という主知主義的な世界観が描かれている（“the consequence of storing up prejudices, resulting from the want of mutual knowledge of the parties engaged”）。無知蒙昧が国家間の「不条理」（≒prejudices）を生み出しているのであれば、その解消には相手国に関する正しい知識の普及が必要不可欠となる。相互に正しい理解が得られたところには「条理」が生まれ、共に進歩と平和と幸福への道を歩む（“join in the noble march of progress and human happiness”）ことが可能になる。兵学的マインドをもつ森にとって「武」とは相手を斬るための刀⁽³⁶⁾ではなく、外交という、相手に

“武力を用いない戦争”において勝つ（調停する）ために不可欠な法（laws）に関する知識（knowledge）であった。森にとって「条理」とは外交のコンテキストで啓蒙的な知識を運用し「不条理」を平定するために用いた「軍理」に他ならなかった。国家間における敵対心や武力衝突による流血（enmity and bloodshed）の事態を避けるためにも、国家間に潜む偏見（prejudices＝「不条理」）を平定しようとする森の兵学の思想を、この外交言説の中に見て取ることができる。相互理解のための知識は「条理」に基づいて交渉関係国の間で広められておくことがどうしても必要になる（“mutual knowledge of the parties engaged”）。この時期に、不平等条約という「不条理＝inequality」の改正の交渉国であった米国と日本で、同時進行的に「条理」を通しておく必要があった。このような理由により、日本人が日本語で読むべき書である『米国における生活と資源』を米国で先行出版し、日本人の米国に対する深い理解と友好的な姿勢を示しておくことが、外交上どうしても必要となっていたのである⁽³⁷⁾。

4-2. 『米国における日本人』 *Japanese in America* (1872)

上述した『米国における日本人』（1872）は森の秘書を前年まで務めていた Charles Lanman が編纂したもので、森の監修は入っていない（しかしそれが森の意向を酌んでいなかったと考える理由はどこにも見当たらない）。興味深い点は、『米国における生活と資源』が日本人である森が主導して書かれたのに対して、この『米国における日本人』は米国人である Lanman の単著になっており、米国（New York）だけでなく英国（London）でも出版されていることである。さらに森が前年に米国で出版していた『米国における生活と資源』を再びPRするために、この『米国における日本人』の第3部にその再版を載せていることである。1872年は岩倉使節団が米国から英国に移動した年でもある。英国で米国と同時に『米国における日本人』が出版され、その中に『米国における生活と資源』も再版されていることにはいったいどんな意味が隠されているのだろうか？ Lanman は『米国における日本人』の前書き⁽³⁸⁾でこの書を出版した目的を、①岩倉使節団の米国訪問の記録の報告、②米国における日本人留学生のエッセーの出版、③駐米日本人外交官森有禮が監修した『米国における生活と資源』の再出版、にあると述べている。

目的の①をみると、『米国における日本人』が米国だけでなく英国（ロンドン）でも出版されている理由が、英国と岩倉使節団が条約改正交渉に入る前の布石として、米国を味方につける外交戦略の一環であったことが分かる。英国にとって米国とは言語を同じくする Anglo-American community でありながら、歴史的にはアメリカ独立戦争（1765）や米英戦争（1812）で「敵国」関係にもなった国家である。「敵の敵は味方」にする兵学の思想に照らし合わせてみれば、日本はそうした歴史をもつ米国に接近し友好

近代日本黎明期の森有禮の「条理外交」にみるアングロアメリカン スタディーズの運用事例に関する考察
国として味方につけながら英国を牽制する構図も見えてくる。武器を使わない戦争における兵学的外交戦術である。

目的の②にある「英学」者である代表的日本人留学生の Students' Essays の中でも最も目を引くエッセーがある。そこには英学の真骨頂である兵学パラダイムから生まれる敵国研究＝文明国研究の「採長補短」構えが最も明示的に語られている。書き手は E. R. Enouye.⁽³⁹⁾ とあり、タイトルは The Strength and the Weakness of Republics (共和制の利点と弱点) となっている⁽⁴⁰⁾。Enouye は「米国における日本人」に課せられている使命について語り、「米国の連邦共和国の利点と弱点を突き止める努力を欠かさないことが我々日本人留学生にとって最も大事な仕事である (“It is then a matter of the utmost importance to us to endeavor to discover in what lie the strength and the weakness of republics.”) と述べている⁽⁴¹⁾。これはまさに代表的「英学」者の兵学的構え(「採長補短」)に他ならない。この他のエッセーにも同様の批判的精神を見て取ることができる(本書には Enouye の論文が最も多く掲載されている)。

目的の③にある『米国における生活と資源』については先に論じた通りである。森によって監修された本書は「英学」の代表的英文言説であり、“米国における日本人”の一人であった E. R. Enouye の言葉はその精神と構えを簡潔明瞭に表現していたといえよう。また、この英文言説がこの年に英国においても再版された理由は、おそらく目的①とも絡んでいるものと思われる。日本人が(英国でなく)米国を文明の最先端に行く国家であると認知していることを暗にメッセージとして伝える効果もあったからである。これは森が英国へ密航留学した際に、帰国する前に英国を相対化できる米国にも渡り、後に米国が日本における近代国家建設に要請されている改革案を提供してくれるモデル国家と見なすようになっていく事実にも深く関連している。また、前述したように森は「条理」の思想に近い宗教的エトスを米国の新興系基督教の教義の中に発見してから日本に帰国している。英国の国教である聖公会のトップであるエリザベス女王が国家元首でもある英国よりも、国民の信仰の自由を憲法⁽⁴²⁾で保障している米国を文明の最先端国家として見なしていたはずである。森は文明の啓蒙的な知識を「良心の自由」の中で受容するためにも基督教や神道などの特定の宗教を国教として定めることに反対する立場をとっていた。特定の宗教と政治が結びつくとその教義をめぐる紛争や分裂を引き起こすため、対立するもの同士を自他並立の次元で融合統一させる「条理」観に真っ向から反すると考えていたからである。

4-3. 『日本における信仰の自由』 *Religious Freedom in Japan* (1872)

明治維新後には、日本国内では特定の宗教を「国教」と見なそうとする政治勢力が台頭しており、国内の基督教徒を激しく迫害する事態が生じていた。不平等条約改正が政

府の喫緊の課題であった中で、基督教を文化エトスに有する文明国同士間でのみで通用する国際法の「不条理」を正すためにも、日本国内の宗教問題に絡んだ「不条理」はどうしても解決しておく必要があった。そこで森が日本の政府に対して国民の信仰の自由と良心の自由を保障することを訴えるために書いた論文が『日本における信仰の自由』であった。この論文の最大の特徴は英語で太政大臣三条実美に建白書という形で書かれている点にある⁽⁴³⁾。そこで森は「啓蒙されたすべての国家において、特に宗教上の信仰の問題に関わる良心の自由とは侵すべからず神聖な人間固有の権利であるのみならず、それは人間があらゆる営みを推し進めるために最も基本的な要素と見なされている」と述べている⁽⁴⁴⁾。また「政府による国民への国教の強制は厳しい非難を免れないものである。なぜならそうした試みは人間の神聖侵さざるべき良心の自由をないがしろにするだけでなく、人間の魂を破壊する行為であるからである」と主張する⁽⁴⁵⁾。そして「文明の新しい考えがもたらす光に盲目的に敵対心を抱く根本原因であるすべての偏見と無知の悪影響を知恵をもって乗り越えていくことが必要なのである」と訴えている⁽⁴⁶⁾。そしてその解決策が男女を問わず無知蒙昧な人間に光をもたらす知識の普及にあると結論づけている⁽⁴⁷⁾。これは宗教問題について書かれた論文であるが、これは人権論でもあり、偏見と無知をなくし自他並立を保証する政体を希求する嘆願書となっている。

なぜ森はこれを日本人に向けてわざわざ英語で書いているのだろうか？ 吉野作造はこの文書が建白書に擬して尚且つ英語で書かれているのは、日本政府の宗教政策を厳しく批判する米国人を念頭おいていたためであり「一種の PR でにすぎない」と分析している。それに対して森研究者の林竹二は英語で書かれた理由について「森にとってはこの種の内容は英文では容易に表現できても、日本文では困難あるいは不可能と感じられていたにちがいない」と述べ、それは米国人に向けて書かれたというよりも「太政大臣三条実美を首班とする日本政府に対する、齒に衣きせぬ「直言」と見るべき」であると分析している⁽⁴⁸⁾。ホールはその形式面については吉野の立場を基本的に支持しつつ、同時にその内容面については「一種の PR」以上に森の良心の自由に対する思想が表現されていた文書でもあるという立場を取っている（ホール 2003：20）。

我々はここでホールの視点を「条理」の視点から考察してみる必要がある。森は『日本における信仰の自由』を書く前年に、自ら監修した『米国における生活と資源』（1871）の中の「宗教生活と学校制度」（Religious Life and Institutions）の章を閉じるにあたって、自らの宗教観を開陳していた⁽⁴⁹⁾。そこでは著者の意見として「欧米のキリスト教にみられる独善的な考えは日本や中国の宗教の考え方となんら変わることはない」⁽⁵⁰⁾と述べている。また、「この問題は非常に重要であるだけに、筆者の個人的意見がどうであれ、ここでは何かに反対したり賛同したりすることは避けることが相応しいだろう」⁽⁵¹⁾と中立の立場で語りつつも、最後に「「文明」の中には良いものも悪いも

近代日本黎明期の森有禮の「条理外交」にみるアングロアメリカン スタディーズの運用事例に関する考察のも共存しているのであるから、本当のキリスト教観と一般的な「文明」観とを同一視することはできないはずである。しかし、キリスト教の真の精神はそうした（善悪が共存している）「文明」をリードする一つの教えとなっていくべきであろうと思われる⁽⁵²⁾と慎重に結論を結んでいる。先に指摘しておいたように、森の外交言説の第一弾である『米国における生活と資源』（1871）は米国人に向かって英語で書かれていたのと同時に、後に日本において翻訳され日本人に読まれる形式をとっていた。彼はその中で「宗教」問題について語り、キリスト教の独善的な考えを暗に「厳しく」批判していたのである。であるならばその翌年に書かれた別の英文外交言説である『日本における信仰の自由』（1872）も同じロジックで読み解くべきである。この言説もまた日本の政府関係者に対して独善的な「国教（神道）」政策を厳しく批判する内容になっていながら、それが英語で書かれることによって米国人にも読まれる形式が採られているのである。このように、森の英文外交言説は米国の「文明」と日本の「文化」の双方に存在する宗教問題に絡んだ「偏見と無知」を「条理」という高次元において同時に調停すべく、インターアクティブな形式で書かれていることが確認できる。森は『日本における信仰の自由』の後半において日本の「宗教」問題を政治的に解決するための唯一の選択肢は「教育」にあると結論づけている（“Education is our only political safety.”⁽⁵³⁾）。翌年の明治6年（1873年）に、この「教育」というソリューション（解決策）を扱った英文外交言説が同様の形式で米国内で発信されることとなる。

4-4. 『日本の教育』 *Education in Japan* (1873)

明治6年に、森は日本「文化」に新しい「文明」を受容するためのマニフェスト（宣言書）というべき文書をニューヨークにて出版（公開）した。それが『日本の教育』（*Education in Japan: A Series of Letters-Addressed by Prominent Americans to Arinori Mori*）である。これは森の外交英文言説の中でも「きわめて重要な論文」（ホール）である⁽⁵⁴⁾。なぜそれほど重要かといえば、この言説の中には森が抱いていた世界の全体像（Weltanschauung）と「文明」摂取のための方法（「構え」）について詳細に描出されているからに他ならない。そこには日本再生のための方法が最も明示的に開示されている。森が新生国家の基礎は何よりも人材の育成にあると考えていた。人造りのためには「教育」制度の整備が焦眉の急となる。そこには新しい教育制度の下で先進国の「文明」の知識を後進国の日本「文化」へと移植することが近代化（発展進歩）への成功の鍵であるという信念があった⁽⁵⁵⁾。そこで森が「文明—文化」外交の文脈の中において採った「文化」戦略が、『日本の教育』というタイトルの英文言説を「文明国」内で展開することであった。

森はまずこの書の緒論で自ら長文の日本略史を著している⁽⁵⁶⁾。その後には新生日本

の教育に関して「文明国」である米国各界の有力者（15名）たちに意見（インテリジェンス）を求めた質問書と、彼らからの回答の手紙と論文が掲載されている。森は『日本の教育』の出版の目的が日本民族と国家のためにあると述べている⁽⁵⁷⁾。そのために米国の専門家から得られた主要な情報は日本語でも出版される予定である旨を記している⁽⁵⁸⁾。

ここではこの英文外交言説に関して以下の2つの点に注目してみたい。その1つは英文による外交言説の語り手のポジショニングについてである。それは『米国における生活と資源』や『日本における信仰の自由』と全く同様の構えで日本と米国の双方に対して語りかける構えになっており、これは1871年から続く連続した英文外交言説となっていることを示唆している。

刮目すべき第2点はその内容である。この緒論の中には、神話時代に起源をもつ日本文化の発展変容の歴史が綴られている。その骨子は「古来、天皇を中心に据えてきた日本文化は非常に長い年月をかけて東洋の中華文明（Chinese civilization）を受容・消化することによって生まれ、現在はそこから独立しており、現在我々日本人は今度は英米共同体（Anglo-American community）が牽引する西洋文明（Western civilization）を受容・消化する準備を整えている」と要約することができる。英文外交言説である『日本の教育』の緒論は、新生日本のパラダイム転換の歴史的必然性と、西洋文明の受容と消化の試みを公言するマニフェスト文書であったのだ。この言説の最大の特徴は、神話時代から続く「日本文化という方法」と呼ぶべき文明受容力⁽⁵⁹⁾をもって「東洋文明（中国）を相対化」したのと同じ構えで「西洋文明を相対化」しようとしている点にある。「西洋文明」の受容・消化にあたり「日本文化」を“方法化”しているのである。森が国民の育成に拘った理由は、「新しい日本人を創出する方法」が「教育」にしかないと考えていたからに他ならない。さらにそれを文化地政学的観点からみると、英学者森は『日本の教育』という「文明論之研究」の中において「東洋文明（＝中国）」を「西洋文明という方法」を用いて同時に相対化するというポジションをも取っていたことまで見えてくる⁽⁶⁰⁾。ここで我々は「日本文化という方法」をもって「東洋と西洋」の文明を同時に相対化し「日本」の中に反観合一しようとする森の構えに注目すべきである。その「日本文化という方法」を別の言葉で表現すると、それは二而一の原理で東西文明を反観合一させる「条理」に基づいた「採長補短」の兵学的構え、ということができると思う。その構えが最も如実に表れているのがこの英文外交言説（緒論）の最後に取り上げられている宗教問題と言語問題についての言及である。日本文化と西洋文明の「宗教」問題に対する批判的態度が相対的であったことはすでに先の『日本における信仰の自由』の項で見た通りであるが、国内の日本語と英語に関する「言語」問題に対する批判的態度もそれと同じく相対的であったことは別稿で論じておいた⁽⁶¹⁾。

このように、森は『日本の教育』の序文で日本国の「文化」の特殊性を「文明」の受

近代日本黎明期の森有禮の「条理外交」にみるアングロアメリカン スタディーズの運用事例に関する考察
容によってより普遍的なものへと高めていくことができるという、予定調和的な文明史観を開陳していたのであった⁽⁶²⁾。日本の「文化」の中では東西文明は「不条理」によって衝突するものではなく、「条理」の次元によって反観合一できるはずである、という信念が「条理」外交のメタ言語になっていたと解釈できる。

この条理観に基づいた森の「文明—文化」折衝活動は、「日本文化という方法」を活かした教育の問題から、政体（national polity）の問題へと移っていく。そこでは日本「文化」を担保する特殊な政体原理（天皇制）と西洋の「文明」の政体にみられる普遍的な「代議制」の問題について論じられることになる。

4-5. 『日本政府代議政体論』 *On a Representative System of Government For Japan* (1883)

「条理」が反観合一を目指す原理であったのであれば、それが政治のコンテキスト上では当然のことながら国家統一の条理へと行き着く。そしてその国家統一のための要請される条理は自然の成り行きとして政体の問題と結びつくことになる。その思想上の原理的転回の必然の流れとして、森の条理観の中では、文明国の普遍的な代議制と日本の伝統的文化に根差した特殊な天皇制との関係性が問題化されることとなった。その西洋文明の普遍と日本文化の特殊というスキーム（認識の枠組み）で「文明の衝突」の衝撃によって生じる「文化」問題を最も象徴的に捉えた文書が *On a Representative System of Government for Japan* (1883) である。その構成は、第一章「西洋の政治史について」、第二章「日本の政治の特殊性」、第三章「日本の新しい政体における原則」、第四章「國會」となっている⁽⁶³⁾。そしてこの論文の表題の左側には Strictly Private（“極秘”）と書いてある。ホールの分析によれば、森がエール大学の学長の Theodore D. Woolsey 宛の手紙（1884年1月10日付）の内容やその他の資料を突き合わせてみると、この英語論文もやはり「欧米の有力者たちに配ったパンフレットの一部分であると推測される」のである⁽⁶⁴⁾。この文書もこれまで見てきた英文外交言説と全く同様の発信形式をとっている。そこに語られている内容も語りかける読者も英・米国人と日本人の双方を想定しながら英語で書かれている文書になっている。ここでも森は『米国における生活と資源』や『日本における信仰の自由』や『日本の教育』の時と同様に、日本文化の改良プロセスに文明側の関係者（agent）を取り込む外交を行っている。

また、この英文外交言説に見られる大きな特徴は、森の「文明」に対する構えと方法が、他の言説よりもさらに抽象度の高いメタ言語で語られているという点にある。森は「邦国固有ノ政基」⁽⁶⁵⁾に則った「帝国の歴史的な性格と発展との調和に見出しうる最も健全な政治的原則」によって、伝統的な日本の政治文化の特殊性（「帝権統治の純粋性」）に国際的な西洋文明の政治文化の普遍性（「立憲政体」）を結び付ける、日本に固有な制

度を確立することが何よりも重要であると結論づけている。

この言説もまた、西洋文明から学び、その強さを学びつつもその中に含まれる有害なリスク（不条理）を取り除く「採長補短」の兵学的パラダイムの中で展開された条理外交言説として読み解くことが可能である。特殊な文化の利点と弱点を、普通の文明の利点と弱点と突き合わせることで、何を採り、何を回避すればよいかが見えてくる。そこには、日本文化の特殊性の強さに西洋文明の普遍的な強さを融合させることで、日本の特殊性がもつ弱さを改善し、日本文化が西洋文明を凌駕しようとさえする兵学的構えが見える。「日本文化という方法」の母体である「邦国固有ノ政基」の中に「西洋文明という方法」を「接ぎ木 (engraft)」⁽⁶⁶⁾するアプローチである。森はそれを可能たらしめる「文明—文化」間交渉の原理を「条理」という言葉で表現したのである。だからこそ日本の「文化」の特殊性も西洋の「文明」の普遍性も同時に相対化するスタンスを保つことができたのではないだろうか⁽⁶⁷⁾。特殊の原理も普通の原理も永遠に対立し合う二つの関係にあるものではなく、時間と空間の中で「条理」という法に則って弁証法的に一つに繋がっていく（べき）ものでなければならない、と森は考えていた蓋然性は非常に高いのである。

5. 結論：特殊と普遍の兵学的折衝原理

これまでの議論で確認できたように、1870年代日本の代表的英学者であった森や福澤たちが尊んだ「条理」の概念は、西洋の万国公法（列国公法）や正義（justice）とは異なっていた。「国民国家は「文明」の別名であり、文明化されていない国は万国公法（列国公法）の適用外」であった。「文明」とは「普遍」の別名であり、「文化」とは「特殊」の別名でもあった。万国公法における「普遍」とは世界に特殊を作り出し、それを排除する二律背反的な概念であったのである。それに対して「条理」の概念とは、特殊は普遍に包含され、普遍は特殊を包摂する「二而一」という“反観合一”の思想であった。それは自他並立の政治倫理哲学とも深く連関する原理でもあった。森も福澤も排除し合う原理を一つに包摂する日本固有の制度を創り出すことを試みていたといえる。対立し合うのではなく融合させるという東洋的弁証法のプロセスを通して、当時の代表的英学者の一人であった森が、「文明」と「文化」との狭間で「採長補短」を行いつつ、兵営国家であった近代日本の目的（国民国家の建設と安寧）を実現しようとしていたことを、彼の英文外交言説の中にも具体的に確認することができたと思う。国際社会において森が主張した外交の原理原則である「条理」という概念は、西洋中心の国際法を越えた高次元で融合する自然法的原理をも指向していたのである。森は西洋諸国にのみ適応される不完全な国際法を「超歐」⁽⁶⁸⁾する外交の交渉原理として「条理」という概念を

運用していたといってもよいだろう。

明治初期に「文化」と「文明」が闘争し合う重層的位相の中で「条理」という原理をもって国家間の「不条理（＝不平等）」問題を調停する外交チャンネルを切り開こうとしたのが外交官森有禮であった。外交に「自他並立」に導く条理という言葉結びつけ「条理外交」という世界観を提示したのは森が初めてであり、その後もこの言葉を使う人がいなかった。だからこそ、森の兵学的国際外交感覚の中に「条理」という“軍理”が非常に重要な「普遍」概念として位置づけられていたことを我々は見逃してはならないのである⁽⁶⁹⁾。外交上で文明と文化の“神々の戦い”を平定（＝融合）する「軍理」を森は「条理」という言葉で表現していたのではないか、というのが筆者の結論である。森は「条理」という高次元の時空の中で「文明—文化」外交をあらゆる領域で試みていたのである。本稿の考察によって、「文明」（普遍）と「文化」（特殊）という対立構造の中に生じる不条理（人類の無知に対する戦争，人種偏見に対する戦争，男女偏見に対する戦争，国家間の進歩の格差に対する戦争等）を調停し，国家間の対等な地位関係を担保しうる「条理」（自他並立の原理）によって「文明」と「文化」を反観合一し，国内外の諸問題を平和裏⁽⁷⁰⁾に治めようとする森の兵学的外交思想の一端を垣間見ることができたかと思う。森の兵学的折衝原理である「条理」に基づいた個々の英文外交言説がもつ歴史的・今日的意義は英学史の中でももっと正当に評価していく必要があるようにと思われる。今後の課題としていきたい。

《注》

- (1) 本稿で用いる「運用」とは言語学や心理学において用いられる言語運用・遂行能力（performance）のことを意味している。ここでは外交上の実践的コンテクストにおける具体的な言語（外国語）使用・遂行能力と定義しておく。
- (2) 梅園会編（1912）『梅園全集』下巻，弘道館（復刻版，名著刊行会（1979）所収，89頁）。
- (3) 本稿では近代日本黎明期を，幕末1860年代に始まり明治初期の1870年代から80年代に設定してある（西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』を参照）。
- (4) 本論を展開するためにはまず「英学とは何か？」という問いに対する答え（定義）がなければならない。「英学」を英語で表現するとEnglish LearningやEnglish studiesという訳語で表されることが多い。しかし，これでは当時の新洋学の一つであった英学という学問領域に帯びていた文化地政学的かつ百科全書的な特色が完全に不可視化されてしまっていることが問題である。英学の内実が，当時の「文明国」を牽引していた「文明国」のアングロサクソン民族の国家である英国と米国を対象国とした地域文化研究であったならば，それは正確にはアングロアメリカンスタディーズ（Anglo-American Studies）と呼ばれる学問であったといわなければならない。ロバート・イーグルストンの研究によれば，英語圏においては1990年代以降，現代の「英文学」研究（English studies）の射程を政治・経済・哲学などの隣接領域の文脈に拡大する動きがみられる（イーグルストン：2003）。しかし，日本の19世紀の「英語研究 English studies」であった英学（Anglo-American Studies）には，日本特有の歴史文化的要素が含まれるだけに，イーグルストンの提示するような西洋型「英語

- 研究」のアプローチのみでは十分には捉えきれない性格をもっている。これが現在の日本の「英語研究」において「英学」や「英学者」という用語の文化意味論的考察と定義が不十分のままに放置されている理由にもなっている。
- (5) 英学という新洋学のうねりを生み出した背後には兵学の思想が深く絡んでいた。兵營国家論と英学の関係については小林（2011）「英学思想史への一視角：兵学と英米地域研究の弁証法的変容に関する考察」を参照。
 - (6) 薩摩藩が江戸幕府体制への対抗心（対等意識）をもって元治元年〔1864年〕に設立した藩士育成機関。（江戸の開成所と同じ名称をつけたのも薩摩人の中央に対する対抗心の現れであった）。薩英戦争の後に「一藩割拠主義的な富国強兵策の一環として」設立されている。その目的は洋式による軍制拡充と軍事強化のための人材育成が目的であった（大塚 1986：18-19）。薩摩藩にとっての敵国は旧敵の徳川幕府から新しい敵国である英国へと意識が移っていく。薩摩藩が開成所で育成した英学専攻の藩士を英国へ密航留学させた目的は「敵国」調査にあったが、それは同時に対幕府的な企てでもあった（同書：21-22）。開成所はまさに兵学（「敵国研究」）を基軸にした人材養成機関であったといえる。
 - (7) 国際政治学者入江昭による森有禮の英文外交言説に対する緒言（foreword）を参照（Van Sant 2004, ix-x.）。
 - (8) 森はこうした封建社会的な精神を“奴隷卑屈な気”と呼んでいた（『新修森有禮全集』第2巻，158頁）。
 - (9) 森は幼少期は金之丞と呼ばれ、明治期に入り有礼（有禮）と改名した。興味深いことに、礼（＝禮）という漢字は礼儀作法のことだけを意味する言葉ではなく、孔子・老子・中庸にも明確に書かれているようにその原義には「己に勝つ」という意味をもっている文字である。さらにそれは社会の法律・制度・秩序を維持するために必要な倫理的規範の総称をも意味することばである。その名の示す通り、森は個人として「己を（自戒の訓＝原理原則＝法）によって律する」ことを何よりも重要なこととして考えていた人物であった。森という人物は個人も個人の集合体である社会（国家）も法という原理原則によって秩序が形成されていくことが日本の近代化には必要不可欠であると考えていたことでもよく知られている。法に対する世界観が彼自身の名前に如実に表現されていることは大変興味深い。
 - (10) 近代初期から中期にかけて社会で活躍した所謂「英学」者とは、20世紀になって登場する「英語」という言語とその文藝作品を研究対象とする学問（例：「英語学（philology）」「英文学（English Literature）」等）に従事する研究者（「英語学」者や「英文学」者）のことではなく、英米の政治・経済・軍事・哲学などの総合知のレポジトリ（repository）である英学を専攻した知識人の総称である点に注意されたい。
 - (11) 「梅園の気論の特徴は弁証法的なる点にある。そして又彼の条理の学が弁証法的である。彼において論理思想の発達を指摘するのは、懸ってその条理の学の中の弁証法的性質にあるのである。いったいに『易経』そのものが弁証法的である。梅園の「条理」の思想の根底には易経の弁証法的原理が組み込まれている」（三枝 1978：118-127）。
 - (12) 『新修森有禮全集』第2巻，333頁。
 - (13) ハリスの思想の源流はスウェーデンボルグ（1688-1772）の神秘主義思想にまで遡ることができる（木村 1986：107頁）。
 - (14) 梅園の条理学でいう「一而二」は一が二になる根本原理であり、その二がまた別の「一物」である一を生み、その小さな一がまた二を生み、という連続した「一は多に繋がる」世界が「一即多」である。その分岐した「多」も統合すると太極の「一」となる。易経の言葉には「一は二を生じ、二は三を生じ、三は万物を生ず」とある。即ち「一即多」且「多即一」である。
 - (15) 『新修森有禮全集』別巻2，27頁。

- (16) 筆者は注(15)の資料解題「[マックス・ミュラー宛書翰 (1880年11月22日)]」にてこの nature について「当然ながらこの“nature”という発想は、日本人の土着信仰である自然崇拜 (nature worship) の観念からきているものと思われる」(小林2004:554)とだけ記しておいた。だが、森の「自然」観に関してはさらに長い注を要する(三枝1978)。日本における「自然」の概念は当然のことながら中国から受容した儒学・仏教・道教などの諸概念と深く結びついており、さらなる深い議論が必要となるのであるが、本稿では論じないことにする。
- (17) 森は「自他並立シテ、其進歩ヲ共ニスルニ在リ。是レ即チ行為ノ標準ナリ」と述べている(『新修森有禮全集』第2巻, 306頁)。彼はこうしたシンプルな倫理観をキリスト教の教義(「汝の隣人を汝の如く愛せよ “Thou shall love thy neighbor as thyself”」)に例え、それが日本の“practical religion”(≒日常的宗教)であると述べている(同上, 第1巻, 440頁)。
- (18) 同上, 第3巻, 55頁。
- (19) 本稿における文化政治 (cultural politics) の議論の視座は、リチャード・ローティの『文化政治としての哲学』の第1章「文化政治と神の存在の問い」と第2章「ロマン主義的多神教としてのプラグマティズム」から得ている。なぜここでローティの理論が必要になるのか? その理由はこうである。森の外交官時代の自己研鑽における勉学の対象は、政治、経済、教育など人文社会科学全般に及んでいた。ロンドン駐在時にはハーバート・スペンサーを中心とする上流知識人のサロンであるアシニアム・クラブの有力メンバーの一人としても知られていた。当時の新聞(1883年9月1日の *Japan Weekly Mail*)には森は「哲学的な論争者としての彼の評判は恐るべきもの」であり「彼の(哲学的な)考え方に対してはメンバーの知識人も大きな注目を寄せていた」(“his reputation as a philosophical disputant is quite formidable, but it is scarcely quite what Japan expects of her Minister in London.” Hall 1973:289)と書かれている。したがって、今我々は森が展開した独自外交の背後にある政治倫理哲学を読み解くためにも、ローティが提示してくれた新しい実践哲学的枠組みがどうしても必要になるのである。「哲学はアカデミックに自己閉鎖すべきではなく、自然科学を含めた芸術・文学・宗教・政治・など他の人間活動との相互交渉を深めることで、人間や世界に関する新たな語彙や語り方の提言を行う「文化政治」としての役割を取り戻すべきである」(ローティ:2011;カバー見開き欄の要約より引用)。
- (20) 『新修森有禮全集』別巻2, 496頁。
- (21) 注(7)を参照のこと。
- (22) 先行研究においては1870年代に森が展開した「条理」外交と「文化」外交があたかも2つの異なる文脈で行われた外交のように扱われているように思われる節がある。だが、森が実践した外交とは政治・経済・文化面のすべての文脈において「条理」に基づく外交であったと考えていくほうがその全体の動きの緩をよりクリアに捉えることができるようになる。
- (23) 「ヨーロッパでは1871年のドイツ統一の契機となる独仏戦争の勝利を、ドイツでは「文明」に対する「文化」の勝利ととらえたのであった(それに対するニーチェの批判『反時代的考察』を見よ)。第一次世界大戦も「文化」と「文明」の戦いであった」(西川1991:45)。
- (24) 明治17年(1884)に英国のポール・モール・ガゼット誌から受けた森のインタビューを参考されたい(『新修森有禮全集』第1巻, 439-440頁)。
- (25) 東京大学を英文で Imperial University of Tokyo と称し、その訳語も「帝国大学」としたのは森有禮らしい(犬塚1986:298-269頁)。この「対等」意識の強さは薩摩藩時代にすでに醸成されていたものである。注(6)も参照のこと。
- (26) 『新修森有禮全集』別巻二, 496頁, 強調線は原文。
- (27) 20世紀初頭に行われた代表的「英学」者たち——新渡戸稲造, 内村鑑三, 岡倉天心, 岡

- 倉由三郎 — による西洋の英語共同体への英語による「言説介入」系譜の始まりは、19世紀後半の森有禮の英文外交言説をもって嚆矢 (opening gambit) とすることができる。注(56)も参照のこと。
- (28) サミュエル・ハンチントンは『文明の衝突』(*The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order*) の中で提示した文明の類型の1つとして、極東には中華文明から独立した「日本文明」があったとしている。しかし、ハンチントンの議論には、近代日本の「文明」受容の過程において civilization = “文明” という翻訳語の図式が定着する「土着」の文脈を取り込んだ「国語」の文化意味論的視点が全くといってよいほど欠けてしまっている点に注意されたい。
- (29) 兵学者であり蘭学者であった佐久間象山の洋学に向かう“構え”は『省魯録』の中に如実に示されている。
- (30) 森の発信した英文外交言説のタイトルには何度も Japan や Japanese という言葉が入っていたことに注目されたい。
- (31) その採長補短と換骨奪胎の構えから生み出される技術は、もの作り大国日本が昔から得意とする reverse engineering (逆行分析: 他者の製品を分解・解析し、組み込まれている設計思想・原理・構造・技術などを自国製品に応用する手法: リーダーズ英和辞典) の日本の技術史の中にも確認できる。
- (32) 前田 (2006) を参照のこと。
- (33) 洋学 (蘭学) のデリバティブである英学にも研究対象を解剖し原理を導き出しそれを応用するという「解体—応用」の精神を受け継いでいる。英学の「解体—応用」を手段とするその目的は「採長補短」にある。
- (34) 本稿で用いている鍵語の1つである“構え”とは、文脈によって姿勢、態度、立場、心性 (posture attitude, position location mentality, etc.) の言い換えが可能である。広義では行為の対象に対する行為者のアプローチ (接近法) のことを指し、狭義では特定の対象物に対する考え方を意味する。
- (35) A PRELIMINARY NOTE The knowledge furnished by all the better qualified minds of the world, is a powerful element, rendering great service in the cause of humanity. It is often the case that enmity and bloodshed, are the consequence of storing up prejudices, resulting from the want of mutual knowledge of the parties engaged. The object of this publication is not only to aid in removing those prejudices, but also to invite all the lovers of their race, in Japan, to join in the noble march of progress and human happiness. In view of the fact that many dates are mentioned in this volume, it has been found necessary, for the sake of convenience, to adopt the Western Calendar altogether, and it is hoped that this course will not lead to any embarrassment in the mind of the reader. ARINORI MORI. Washington City, U. S., September 1871. Or, according to the Japanese Calendar, the Seventh month of the Fourth year of Meidi. 『新修森有禮全集』別巻1, 5頁。
- (36) 森は明治2年 (1869) に「廢刀論」建議を提出し、日本国内で通用する個人レベルの「小武」の象徴である刀を捨て、新しい国際外交というナショナルな「武」のパラダイムを切り開く必要性を説いている。
- (37) ただし、この文書は時間的な問題あり、結局、日本語による翻訳版は出版されることなしに終わってしまったようである (同上, 別巻2, 529頁)。
- (38) Preface—The threefold of object of this volume is to give an account, from official sources, of the Embassy recently accredited to the United States by the Tenno of Japan; to print a collection of essays written by the Japanese students now residing in this

country and illustrating their style of thought and expression; and to republish a little work on America, compiled under the direction of Jugoi Arinori Mori, the Charge d'Affairs from Japan. An edition of the last-named production was printed under the title of *Life and Resources in America*, and intended for exclusive circulation in Japan, where it is to be translated into the language of that country. It having been suggested to Mr. Mori, by many of his friends, that the American public would be glad to read the volume, he considered the question in a friendly spirit, and consented to its republication in the present form. 同上, 別巻 1, 410 頁。

- (39) 井上良一 (嘉永 5 年～明治 12 年) 福岡藩出身。英学者。慶応 3 年に米国留学。明治 5～7 年) ハーバード大学卒 (専攻: 法律)。東京開成学校教授, 東京大学教授。
- (40) 同上, 別巻 1, 524-530 頁。
- (41) 同上, 529 頁。
- (42) 国教制度を採用している英国とは異なり, その英国から独立し先進的な米国では信仰の自由 (freedom of religion) が 1786 年の〈バージニア信教自由法〉において確立され, 翌年に制定されたアメリカ合衆国憲法で政教分離原則と信教・表現の自由が保障されている (憲法修正第一条: 1791 年成立)。
- (43) To HIS EXCELLENCY, SANEYOSHI SANJO *Prime Minister in Imperial Majesty's Government* Sir: AMONG many important human concerns, the one respecting our religious faith appears to be the most vital. In all the enlightened nations of the earth, the liberty of conscience, especially in matters of religious faith, is sacredly regarded as not only an inherent right of man, but also as a most fundamental element to advance all human interests. It is a strange and grievous fact that we fail to find in the whole history of the long and glorious continuance of our intelligent race, a trace of the recognition in any form of this sacred right. It is even more remarkable, amid the wonderful progress we now behold, that our people are not as yet quite earnest and thorough in their consideration of this important subject. To those who have been brought up in the strange school of that political economy which advocates the superior excellence of ignorance over knowledge for all the governed, as well as to those who believe in the senseless precept of simplicity or the natural state, such doctrines as the rights of man or the liberty of conscience may appear as something strange and dreadful. Even our government may not find itself in a position practically to adopt these views. It has wisely to overcome all the influences of prejudice and ignorance, which are still blindly hostile to the light of the new idea. 同上, 第 2 巻, 67-68 頁。
- (44) In all the enlightened nations of the earth, the liberty of conscience, especially in matters of religious faith, is sacredly regarded as not only an inherent right of man, but also as a most fundamental element to advance all human interests. 同上, 67 頁。
- (45) Its attempt to impose upon our people a religion of its creation cannot receive too severe condemnation, because such an attempt not only disregards our sacred liberty of conscience, but its effect is to crush the very soul of man. 同上, 68 頁。
- (46) It has wisely to overcome all the influences of prejudice and ignorance, which are still blindly hostile to the light of the new idea. 同上同頁。
- (47) By diffusion of knowledge among the people it is not intended to confine the spread of information to any special class or kind, but to extend it so that everyone, whether male or female, without exception, shall be its recipients. ... every possible means that can be adapted to the circumstances should be employed to advance all kinds of useful

- knowledge for the general improvement of our entire people. 同上, 77 頁。
- (48) 同上, 別巻 2, 223 頁。
- (49) It is proper, before concluding this chapter, that the writer should submit a few particulars respecting its arrangement, which are somewhat personal to himself. 同上, 別巻 1, 196-197 頁。
- (50) ... while the people, who called themselves Christians claimed to have the only true religion and pretended to be better than all other men, they did not, in that particular, differ from the Chinese or Japanese, who assert the same claims for their religions. 同上, 197 頁。
- (51) Whatever may be his private opinions, on matters of such great importance, he has not thought it proper for him either to oppose or advocate them. 同上, 198 頁。
- (52) True Christianity may not be considered as identical with general sense of civilization—in which the good and the bad participate, —but true philosophy would seem to teach that it should be a leading element in such civilization.” 同上, 198-199 頁。
- (53) 同上, 第 2 巻, 75 頁。
- (54) 同上, 別巻 2, 504 頁。
- (55) Legation of Japan for the United States of America Washington, D. C., February 3, 1872 Dear Sir: Having been especially commissioned, as a part of my duty in this country, to look after the educational affairs of Japan, and feeling personally a great interest in the progress of that empire, I desire to obtain from you a letter of advice and information bearing upon this subject, to assist my countrymen in their efforts to become instrumental in advancing civilization in the East. In a general way, I wish to have your views in reference to the elevation of the condition of Japan, intellectually, morally, and physically, but the particular points to which I invite your attention are as follows: The effect of education—1. Upon the material prosperity of a country. 2. Upon its commerce. 3. Upon its agricultural and industrial interests. 4. Upon the social, moral, and physical condition of the people; and—5. Its influences upon the laws and government. Information on any one, if not all, of these points, will be gratefully received and appreciated by me, and the same will soon be published, both in the English and Japanese languages, for the information of the Japanese Government and people. Very respectfully, Your obedient servant, Arinori Mori. 同上, 第 5 巻, 191-192 頁。
- (56) 日本概略史をも含めて, 米国の社会全体の観察記録を米国本土において英語で発信した初めての日本人であったと思われる。注(7)を参照のこと。
- (57) The work has been compiled solely for the purpose of rendering assistance to our race and nation in their path of progress. 同上, 133 頁。
- (58) Information on any one, if not all, of these points, will be gratefully received and appreciated by me, and the same will soon be published, both in the English and Japanese languages, for the information of the Japanese Government and people. 同上, 192 頁。
- (59) 明治 17 年 (1884) に英国のポール・モール・ガゼット誌のインタビューの中で森は日本の進歩 (Japanese Progress) について語り, 「日本文化という方法」を以下のように説明している。
- 「過去 3000 年に渡って, (文明に対する) 同化力または模倣力, とでもいえるような力が, 我々日本人の大きな特色であり続けてきたのである (Down to within the last

three hundred years the facility of assimilation, or imitation if you like to call it, continued to be our great characteristic.)」同上, 第1巻, 435頁。

- (60) 森は明治8年から10年(1875-87)まで清国に特命全権公使として派遣されている。その際に李鴻章と行った会談で森は日本語の通訳を使わずに西洋文明の言語(英語)を使い、英語を話す中国人の通訳を使って交渉を行っている。ここに我々は「西洋文明という方法」(英語)を使って「中華文明という方法」(中国語)を相対化する、「英学」者森有禮の地政学上の言語文化戦略を見て取ることができる。ちなみに、この清国滞在期間中に森は書記官竹添進一郎(漢学者)と『経書』を夜を徹して講究し、「人道学」である「政治倫理学」(political ethics)の勉強を猛烈に行っていた点にも注目しておきたい。
- (61) 森がキリスト教を相対化する心性と、キリスト教の言語とも言われた英語を相対化する構えはほぼパラレル(相似形)になっている(小林2005; Kobayashi 2009)。
- (62) 森の『日本の教育』言説のキーワードを追っていくと、そこにはprejudice→violence→ignorance→knowledge→law→enlightenment→peaceというロジックが見えてくる。prejudiceからpeaceへと導く原理が「万国併立」に導く「条理」であったと読み解くことができる。
- (63) この英文は森自身が書いたものであることはほぼ特定されている。日本語版には英文のパンフレットには欠けている第五章～第九章も含まれている。『新修森有禮全集』別巻2, 527頁。
- (64) 同上, 別巻2, 515頁。
- (65) 同上, 第2巻, 139頁。
- (66) 同上, 第5巻, 412頁。
- (67) これは森の世界観と行動規範の特徴づけている一種の実践哲学的なプラグマティズムでもある(Kobayashi 2009: 279-292)。これは注(19)との関連の中で理解されなければならない論点である。
- (68) 森の「超欧」思想については小林(2001)を参照のこと。
- (69) 外交官時代の森の考え方はのちに文部大臣になってからも貫かれていた。森は日本人の教育の中にも「気力」という「条理」をもって、頭(知育)と心(徳育)を身体化する「兵式体操」を考案・導入している。ここにも森の兵学マインドの中における「条理」観が如実に表れている。興味深いことに、森がその「兵式体操に関する上奏案」を提出した年(1887年)に、森の洋学(英学)を志した原点ともなった『海国兵談』の著者である兵学者林子平の墓参りをを行っている。森は兵営国家である近代日本で兵学マインドを終生持ち続けた近代的日本人であったのである。
- (70) 注(62)を参照のこと。

参考・引用文献一覧

- アイバン・ホール(2003)「岩倉使節団ワシントン滞在中の森有禮の役割」『岩倉使節団の再発見』(2003)書肆心水, 15-21
- 安西敏三(1983)「福沢諭吉における政治原理の構造と展開(1)——「西欧近代」思想導入との関連——」、『甲南法学』第23巻第3・4号, 231-315
- (2011)「文明」と「条理」——『現代語訳文明論之概略』「補注・解題」余録——, 『福沢諭吉年鑑38』, 3-23
- 犬塚孝明(1983)『若き森有禮——東と西の狭間で——』KTS 鹿児島テレビ
- (1986)『森有禮』吉川弘文館
- (2005)「森有禮の外交思想——条理外交の論理とその展開——」, 『明治国家の政策と思想』(吉川弘文館, 犬塚孝明編)所収, 3-31

- 大久保利謙編 (1972) 『森有禮全集』第3巻, 宣文堂
- 大久保利謙監修・上沼八郎・犬塚孝明編 (1997-2005) 『新修 森有禮全集』第1巻, 2巻, 3巻, 4巻, 5巻, 別巻1, 別巻2, 文泉堂
- 木村力雄 (1986) 『異文化遍歴者 森有禮』福村出版
- 木下鉄矢 (2013) 『朱子学』講談社選書メチエ
- 小林敏宏 (2001) 「森有禮の「脱亜・入欧・超欧」言語思想の諸相 — (1)森有禮の「日本語 対英語」論再考 —」成城文藝, 第176号, 39-131
- (2004) 「マックス・ミュラー宛書翰 (1880年11月22日)」(解題), 『新修森有禮全集』別巻2 (文泉堂) 所収, 550-557
- (2005) 「森有禮の「簡易英語採用論」言説 (1872-73) に与えた1860年代英国における「国語 (英語)」論争の影響について」成城文藝 189, 124-68
- (2009) 「江戸末期から明治初期にかけての森有禮の世界観と言語改革言説に関する新考察」『成城英文学』No. 33
- (2009) *Mori Arinori: New Light on His Weltanschauung in Late Edo and Early Meiji Japan and on His Language Reform Discourse*, PhD in the Department of Arts and Literature, Seijo University, English monograph No. 41
- (2011) 「英学思想史への一視角: 兵学と英米地域研究の弁証法的変容に関する考察」拓殖大学人文科学研究『人文・自然・人間科学研究』(26), 1-18
- 久米邦武 (1977) 『特命全権大使米欧回覧実記』岩波文庫
- 坂本盛秋 (1969) 『森有禮の思想』時事通信社
- 三枝博音 (1978) 『日本の思想文化』中公文庫
- 三枝博音・三浦梅園 (2014) 『新編・梅園哲学入門』書肆心水
- 佐久間象山 (1978 [1871]: 飯島忠夫訳注) 『省魯録』岩波文庫
- サミュエル・P. ハンチントン (1998) 『文明の衝突』集英社
- 竹内照夫 (1965) 『四書五経 — 中国思想の形成と展開』平凡社
- 西川長夫 (1991) 「近代日本における文化受容の諸問題 — その基礎的考察 —」『立命館言語文化研究』2巻5・6合併号, 23-56
- 西川長夫 (1992) 『国境の越え方 — 比較文化論序論』筑摩書房
- 西川長夫・松宮秀治編 (1995) 『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社
- 西川長夫・渡部公三編 (1999) 『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房
- 日本英学史学会編 (1976) 『英語事始』ブリタニカ
- 野口武彦 (1999) 『江戸の兵学思想』中公文庫
- 梅園会編 (1912) 『梅園全集』下巻, 弘道館 (復刻版, 名著刊行会 (1979) 所収)
- 林子平 (2001) 『海国兵談』岩波文庫: 村岡典嗣校訂
- 米欧回覧の会=編 (2003) 『岩倉使節団の再発見』思文閣出版
- 前田勉 (2006) 『兵学と朱子学・蘭学・国学 — 近代日本思想史の構図』平凡社
- 松岡正剛 (2006) 『日本という方法』NHK ブックス
- 松井芳郎 (1974) 「近代日本と国際法」(上・下) 『科学と思想』, 13, 14号
- 村上恭一 (2003) 「江戸の哲学者・三浦梅園 — 18世紀・日本の哲学思想家としての三浦梅園 (1723~1789) の特性について —」法政大学教養部紀要 120, 55-87
- リチャード・ローティ (2011) 『文化政治としての哲学』岩波書店
- ロバート・イーグルストン (2003) 『英文学とは何か』研究社
- Hall I. (1973) *Mori Arinori*. New York: toExcel.
- Van Sant, John E. (2004) *Mori Arinori's Life and Resources in America*. Lanham: Lexington Books. (Foreword by Akira Irie)

北海道北部の水稲の初期生育不良原因 およびその対策方法の検討

岡田佳菜子・中原 悠平

Causes of Early Defective Growth in Paddy-rice of North Hokkaido

Kanako OKADA・Yuhei NAKAHARA

キーワード：重金属， ニッケル， クロロシス， 乾物重

1. はじめに

深川市は北海道の中央部に位置し，5月～9月までの農耕期間の積算気温は2532℃と水稲を安定的に生産できる地帯に区分できる（田口，2011）。深川市の北部には蛇紋岩質土壌がひろがり，クロム・白金の鉱脈として利用されていた（白山，1965）。しかし，農地として利用した場合，作物のニッケル（Ni）過剰障害が認められ，エンバク等の畑作物や，チモシー等の牧草およびキャベツやダイコンなどの野菜においてNi過剰障害が報告されている（水野，1979）。水稲はNi過剰に対する耐性が比較的強く，国内において水稲のNi過剰障害の報告は見当たらない（Kien *et al.*, 2011）。

深川市の北部の多度志鷹泊地区では，水稲の初期生育不良が認められ，葉の黄色化や分けつ抑制が認められる。これらの症状は数戸の農家において散見されるにとどまっているが，地域の実態を調べた場合，他の圃場に同様の症状を見つけられる可能性がある。したがって，この地区の農家にとり一番の収入源となる水稲の生育障害の発生原因を解明することは重要である。

Ni過剰による作物の生育阻害は，Ni吸収過剰による直接的原因と，Ni吸収により必須元素の吸収を阻害する間接的原因が考えられる。Niの吸収は鉄，銅，亜鉛の吸収や地下部から地上部への転流を阻害することが報告されており（Yang *et al.*, 1996；中田ら，2014），Niの過剰吸収はこれらの必須元素の欠乏症状を引き起こす可能性がある。必須元素が欠乏した場合，生育途中に欠乏元素を散布することは症状を軽減するうえで

有効である。葉面散布は、根圏の発達が十分ではない生育初期の要素欠乏や、根圏では吸収されにくい要素の欠乏への対策として利用されている（糸川・北村，2005；小野寺ら，2014）。

本試験では深川市北部に位置する多度志鷹泊地区の農家圃場の生育調査を行い、水稻の初期生育不良の実態を明らかにし、作物や土壌のNi含有率から障害発生の原因を明らかにし、さらに、対策として微量要素の葉面散布による効果を明らかにすることを目的とする。

材料及び方法

1) 水稻の障害発生の原因

(1) 農家圃場の概要

2013年に水稻の初期生育不良の認められた多度志鷹泊地区の圃場（以下A圃，礫質強グライ土，北緯 $43^{\circ}53'32''$ ，西経 $142^{\circ}6'0''$ ）を使用した（図1）。この圃場は雨竜川の上流に位置し，川の西に隣接している。この圃場から8km北に雨竜川を遡ると，支流のニセイパロマップ川がある。この川には塊クロム鉱床がみられ，1940年頃採鉱されていた。さらに，A圃の東側4kmの山稜の蛇紋岩帯にも塊クロムが存在し，1941年頃採鉱されていた。また，ニセイパロマップ川から，雨竜川沿いにA圃を途中に含む12km下流の地域では砂白金鉱床が広がり，1887年頃から1945年頃まで採集が続いた。

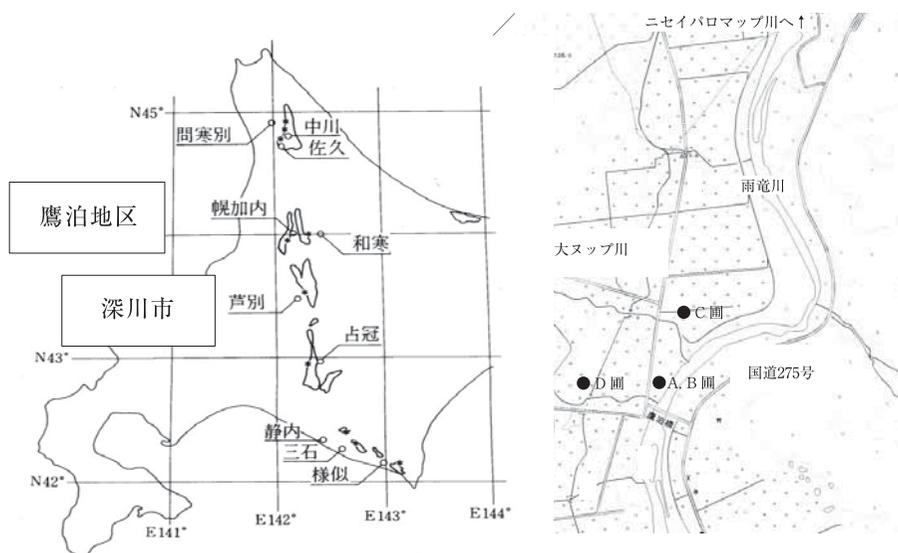


図1 蛇紋岩土壌の分布（水野 1979）と鷹泊の位置

障害発生の原因を明らかにするため、鷹泊地区内の複数の水田圃場において土壌の断面・化学性の調査と水稻生育の観察を行った。すなわち A 圃場に加えこれと隣接する B 圃場（礫質強グライ土，北緯 43° 53′ 31″，西経 142° 6′ 3″），A 圃場から 500 m 上流の雨竜川沿いに位置する C 圃場（細粒褐色低地土，北緯 43° 53′ 44″，西経 142° 6′ 12″），A 圃場から西に 500 m 離れた D 圃場（礫質強グライ土，北緯 43° 53′ 28″，西経 142° 5′ 40″）を調査対象とした。これらの圃場のうち，A～C 圃場はいずれも平成 24 年に水稻の初期生育障害が認められた。

(2) 対照圃場の概要

土壌中の Ni 含有率の低い圃場を対照圃場として設置した。場所は多度志鷹泊地区から 32 km 南に位置する拓殖大学北海道短期大学水田（以下，拓大圃，細粒褐色低地土，北緯 43° 42′ 55″，西経 142° 1′ 8″）を使用した。この圃場は雨竜川の下流に位置する。

(3) 土壌断面調査

2013 年の水稻植えつけ前に，土壌断面（約 1 m）を調査し，さらに層位ごとに土壌を採取し化学分析を行った。分析方法は，風乾後に，篩にかけ，土壌の pH（H₂O），塩基含量，CEC を測定した（北海道立中央農業試験場，1992）。土壌中の交換性 Ni 含量は，1 N 酢酸アンモニウムで抽出（1：10）しニッケル含量を原子吸光（HITACHI ZA 3300，日立社）で測定した（北海道立中央農業試験場，1992）。

(4) 生育調査

生育調査は 2013 年に行った。拓大圃は 5 月 30 日に 1 株当たり主茎 3 本とし，一方，A 圃は 6 月 1 日に 1 株当たり主茎 4 本として，それぞれ連続した 10 株を植え替えた。これを各圃場の長辺方向に水口から水尻にかけて 4 ヶ所設け，調査株とした。品種は両圃場ともに「ななつぼし」を使用し，苗の種類は A 圃を中苗マット，拓大圃を成苗ポットとし，栽植密度は A 圃を 25.6 株/m²，拓大圃を 23.3 株/m²とした。施肥は N，P₂O₅，K₂O を A 圃は 9.6，10.8，9.6，拓大圃は 8.0，7.0，6.0 kg/10 a を全層施肥した。生育調査は，移植から幼穂形成期までは 7 日おきに行い，幼穂形成期以降は 10 日おきに行った。草丈は地際から最上位の葉身の先端までの長さを 10 株測定し，茎数も草丈を調べた 10 株を使用し，葉色は SPAD 計で最上位完全展開葉を使用して 5 株測定した。栽培方法は農家慣行とした。また，生育調査時に植物体の症状を観察し，写真撮影を行った。

(5) 植物体の分析

植物は幼穂形成期，出穂期，成熟期に採取し，ニッケル含有量を以下の方法で測定し

た。すなわち平均茎数を有する稲株を1圃場あたり4株選出し、根ごと採取した。水洗後、植物を葉、茎、穂、根にわけ、乾物重を測定し(70℃, 24時間)、粉碎後、硝酸-過塩素酸で湿式灰化し、分解溶液を使用して原子吸光でニッケル含有量を定量した(水野, 1979)。

2) 水稻の生育不良対策

A圃の生育の悪い水口側に葉面散布実験の処理区を設けた。一処理区の規模は6条×12株とし、反復は設けなかった。処理区は無処理区、鉄処理区、亜鉛処理区とし、散布方法は7月12日と7月19日にそれぞれFe-3.3g/m², Zn-3.3g/m²となるよう塩化第二鉄もしくは塩化亜鉛を水道水に溶かし、展着剤を添加後に、pHを調整して背負い動力式噴霧器で葉面散布した。無処理区は水道水に展着剤を加え散布した。成熟期に平均茎数を持つ株を一株選び、採取し、乾物重およびニッケル含有率を測定した。

結果および考察

1) 水稻の初期生育障害の発生原因

(1) 土壌の概要

A圃の土壌断面には作土(Ap層)の下にグライ(ACG層)が認められ、その下のCg層の下に再びグライ層(CG層)が認められた(表1)。この水田は1973年に基盤整備を行い、盛り土を行った。Ap層は整備後の、Cg層は整備前の作土を示すと考えることができ、作土直下にはグライ層が分布し地下水位の高い還元が進んだ土壌である。さらに、地温が最高となる幼穂形成期から出穂期にかけ、土壌の還元により溶出した鉄の褐色の結晶が田面水中に認められた。対照とした拓大圃の土壌断面は、表層下80cm

表1 土壌断面

	層位	層厚(cm)	硬度	土性	土色	腐植	斑紋・斑鉄	備考	
A圃	Ap	0~15	7	埴壤土(CL)	10 YR/2/2	黒褐色	含	無	
	ACG	15~25	15	壤土(L)	7.5 GY 3/1	暗緑灰色	富	無	グライ層
	Cg 1	25~35	13	砂壤土(SL)	10 Y 2/1	黒色	有	すこぶる富む	
	Cg 2	35~50	15	砂壤土(SL)	7.5 Y 4/3	暗オリーブ	無	すこぶる富む	
	CG	50以下	15	砂壤土(SL)	10 YR 3/4	暗褐色	無		グライ層
拓大圃	Ap 1	0~13	13	埴壤土(L~CL)	2.5 YR 3/1	黒褐色	富	無	
	Ap 2	13~37	26	埴壤土(CL)	2.5 Y 2/1	黒色	富	含	
	A	37~50	25	埴壤土(CL)	2.5 Y 2/1	黒褐色	富	富	
	B 1	50~70	23	埴壤土(CL~C)	2.5 Y 2/1	黒色	すこぶる富	無	
	B 2	70~81	22	埴壤土(CL~C)	2.5 Y 3/1	黒褐色	富	無	
	B 3	81以下	22	埴壤土(CL)	2.5 Y 3/2	黒褐色	富	無	

表2 土壌の化学性

層位	pH (H ₂ O)	有効態 リン酸 (mg/100 g)	置換性塩基			CEC (meq/100 g)	塩基 飽和度 (%)	窒素 (mg/100 g)	Ni (mg/kg)	
			CaO	MgO (mg/100 g)	K ₂ O					
A 圃	AP	6.0	23	149	222	21	20	83	9	35
	ACG	7.1	4	153	268	11	17	112	2	13
	CG	7.5	0	99	313	12	14	136	1	9
B 圃	AP	6.9	23	146	260	25	18	103	10	50
	CG	5.8	8	59	113	10	18	45	4	74
	CG	7.1	1	94	264	11	23	73	1	11
C 圃	AP	6.1	10	295	233	26	20	116	9	57
	C	6.9	3	273	300	22	29	88	4	27
D 圃	AP	6.1	15	72	153	22	15	69	13	87
	C	6.8	1	130	251	9	14	123	4	22
拓大	Ap 1	5.5	33	304	36.8	19	29	45	12	—
	Ap 2	5.7	24	376	42.1	22	30	54	—	—
	A	5.6	2	396	44.1	30	38	45	—	—
基準値	5.5-6.0	10<	150<	25<	15~30	—	—	8-12	—	—

まで腐植に富み、落水期に還元層はみられない。土壌の化学性として、pH (H₂O) は高い。塩基飽和度は高く、塩基の中でも Mg 含量は基準値の約 10 倍高く、Ca 含量は基準値並であり、比較的風化のすすんだ蛇紋岩土壌の影響を受けていると推測できる(表2)(水野, 1979)。交換性 Ni 含有量は、下層と比べ作土において高い。A 圃以外の農家圃場 B~D 圃においても、pH (H₂O) および塩基飽和度は高く、作土の交換性 Ni 含量は A 圃と同等もしくはそれ以上に高い。これらの圃場の作土の交換性 Ni 含量は 35~85 mg/kg となり、既往の北海道の水田の蛇紋岩土壌中交換性 Ni 含有量 (<1.0~16.5 mg/kg) とくらべ高く(水野・小林, 1971)、海外の鉾山近隣の水田 0.3~32.3 mg/kg (1:5 水抽出, Kien *et al.*, 2010) と比べても高い。また雨竜川からもっとも遠い D 圃場において Ni 含有量は最大値を示した。これら A~D 圃場の母材は蛇紋岩ではないが、水田近くを流れるオオヌップ川の上流には蛇紋岩が広がる。この川の氾濫により土砂が水田表層に堆積したこと、もしくは基盤整備の際に蛇紋岩土壌を水田に運搬したことにより、これらの水田土壌の表層の交換性 Ni 含有量が高くなったと推測する。

(2) 水稲の生育症状

A 圃では、移植 21 日目までは葉、茎、根に異常は認められなかった。幼穂形成期(移植 28 日)に、葉脈間の退色が認められ、特に上位葉において症状が著しかった(図 2)。幼穂形成期から一週間後(移植 35 日)において、葉身に褐色の斑点が認められた。症状は圃場全体に認められたが、特に水口付近で症状が著しかった。同時期に B 圃隣



図2 幼穂形成期 (A 圃)



図3 ソバの葉身 (7/5) B 圃横の畑

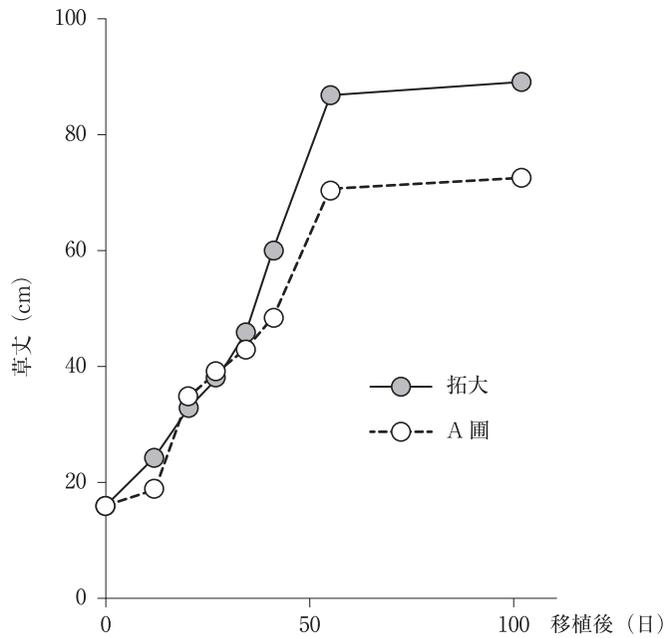


図4 水稲草丈の推移

のソバ畑では葉身のクロロシスが認められ、ニッケル過剰障害を確認した (図3)。移植42日目には葉身の褐色斑点は消え、徐々に葉色の退色も回復し、出穂期 (移植56日目) までに葉色は完全に回復した。A 圃で認められた症状は、D 圃では認められなかったが、B 圃、C 圃でも認められた。

A 圃の草丈は幼穂形成期 (移植34日) から出穂期にかけて小さく、成熟期には拓大と比べ12 cm 低い (図4)。茎数は幼穂形成期1週間前から幼穂形成期にかけて、A 圃では急に分けつの発生が停滞し、成熟期には132本/m² 少ない (図5)。葉身の葉色は幼穂形成期1週間前から低下し始め、拓大と比べ低く、幼穂形成期に最低値を示した。幼穂形成期以降の葉色は回復し、出穂期 (移植55日) には拓大と変わらなかった

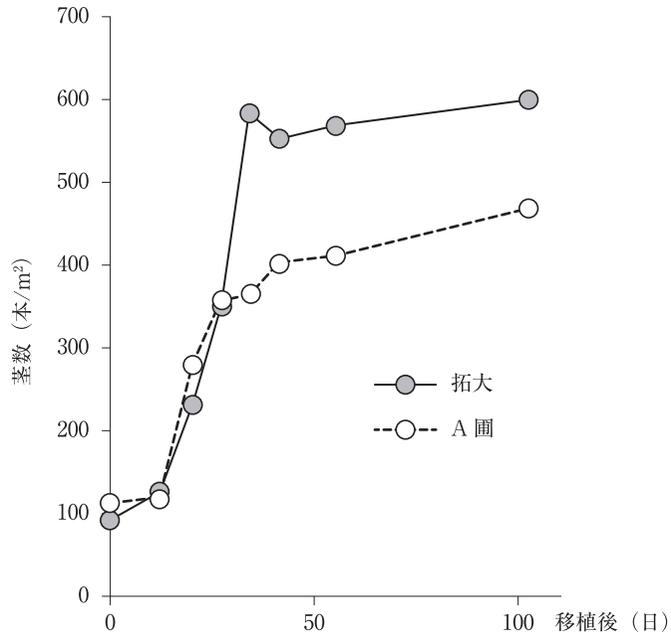


図5 水稻茎数の推移

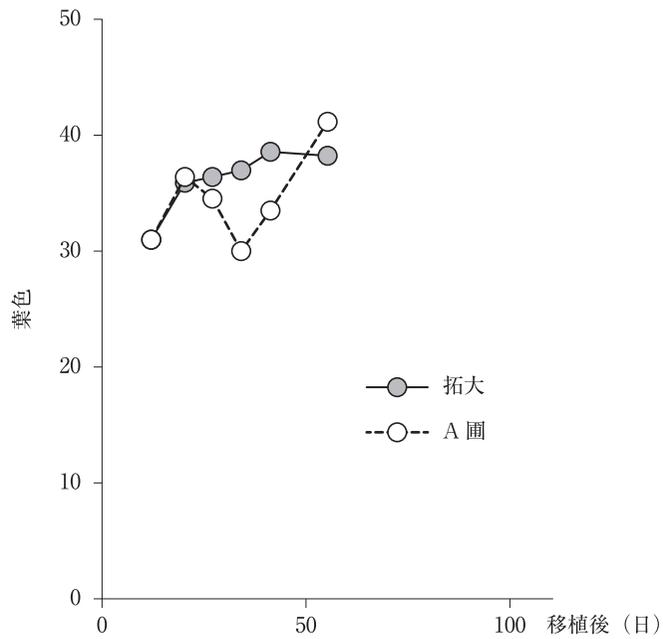


図6 水稻葉色の推移

(図6)。A 圃の草丈や茎数の生育抑制，葉身の退色は水田の水尻側と比較して水口側で著しい傾向にある。

(3) 植物体の Ni 含有率

植物体中 Ni 含有率を表 3 に示した。水稻の幼穂形成期茎葉中 Ni 含有率は非蛇紋岩土壌で 1.5~10 mg/kg, 蛇紋岩土壌で 4~32 mg/kg と報告されている (水野・小林, 1971)。非蛇紋岩土壌の拓大圃の Ni 含有率は葉 7.0, 茎 16.5 mg/kg と既往の非蛇紋岩土壌の値と同等である。A 圃は葉 37.9, 茎 68.7 mg/kg と既往の蛇紋岩土壌の値と比べ高い。生育時期別の地上部 Ni 含有率を比較すると, 幼穂形成期に最も高くなり, その後低下した。部位別に Ni 含有率を比較すると, 根の値が地上部と比べ約 10 倍高い。また, 出穂期は葉身の Ni 含有率を上位 3 葉 (165 mg/kg) と下位葉 (38 mg/kg) に分けて測定を行い, 上位葉において高い傾向が認められた。

葉身の Ni 含有率と乾物重の相関をみると, 出穂期は両者の間に有意な正の相関が認められた (図 7)。幼穂形成期と成熟期は相関が認められなかった (データ省略)。このことから直接もしくは間接的に Ni の吸収が出穂期までの乾物増加を阻害したと考えられる。

表 3 植物体の部位別ニッケル含有率

時 期	圃場	地上部 (mg/kg)	葉 (mg/kg)	茎 (mg/kg)	穂 (mg/kg)	根 (mg/kg)
移 植	A 圃	49.8	—	—	—	—
	拓大	—	—	—	—	—
幼穂形成期	A 圃	56.0	37.9	68.7	—	432
	拓大	11.8	7.0	16.5	—	—
出 穂 期	A 圃	45.9	77.1	38.3	28.9	—
	拓大	21.2	3.5	26.8	27.9	—
成 熟 期	A 圃	28.7	36.0	45.2	15.1	—
	拓大	7.9	9.0	19.5	0.0	—

一欠測値

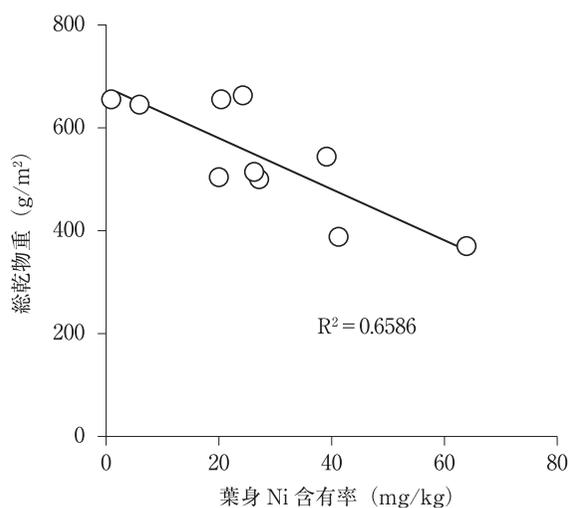


図 7 出穂期葉身 Ni 含有率と乾物重の相関

**は 1% で有意な相関を示す

2) 水稻の生育不良対策

無処理区と各種微量元素葉面散布区の成熟期乾物重を表4に示した。乾物重は、鉄散布による影響は認められず、亜鉛散布により高くなる傾向が認められた。

表4 葉面散布による成熟期乾物重への影響

項目	無施用	鉄	亜鉛
乾物重 (g/m ²)	797	784	861

本試験では、D圃場は土壤中のNi含有量がその他の圃場と比べて高いにもかかわらず、生育障害や葉身の症状が認められなかった。一方、A, B, C圃場では水稻の生育障害が認められ、さらにこれらの症状は生育の進展に伴い軽減することが確認できた。生育に伴う症状の軽減は、生育に伴い土壤の還元が進み、土壤中の二価鉄含有量が増加する現象と対応するようにみえる。また、一般的に中程度の水稻の亜鉛欠乏は、上位葉の中肋の退色後、葉身全体の黄色化、そして分けつ発生の抑制を引き起こすことが知られており (Webster and Gunnel, 1992)、本試験の生育障害の症状と類似している。これらのことから本試験の農家圃場で認められた生育不良は、亜鉛や鉄の要素欠乏の生じている可能性がある。今後はさらに植物体中のNi以外の元素の成分分析をすすめ、水耕栽培などの手法によって生育不良の原因を明らかにする必要がある。

謝辞：和寒町農業活性化センター横井義雄博士にはご助言とご協力をいただいた。JAきたそらち木全作次郎氏には試験圃場の調整および農家圃場の情報提供にご協力いただいた。和寒町農業活性化センター上西孝明氏には土壤の理化学性調査にご協力いただいた。深く感謝の意を表す。

文 献

- 糸川修司・北村明久 2005. オリエンタル系ユリのまだら症の発生要因と軽減対策, 高知県農業技術センター研究報告, 14, 47-56
- 小野寺政行, 板垣英祐, 古館明洋 2014. 移植タマネギにおける葉面散布およびポット内施肥を用いたリン酸減肥技術, 日本土壤肥料学会雑誌, 85, 245-249
- 田口章一 2011. 北海道の米づくり, 北海道米麦改良協会
- 中田凌平, 岩崎貢三, 上野大勢 2014. イネのニッケル吸収機構の生理学的解析, 日本土壤肥料学会講演要旨集, 60, 65
- 白山友正 1965. 多度志町史, 雨竜郡多度志町役場
- 北海道立中央農業試験場 1992. 土壤および作物栄養の診断基準——分析法——, 58-61
- 水野直治・小林荘司 1971. 蛇紋岩質水田土壤地帯における微量元素に関する研究, 日本土壤肥料学会雑誌, 42, 214-220
- 水野直治 1979. 蛇紋岩土壤の化学的特性と農作物の生理障害に関する研究, 北海道立農業試験

場報告, 29, 1-79

- Kien, C. N., Noi, N. V., Son, L. T., Ngoc, H. M., Tanaka, S., Nishina, T. and Iwasaki, K. 2010. Heavy metal contamination of agricultural soils around a chromite mine in Vietnam. *Soil Sci. Plant Nutr.*, 56, 344-356
- Kien, C. N., Tanaka, S., Noi, N. V., Son, L. T., Phuong, N. M., Trang, B. T. Q., Noda, M, Ueno, T. and Iwasaki, K. 2011. Heavy metal concentrations in rice (*Oryza sativa L.*) plants growth in a chromite mining area in Vietnam, *Trop. Agr. Develop.*, 55, 135-141.
- Webster, R. K. and Gunnell, P. S. 1992. Compendium of rice diseases, The American phytopathological society
- Yang, X., Baligar, V. C., Martens, D. C., and Clark, R. B. 1996. Plant tolerance to nickel toxicity : II nickel effects on influx and transport of mineral nutrients in four plant species. *J. Plant Nutr.*, 19, 265-279

※本稿は拓殖大学人文科学研究所・平成 25 年度個人研究助成の研究成果である。

誤訳の原因から探る There is no such thing as X, only Y. 構文の意味・用法

明日 誠 一

What does the construction
“There is no such thing as X, only Y.” mean?:

A case study based on a misinterpreted example of this construction

Seiichi MYOGA

要 旨

本稿の目的は、There is no such thing as X. (DE 構文と呼ぶ) と There is only/just Y. の2つの形式の組み合わせからなる There is no such thing as X, only/just Y. 構文の意味と用法を明らかにすることである(ただし、排他詞のプロトタイプである only を中心に考察を進める)。考察では、英語の学習者が、X と Y を誤って同格に解釈する可能性が高い実例を題材に選び、誤訳の原因が、主として、排他詞に対する学習者の理解不足にあると考えられることから、先行研究を基に、only (や just) が引き金となって生じる前提が肯定の意味を含意することについて詳述する。誤訳の副次的要因として、複合語を導く -free の意味、underlying の意味の拡張、DE 構文の意味に加え、さらには、X と Y の意味的な対比に着目し、問題の構文の中心的用法についても検討を加えている。一言で言えば、一つの実例を出発点に、誤訳の原因を一つ一つ解消するプロセスを辿ることで、問題の構文の全体像を明らかにする物語となっている。

キーワード：誤訳の原因、排他詞、前提、対比、中心的用法、DE 構文

1. はじめに

誤訳は、学習者にとって避けることのできない問題の一つである。誤訳は、突き詰めれば、ターゲットとなる言語に対する学習者の理解不足と学習者の母語の干渉のいずれか一方、または両方に起因する。ここでは、学習者の理解不足と母語の干渉の2つが関与する(と考えられる)事例を取り上げる。学習者の理解不足は、外国語の学習の仕方だけでなく、指導の仕方にも原因があると考えられる。ここでは、名詞句を前位修飾する only/just の使い方に対する理解不足が誤訳の主要な原因となる(1)の

例を中心に考察を進める（以下、引用例中の下線は筆者による）。

- (1) There is no such thing as (X)philosophy-free science, just (Y)science that has been conducted without any consideration of its underlying philosophical assumptions.

(D. C. Dennett, *Intuition Pumps and Other Tools for Thinking*)

(1)は、大学入試で英文和訳問題として出題された英文である（厳密に言うと、実際の出題では、philosophical が取り除かれているが、本稿では、この単語を含めて考察を進める⁽¹⁾）。インターネット上で公開された解答速報では、当初、複数の予備校が、下線部 X と下線部 Y が同格である（つまり、下線部 X を具体的に言い換えたものが下線部 Y である）という解釈を提示していた。X と Y の間の意味的な関係については、当の受験生達も多くが頭を悩ませたことだろう。もし(1)の意味を尋ねられたとしたら、(大学生以上の) 英語学習者も同様に多くが判断に迷うのではないかと思われる。

実は、(1)の著者である D. C. Dennett は、これより早い 1995 年刊行の別の著作で(2)のように述べている。

- (2) But there is no such thing as philosophy-free science; there is only science whose philosophical baggage is taken on board without examination. (D. C. Dennett, *Darwin's Dangerous Idea*)

(2)と(1)を比較すると、(1)では、just Y の前で there is が省略されている、(2)では、just の代わりに only が使われている、only の前に there is が加わっている、の3つの点において異同が認められる。

COCA (Corpus of Contemporary America) を利用して、There is no such thing as X と only/just Y が共起する例について調べてみると、該当する例が 23 件見つかる⁽²⁾。X の後に続く表現形式に着目して分類すると次のようになる。

出現パターン	件数	内訳 (件数)
(I) X の後に only Y が単独で現れる	12件	a. ...X, only Y (11件) b. ...X; only Y (1件)
(II) X の後に There 構文が続き、その中に only Y が現れる	9件	a. ...X. There is only Y (4件) b. ...X. There are only Y (2件) c. ...X. There's only Y (1件) d. ...X, there is only Y (1件) e. ...X—there are only Y (1件)
(III) ...X, but only Y	1件	
(IV) ...X, just Y	1件	

仮に、(1)が、just の代わりに、(2)や出現パターン(Ⅱ)のように、there is only の形で与えられていたら、「(X と違って、少なくとも) Y は存在する」と話し手が考えていることが、学習者にも容易に理解できただろう⁽³⁾。しかし、there is がないと解釈に迷うというのは、only/just に対する理解にどこか問題があることを示している。

本格的な議論に入る前に(4)の例をみておこう。一見すると何の変哲もない英文であるが、ここに含まれる only/just は、(1)の just や(2)の only と使い方が同じである。(4)の意味を尋ねられたら、学習者はほとんど例外なく(5)のように答えるだろう。

(4) Mary invited only/just John and Mike.

(Coppock and Beaver 2013: 9)

(5) メアリーは、ジョンとマイク [だけを招待した/(だけ)しか招待しなかった]。

さらに踏み込んで、(5)のように解釈する理由を尋ねたら、only/just Y (Y は名詞句) = 「Y だけ/Y(だけ)しか…ない」だから、という答えが返ってくるのではないだろうか。

実際には、(4)の意味は「メアリーが招待した人の中に、(少なくとも)ジョンとマイクはいるが、ジョンとマイク以外はいない」である。同じことは(1)にも当てはまり、(1)の just Y は、「(少なくとも) Y はあるが、Y 以外はない」を意味するので、英語の発想から考えれば、X と Y が同格である、という解釈は成立しない。

(1)に関する誤訳の原因は、主として、just に対する学習者の理解不足にあるが、この誤訳を助長する要因として、他に4つの副次的な原因が考えられる。この点に触れる前に用語について整理しておこう。

(1)は、There is no such thing as X. 「X の類は存在しない」と、X の存在を否定する一方で、There is only/just Y. 「(少なくとも) Y は存在する (が、Y 以外は存在しない)」と、Y の存在を肯定することを述べる2つの表現形式が組み合わさったものである。つまり、「X は存在しないが、(少なくとも) Y は存在する」という対比 (contrast) を提示している。(3)に見るように、この関係を形式に直接反映している出現パターン(Ⅲ)もあるが、COCA の検索例でもっとも多いのは出現パターン(Ia)である。そこで、ここでは、問題の対比関係を表す表現形式を総称して There is no such thing as X, only Y. 構文と呼ぶことにしよう。また、There is no such thing as X. は、X の存在を否定する (denying the existence of X) ことを意味することから、特に後者の構文に限って言及する場合には、DE 構文という名称を用いることにする。

4つの副次的な原因に話を戻すと、構文には、一般論として、中心的用法と周辺の用法の2つが認められる。学習者の視点から見れば、前者の方が理解も習得も容易である。

この点から見ると、(1)が周辺的な用例であることが、誤訳の背景にあると考えられる(どのような意味で「周辺の」なのかについては3.4節で触れる)。There is no such thing as X, only Y. 構文では、XとYが意味上、対比関係を成すが、中心的な用法では、どのような対比関係が成立するのか、学習者が知っておくべき知識を整理しておくことが必要である。そのためには、まず、DE構文が、基本的に、どのような意味を伝えるのに使われるのか、用法を明らかにしておくことが必要である。この2つの知識を活用するためには、XとYに入る表現についての正しい理解も前提として必要になる。つまり、philosophy-free scienceにおけるphilosophyとscienceの間の意味的な関係、および、its underlying philosophical assumptionsにおけるitsとphilosophical assumptionsの間の意味的な関係、についても学習者の正しい理解が必要となる。

以上を踏まえて、この論考では、以下の構成で議論を進める。2節では、only/justが名詞句Yを修飾する時の意味について、先行研究の成果を基に記述する。3節では、(1)に関する誤訳の背景にある4つの副次的要因を取り上げる。3.1節では、複合語に現れる-freeに着目して、philosophy-free scienceの意味を考察する。3.2節では、underlyingの原義(つまり、文字通りの意味)に着目して、its underlying philosophical assumptionsの意味を考察する。3.3節では、DE構文の表す基本的な意味と用法を、実例を通して説明する。3.4節では、DE構文に現れるXと、only/just Yに現れるYとの間に成立する基本的な対比関について述べる。4節で、全体の論考をまとめる。

2. only/just Yの表す意味

一般に「…だけ/…(だけ)しか…ない」の意味で理解されているonlyとjustは、焦点化副詞の一種で、exclusives(排他詞)に分類される。議論の進行上、最初に、焦点とは何で、排他詞が何を排除するのか、見ておこう。

(6) Mary invited only/just John and Mike. [= (4)]

(6)で、only/justが修飾しているJohn and Mikeの部分が焦点(focus)と呼ばれる。焦点というのは、簡単に言えば、wh-疑問文の答えに当たる要素のことを指す。この場合、John and Mikeは、Who did Mary invite?のwhoに対応する要素である、と考えればよい。

議論を単純化するために、メアリーが招待する相手として可能性があったのは、John, Mike, Benの3人だと仮定しよう。すると、招待可能な組み合わせとしては、

誤訳の原因から探る There is no such thing as X, only Y. 構文の意味・用法

{John}, {Mike}, {Ben}, {John, Mike}, {John, Ben}, {Mike, Ben}, {John, Mike, Ben} の7通りが考えられる。焦点と結びつく only/just の役割は、この7つの選択肢の中から、{John, Mike} 以外の可能性をすべて排除する (exclude) ことである。

排他詞としての only/just は、このように「何かを排除する」という否定的な意味の側面に注意が向きがちであるが、「排除されないで残るものもある」という肯定的な意味の側面にも目を向ける必要がある。先の例で言えば、メアリーの招待客として7通りの可能性があったが、only/just は、このうちの6通りの可能性を否定し、排除するが、{John, Mike} という可能性は現実化したものとして、排除されず、肯定される。

2.1. only/just を含む文は2つの意味成分を持つ

排他詞の only/just を含む文は、否定的な意味成分と肯定的な意味成分の2つから成ることが知られている。(6) ((7)として再掲) を例にとると、(7)の否定的な意味成分が(8a)であり、(7)の肯定的な意味成分が(8b)である。

(7) Mary invited only/just John and Mike. [= (6)]

- (8) a. Mary invited nobody other than John and Mike.
b. Mary invited (at least) John and Mike.

(8a)の否定的な意味成分は意味論と関係し、(7)は(8a)を論理的に含意する (entail)。この含意関係は、(7)と(8a)の間で相互に成立する (簡単に言えば、(8a)は(7)のパラフレーズである) 点で、(8a)は(7)の「文字通りの意味」である、と言ってもよい。主張 (assertion) という用語を使えば、(7)を発話した時、話し手は(8a)を主張している、という言い方もできる。これに対して、(8b)の肯定的な意味成分は、(7)の only/just が引き金となって生じる前提 (presupposition) である。主張との関係で言えば、(8b)は背景的な情報を表す点で、語用論的前提である。あるいは、(8b)は(7)の「言外の意味」である、と言ってもよい⁽⁴⁾。

主張と前提はいろいろに定義されるが、Marmaridou (2000: 124) を参考にすると、両者の違いが学習者にも分かりやすく定義できると思われる。

(9) From a communication point of view it is significant that in using a presupposition trigger a speaker presents some information as already given, or, in fact, unquestionable and not open to discussion.

(Marmaridou 2000: 124)

主張と前提の根本的な違いは、文の伝えるある情報が、真か偽かを巡って議論の対象として開かれている (open to discussion) かどうかにある、と考えてみよう。すると、主張というのは「議論の中で、話し手が真偽の決着をつけたいと思っているある情報に関して、話し手自身は、真であると述べている情報」と定義することができる。これに対して、前提というのは「話し手自身は予め真であると見なしているので、真か偽か議論する対象の中に含まれていない、と話し手が考えている情報」と定義することができる。

すると、(7)を発話した時、話し手は(8a)を主張する一方で(8b)を前提としている、とすることができる。この点に着目すると、(1)の just Y の部分で解釈に躓く理由は、「(少なくとも) Y はある」という前提をつかむことができないことにある、と説明することができる。

2.2. 「Y 以外にはない」のか「Y を超えるものは他にない」のか

私たちが普通「文の意味」と言う時、意味論的な意味 (=文字通りの意味) を指している。意味論的な意味である「否定的な意味成分」に着目すると、排他詞としての only/just には、実は2種類の用法がある。もう一度(6)に戻ることにしてしよう ((10)として再掲)。

(10) Mary invited only/just John and Mike. [= (6)]

この場合の only/just は、(8a)のパラフレーズからも分かるように、“nobody other than” を意味する。この用法を、Coppock and Beaver (2013: 373) に従って「補集合の排除 (complement exclusion) の読み」と呼ぼう。

語源的には、only は数字の「1」、just は「純粋」を意味する purity に由来する。語源に基づいて説明すれば、Mary invited x-person(s) という文の意味的な空所、x-person(s) を埋めるのは、{John, Mike} の組み合わせ 1つである、あるいは、この空所に純粋に当てはまるのは {John, Mike} という組み合わせであることを only/just で表すことができる。

排他詞としての only/just には、(11)に見るように、もう一つの使い方がある。

(11) John is just/only a graduate student.

(Coppock and Beaver 2013: 9)

(12) a. John is no more than a graduate student.

b. John is (at least) a graduate student.

(11)の否定的な意味成分が(12a)で、肯定的な意味成分が(12b)である。これは、焦点が何らかの序列 (rank order) の中に位置づけられる場合の用法である。分かりやすい例として先に、軍隊の階級と関係する(13)を見ておこう。

(13) John was just/only a lieutenant colonel.

lieutenant colonel「中佐」は、{... major「少佐」<lieutenant colonel「中佐」<colonel「大佐」<major general「少将」...} という序列の中に位置する職位の一つである⁽⁵⁾。肯定的な意味成分に目を向けると、only/justの役割は、この序列の中で、ジョンは(少なくとも)lieutenant colonelの職位にいる、と話し手が考えていること示すことである。否定的な意味成分から言えば、only/justの役割は、lieutenant colonelを上限として、それより上の職位をすべて排除する結果、「lieutenant colonelを超える職位がジョンには当てはまらない」という話し手の主張を示すことである。

(11)に戻ると、graduate studentは、研究者という序列の中に位置する一要素である。この場合の「序列」は、現実世界に関する知識(つまり、語用論的知識)によって生じるが、only/just自体は、意味論的に‘no more than「…を超えない」」を意味し、大学院生より上に位置する要素(例えば、助教や講師など)をすべて排除する役割を果たしている。この用法をCoppock and Beaver (2013: 373)に従って「序列(rank order)の読み」と呼ぼう。

既に示唆したように、(1)のjust Yは「補集合の排除の読み」に該当する。現実世界に対して私たちが共有している知識の点から言えば、Yにおけるscienceは、重要性や価値などの点で、複数の他の領域・分野と1つのグループを形成し、その中で一定の順位を持つ要素とは認識されていない。むしろ、that以下の関係節が記述する特質と合致する科学は存在するが、それ以外のタイプの科学は存在しないことを述べるのにjust Yが使われている。

Beaver and Clark (2008: 68-69)によると、英語における排他詞として典型的(proto-typical)なのはonlyであり、justは、主に、「序列の読み」と関わるという⁽⁶⁾。この指摘は、There is no such thing as X, only Y. 構文にも当てはまる。(3)で見たように、COCAの検索で該当する23件中、justが使われているのは1件のみである。また、23件は、排他詞の用法に着目すると、すべて、(6)と同様、「補集合の排除の読み」に該当する。そこで、この後の考察では、排他詞としてonlyを代表に選び、「補集合の排除の読み」で使われる用法に的を絞って議論を進めることにしよう。

2.3. only の持つ 2 つの意味的な側面

2.3.1. 主張と前提

ここでは、「補集合の排除の読み」の only に関して、否定的な意味成分と肯定的な意味成分の間にどのような違いがあるのか見てみよう。

最初に、主張と前提という視点から、この 2 つの意味成分の違いを見てみよう。(14) を例に 2.1 節の内容をおさらいすると、(14)の主張 (=否定的な意味成分) が(15a)で、前提 (=肯定的な意味成分) が(15b)である。

(14) Only Muriel voted for Hubert. (Horn 1969: 98)

(15) a. Nobody other than Muriel voted for Hubert.

b. (At least) Muriel voted for Hubert.

否定や疑問の作用域に入る (簡単に言えば、否定や疑問の対象となる) のは、文の伝える情報のうち、主張であることが知られている。

(16) a. It's not true that only Muriel voted for Hubert.

b. Did only Muriel vote for Hubert? (Horn 1969: 99)

(16a)の意味は「フーベルトに投票した人は、ムリエル以外に誰もいない、というのは本当ではない」であり、言い換えると、Somebody other than Muriel voted for Hubert. を表す。つまり、話し手が議論の中で否定しているのは、(15a)の主張だけで、(15b)の前提は否定の対象に含まれていない。

同様に、(16b)の意味は、「フーベルトに投票した人は、ムリエル以外に誰もいませんか?」ということで、話し手が議論の中で真か偽か関心を寄せているのは、(15a)の主張だけで、(15b)の前提は疑問の対象に含まれていない。

このことは、(16a)や(16b)の後に、どのような表現を続けることができるのかによって確かめることができる。

(17) a. It's not true that only Muriel voted for Hubert. $\left. \begin{array}{l} \text{\{Lyndon did too.\}} \\ \text{\{*She didn't.\}} \end{array} \right\}$

b. Did only Muriel vote for Hubert? $\left. \begin{array}{l} \text{\{No, Lyndon did too.\}} \\ \text{\{*No, she didn't.\}} \end{array} \right\}$

(Horn 1969: 99)

(17a)は、(16a)の後に Lyndon did too (=voted for Hubert too). と続けることができることを示している。これは、(16a)で否定されているのが(15a)の主張であることを裏付ける。この場合、nobody の no- の部分が否定されて、some- の意味が生じるので、(16a)は、実質的に、Somebody other than Muriel voted for Hubert. を意味することになる。従って、somebody other than Muriel に対応する具体的人物が Lyndon であると述べている Lyndon did too. を後に続けることができたのである。これに対して、(17b)に見るように、(16a)の後に She didn't (=Muriel didn't vote for Hubert). を続けることができないことは、(15b)の前提が否定できないことを示している。

同じことは、(17b)にも当てはまる。No が(15a)の主張を否定していると考えた場合、No は Somebody other than Muriel voted for Hubert. と述べたことと同じになるので、後に Lyndon did too. を続けることができる。これに対して、No の後に、she didn't が続くことができる場合、フーベルトに投票した人の中にムリエルは含まれないことになる。つまり、この場合、No は(15b)の前提を否定することになる。しかし、実際には、No, she didn't. を後に続けると容認されないので、前提は否定されることが分かる。

学習者の傾向として、only = 「…だけ/…(だけ)しか…ない」のように、英語の単語に日本語の表現を当てはめて意味を覚えようとする。(14)のような場合には、うまくいくかもしれないが、(16)のように、否定や疑問の作用域に入る結果、only の持つ2つの意味的な側面のうち、否定的な意味成分が問題になる場合、only = 「…だけ/…(だけ)しか…ない」という日本語の意味から出発して理解しようとする、英文の伝える意味を正しく理解するのは困難になるのではないと思われる。

2.3.2. 論理的含意と語用論的前提

今度は、意味論の意味と語用論の意味という視点から、only の持つ2つの意味成分の違いを見てみよう。2.1 節で触れたように、否定的な意味成分は意味論の意味（正確には、論理的含意）であるのに対して、肯定的な意味成分は語用論の意味（正確には、語用論的前提）である⁽⁷⁾。

論理的含意とは、2.1 節で触れた例で言うと、(7)が(8a)を含意するような場合を指す。

(18) Mary invited only/just John and Mike. [= (7)]

(19) Mary invited nobody other than John and Mike. [= (8a)]

具体的には、(18)の命題が真の場合、(19)の命題も真になるが、逆に、(18)が偽の場合、(19)も偽になる、という命題間で成立する関係を指している。たまたま、この含意関係が逆の場合も成立し、(19)もまた(18)を論理的に含意するので、(18)と(19)は同義になる。その意味では、(19)は(18)のパラフレーズである、ということもできる。

ここでは、議論を単純化して、(18)の *only/just* を「辞書で定義されている ‘nobody other than’」に置き換えた(19)が、(18)の論理的含意である、と考えておこう。

論理的含意の特徴は、この含意を取り消す (cancel) ことも、逆に、強化する (reinforce) (簡単に言えば、明確に述べる) こともできないことである。Only Mary smokes. が Nobody other than [=but] Mary smokes. を論理的に含意することに留意して、(20)を見てみよう (#と##は、語用論的に見て不適切であることを表し、##の方が#よりもその程度が高い。最近の論文では、この記号を使うのが一般的であるが、古い文献では、容認性(または、文法性)の判断に使われる*が使われている。ここでは、記号上の統一を図らないで、引用した文献で使用されている記号をそのまま使用する。)

- (20) a. ##Only Mary smokes, but somebody else does (too).
b. #Nobody but Mary smokes, and indeed only Mary smokes.
(Beaver and Clark 2008: 216-217)

(20a)の前半で「メアリー以外にタバコを吸う人はいない」と述べているので、後に「メアリー以外に(も)タバコを吸う人がいる」と続けると、論理的に矛盾するので、(20a)は不適切な表現となる。つまり、論理的含意を取り消そうとすると、論理的に矛盾を生じるので不適切になる。(20b)では、前半で、Only Mary smokes. の論理的含意が情報として明確に述べられているので、後に *only Mary smokes* と続けることで、*nobody other than [=but] Mary smokes.* という主張を提示しても、情報的には新しい内容がなの一つ加わることがない。この結果、情報が重複して冗長な (redundant) 印象を与えるので、(20b)も不適切になるのである。

これに対して、語用論的前提については、話し手自身を取り消すことができない、という特徴がある。Only Mary smokes. は (At least) Mary smokes. を語用論的に前提することに注意して(21)を見てみよう。

- (21) ##Only Mary smokes, but Mary doesn't smoke.
(Beaver and Clark 2008: 216)

「(少なくとも) メアリーはタバコを吸う」という情報は、話し手自身が予め真であると見なしているのです。直後に「メアリーはタバコを吸わない」と続けると、自己矛盾した主張を話し手がすることになるので、(21)は不適切になるのである。

しかし、語用論的前提は、話し手自身が棚上げする (suspend) ことが可能である。

- (22) Only Muriel voted for Hubert, and maybe even she didn't vote for him.
(McCawley 1993: 313)

下線部は、「文の意味」としては「ムリエル以外に誰もフーベルトに投票しなかった」を表す。ムリエル自身については、and の後で「当のムリエルですらフーベルトに投票しなかったかもしれない」と述べることで、話し手は、下線部の語用論的前提（「(少なくとも) ムリエルはフーベルトに投票した」）を棚上げしている。

(21)と(22)は、語用論的前提が偽であることを話し手が知っている場合には、only が使えないことを示している。言い換えれば、語用論的前提は、発話の場面において、真（つまり、事実）である情報だけでなく、話し手が真かもしれないと考えている情報も含む。その意味で、語用論的前提とは、話し手が予め真であると「見なしている」情報である。

こう考えると、相手の語用論的前提を話し手が否定 (denial) できる理由が説明できる。相手の前提が事実に基づかず、かつ、相手の前提が偽であると話し手が知っている場合には、話し手はこの前提を否定することができる。

- (23) John DIDN'T invite only PIA, because he didn't invite anyone in the first place. (Neeleman and Vermeulen 2012: 229)

下線部の not が否定しているのは、論理的含意（「ジョンはピア以外に誰も招待しなかった」）ではなく、語用論的含意（「(少なくとも) ジョンはピアを招待した」）である。語用論的含意が常に事実を表すのであれば、話し手は、これを否定することができない。しかし、相手は単に真であると見なしているだけで、実際の事実を把握していない場合も、語用論的前提に含まれると考えれば、事実関係について正確な知識を持つ話し手が、相手の誤った認識を否定することが可能となる。

排他詞の only や just が引き金となって生じる肯定的な意味成分について、英語教育で適切な指導が行われるようになれば、(1)の just Y の意味について、学習者も適切に判断できるようになるだろう。

3. 誤訳の背景にある4つの副次的要因

3.1. -free は 'independent' を意味することがある

X-free という複合語は、一般に 'without X' の意味で理解されているが、philosophy-free を「哲学を伴わない (without philosophy)」の意味で解釈すると、(1)の意味が明確には理解できない恐れがある。

Merriam-Webster's Learner's Dictionary (M-WLD) (オンライン版) は、X-free の例として、jargon-free writing, sugar-free chewing gum を挙げ、この場合の free の意味について 'not having, including, or suffering from something unpleasant, painful, or unwanted' と説明している。すると、X-free の X というのは、あるものの中にもともと含まれている要素で、しかも、人に不快感や苦痛を与えたり、人が望んでいない点で、マイナスの印象を与える要素である。この場合 X-free は、否定的な要素 X が取り除かれる結果、プラスの印象に転じる表現となっている。例えば、jargon-free writing というのは、もともとは、仲間内を対象に書かれた文章なので、外部の人が読んでいて苦痛を感じる仲間内の言葉 (jargon) が当然含まれていそうなのに、そうした言葉を含んでいない文章であることを表している。同様に、sugar-free chewing gum は、チューインガムと言えは、もともとは虫歯の原因となる砂糖を含んでいたの、子供の歯の健康を心配する親からは嫌われていたが、その悪者の砂糖を含んでいないタイプのチューインガムであることを表している。

同様に考えると、philosophy-free science は、科学の中に、もともと哲学という、人が望んでいない要素が含まれていたが、それが取り除かることによってイメージが良くなった科学を表すことになる。'love of wisdom' を意味するギリシャ語に由来する philosophy が悪者というのは、(1)の文脈を調べるまでもなく、常識的に判断して解釈に不具合がある、と言える。

そこで、辞書に戻って *The Merriam-Webster Thesaurus* (オンライン版) を紐解くと、'not being under the rule or control of another' の意味で、free の同義語として autonomous, independent が挙げられている。この意味で考えた場合は、philosophy-free science は、科学が哲学の支配から「独立して (free)」, 単独で存在する固有の学問領域を確立していることを表すことになる。この解釈が正しいことを示す例がある。

- (24) All of these 'scientists' imagine they are doing philosophy-free 'science,' but that is only because they have never learned how utterly dependent

they are on their common-sense philosophy or worldview.

(F. R. Bauer, *William James on Morality*)

「対比」を表す but を手がかりに考えると、-free は dependent と対になる概念として提示されているので、philosophy-free が 'independent of philosophy' を意味することが分かる。すると、(1)の前半部の There is no such thing as philosophy-free science というのは「哲学から自立した科学など存在しない」を意味する（つまり、科学というのは、生物学や物理学といったジャンルを問わず、すべて哲学に依存して (dependent) いる存在であると述べている）と解釈することができる。

3.2. lie under から underlying の「比喩的意味」を考える

underlying には形容詞と分詞の2つの用法がある。(1)の underlying は、it の所有格 its と名詞の assumptions の間に現れているので、品詞は形容詞で、its fundamental philosophical assumptions に現れる fundamental と機能が同じである。

underlying が動詞派生の分詞であれば、問題の部分は the philosophical assumptions underlying it/science と言い表すことができる。学習者の視点からすれば、philosophical assumptions と it/science が動詞 underlie のそれぞれ、主語と目的語に相当するという関係が明確に意識できる点で、分詞表現の方が理解しやすいであろう。

underlying が形容詞であれ、分詞であれ、単語の成り立ちに着目すると、under と -lying の2つに分解できる。つまり、lie under という句動詞に還元することができる。すると、(1)の its [=science's] underlying philosophical assumptions の本来の意味は、Philosophical assumptions 'lie under' it/science. であることが見えてくる。philosophical が 'based on philosophy' (*M-WLD*) であることを踏まえると、この「文」の意味は「哲学に基づく仮説は科学『の下にある』」となる。こう考えてみれば、哲学と科学の関係について、哲学は基礎・土台として、科学は下から支えられている、というイメージを学習者は明確につかむことができるだろう。

単語の意味は、具体的な意味から比喩的・抽象的意味へと拡張する傾向があるが、この点を頭に入れて、本来の「物理的な上下の位置関係」に着目すれば、哲学と科学との間の「依存関係」も理解がしやすいだろう。

また、underlying の意味が適切に理解できていれば、前節で扱った philosophy-free の -free の意味が依存関係 (dependency) を問題にしていることが再確認できるだろう。

3.3. DE 構文の表す意味

DE 構文は、There is such a thing as *X*. あるいはもっと単純に、There is *X*. を否定した文である。このことは、(25)の例から確かめることができる。

- (25) a. As some would put it, there is no such thing as a free lunch. Neither is there such a thing as free liberty.

(W. F. Buckley, *Happy Days Were Here Again*)

- b. Contrary to the almost universally accepted maxim that “there is no such thing as a free lunch,” there is a free lunch in the world of mutual funds.

(J. C. Bogle, *Common Sense on Mutual Funds*)

その意味では、DE 構文は、*X* が存在するという通念や認識を否定して、実際には、*X* など存在しないと話し手が主張する場合に使われる構文である、と言える。

また、DE 構文は、より単純な形式で言い換えることができる。

- (26) As any economist would point out, though, nothing ever comes at no cost whatsoever. This is precisely what economists mean when they joke that (A)there is “no such thing as a free lunch.” ... Because there is always something else you could be doing, no activity ever comes at no cost. (B)There is no free lunch.

(V.V. Claar and R. J. Klay, *Economics in Christina Perspective*)

下線部 *A* は、no such thing as の代わりに no を使って、下線部 *B* のように言い換えられている。これは、DE 構文が There is *X*. の否定文であることから説明ができる。

実は、DE 構文では、(1)の philosophy-free science のように、名詞句 *X* の中に形容詞が現れることが多い。そこで、「存在」の概念から離れ、形容詞に着目して、DE 構文の特徴を探ることにしよう。

- (27) Nobel economics laureate Milton Friedman, who died in 2006 at the age of 94, published articles, a book, and lectures using the title “(A)There Is No Such Thing as a Free Lunch.” His meaning was that (B)everything, even what is seemingly “free,” had a cost; ...

(W. Safire, *Safire's Political Dictionary*)

下線部 *B* を参考にし、lunch という単語を使って下線部 *A* の意味を説明すれば、Every lunch has a cost. となる。Free という単語を生かせば、No lunch is free. と言
い直すことができる (cf. (26))。

このような解釈が成立するのは、集合の成員すべてが特質 F^+ を共有するかどうかを
問題にする場合で、しかも、 F^+ が別の特質 F^- と either F^+ or F^- という互いに排他
的な関係にある (と話し手が見なしている) 場合である、と考えることができる⁽⁸⁾。

(28) All snakes are carnivores, or meat eaters; there's no such thing as a
vegetarian snake. (C. Berger, *Venomous Snakes*)

へびの集合の中からどの成員を選んでもすべて肉食である点で、前半部は every を
使って Every snake is carnivores. と表現することができる。草食は、肉食と性質を
まったく異にするので、前半部は、へびの集合の中からどの成員を選んでもすべて草食
ではない、つまり「すべてのへびは草食ではない」と言い換えても意味は同じである。
この意味は No snake is vegetarian. で表現できる。後半部との関係で言えば、下線部
は vegetarian に視点を置いているので、直接的には No snake is vegetarian. と意味
が同じであるが、vegetarian には対になる概念を表す carnivores があるので、結果的
に Every snake is carnivores. と言い換えることもできる、と説明できるだろう。

この考えを裏付ける例が存在する。(29a)を通常の英語で言い換えたのが(29b)であ
る。

(29c)も(29a)の言い換えとして与えられている (つまり、結果的に(29b)と(29c)は
同義文として与えられている) が、(29c)自体は、(29a)の every が *x* の存在を約束す
るものではないことを説明する意図で紹介されている。

- (29) a. For every thing *x*, if *x* is a student then *x* wrote a paper.
b. Every student wrote a paper.
c. There is no such thing as a student who didn't write a paper.
(J. I. Saeed, *Semantics*)

(29c)に視点を置くと、学生のグループから誰を選んでもすべてレポートを書かなかっ
ただけでなく、「レポートを書かなかった (F^+)」は「レポートを書いた (F^-)」と、
否定と肯定という互いに排他的な関係にあるために、特質 F^- と every を使った(29b)

のような言い換えが可能になったと説明することができる。

すると、(1)の *There is no such thing as philosophy-free science* は、「存在」に視点を置けば、*There is no philosophy-free science.* と言い換えることができる。しかし、科学というグループを構成する成員に着目し、すべての成員が *philosophy-free* という特質を共有するかどうか視点を置けば、*No science is philosophy-free* [=independent of philosophy]. と言い換えることができる。*philosophy-free* と互いに排他的な関係にある *philosophy-dependent* に着目すれば、*Every science is dependent on philosophy.* と言い換えてもよい、ことになる。

3.4. *X* と *Y* の間に成立する基本的な関係

前節と同様、DE 構文の *X* に形容詞が含まれる例で考えることにしよう。私見では、*X* と *Y* の間に成立する基本的な関係は、大きく3つに分けることができる。この3つに共通するのは、形容詞の意味を *X* に含まれる対象に当てはめるのは不適切である、と話し手が考えていることである。

- (30) *Someone has said that there is no such thing as a bad dog, just bad dog owners. Owners have primary responsibility for training their pets to have good behavior. Your child should know that a happy pet is often a calm pet. If your dog's needs for nutrition, exercise, and affection are met — and children are great at meeting the needs of pets — he'll be less demanding and much more pleasant to be around.*

(S. Eberly, *365 Manners Kids Should Know*)

第1のタイプは、形容詞の意味が適応される対象が問題となるケースである。現象的には、問題行動を起こしているのは犬であるが、*bad* を犬に当てはめるのは不適切である、と話し手は考えている。むしろ、*bad* が当てはまるのは、飼い主の方であると主張している。つまり、形容詞の意味が当てはまるのは *X* ではなく *Y* に含まれる対象である、と主張している。

第2のタイプは、*X* に含まれる形容詞が不適切なので、*Y* で補足・訂正する場合である。

- (31) *Professor Cohen reminded us that if something is valuable the best way to acquire it is to pay for it. There is no such thing as a free lunch, only lunches that others pay for.* (F. J. Manning and L. Sparacino eds., *Blood*

Donors and the Supply of Blood and Blood Products)

ランチに「無料の」という形容詞を当てはめるのは不適切である、と話し手が考えているところまでは(30)と同じである。「無料の」は「他人が支払った」と言うのが正しいと、Yの部分で話し手は補足・訂正している。

- (32) Which of these is the “correct” version? From a folkloristic perspective, there is no such thing as a correct version; there are only versions (plural), all of which are presumably equally traditional and therefore equally correct.

(A. Dundes, *Holy Writ as Oral Lit*)

第3のタイプでは、correct という特質を持つ対象が実際には存在しない点で、この形容詞を当てはまるのは不適切である、と話し手が考えている。この場合、version というグループは細分化を許さず、構成員の間に優劣が存在しないことを表す。

ここまでの議論を参考にして、(1)の意味を考えてみよう。

- (33) There is no such thing as (X)philosophy-free science, just (Y)science that has been conducted without any consideration of its underlying philosophical assumptions. [= (1)]

XとYの関係という点で見ると、科学を形容するのに「哲学から自立している」を当てはめるのは不適切である、と話し手が考えているところまでは、共通である。しかしその先を見た時、philosophy-free という記述が、science 以外のある対象に正しく当てはまる、と述べているわけでもなければ、philosophy-free を訂正すると science の中身を正しく表現できる、と述べているわけでもなく、さらには、science だけが存在し、それを分割した philosophy-free science は存在しない、と述べているわけでもない。結局、頻出するパターンから外れているために、Xから先の展開が予測しにくい点も誤訳を招く一因として働いていることが考えられる。

試訳として(34)を挙げてこの節を終わることにしよう。

- (34) 哲学から自立した科学などない。あるのは、科学の根底にある哲学に基づく仮説（が何か）考慮することもなく行われてきた科学、ただそれだけである。

4. おわりに

学習者は、英単語の意味に日本語を当てはめて覚える傾向がある。(1)の only/just に日本語の「…だけ/…(だけ)しか…ない」を当てはめて考える学習者が、「(少なくとも) Y は存在する」という肯定的な意味成分を引き出すことができないとすれば、only/just の意味を英語の発想に従ってどう教えたらいのか、指導する側の工夫も必要となる問題であることを示している。

もちろん、単語一つが理解できないだけで、文意を取り違えることは一般に少ないので、副次的な要因についても4点検討を加えた。この過程で、これまで学習者にとって馴染みが薄い DE 構文と only Y が組み合わせられた表現形式に関して、特に中心的な用法と意味について学習者の便宜を図って情報を整理した。英語学が英語教育にどのような貢献ができるのか、一つのささやかな試みの軌跡である。

《注》

- (1) 2014年度の京都大学の入試問題・大問Iで、和訳問題の一部として使われている。
- (2) 検索は2014年3月7日に実施した。<http://corpus.byu.edu/coca/>
- (3) COCAの検索では該当例が見当たらなかったが、just Yもthere構文の中に現れることがある。
 - (i) Science operates in the natural, not the supernatural. In fact, there is no such thing as the supernatural or the paranormal. There is just the natural, the normal, and mysteries we have yet to explain by natural causes. (M. Shermer, *The Believing Brain*)
- (4) 肯定的意味成分が前提で、否定の意味成分が主張である、と最初に主張したのがHorn (1969)である。
- (5) ここの議論に影響しない「少佐」より下の階級と「少将」より上の階級については便宜上、割愛している。
- (6) 学習辞典として定評のある*Genius*⁴は、justの項で、(ia)の語義に対応する用例として(ib)を提示している。
 - (i) a. (正確にいうと)ただ…だけ、まさに[まったく]…にすぎない、ほんの…
b. They are just (good) friends. 彼らは(性的関係のない)ただの仲よしだ。
(例文としての適否はさておいて)justが「序列の読み」と関係することが何らかの形で言及されていれば、(ib)で「性的関係のない」と表現を補った編纂者の意図が学習者にも伝わりやすかったのではないか、と思われる。
- (7) この場合の肯定的な意味成分は「意味論的前提」である、という言い方もできる。意味論的前提とは、簡単に言えば、文否定や疑問文の環境に現れても、保持される意味内容のことである。例えば、(ia)は、文否定の(iiia)や疑問文の(iiib)に現れた場合、(ib)の意味内容を保持しているので、(ib)は(ia)の「意味論的前提」である、とすることができる。
 - (i) a. Only Muriel voted for Hubert.
b. Muriel voted for Hubert.

- (ii) a. It's not true that only Muriel voted for Hubert. [= (16a)]
b. Did only Muriel vote for Hubert? [= (16b)]

この意味内容は、文脈、あるいは、もっと正確に言えば、話し手の存在を考慮しない場合の意味内容である。ここでは、話し手が問題の意味内容の真偽についてどう認識して聞き手に伝えているのか、という視点から論じているので、「語用論的前提」として扱うことにする。

- (8) 草食と肉食は、互いに排他的な2項対立の関係で捉えることができる場合がある。
(i) Humans are naturally omnivorous, ... Human teeth are constructed for generalized eating, and are much less robust than those of animals adapted to live exclusively as either carnivores (animal eaters) or herbivores (plant eaters).
(E. Small, *Top 100 Food Plants*)

参考文献

- Beaver, D. I. and B. Z. Clark. *Sense and Sensitivity*. Malden: Wiley-Blackwell, 2008.
Coppock, E. and D. I. Beaver. "Principles of the Exclusive Muddle." Advance Access published August 11, 2013, doi: 10.1093/jos/fft007 *Journal of Semantics*, 2013.
Horn, L. R. "A Presuppositional Analysis of *only* and *even*." CLS 5, 98–107, 1969.
Marmaridou, S. S. A. 2000. *Pragmatic Meaning and Cognition*. Amsterdam: John Benjamins, 2000.
McCawley, J. D. *Everything That Linguists Have Always Wanted to Know About Logic but Were Ashamed to Ask*, 2nd ed. Chicago: The University of Chicago Press, 1993.
Neeleman, A. and R. Vermeulen. "Types of Focus and their Interaction with Negation." In Neeleman, A. and R. Vermeulen (eds.), *The Syntax of Topic, Focus and Contrast*, 227–264. Berlin and Boston: Mouton de Gruyter, 2012.

ムラータ・デ・コルドバの伝説をめぐって

— その歴史的背景 —

松 下 直 弘

Historical Background of the Legend of “La Mulata de Córdoba”

Naohiro MATSUSHITA

はじめに

メキシコに今も残る伝説のひとつに「ムラータ・デ・コルドバ」(Mulata de Córdoba)という話がある。メキシコがヌエバ・エスパーニャ (Nueva España) と呼ばれ、スペインの植民地だった頃の話で、舞台はメキシコ南東部のベラクルス州にあるコルドバの町とメキシコシティである。いくつかのバージョンがあるが、概ね次のようなストーリーである。

コルドバの町はずれに、いつの頃からか美しい女が独りで暮らすようになったが、彼女がどこから来たか、誰も知る者はいなかった。ただ、白人と黒人の血が流れる女(ムラータ)であることは誰の目にも明らかで、彼女の評判が町の外にまで広がると、「ムラータ・デ・コルドバ」と呼ばれるようになった。

ムラータ・デ・コルドバは薬草に詳しく、病人やけが人の手当てをすることができた。また、仕事や恋愛の悩みを抱える者が訪ねてくれば、適切な助言を与えていた。一方で、彼女の美しさに魅かれて言い寄ってくる男も多かったが、いずれもすげなく断っていた。

歳月が流れたが、ムラータ・デ・コルドバは相変わらず美しく、その妖しい魅力はますます人の心を捕えた。やがて、彼女は魔女ではないかという噂が流れると、噂が噂を呼び、遠く離れたメキシコシティの異端審問所にまで届いた。

それから何日か後、身柄を拘束されたムラータ・デ・コルドバはメキシコシティに

送られ、異端審問所の裁きを受けることになった。

判決は火刑にするという重い刑罰だったが、ムラータ・デ・コルドバは少しも動じの様子を見せなかった。処刑の日の朝、看守が食事を運んで行くと、彼女は独房の壁に絵を描いていた。それは、帆に風をはらんだ一隻の船だった。

「看守さん、この船にはまだ何が足りないかしら？」

問われた看守は、しばらく考え込んだ。

「まるで本物のようだ。あとは航海に出ることだけだな。」

「では、そのようにしますわ。」

そういうと、驚く看守の目の前で、女は身軽に船に飛び乗った。船は動き出し、みるみるうちに小さくなっていった。看守には、船から別れを告げる女の姿が一瞬だけ見えたような気がした⁽¹⁾。

この伝説には正確な年代があらわされていないが、ヌエバ・エスパーニャ（現在のメキシコ）に異端審問所が設置されていた時代ということを考えると、1571年から1820年の間のことであったと推定できる。さらに、コルドバの町の建設が1618年だったことを考慮に入れると、17世紀以降のことであったと思われる。また、この伝説に出てくるムラータ・デ・コルドバについては実名が使われず、歴史上の事件とかかわった様子なども一切述べられていない。では、彼女のモデルとなった女性はいたのだろうか。それとも、後世の人たちが創作した女性像だろうか。手がかりとなるのは当時の異端審問の記録である。

ムラータ・デ・コルドバが暮らしていたとされるヌエバ・エスパーニャ南東部にはメキシコ湾に臨むベラクルスの港があったため、流入した黒人人口が比較的多く、その結果白人と黒人の間に生まれた子どもの数も他の地域より多かったようである。16世紀から19世紀までに書かれた異端審問の記録の中で、ムラータの姿はどのように描かれているだろうか。

まず第一に参考になるのは、2008年に刊行された『ヌエバ・エスパーニャの言語資料集——メキシコ湾岸編』（*Documentos lingüísticos de la Nueva España: Golfo de México*）である⁽²⁾。この書は、16世紀から19世紀までのスペイン語の使用例を主に異端審問の記録から取っているので、ムラータ・デ・コルドバの伝説に描かれたような事例があったかどうか調べるのに格好の資料であると思われる。

この資料集に収められた計198点の古文書のうち、mulata（白人と黒人の間に生まれた女子）という語を含む文書は9点、mulato（白人と黒人の間に生まれた男子）あるいは示小辞が付いた mulatillo という語を含む文書は20点ある。ここでは、伝説とかかわりがある可能性のある mulata に絞って読んでみよう。

呪術を用いる女

ムラータ・デ・コルドバの伝説に登場する女は、薬草を使って病人の手当てをするが、それだけでなく、呪術を用いて人の悩みを解決することもできた。そういう能力を持っていたがために、やがて魔女ではないかという疑いをかけられることになる。では、実際、ヌエバ・エスパーニャの社会には呪術を用いる女がいて、その中の何人かが魔女として告発されるような事件が起きていたのだろうか。

1626年に書かれた異端審問の記録に、呪術師の力を借りた女の話が出てくる。それによると、38歳になるカタリーナ・ロドリゲス (Catalina Rodríguez) は、夫との不和を解決するために呪術師たち (いずれも女) の力を借りたことを告白している⁽³⁾。

また1628年に書かれた異端審問の記録には、魔法を使っていたという理由で、ある黒人の女 (negra) が別の黒人の女に告発される話が出てくる⁽⁴⁾。

魔女ではないかと訴えられた者たちの中には、スペインからアメリカ大陸に渡ってきた女もいた。カスティージャ出身のフナ・デ・オチョア (Juana de Ochoa) は、消息を絶った人のその後の様子を祈祷によって知ることができたと、1616年の記録は述べている⁽⁵⁾。

一方、不当に告発された女を擁護する意見書も残っている。魔術を用いたという嫌疑がかかったマリア・デ・ボニーリャ (María de Bonilla) が無実であることを主張したもので、彼女の知り合いである司祭が1655年に異端審問所に提出している⁽⁶⁾。

このように、呪術 (hechicería) あるいは魔術 (brujería) を用いたとされる女たちが少なからず存在したことがわかるが、興味深いのは、相手を魔女呼ばわりしたことで逆に訴えられた女がいたことである⁽⁷⁾。それは1607年のことで、ヌエバ・ベラクルス市に住む女たちの口論が始まりだった。訴えた方も訴えられた方もムラータだった。相手を罵る言葉を並べていくうちに、気持ちが高ぶり、魔女という言葉が思わず出たのかもしれないが、問題は近所に響く大声で叫んだことだった。それを聞いて、たくさんの人たちが当事者たちの周りに集まってきた。罵られた側としては、世間から魔女という目で見られてしまうことを恐れたに違いない⁽⁸⁾。

呪術的な行為をしたかどで取り調べを受けた者は多かったようで、異端審問の記録に何件も見られる⁽⁹⁾。ムラータ・デ・コルドバの伝説は、こうした社会の中で、いつの間にか作られていったものだろうか。

自由を勝ち取る女

社会から不当に扱われ迫害された女の姿を描いているにもかかわらず、この伝説がどこか明るさを感じさせるのは、最後に事態が急転するからであろう。魔女の容疑で捕われ、異端審問の結果、火刑を言い渡されたムラータ・デ・コルドバは、処刑される直前に獄から抜け出すことに成功する。伝説の語りに耳を傾けている者を驚かす鮮やかな結末である。

このように脱獄に成功した者の記述は、『ヌエバ・エスパーニャの言語資料集——メキシコ湾岸編』(*Documentos lingüísticos de la Nueva España: Golfo de México*)には記されていない。しかし、異端審問で重い罪に問われそうになりながら、比較的軽い処罰を受けただけで釈放されたと思われる女の記録は、別のところで見ついている。1996年に刊行された『奴隷、ムラータ、呪術師であったフワナ・マリアに関する審理報告——18世紀のアメリカ大陸、スペイン統治下でのある女についての異端審問記録』(*Relación de la causa de Juana María, mulata: Esclava, mulata y hechicera. Historia inquisicional de una mujer novohispana del siglo XVIII*)である⁽¹⁰⁾。

18世紀半ば、人々を震撼させる事件がヌエバ・エスパーニャ北部にあるサンティアゴ・デ・ラ・モンクロバ(Santiago de la Monclova)の町で起きた。呪術や魔術を用いていた容疑で、一度にたくさんの女が検挙されたのである。その中にはスペイン出身者もいれば、先住民、白人と先住民の間に生まれた女(メスティーサ)、白人と黒人の間に生まれたムラータもいた。また、裕福な者、貧しい者、奴隷の身分の者など、社会階層もさまざまだった。異端審問官たちも慌てる大事件であった。

捕えられた女たちのひとり、フワナ・マリア(Juana María)は、魔術に使われる品を所持していたという容疑で取り調べを受けるが、彼女自身は魔術師でも呪術師でもないことが判明し、釈放された。2年余り獄につながれ、鞭打ちの刑を受け、公衆の面前で懺悔した後、釈放されたのではないかと考えられている⁽¹¹⁾。

さらに、また別のところで、ムラータのもうひとつの側面を見せる裁判記録が見つまっている。

1622年生まれのベアトリス・デ・パディーリャ(Beatriz de Padilla)は何人もの男と関係を持ったが、ある時から異端審問所地方支部長の愛人になって暮らしていた。その異端審問所地方支部長が病床でベアトリスに遺産を譲ろうとしたために、これに異議を唱える家族とベアトリスの間で騒動が起きた。やがて異端審問所地方支部長が亡くなると、ベアトリスはラゴス市長の愛人になった。

ラゴス市の住民たちは見るに見かねて、彼女を危険な人物であると見做し、異端審問

所に告発した。ベアトリスは呪術を用いて異端審問所地方支部長を操り、殺害したが、さらに市長の理性・分別をも失わせている、というのが訴えの内容だった。

これに対し、ベアトリスは異端審問官たちの前できちんと申し開きをすることができた。呪術を用いていたというのは噂話にすぎないこと、異端審問所地方支部長の家族の訴えは金銭をめぐるトラブルにすぎないことなどを理路整然と述べたのである。その結果、ベアトリスは釈放され、ラゴス市に戻ることができた⁽¹²⁾。

ラゴス市はムラータ・デ・コルドバの伝説の舞台から遠く離れた地にあり、ベアトリスが伝説のモデルとなったとは考えにくい、自ら自由を勝ち取ったという点では共通している。これは、異端審問の記録の中でも極めて稀な例である。

ムラータが誰の助けも借りず自由を得る姿は、それが現実にはほとんど不可能であることを知っている人々が作り出した幻想だったのであろうか。

妖しい魅力を持った女

ムラータ・デ・コルドバの伝説では、妖しい魅力を持った女の姿が描写される。白人と黒人の間に生まれたムラータであるが故の美しさ、呪術あるいは魔術を用いた妖しい美しさ、着飾った姿の美しさなど、美に関する表現も必ずと言っていいほど出てくる。そして、彼女の魅力に心を奪われる男たちがいたということも通常述べられる。

この伝説は何人もの手を経て語り継がれているので、いくつものバージョンがあるが、ムラータ・デ・コルドバに言い寄っていく男たちがどう描写されているかという点で微妙に異なっている。詳細は省き、さらりと述べるものがある一方で⁽¹³⁾、ムラータ・デ・コルドバに夢中になる男の様子を事細かに述べたものもある。何度も冷淡にあしらわれた男が、報復として彼女を異端審問所に訴えるという極端な展開にしている話も少なくない⁽¹⁴⁾。

19世紀半ばになると、何人かのメキシコの作家たちが自国の古い伝説を掘り起し、蘇らせた⁽¹⁵⁾。こうして、口頭伝承として語り継がれていた伝説は活字でも鑑賞されるようになったが、同時にこの時代の雰囲気も色濃く映すようになった。19世紀には、旧習を破り、自由を求める人間が盛んに描かれる一方で、憧憬が幻滅へと転じる作品もよく書かれた。

分別のある男でも、一旦ムラータ・デ・コルドバの魅力に取り憑かれてしまうと他のことが目に入らなくなり、ついに身を滅ぼしてしまう。男たちにとって手が届かない存在であればあるほど、ムラータ・デ・コルドバはこの世のものとは思えない妖しい美しさに包まれ、ますます男たちの心を惹き付ける。19世紀を代表する作家の一人、ビセンテ・リバ・パラシオ（Vicente Riva Palacio）が、詩人フワン・デ・ディオス・ペサ

(Juan de Dios Peza) の協力を得て描いたムラータ・デ・コルドバもそのような魔性の女だった⁽¹⁶⁾。

19世紀の作家たちが異性への憧憬と夢破れたときの憂鬱・幻滅を映し出す作品を書く際、ムラータ・デ・コルドバの伝説は格好の題材となったのではないだろうか。また、最後にムラータ・デ・コルドバが船に乗り、牢から脱出する場面も、自由・独立を謳歌する時代の雰囲気と合致していたと思われる。そして、そのような19世紀の空気の中で、ムラータ・デ・コルドバの人物像に変化が生じたことも想像できる。異端審問の記録に残っているような呪術や魔術を用いて社会の秩序を乱す怖れがある魔女というより、世の男たちを惑わす悪魔的な女、魔性の女として描かれるようになった。ムラータ・デ・コルドバは、19世紀の作家たちの筆によって、その美しさが称えられ、妖しい魅力を増したと言える。

結 語

ムラータ・デ・コルドバという伝説は、今日でもメキシコ人たちによって語り継がれているし、活字となったものは国境を越えてスペイン語圏を中心に広く読まれている。異端審問の記録に残っているように、呪術あるいは魔術を用いていたと疑われ、捕われた女は少なくなかった。そうした事件を目の当たりにした人たちが話を語り始め、いつの頃か伝説の形をとるようになったと考えられる。

白人を頂点とするヌエバ・エスパーニャで、ムラータはかなり低い地位にあったが、身分をわきまえ、社会の規範からはみ出ないように振る舞っている限り、安定した暮らしを営むことができた。異端審問所に告発されたムラータの多くは、社会の禁忌に抵触することを行ったのではないだろうか。あるいはそのように見られてしまったのではないだろうか。ムラータ・デ・コルドバの伝説は、社会から危険な人物と見做され、しだいに身を置く場所を失っていった哀しい女たちの姿を伝えているとも解釈できる。

伝説は歴史の事実をそのまま伝えるのではなく、語り伝える人たちの夢や願望を付け足していく。「ムラータ・デ・コルドバの伝説」の最後の場面は、ムラータ・デ・コルドバが脱獄に成功したかのように描かれているが、そうあってほしいと願う人々の想いが彼女に自由を与えているとも解釈できる。

19世紀までのムラータ・デ・コルドバは伝説として語られているため、ストーリーの展開に力点が置かれ、登場人物の内面の描写はほとんど見られない。しかし、20世紀に入り、人間の心理を描く作家が現れると、新たなムラータ・デ・コルドバ像が作られる⁽¹⁷⁾。この伝説の文学的側面とその変容については、いずれ別の稿でまとめたいと考えている。

《注》

- (1) いくつかのバージョンがあるが、Vicente Riva Palacio と Juan de Dios Peza の共同執筆によるものと Luis González Obregón の筆によるものが代表的である。本稿では後者のバージョンに近いあらすじを記した。
- (2) Chantal Melis y Agustín Rivero Franyutti, *Documentos lingüísticos de la Nueva España: Golfo de México*, México, Universidad Nacional Autónoma de México, 2008.
- (3) 同書 pp. 199-200.
- (4) 同書 pp. 201-203.
- (5) 同書 pp. 184-185.
- (6) 同書 pp. 246-247.
- (7) 同書 pp. 170-171.
- (8) 地域社会が一度そういう目で見始めると、普通の女が魔女と見做され、告発されるという点は、ヨーロッパの魔女狩りや魔女裁判と類似している。
- (9) 呪術的な行為が見られたというだけで訴えられた例はかなり多かったようだが、その結果有罪となったのは少数だったと言われている。Araceli Campos Moreno, “Un tipo popular en la Nueva España: la hechicera mulata. Análisis de un proceso inquisitorial”, *Revista de literaturas populares*, Año XII, Número 2, julio-diciembre de 2012, p. 407.
- (10) Alma Leticia Mejía González, *Relación de la causa de Juana María, mulata: Esclava, mulata y hechicera. Historia inquisitorial de una mujer novohispana del siglo XVIII*, México, El Colegio de México, Centro de Estudios Lingüísticos y Literarios, 1996.
- (11) 同書 p. 12.
- (12) Araceli Campos Moreno は、Mónica Quijada が著した下記の論文より得た情報として、この事例を前掲書の p. 425 で紹介している。Mónica Quijada, “Las mujeres en el México colonial: normas y márgenes de indulgencias”, *Paraíso oriental: Norma y diversidad en el México virreinal*, coord. Salvador Bernabéu Albert, Madrid, Embajada de México, Instituto de México en España, 1998.
- (13) その代表的な作家が Luis González Obregón で、誰がムラータ・デ・コルドバを告発したかという詳細を省いた形でこの伝説を描いている。Luis González Obregón, *Las calles de México*, México, Porrúa, 1993.
- (14) こちらの立場で描いているのが Vicente Riva Palacio である。Vicente Riva Palacio y Juan de Dios Peza, *Tradiciones y leyendas mexicanas*, México, Consejo Nacional para la Cultura y las Artes, Universidad Nacional Autónoma de México, 1996, pp. 165-180.
- (15) José Bernardo Couto (1803-1862), Vicente Riva Palacio (1832-1886), Juan de Dios Peza (1852-1910), Heriberto Frías (1870-1925) など、メキシコの伝説を基に作品を執筆する作家たちが次々と現れた。
- (16) 前掲書 pp. 165-180.
- (17) 例えば Xavier Villaurrutia (1903-1950) は、1940 年代に、それまでとは違う新しい女としてムラータ・デ・コルドバを描いている。ひとつはオペラの脚本として、もうひとつは映画の脚本として、2 種類の作品を執筆した。Xavier Villaurrutia, *Obras*, México, Fondo de Cultura Económica, 2006, pp. 191-249.

参考文献

Agostinho-de La Torre, Mariela, *Vocabulario histórico en relatos geográficos del siglo XVII*

- (*Virreinato del Perú*), Zaragoza, Libros Pórtico, 1999.
- Campos Moreno, Araceli, “Un tipo popular en la Nueva España: la hechicera mulata. Análisis de un proceso inquisitorial”, *Revista de literaturas populares*, Año XII, Número 2, julio-diciembre de 2012, pp. 401-435.
- Company, Concepción y Chantal Melis, *Léxico histórico del español de México*, México, Universidad Nacional Autónoma de México, 2005.
- Company Company, Concepción, *Documentos lingüísticos de la Nueva España: Altiplano-Central*, México, Universidad Nacional Autónoma de México, 2008.
- Flores, Enrique y Mariana Masera (coords.), *Relatos populares de la inquisición novohispana: Rito, magia y otras supersticiones, siglos XVII-XVIII*, Madrid, CSIC, Universidad Nacional Autónoma de México, 2010.
- Mejía González, Alma Leticia, *Relación de la causa de Juana María, mulata: Esclava, mulata y hechicera. Historia inquisitorial de una mujer novohispana del siglo XVIII*, México, El Colegio de México, Centro de Estudios Lingüísticos y Literarios, 1996.
- Melis, Chantal y Agustín Rivero Franyutti, *Documentos lingüísticos de la Nueva España: Golfo de México*, México, Universidad Nacional Autónoma de México, 2008.
- Obregón, Luis González, *Las calles de México*, México, Porrúa, 1993.
- Riva Palacio, Vicente y Juan de Dios Peza, *Tradiciones y leyendas mexicanas*, México, Consejo Nacional para la Cultura y las Artes, Universidad Nacional Autónoma de México, 1996.
- 上山安敏『魔女とキリスト教 ヨーロッパ学再考』講談社学術文庫, 2013年
- 菊地章太『魔女とほうきと黒い猫』角川文庫, 2014年
- ミシュレ『魔女(上)・(下)』篠田浩一郎訳, 岩波文庫, 2014年

The Kinesthetic Method

Martin MELDRUM and Milton MULTIADOUS

Abstract

It is often said that the best way to learn is by doing. This of course, applies to all fields of learning including language learning. However in the field of language learning most instructors have felt that “doing” is simply the active skills of “speaking and “writing”. For the past ten years the authors of this paper have been researching a wider interpretation of “doing” which requires the student not only to “speak”, but also to “act out” or demonstrate the meaning of a linguistic unit. This method which we have dubbed the Kinesthetic Method (KM), may already have been used by many instructors but due to a tendency to rely on commercially produced texts which almost never ask the student to actively demonstrate an action, new and inexperienced teachers may not be aware of the power of this method. The KM also helps link vocabulary learning to grammar and thus strengthens the concept of meaning. It also allows the student to compare English usage and structure with their own language. Perhaps most of all the method produces rapid results in retention of new vocabulary. Our initial results indicate KM is a highly effective technique for achieving excellent learner recall not just over short term but also over long term periods. In this paper we present our preliminary results as well as classroom techniques for using this technique to augment language lessons.

Keywords: meaning, movement and learning, kinesthetic method.

Introduction

It is often said that the best way to learn is by doing. This of course, applies to all fields of learning including language learning. However in the field of language learning most instructors have felt that “doing” is simply the active skills of “speaking and “writing”. For the past ten years the authors of this paper have been researching a wider interpretation of “doing” which requires the student not only to “speak” but also to “act out” or demonstrate the meaning of a linguistic unit. We have dubbed this method “the Kinesthetic method” (KM). Although the term Kinesthetic Learning has been used in other fields of learning, for example Lengel, T. Kuczala, M. (2010), we believe this is the first application to foreign language learning. It is well known in many fields of study that learning can be accelerated if actual bodily movement rather than purely intellectual exercise are involved in the learning process. For example, science subjects, such as physics and chemistry, are widely believed to be easier to learn by doing experiments than by purely reading theory from texts. However most authors have claimed that

only a certain minority (usually stated as 5%) of learners use tactile movement as an aid to learning, the best known example being Gardner (1983). Other authors for example have claimed that “brain breaks” are needed — in other words, exercise is seen as an unrelated break to give the mind a rest from academic learning. However we have found that *all* learners remember more vocabulary items and do so for a longer period of time when the movement *is* related to the meaning of the linguistic unit being learned, than they do when conventional methods (CM) of vocabulary learning are used.

It should be noted that this method should not be confused with Psychomotor learning, which has also been called Kinesthetic learning, in which the students are learning and practicing how to do a movement (such as dance or operating a machine) until they become competent at it. In our definition of KM the students are already very competent and familiar with the action they must undertake and they know the vocabulary in their own language for describing the action but they are required to learn the English expression for this action.

It should also not be confused with a technique called Kinesthetic Learning, which is focused on only a minority of students who have been classified as learning better when allowed to move their bodies.

Theory

There are many intuitive reasons to believe that humans readily link bodily movement with language and meaning. Just try explaining what a spiral is without using your hands, or imagine how much easier it is to remember directions to a particular place given to you by someone who uses their hands to show left and right turns compared to someone who uses no gestures at all. Furthermore, when students have difficulty finding words for what they want to say they often resort to some kind of gestures.

There is also a good linguistic reason for sometimes using the KM for teaching *English verbs* in that English verbs contain a lot of information about how an action is done whereas Japanese, and the majority of other languages, usually need modifiers to modify a verb to show how an action is done. Take the two very similar sounding and looking English words: totter and toddle. In Japanese the word 歩く would be modified with ヨロヨロ歩く and よちよち歩く. Although we can explain totter means “to walk in an unsteady way due to old age and failing muscular strength and perhaps eyesight”, and toddle means “to walk in an unsteady way due to lack of practice and young age”, until the student actually acts out the verbs it is very difficult to retain and distinguish between the two words.

When learning a language, CM tends to lead us to translate the target language word into the nearest equivalent word in our own language. However, exact equivalents may not exist (Meldrum, 2011). Alternatively, CM may ask us to explain the meaning using *other words* from the target language, but this requires that the meanings of the *other words* to be already precisely understood. On

the other hand, by asking the student to directly reproduce or demonstrate a word or expression understanding of meaning can be confirmed with some precision.

Method

After repeated success with lessons (see appendix 1 for an example) using KM, experiments were designed to demonstrate more rigorously the effectiveness of the method. In the experiments students were asked to learn a selection of words from a list. The majority of the students in the experiments would range from 300 to 500 TOEIC scores, however about ten of the students would fall in the range 500 to 800 TOEIC. The number of words the students were asked to learn depended on how much class time the instructor wanted to use for the experiment. Generally the minimum number of words tested in one experiment was eight and the maximum was twenty. In the experiment a variety of words with the general meaning of “walk” were used as the variation in movement can easily be demonstrated physically and also because most of the students were Japanese or fairly fluent in Japanese so they could compare the target English word with the modified Japanese verb structure — (modifier) 歩く. Words relating to utterances were also used as again it is not so difficult to reproduce the action in a precise way and the Japanese equivalent generally requires a modification of と言う.

Fairly rigorous protocols (appendix 2) (appendix 3) were prepared so that the experiment could be carried out in several different classes. (There was a slight difference between the protocols used by each author in order to fit each instructors teaching style).

At the beginning of the class the students were taught the words preselected (from a list of 31 core words) by the instructor. Half the words were taught using conventional methods and the other half using KM. As far as possible the time devoted to this was kept to about 20 to 40 minutes depending on the number of words, and the time spent on each method was as near as possible kept equal. Then the students were given their usual lesson, which did not use any of the words to be tested. At the end of the lesson the students were tested (Test 1) (Appendix 4) on the words they had learned. They were only given 5 to 8 minutes for the test. One week later a quick verbal review, lasting about 5 minutes, to remind the students of all the previous weeks words was given at the beginning of the lesson and, after instruction on another topic, the same test (Test 2) (Appendix 4) was administered at the end of the lesson. The students were not informed their scores as doing so would invalidate using the same test again.

Whenever possible they were also tested again two weeks later and four weeks later. However, in this paper we will report only on the results of the first two tests. As it was difficult due to absence, lateness and other factors, such as students naturally wanting to know their scores, to ensure enough students for statistical confidence had all had the same instruction over the two weeks and four week periods, the results for those tests will be left to future work, despite the

indications so far being that long term retention due to KM is significantly higher than CM.

Results

A visual inspection of the figure 1 reveals that the words marked by asterisks, i.e. those taught using KM, clearly showed learning as in all cases the number of students choosing the correct meaning in the second test was higher or the same as in the first. On the other hand many words learned by CM seem to indicate forgetting.

Some words such as *shout* (KM) and *argue* (CM) remained unchanged probably indicating some students knew these words already and other students hadn't learned them by either method.

It is interesting that the word *speak* (CM) indicated forgetting (or unlearning) and relatively few students chose the correct definition for this word although most of the students were expected to have already known this word before any instruction was given. A possible explanation for this apparent unlearning of the word *speak* may be that the test given in the lesson required the student to find a much more precise definition of the activity *speak* than the student had previously been accustomed to doing. In other words new knowledge about words with similar meanings requires updating of knowledge about previously learned words.

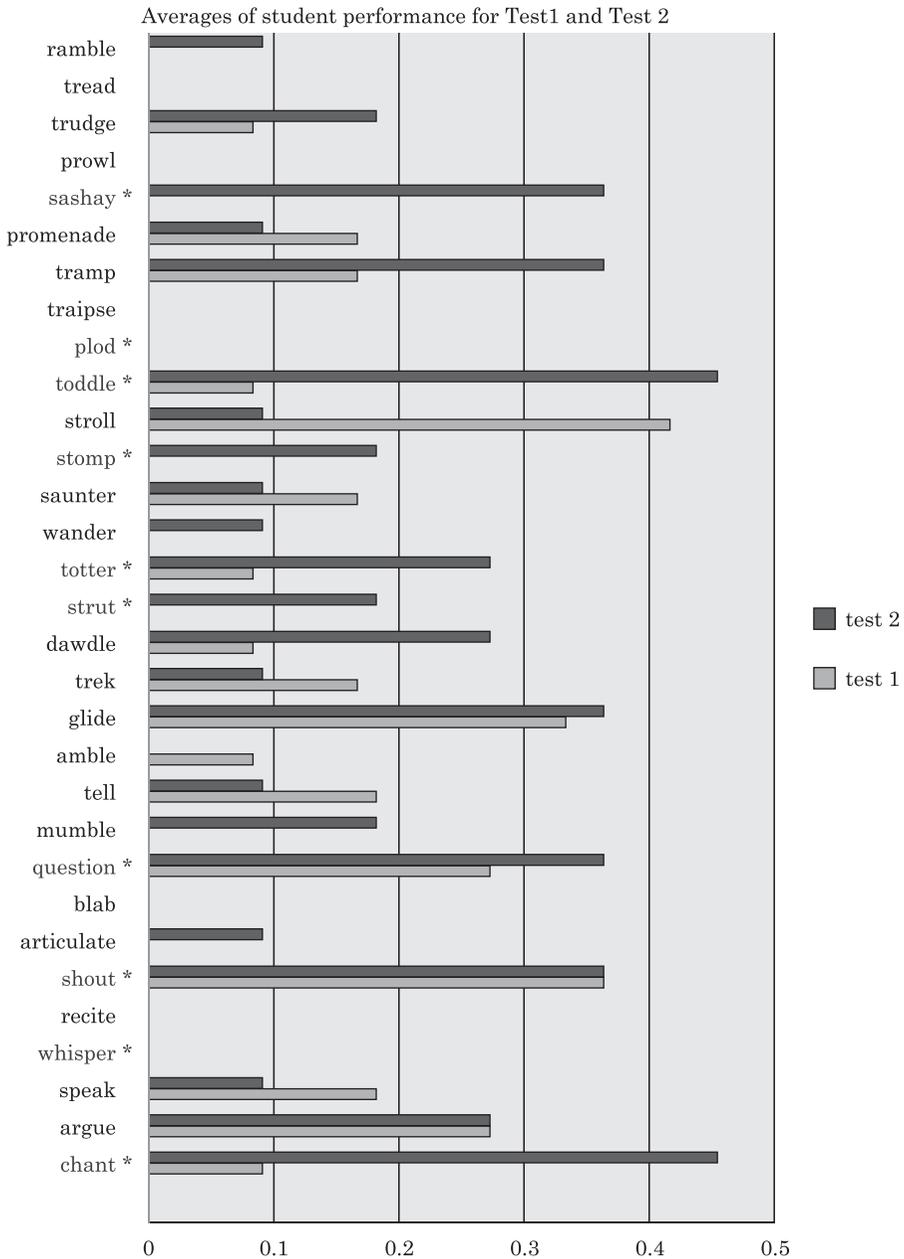
A *Student T Test* (see appendix 5) gave a 0.25% probability the result ($p < .05$) was due to chance. This seems to imply it is very safe to reject the null hypothesis that "KM is no better than other methods at producing retention of vocabulary items" Therefore, we can say getting students to enact a meaning has a powerful effect on helping them learn and remember a vocabulary or even grammatical item. In other words the KM seems highly effective in producing student improvement.

Discussion

Despite the convincing result from the statistical analysis, we would still like to exercise caution. Although we have tried to eliminate as many variables as possible we still have concern with regard to the following:

In order to get enough students, a wide range of levels was surveyed. Although we do not think the results have been skewed due to the presence of rapid learners we have not rigorously been able to eliminate this possibility.

We did not survey the students to find out whether their learning preference was tactile as opposed to audio etc. We assumed the literature to be correct in claiming only 5% of the population can be classified under this learning



*indicates words that show significant learning due to KM. Instructors selected twenty words from the above list of 31.

Figure 1 A zero reading indicates that no student learned this word.

preference.

We have so far been unable to eliminate effects from, teacher demonstrations, entertainment factor, variation in student inhibition from class to class etc. which could all have an influence on the results either positively or negatively.

Resolving these problems will be future work.

Despite these concerns we have decided to publish in the hope other

researchers will try to reproduce our results and find improvements in methodology. We believe the results are so significant that any effects due to the concerns we express above will turn out to be relatively small. If our results can be independently reproduced this paper will have wider implications for Pedagogy and Psychology. We believe the KM can be developed into a powerful teaching method for augmenting more conventional techniques.

Appendix 1

“An Acting Lesson”

Learning a language isn't just about listening and speaking; though that is very important. Learning a language is also about doing.

There is a Chinese saying that goes:

What I hear I forget.

What I see, I remember.

What I do I know.

So we are going to learn by doing.

Part I

(giving instructions, imperative form, adding modifiers)

Exercise 1

- A) Walk like a sumo wrestler.
- B) Walk like a cheerful (happy) sumo wrestler.
- C) Walk like a grumpy sumo wrestler.
- D) Walk like a small cheerful sumo wrestler
- E) Walk like a small cheerful sumo wrestler who has just won.
- F) Walk like a big grumpy sumo wrestler who has just lost.
- G) Walk like a big happy sumo wrestler who has just won.

Exercise 2

Make groups of 3 to 5 people. Add some ideas of your own to f) g) h) then do this exercise in groups.

- a) Walk like a teacher
- b) Walk like a friendly teacher
- c) Walk like an unfriendly teacher
- d) Walk like a mathematics teacher
- e) Walk like a music teacher
- f) _____
- g) _____
- h) _____

Exercise 3

Game

Choose the best actor in your group (or take turns being the actor)

Another team will give you written instructions. Your actor has to act the instructions. Your team will have to try and guess what the instructions say.

Part II

Linguistics and grammar

In English there are many words that mean 'walk'

For example:

- i) saunter
- ii) stroll
- iii) march
- iv) toddle
- v) totter
- vi) strut

Do the following actions then match them up with the words in the list above

- A) Walk like a soldier.
- B) Walk like a one year old child who has just learned to walk.
- C) Walk like a fashion model.
- D) Walk like a very old person who feels unsteady and is afraid of falling.
- E) Walk like a John Travolta in Saturday Night Fever.
- F) Walk like a person who is trying to keep fit and is taking a walk in the park. You should swing your arms and take long strides.

Question

How do you say the word walk in your own language?

How do you say the words:

- i) saunter
- ii) stroll
- iii) march
- iv) toddle
- v) totter
- vi) strut

in your own language?

In most languages the equivalent word for 'walk' would be modified. For example ふらふら歩く (ふらふら aruku) in Japanese. Aruku is the verb that means walk and ふらふら modifies it to show how the action is done. But English likes verbs that already contain information about how the action is done. This difference can be challenging for translators.

Part III

In English there are many words that mean 'talk'

For example:

- i) stutter
- ii) chatter
- iii) shout
- iv) whisper
- v) moan
- vi) scream

Act these words like you did in Part I

Part IV Homework

Try to find some other verbs you could act.

Appendix 2

Kinesthetic method Experiment protocol 1

Tell students:

"We are going to learn some new words."

"First we will find out how many you know already."

"We are going to do a short test." "Do not look up any dictionaries."

Give out the test:

Tell students to "match the words with their meanings."

Tell students "Some words might have the same answer."

Tell students "Not all the answers will be used"

This way means that for each word the students have an approximately 1 in 16 chance of choosing the correct answer when they are guessing.

Answers:

mumble, a; shout, b; whisper, c; blab, d; argue, e; question, f; recite, g; chant h; tell, l; speak, j; articulate k.

Definitions from Oxford or Longman's learners' dictionary

	word		meaning
1	chant	a	say something in low and not clear voice
2	argue	b	say something out loudly
3	speak	c	information spoken in a soft voice
4	whisper	d	carelessly tell someone some a secret
5	recite	e	disagree with other person, usually in a loud voice
6	shout	f	asking for answer: using voice inflection
7	articulate	g	read a passge out loud; narrate
8	blab	h	sing simple song or song part
9	question	i	narrate an event or describe something to another person

10	mumble	j	to say something or to give a lecture
11	tell	k	to express yourself easily and in clear expressive language
12		l	To say something in a very tired way
13		m	complain or protest about something in a bad-tempered but typically muted way
14		n	emit a long, deep, audible breath expressing sadness, relief, tiredness, or a similar feeling
15		o	talk constantly in a friendly manner. Sometimes considered irritating.
16		p	Shout loudly and powerfully in an angry or dominant manner.

Collect test

Teach six of the words using the method

Do something unrelated until last 15 minutes of class (a spoiler exercise)

In the last 15 minutes administer the same test as at the beginning.

Two weeks later do the same test

Four weeks later do the same test.

Dummy definitions given are for : 13 grumble, 14 sigh, 15 chatter, 16 bellow, which were not taught.

Appendix 3

Milton's method

- 1) explain the idea of different ways to remember vocab.
- 2) Give them the 11 words and 13 definitions
- 3) check their answers and collected their guesses/papers
- 4) wrote four words on the board (articulate, whisper, argue and question).
Then demonstrated their meanings to the group; using voice inflection.
- 5) selected 4 students to mirror my explanations.
- 6) then had them practice for 5 mins each (one student said the word and the other student had to say the meaning using voice inflection.
- 7) then went on to a vocabulary activity in the textbook for 55 mins (spoiler)
- 8) then had them do the same matching activity that I first gave them.
- 9) then checked handed back the first sheet to them, so that they could compare their learning.
- 10) check with the students

Generally out of a class of 13 students only one did not improve their knowledge.

Appendix 4

Name _____

Match the words with their meanings. Some words might have the same meaning, and some of the meanings might not be needed:

1	amble	A	walk in a slow, relaxed manner, without hurry or effort
2	glide	B	walk or move at a slow, relaxed pace
3	trek	C	walk slowly and with heavy steps, typically because of exhaustion or harsh conditions
4	dawdle	D	walk doggedly and slowly with heavy steps
5	strut	E	waste time; be slow
6	totter	F	walk heavily or noisily
7	wander	G	tread heavily and noisily, typically in order to show anger
8	saunter	H	go on a long arduous journey, typically on foot
9	stomp	I	walk with a stiff, erect, and apparently arrogant or conceited gait
10	stroll	J	walk in an ostentatious yet casual manner, typically with exaggerated movements of the hips and shoulders
11	toddle	K	すべっているように歩く
12	plod	L	move in a feeble or unsteady way
13	traipse	M	散歩
14	tramp	N	散歩
15	promenade	O	接地面
16	sashay	P	徘徊
17	prowl	Q	遊歩道
18	trudge	R	歩き回る
19	tread	S	walk or move wearily or reluctantly
20	ramble	T	(of a young child) move with short unsteady steps while learning to walk
			walk in a leisurely way

Appendix 5

The second column shows the percentage of students improving their score for the respective word, after being taught that word using KM. The fourth column shows the total number of students (out of 88) who improved their score

using KM.

The third column shows the percentage of students improving their score for the respective word, after being taught that word using conventional methods. The fifth column shows the total number of students (out of 88) who improved their score using conventional methods. Negative scores indicate their score got worse.

Comparison of methods		KM	conventional		
change in score between test 1 and 2					
(negative score indicates forgetting		0 score indicates no improvement)			
Kinesthetic		conventional			
		total number of students surveyed		88	
chant	36%		32		
argue		0%		0	
speak		-9%		(8)	
whisper	0%		0		
recite		0%		0	
shout	0%		0		
articulate		9%		8	
blab		0%		0	Ttest 0.00252946
question	9%		8		
mumble	18%		16		
tell		-9%		(8)	
amble		-8%		(7)	
glide		3%		3	
trek		-8%		(7)	
dawdle		19%		17	
strut	18%		16		
totter	19%		17		
wander		9%		8	
saunter		-8%		(7)	
stomp	18%		16		
stroll		-51%		(45)	
toddle	37%		33		
plod	0%		0		
traipse		0%		0	
tramp		20%		17	
promenade		-8%		(7)	
sashay	36%		32		

Ttest result 0.25% probability results were due to chance

References

Retrieved from <http://en.wikipedia.org/wiki/Kinestheticlearning>

Lengel, T. Kuczala, M. (2010) *The Kinesthetic Classroom: Teaching and Learning Through Movement*, Corwin

Gardner, H. (1983) *Frames of Mind: The Theory of Multiple Intelligences*. Basic Books

Meldrum, M. (2011) "Word Choice from the Fifth Dimension" 拓殖大学言語文化研究所 語学研究第 124 号 2011 年 3 月刊行

病院等による，市民を対象にした健康知識の 啓発・普及事業に関するアンケート調査

有馬 廣 實

A Research into the present condition of the hospital's contribution to the people's health learning

Hiromi ARIMA

Abstract

The aim of the paper is to find and clarify the present condition of the Hospital's contribution to the people's lifelong health learning activities to improve and enhance their healthy life.

This paper describes mainly the following matters.

- (1) Present condition of enlightenment and dissemination of health knowledge and health practice in and out of the hospital.
- (2) Hospital Festival
- (3) Hospital Library
- (4) Training and utilization of the hospital volunteers.
- (5) Some Projects treated as the most important work in the enlightenment and dissemination of health knowledge and health practice.
- (6) Organization promoting health learning and health practice.
- (7) Persons who are at the center of the projects promoting people's health learning and practice.

〔I〕 本調査研究の意義・目的

病院，医院，保健所などの医療機関の中には，患者に対する病気や怪我の治療や看護以外に，患者を含む一般市民に対する疾病予防教育や健康教育に努めているところがあれば見られる。

市民の多くはこれら疾病予防や健康の維持増進のための基礎的知識を求めるとともに，一方では生殖医療や臓器移植，再生医療のような最先端の医療に関する知識や「医の倫理」に関する知識を求めている。これらは健康や医学に関する市民の生涯学習の重要なテーマである。人々がこれらの知識を求めていることは，医学関係の学会や関係団体

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査による講演会等に多くの聴衆が集まる現状によって窺い知ることができる。このような状況を顧みれば、病院等の医療機関による、市民に対する健康・医学教育がより一層促進される必要があると思われる。

現在、多くの医療機関がその本来の医療活動の他に、様々な公開講座や実践的健康教室等を開催し、かつ院内の多様なメディアを活用して、市民に健康情報の提供や健康の維持・増進のための実践活動の場を提供している。病院祭や病院図書室の市民への開放も重要な活動である。

市民も健康情報には大きな関心を有している。医療機関によるこれらの活動は、市民の健康に関する学習と実践の推進にとって極めて大きな価値を持つものであり、大いに敬意を表すべきことと思われる。これらの活動は、個々の市民にとって有意義であるだけでなく、国民のための健康政策としても重要かつ不可欠であり、今後ますますその重要性が増すものと思われる。

病気に対しては治療が重要であり、不可欠であるが、それとともに今日では例えば発症予防が重要な課題となってきた。それには市民一人ひとりの健康意識の向上、日常的な健康学習への取り組みが重要となる。市民の健康や医療に関する知識の、最新で最大の情報提供源は、病院等の医療機関そのものである。すなわち、医療機関には新しい使命として「健康教育機能」が存在するものと考えられる。この機能に対する期待は、今後ますます強くなっていくものと思われる。病院等の医療機関による、市民に対する健康・医学教育が、どのような現状にあるのかということ、個々の分野で明らかにするのみならず、統合的に明確にすることが必要となる。

本研究は、このような観点から、病院等の医療機関が市民に対してどのような健康教育活動を行っているのかをアンケートによって調査し、その実態を解明するとともに、そこに含まれる問題点も明らかにしようとするものである。その主な目的は以下の2点である。

第1は、病院等の医療機関が、公開講座その他の方法により多様な健康情報の提供を行い、かつ健康指導の実践活動を行うことにより、市民の健康に関する学習要求に貢献している状況を、多様な側面から全国的レベルで明らかにすること。

第2は、この調査で得られた結果を医療機関にお返しし、その結果を活用して、できる限り多くの医療機関が市民の健康学習への貢献活動を一層促進するための契機としてもらうことである。

〔Ⅱ〕 調査の概要

〔1〕 調査名称および調査方法、調査期間

「病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査」

郵送法により配布・回収。自記式調査票。

調査票発送期間 平成 25 年 9 月・10 月、返送期限 11 月 30 日。

〔2〕 調査対象および回収率

医療法第 1 条の 5 には病院および診療所が規定されている。医師または歯科医師が医療または歯科医療を行う場所で、20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものが病院で、それが 19 人以下か、または患者を入院させる施設を有しないものが診療所である。本調査では、病院および診療所を併せて「病院等」としている。場合によってはこれを病院と表記することもある。

調査対象：全国の都道府県立病院，市区町村立病院，JA 厚生連病院，民間病院
病院等の選出：インターネットに公開されている以下の病院関係のデータベースから

適宜選択した。社団法人・全日本病院協会会員病院 URL 一覧

公益社団法人・全国自治体病院協議会

日本病院会会員一覧

厚生労働省・医療機能情報提供制度（医療情報ネット）

全日本農協連合会「JA 厚生連の施設」

病院ナビ（全国のクリニック・診療所・医院・病院検索サービス）

発送数：1980 通，回収数 284 通，回収率 14.3%

有効回収数：282 通，有効回収率 14.2%。

〔3〕 調査内容

1. 病院等の諸属性（病院等のタイプ，所在地，設立年，専任職員数）
2. 健康知識や実践活動の啓発・普及事業の実施状況
 - (1) 病院情報紙（誌），健康情報紙（誌）の刊行および来院者への提供
 - (2) ロビーやホールにおける，映像を用いた健康知識の啓発・普及事業
 - (3) 当該病院等の医師等の講話や解説，実践指導による，健康知識や実践活動の啓発・普及事業
 - (4) 「講話や解説，実践指導」のうち，特に，食事や運動，生活習慣の改善，介護法など，主として実践指導を行う講座や教室の実施
 - (5) 病院外での啓発・普及事業
 - (6) 体育の日などの特定の行事やイベントに合わせて行う，公開の健康診断的な事業
 - (7) セミナーやシンポジウム，学術講演会など
3. 病院祭の実施
4. 図書室の設置
5. 病院ボランティアの養成・活用
6. 当面，最も重視している事業，および，今後，最も重視していきたい事業

7. 啓発・普及事業の実施環境整備

- (1) 健康知識の啓発・普及事業の推進組織の設置
- (2) 健康学習に関する市民からの要望の有無
- (3) 市民の要望を受け入れる仕組みや、病院と市民との協議の制度
- (4) 病院の中で、啓発・普及事業の中心となって推進している人物の立場

8. 病院の課題（自由回答）

- (1) 当該病院が取り組むべき課題
- (2) 最も重点的に提供すべき、病気や健康に関する情報

上記の各質問には、付帯質問として、映像媒体（DVD等）の作成主体、講話・解説・実践指導の内容、事業の名称、事業の開始年度、実施時期、講話・解説・実践指導の担当者（講師）、講師の所属、事業の実施施設等を尋ねている。

〔Ⅲ〕 単純集計及び分類集計に見る調査結果

1. 病院等の諸属性

表1(1)タイプ1からわかるように、有効回答病院等では市区町村立病院が最多で、53.5%を占めている。これに次ぐのが民間病院等（22.0%）および都道府県立病院等（20.6%）で、それぞれ2割程度を占めている。JA厚生連立の病院等は3.9%で非常に少ない。タイプ2からは医療センターや診療所（それぞれ1割程度）に比べて病院が圧倒的に多く、ほぼ8割を占めていることがわかる。これらをクロスさせてみると、「市区町村立」の「病院」が116で、全体の41.1%を占めている。すなわち、各質問の回答

表1(1) 有効回答病院等の基本的属性 その1

		実数	比率(%)
タイプ1	1. 都道府県立病院・医療センター・診療所	58	20.6
	2. 市区町村立病院・医療センター・診療所	151	53.5
	3. JA厚生連立病院・医療センター・診療所	11	3.9
	4. 民間病院・医療センター・診療所	62	22.0
	合計	282	100.0
タイプ2	1. 病院	225	79.8
	2. 医療センター	26	9.2
	3. 診療所	31	11.0
	合計	282	100.0

表1(2) 有効回答病院等の基本的属性 その2

病院等の所在地別集計

所在地	実数	比率
1. 北海道	29	10.3
2. 東北地方	31	11.0
3. 関東地方	89	31.6
4. 中部地方	49	17.4
5. 近畿地方	31	11.0
6. 中国地方	14	5.0
7. 四国地方	16	5.7
8. 九州・沖縄地方	23	8.2
不明	0	0.0
合計	282	100.0

表 1(3) 有効回答病院等の基本的属性 その 3
病院等の設立年別集計

設 立 年	実 数	比 率
1. 明治以前・明治・大正	12	4.3
2. 昭和元年～20年	30	10.6
3. 昭和21年～30年	76	27.0
4. 昭和31年～40年	32	11.3
5. 昭和41年～50年	25	8.9
6. 昭和51年～63年	32	11.3
7. 平成元年～10年	20	7.1
8. 平成11年～20年	22	7.8
9. 平成21年～25年	14	5.0
不 明	19	6.7
合 計	282	100.0

表 1(4) 有効回答病院等の基本的属性 その 4
病院等の専任職員数別集計

専任職員数	実 数	比 率
1. 50人以下	50	17.7
2. 51人～100人	43	15.2
3. 101人～200人	54	19.1
4. 201人～300人	33	11.7
5. 301人～400人	14	5.0
6. 401人～500人	18	6.4
7. 501人～600人	16	5.7
8. 601人～1000人	27	9.6
9. 1001人以上	6	2.1
不 明	21	7.4
合 計	282	100.0

の比重の4割程度を「市区町村立病院」が担っているということになる。

表 1(2)の東北地方は青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島の6県である。関東地方は茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川の7都県である。中部地方は新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知の9県である。近畿地方は三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の7府県である。表 1(2)からは関東地方の病院等が最も多く、3割強を占めていることがわかる。これに次ぐのが中部地方で2割弱の程度である。

北海道と東北地方、関東地方を併せて東日本地方とし、近畿地方およびそれ以西の県を併せて西日本地方とすると、東日本地方には149病院等が属し、中部地方には49病院等が属し、西日本地方には84病院等が属する。これらの分類では東日本地方の病院等が最も多い。

表 1(3)は病院等の設立年を基本的に10年間隔で見たものである。これで見ると、昭和21年から30年までに設立された病院等が最も多く、3割弱を占めている。表 1(4)から医師を含む専任職員数から病院の分布を見ると、101人～200人の病院等が最も多く、これに次ぐのが50人以下の病院等であり、それぞれ2割弱を占めている。第3位が51人～100人の病院等である。これら200人以下の病院等で半数を越えている(52.0%)。

2. 健康知識や実践活動の啓発・普及事業の実施状況

ここでは、病院内のロビーやホールその他、人々が利用する場所、または講堂、研修室等において、病気や健康等に関する知識や、実際に身体を動かしたり、運動を伴う実践的な疾病予防活動の啓発・普及に関する7つの事業について、その実施状況を尋ねている。

(1) 病院情報紙（誌）、健康情報紙（誌）の刊行および来院者への提供

病院情報紙（誌）や健康情報紙（誌）を定期的に刊行し、病院への来院者に提供しているのは、全体の4割程度（41.1%）である。

図2(1) 病院情報紙（誌）や健康情報紙（誌）の定期的刊行や、それらを来院者に提供している病院の比率

病院の設置者別、所在地別、設立年別、専任職員数別の分類・比較

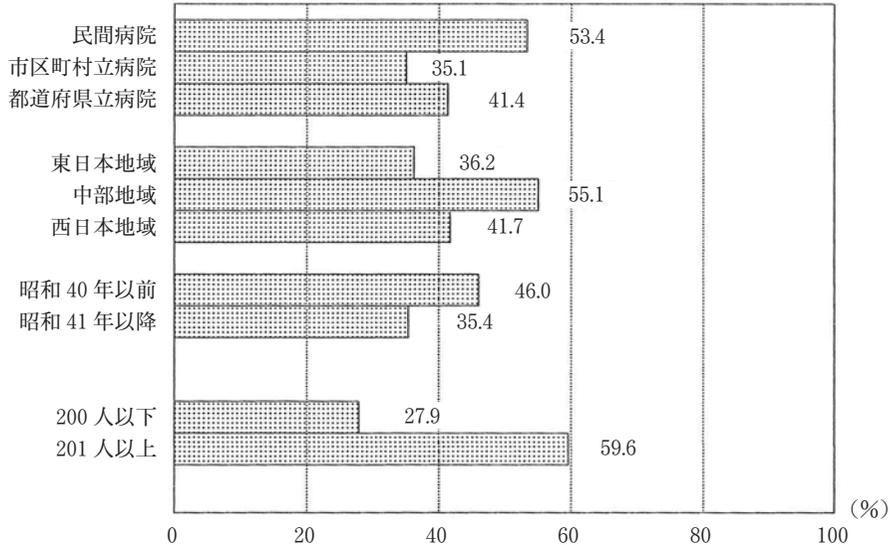


図2(1)により、病院の設置者別、所在地別、設立年別、専任職員数別に病院情報紙（誌）や健康情報紙（誌）の定期的刊行、病院の来院者への提供の状況を見てみると、それぞれの属性内でこれらの事業を実施している比率に相当な差が見られることがわかる。設置者別に見ると、民間病院ではその比率が53.4%であるのに対して、市区町村立病院では35.1%に留まっている。比率の差は、18.3ポイントになる。

所在地別に見ると、中部地域が55.1%であるのに対して、東日本地域は36.2%に留まっている。比率の差は、18.9ポイントになる。

設立年別に見ると、昭和40年以前に設立の病院の方が、昭和41年以降設立の病院よりも10ポイント以上大きな比率を示している。専任職員数別に見ると、201人以上の病院が59.6%、200人以下の病院が27.9%で、規模の大きな病院の方が規模の小さな病院の2倍以上の大きな比率を有している。比率の差は、31.7ポイントになる。すなわち、民間病院、中部地域の病院、昭和40年以前に設立の病院、専任職員数201人以上の病院が、当該事業によく取り組んでいることが分かる。

(2)ロビーやホールにおける、映像を用いた健康知識の啓発・普及事業

図 2(2) ロビーやホールにおける、映像を用いた健康知識の啓発・普及事業に取り組んでいる病院の比率

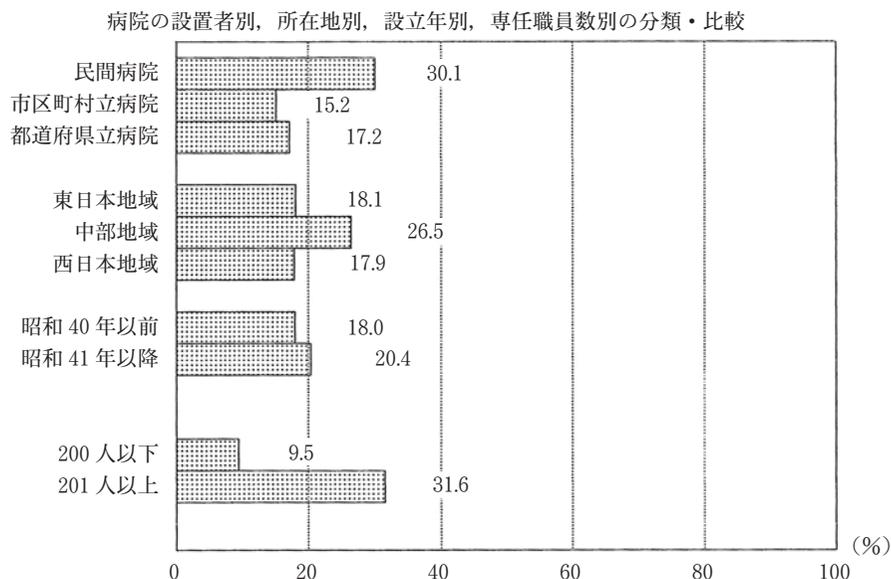


表 2(2) 健康に関する映画やビデオ，DVD 等の作成タイプ

	実数	比率
1. 当該病院が作成したもの	11	20.0
2. 当該病院以外の機関や企業（厚生労働省，自治体の担当部局，医師会，薬剤師会，看護協会，大学，出版社，製薬会社，映像会社，他の病院等）が作成したもの	32	58.2
3. 上の 1. と 2. の両方	12	21.8
不明	0	0.0
合計	55	100.0

ロビーやホール等における、映画やビデオ、DVD 等の映像を用いた健康知識の啓発・普及事業（ここでは医師の解説等を行わないものとする）を実施しているのは全体の 2 割程度（19.5%）である。この比率は、情報紙・誌の刊行・提供よりも遥かに低い。

図 2(2)により、病院の属性別に、当該事業への取り組みの状況を見てみると、病院情報紙（誌）や健康情報紙（誌）の定期的刊行・病院の来院者への提供の状況と、設立年以外は（比率の差は小さいものの）ほぼ同じ傾向を示している。すなわち、民間病院、中部地域の病院、専任職員数 201 人以上の病院が、当該事業によく取り組んでいることが分かる。

表 2(2)によれば、ロビーやホール等における健康知識の啓発・普及事業に用いる映像媒体の映画やビデオ、DVD 等に関しては、それらを使用している病院の 6 割近く（58.2

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査（％）が当該病院以外の機関や企業（厚生労働省、自治体の担当部局、医師会、薬剤師会、看護協会、大学、出版社、製薬会社、映像会社、他の病院等）が作成したメディアのみを使用している。他方、2割の病院等は当該病院が作成した映像媒体のみを使用している。これらの両方を使用しているのが2割ほど見られる。

(3) 病院の内外の医師等による講話や解説、実践指導による、健康知識や実践活動の啓発・普及事業の実施

当該病院の内外の医師等による健康知識や実践活動の啓発・普及事業の実施率は、病院情報紙（誌）や健康情報紙（誌）の刊行と配布の実施率（4割強）、及びロビーやホールにおける映像利用の健康知識の啓発・普及事業の実施率（2割）と比較するとはるかに大きく、6割強（63.1％）を占めている。

図2(3)1 講話や解説、実践指導等による、健康知識や実践活動の啓発・普及事業を実施している病院の比率

病院の設置者別、所在地別、設立年別、専任職員数別の分類・比較

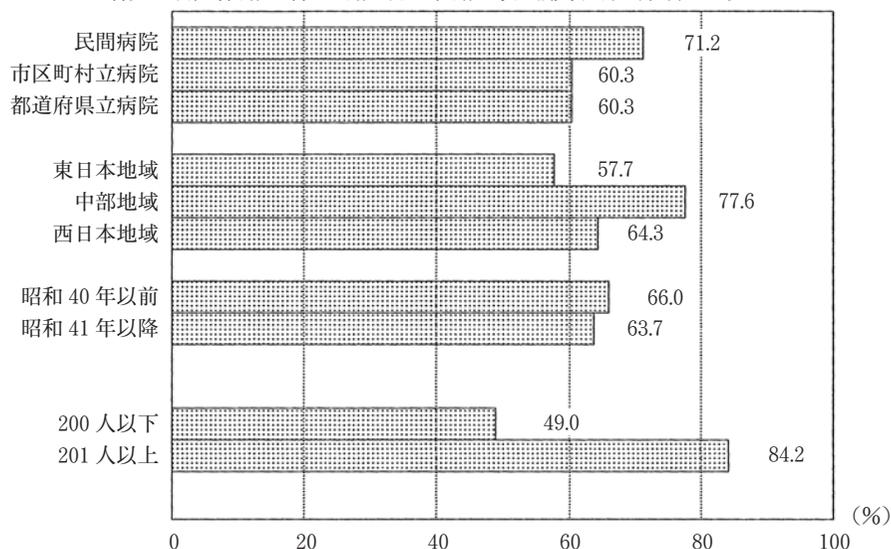


図2(3)1によれば、この事業には民間病院、中部地域の病院、専任職員数201人以上の病院がよく取り組んでいることが分かる。各属性内で取り組みの最大の比率と最小の比率の差を見ると、民間病院が10.9ポイント、中部地域の病院が19.9ポイント、専任職員数201人以上の病院が35.2ポイント大きいことが分かる。

この事業の内容を尋ねた結果を整理したものが次の表2(3)1である。「その他」を含め21項目を提示して当てはまるものの全てを選んでもらったものである。

表 2(3)1 健康知識や実践活動の啓発・普及事業の講話や解説，実践指導の内容
(当てはまるものの全てを選択)

(N=178)

	実数	比率
1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の問題や長寿医学	39	21.9
2. 癌，循環器疾患，糖尿病や高血圧，肥満等の生活習慣病，食中毒，アレルギー，結核その他の感染症，各種の難病等々の，様々な病気の原因，症状，治療，予防等に関する事	151	84.8
3. うつ病その他の精神的疾患	26	14.6
4. 一般的な健康法	69	38.8
5. 救急医療や災害医療など	45	25.3
6. 漢方や代替医療など	5	2.8
7. 医薬品の効能や正しい使用法，副作用，薬害など	60	33.7
8. 高齢者や障害者の家庭看護・介護の方法，リハビリテーション，認知症防止策，寝たきり予防策，回想法と連携した治療法など	92	51.7
9. 音楽療法や芸術療法等の各種の療法に関する事	7	3.9
10. 栄養学的な内容，食育，機能性食品や食品添加物と健康との関係など	86	48.3
11. 覚醒剤等の薬物中毒やアルコール依存症，喫煙の問題など	21	11.8
12. 歯・口腔の健康に関する事	35	19.7
13. 脳死や臓器移植，体外受精，遺伝子診断，クローン，医の倫理の問題など	3	1.7
14. 免疫，ヒトゲノム，再生医学，iPS細胞等の，医学上の最新の話	3	1.7
15. 人工心臓，人工鼓膜，人工関節等の人工臓器に関する事	4	2.2
16. CT スキャン，MRI，内視鏡等の医学や治療の発展に貢献した医療用機器に関する事	37	20.8
17. 内科，外科，歯科，消毒法，スポーツ医学，農村医学，老年医学，看護学等の，医学の各分野に関する事や，それらの発展の歴史に関する事	24	13.4
18. ターミナル・ケア，ホスピス，尊厳死などの，終末期医療に関わる事柄	37	20.8
19. インフォームド・コンセントや患者の自己決定権に関する事など	12	6.7
20. 環境ホルモン，大気汚染や飲料水汚染その他公害に関する事，公衆衛生など	2	1.1
21. その他	15	8.4

その講話や解説，実践指導の内容

これらの内最大の比率を有するのは「2. 癌，循環器疾患，糖尿病や高血圧，肥満等の生活習慣病（中略）等，病気の原因，症状，治療，予防等に関する事」であり，84.8%の回答病院がこの項目を選んでいる。これに次ぐのが「8. 高齢者や障害者の家庭看護・介護の方法，リハビリテーション，認知症防止策，寝たきり予防策，回想法と連携した治療法など」で51.7%を占めている。第3が「10. 栄養学的な内容，食育，機能性食品や食品添加物と健康との関係など」で，48.3%を占めている。これに続くのが「4. 一般的な健康法」38.8%，「7. 医薬品の効能や正しい使用法，副作用，薬害など」

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査 33.7%、「5. 救急医療や災害医療など」25.3%などである。

さらに「1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の問題や長寿医学」21.9%、「16. CT スキャン, MRI, 内視鏡等の医学や治療の発展に貢献した医療用機器に関すること」および「18. ターミナル・ケア, ホスピス, 尊厳死などの終末期医療に関わる事柄」いずれも 20.8%で、以上が 20%以上の項目である。「12. 歯・口腔の健康に関すること」も 2割に近い (19.7%)。

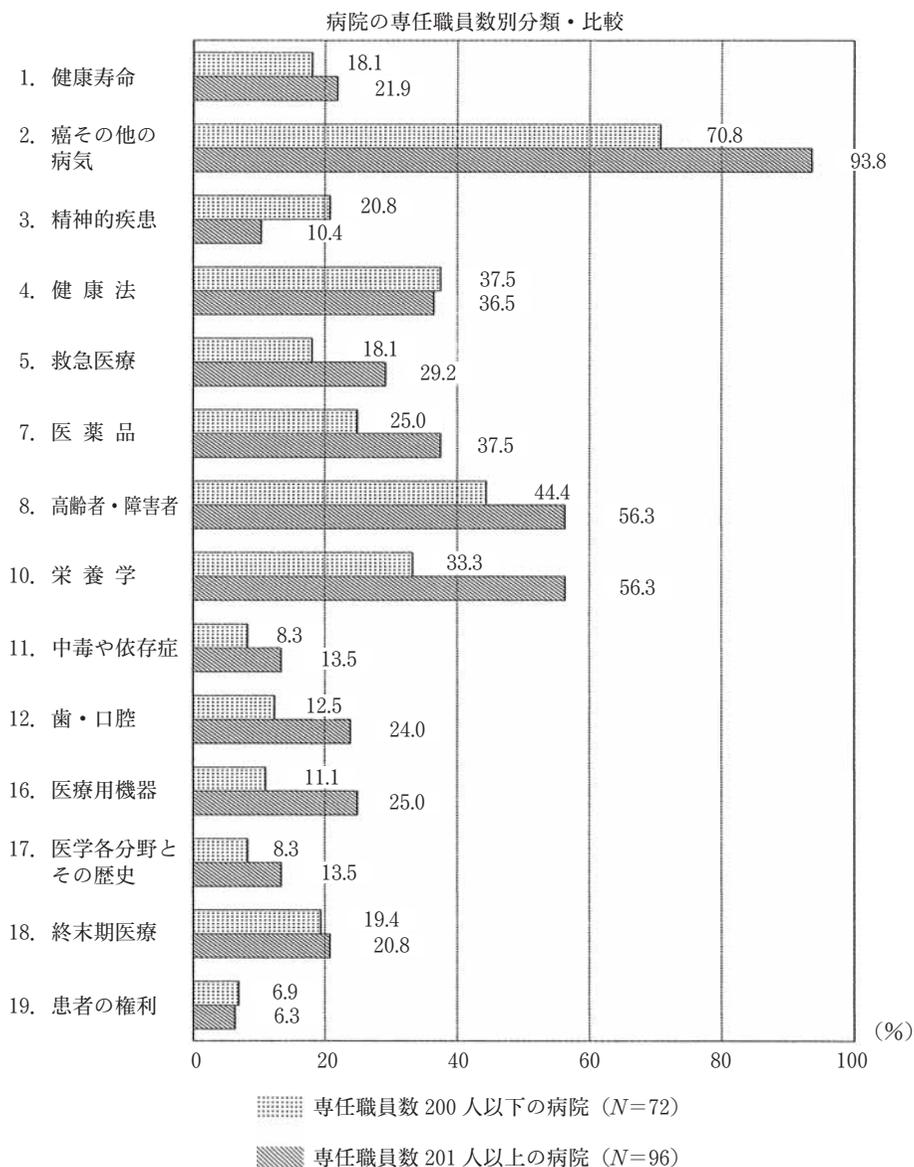
上記の表の「21. その他」の事例としては、小児母子学級, 母性, 妊婦・産婦向け育児支援教室, 女性向け教室, 小児の発達支援, ベビーマッサージ, 生命の誕生, 命の大切さ, 性教育, 更年期障害, 心肺蘇生法, 未病と検査, 検診データの見方, 災害時の対応, 医療安全, 温泉療法, タバコの害, 手指の消毒, 蜂刺され等々が挙げられている。

回答として病院等が選んだ「選択肢 (事業内容) の数」を見ると、最も多いのが「1 項目」を選んだ場合であり、全体の 19.1%を占めている。2 項目選択から 5 項目選択までの比率は、2 項目選択 14.6%, 3 項目選択 11.2%, 4 項目選択 14.6%, 5 項目選択 10.7%である。6 項目選択及びそれ以上の項目数の選択は、いずれも 1 桁台の比率である。「1 項目選択」から「5 項目選択」までで全体 (N=178) の 7 割以上 (70.2%) を占めている。比較的多くの項目を選択した例もある。8 病院は 10 項目を選択している。3 病院は 11 項目を、3 病院は 12 項目を、2 病院は 13 項目を選択している。13 項目が最大の選択数である。

病院の内外の医師等による健康知識や実践活動の啓発・普及事業の開始年度を「昭和」から 5 年間隔で見ると、平成 21 年~25 年の間に開始された場合が最も多く、3 割強 (32.6%) を占めている。これに次ぐのが平成 16 年~20 年の間に開始された場合で、15.2%を占めている。これらを併せて、平成 16 年から平成 25 年の間に開始された事業が全体 (N=178) のほぼ半分 (47.8%) を占めている。

図 2 (3) 2 は健康知識や実践活動の啓発・普及事業の講話や解説, 実践指導の内容を、病院の専任職員数による分類集計を行って比較したものである。病院の設置者や所在地域, 設立年度による分類集計では、それぞれのタイプ毎の特徴はさほど明確にはならなかったが、専任職員数によって分類して見てみると、それぞれの傾向が明確に現れてくる。「2. 癌その他の病気」及び「10. 栄養学」の実施率は専任職員 201 人以上の病院の方が 200 人以下の病院よりも遥かに大きな比率で行っている。その比率の差は 23.0 ポイントである。「5. 救急医療」及び「7. 医薬品」「8. 高齢者・障害者」「12. 歯・口腔」「16. 医療用機器」では、比率の差は 10 数%であるが、やはり専任職員 201 人以上の病院の方が取り組みの比率が大きい。ある程度の差をもって 200 人以下の病院の取り組みの比率が大きいのは、「3. 精神的疾患」のみである。その比率の差は 10.4 ポイントである。このように、単純集計のみではわからない内的状況が、分類集計によって明ら

図2(3)2 健康知識の啓発・普及事業の講話・解説・実践指導の内容



かになることが多く、専任職員数による分類もその典型的な事例である。

啓発・普及事業の名称

これらの講話や解説、実践指導による健康知識の啓発・普及事業には名称が付けられている場合が多い。名称を記入したのは152病院であるが、複数の名称を記入したものが幾つかあり、名称の合計は201となる。市民公開講座、健康講座、医療講座、市民ふれあい講座、糖尿病教室など、多様な名称が付けられている。同名のものや実質的にほぼ同一と思われるものなどをまとめると、71の名称グループが挙げられているが、こ

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査
 れらをさらに同類のものに整理分類すると、以下のような6類型となる。()内は、そ
 の類型に属する病院数である。

- I 医療・健康系 (66) 例：健康講座，医療講座，老人健康教室等
- II 公開講座系 (55) 例：市民公開講座，市立病院公開講座，公開医学講座等
- III (具体的な病名を付した) 病名系 (50) 例：公開がん講座，糖尿病教室，肺の健
 康教室等
- IV 出前講座系 (13) 例：〇〇病院出前講座，〇〇市生涯学習まちづくり出前講座
 等
- V ふれ合い講座系 (5) 例：市民ふれあい講座，ふれあい看護体験等
- VI その他 (12)

医療講座，健康講座，かつ市民への公開講座である事を明瞭に示した名称が多いこと
 がわかる。

これらの講話や解説，実践指導の担当者（講師）

これらの事業の担当者（講師）を尋ねた結果を整理したものが表2(3)2である。「そ
 の他」を含め19項目を提示して，当てはまるものの全てを選んでもらったものである。

表2(3)2からは以下のことが見てとれる。担当者として最も多いのは医師であり，
 87.6%の病院等で医師が講話や解説，実践指導を担当している。第2が看護師であり，
 66.9%の病院等でこれらの活動を担当している。第3が栄養士・管理栄養士64.0%であ
 る。これらに次ぐのが，「レントゲン技師，理学療法士，作業療法士，言語療法士，臨
 床検査技士等の各種医療技術者」59.0%，薬剤師50.6%であり，以上はそれぞれ50%以

表2(3)2 講話や解説，実践指導の担当者（講師）（病院の内外の方を含め，
 当てはまるものの全てを選択）

			(N=178)	
	実数	比率	実数	比率
1. 病院長，副病院長や法人理事 長等の病院経営者	74	41.6	10. 精神保健福祉士	7 3.9
			11. 社会福祉士	30 16.9
2. 医 師	156	87.6	12. 介護福祉士	5 2.8
			13. ソーシャルワーカー	22 12.4
3. 歯科医師	27	15.2	14. 大学の教師や研究者	16 9.0
4. 看護師	119	66.9	15. 医事評論家	1 0.6
5. 保健師	17	9.6	16. 製薬・医療関連企業の 研究者	4 2.2
6. 助産師	16	9.0	17. 保健所や役所の行政職員	5 2.8
7. 薬剤師	90	50.6	18. 病院事務職員	18 10.1
8. 栄養士・管理栄養士	114	64.0	19. そ の 他	4 2.2
9. レントゲン技師，理学療法士， その他の各種医療技術者	105	59.0		

上を占めている。「病院長、副病院長や法人理事長等の病院経営者」は41.6%である。社会福祉士16.9%、歯科医師15.2%、ソーシャルワーカー12.4%等は1割台であり、他の専門職等はいずれも1割に達していない。

なお、10%ほどの病院で「病院事務職員」が、講師を務めていることが分かるが、これは何も奇異なことではない。たとえ医療専門職ではないとしても、事務職員も病院のマネジメントを真剣に考え、地域のコミュニティヘルス、地域包括ケアシステム等の喫緊の課題について研究を重ねている。これらは地域医療の未来に関わるものであり、病院等の行う公開講座のテーマとして価値の高いものである。市民も直接的な医療関連の内容だけではなく、医療を巡る経済、福祉、地域連携、人材養成等について真剣に学ぶ必要がある。そのようなときには、病院事務職員も、公開講座の重要な人材となる。

回答病院が挙げた担当者の数で最も多いのは「5 担当者」15.7%である。これに次ぐのが「3 担当者」14.0%で、第3が「1 担当者」11.8%である。「2 担当者」11.8%、「4 担当者」10.7%、「6 担当者」10.1%で、ここまでがそれぞれ1割以上の比率を有している。「1 担当者」から「6 担当者」までで全体の7割強（73.5%）を占めている。

これらの講話や解説、実践指導の担当者（講師）の所属

表 2(3)3 講話や解説、実践指導の担当者（講師）の所属

(N=178)

	実数	比率
1. 全員が当該病院に所属している	117	65.7
2. 大多数が当該病院に所属している	44	24.7
3. 講師のほぼ半数が当該病院に所属している	5	2.8
4. 大多数が外部の方である	9	5.1
5. 全員が外部の方である	1	0.6
不明	2	1.1
合計	178	100.0

これらの事業の担当者（講師）の所属を見ると、その「全員が当該病院に所属している」ような病院等が65.7%を占めている。「2. 大多数が当該病院に所属している」24.7%を合わせると、この両者で全体の9割以上（90.4%）を占めている。当該病院以外の医師その他の専門職が講師を務めている比率は極めて小さい。

なおこの(3)で、病院内で講話や解説、実践指導を「2. 行っていない」と回答した病院（N=100）に対して、付帯質問で「今後、貴病院内で講話や解説、実践指導による健康知識の啓発・普及事業を実施する予定はあるか」と尋ねているが、回答としては「現段階では未定である」が最も多く、45.0%を占めている。「当面、実施しない」が37.0%である。これらに対して「現在、計画中である」は僅かに2%である。

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査

表2(3)4は、病院等において医師、看護師等が講師を務めている比率を、病院の属性毎に比較し、最大の比率と最小の比率の差が15ポイント程度以上あるものを整理したものである。医師は設置者別比較、所在地別比較、設立年別比較ではさほど大きな差は見られないが、専任職員数別比較では明瞭な差が現れる。201人以上の病院ではその95.8

表2(3)4 医師その他の職員が講話・解説・実践指導の講師としてつとめている比率を病院の属性間で比較した場合、比率の差が15ポイント程度以上あるもの（設置者別及び所在地別の比較では、三者のうちの最大の比率と最小の比率のポイントの差）

表では、

※民間病院及びJA厚生連（農協）立病院を「民間」、市区町村立病院を「市区町村立」、都道府県立病院を「都道府県立」と略記してある。

※北海道・東北・関東地方に所在する病院を「東日本地方」、中部地方に所在する病院を「中部地方」、近畿・中国・四国・九州・沖縄地方に所在する病院を「西日本地方」と略記してある。

※昭和40年以前に設立された病院を「昭和40年以前」、昭和41年以降に設立された病院を「昭和41年以降」と略記してある。

※専任職員数200人以下の病院を「200人以下」、専任職員数201人以上の病院を「201人以上」と略記してある。

15ポイント程度以上の差が見られない場合は、「—」で示してある。

	設置者別比較		所在地別比較		設立年別比較	専任職員数別比較	
1. 病院長等の 経営者	民間	63.5	民間	50.0	—	—	
	市区町村立	29.7	市区町村立	33.3			
	差	33.8	差	16.7			
2. 医 師	—		—		—	201人以上	95.8
						200人以下	75.0
						差	20.8
3. 歯科医師	—		中部地方	26.3	—	201人以上	24.0
			東日本地方	10.5		200人以下	2.8
			差	15.8		差	21.2
4. 看 護 師	市区町村立	76.9	西日本地方	77.7	—	—	
	民間	53.8	東日本地方	58.1			
	差	23.1	差	19.6			
7. 薬 剤 師	市区町村立	59.3	—		—	201人以上	62.5
	都道府県立	34.3				200人以下	34.7
	差	25.0				差	27.8
8. 栄 養 士	民間	69.2	—		—	201人以上	74.0
	都道府県立	48.6				200人以下	48.6
	差	20.6				差	25.4
9. レントゲン 技師等	市区町村立	67.0	中部地方	68.4	—	201人以上	67.7
	都道府県立	42.9	東日本地方	50.0		200人以下	47.2
	差	24.1	差	18.4		差	20.5
11. 社会福祉士	民間	28.8	—		—	—	
	都道府県立	5.7					
	差	23.1					
13. ソーシャル ワーカー	—		中部地方	23.7	—	—	
			西日本地方	7.4			
			差	16.3			

%で医師が講師を務めているのに対して、200人以下の病院では75.0%であり、比率の差は20.8ポイントになる。

看護師は市区町村立病院の76.9%で講師を務めているのに対して、民間病院では53.8%であり、比率の差は23.1ポイントである。また西日本地方の病院の77.7%で講師を務めているのに対して、東日本地方の病院では58.1%であり、比率の差は19.6ポイントである。設立年及び専任職員数による比較ではさほど大きな差は見られない。

栄養士は民間病院の69.2%で講師を務めているのに対して、都道府県立病院では48.6%であり、比率の差は20.6ポイントである。また専任職員数201人以上の病院の74.0%で講師を務めているのに対して、200人以下の病院では48.6%であり、比率の差は25.4ポイントである。所在地及び設立年による比較ではさほど大きな差は見られない。

レントゲン技師等は市区町村立病院の67.0%で講師を務めているのに対して、都道府県立病院では42.9%であり、比率の差は24.1ポイントである。また中部地方の病院の68.4%で講師を務めているのに対して、東日本地方の病院では50.0%であり、比率の差は18.4ポイントである。201人以上の病院ではその67.7%で講師を務めているのに対して、200人以下の病院では47.2%であり、比率の差は20.5ポイントになる。設立年による比較ではさほど大きな差は見られない。

薬剤師は市区町村立病院の59.3%で講師を務めているのに対して、都道府県立病院では34.3%であり、比率の差は25.0ポイントである。また専任職員数201人以上の病院の62.5%で講師を務めているのに対して、200人以下の病院では34.7%であり、比率の差は27.8ポイントである。所在地及び設立年による比較ではさほど大きな差は見られない。

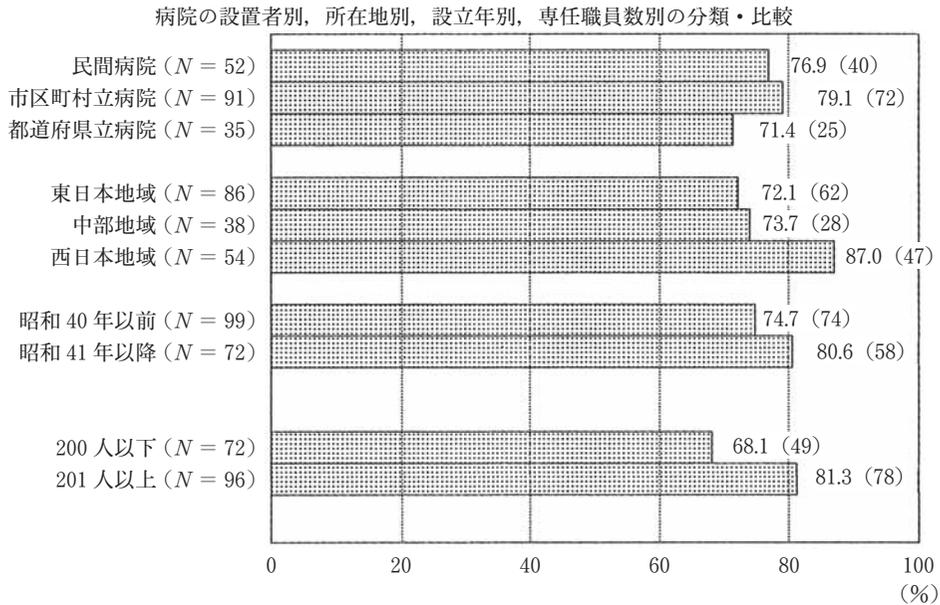
このように、病院の主要な職において、それらの職が病院の属性に従って講師を務める比率に大きな差が見られるということは、今後その理由、背景を解明する必要があるといえよう。

(4) 「講話や解説、実践指導」のうち、特に、食事や運動、生活習慣の改善、介護法など、主として実践指導を行う講座や教室の実施

これは、全体の回答病院のうち、(3)「当該病院の内外の医師等による講話や解説、実践指導による、健康知識や実践活動の啓発・普及事業を実施しているか」との質問に対して、これらの事業を「1. 行っている」と回答した178病院（全体の63.1%）に対して尋ねたものである。これらのうち、上記表題にあるような、主として実践指導を行っているのは178病院のうちの77.0%（137病院）であることが分かる。

図2(4)は、講話や解説、実践指導による、健康知識や実践活動の啓発・普及事業を実施している178病院のうちで、特に「実践指導を行う講座や教室」を実施している病院

図 2 (4) 「講話、解説、実践指導等」を行っている病院等のうちで、実践指導を行う講座や教室を実施している病院の比率



の比率を、属性ごとに見たものである。設置者別に比較しても、設立年別に比較しても、大きな比率の差は見られない。しかし所在地別に比較すると、西日本地方の病院では 87.0% が「実践指導を行う講座や教室」を実施しているのに対して、東日本地方の病院では、その比率は 72.1% である。その差は 14.9 ポイントとなる。また専任職員数で比較すると、専任職員数 201 人以上の病院では 81.3% が「実践指導を行う講座や教室」を実施しているのに対して、200 人以下の病院では、比率は 68.1% である。その差は 13.2 ポイントとなる。

(5) 病院外での啓発・普及事業

病院外でこのような啓発・普及事業を行っている病院は 139 病院で全体の 49.3%、行っていない病院は 46.8% で、ほぼ半々である。病院外で啓発・普及事業を行っている病院に対して、付帯質問で「本年度はどのような施設で実施したか（実施する予定か）」と尋ねている (N=139)。

特定の施設として最も多いのは「社会教育施設（主として公民館）」で、31.7% の病院が挙げている。これに次いで「高齢者施設」12.9%、「学校」11.5% が挙げられている。「その他の施設（病院、文化センター、コミュニティセンター、事業所等）」も 66.2% という比率で多くの病院が挙げている。

選んだ施設のタイプの数では 1 種類 46.0% が最も多く、2 種類 23.0% がこれに続く。3 種類以上は極めて少ない。

図2(5) 病院外での啓発・普及事業を実施している病院の比率

病院の設置者別，所在地別，設立年別，専任職員数別の分類・比較

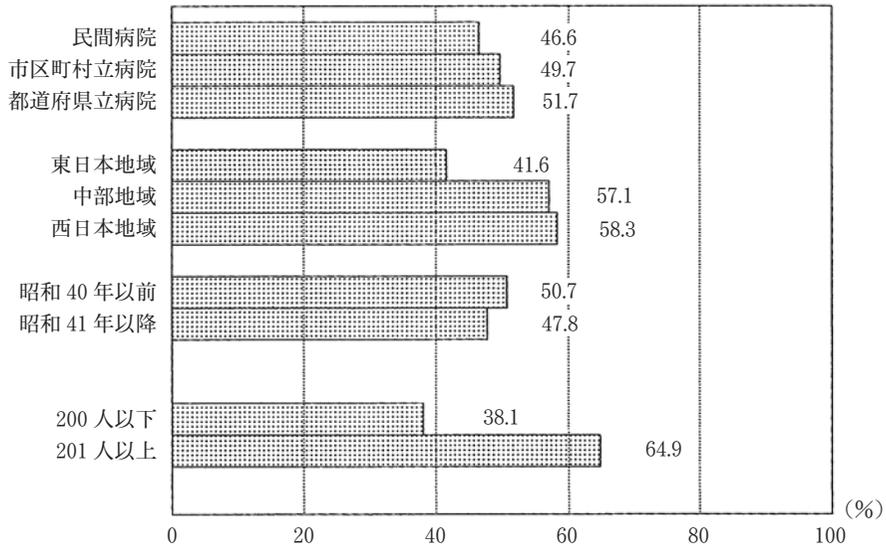


図2(5)は、病院外での啓発・普及事業を実施している病院の比率を、病院の設置者別、所在地別、設立年度別、専任職員数別に一つの図にまとめて比較したものである。所在地による分類集計により、東日本地方の病院の取り組みの比率は41.6%で、他の地域と比較してかなり低いことが分かる。西日本地方と比較して16.7%も低い。さらに専任職員数によって比較すると、201人以上の病院の方が、200人以下の病院と比較して、極めて大きな比率で病院外での事業に取り組んでいることが分かる。その差は26.8ポイントである。設置者別及び設立年度別の比較では、それぞれのタイプの取り組みの差はさほど大きくない。

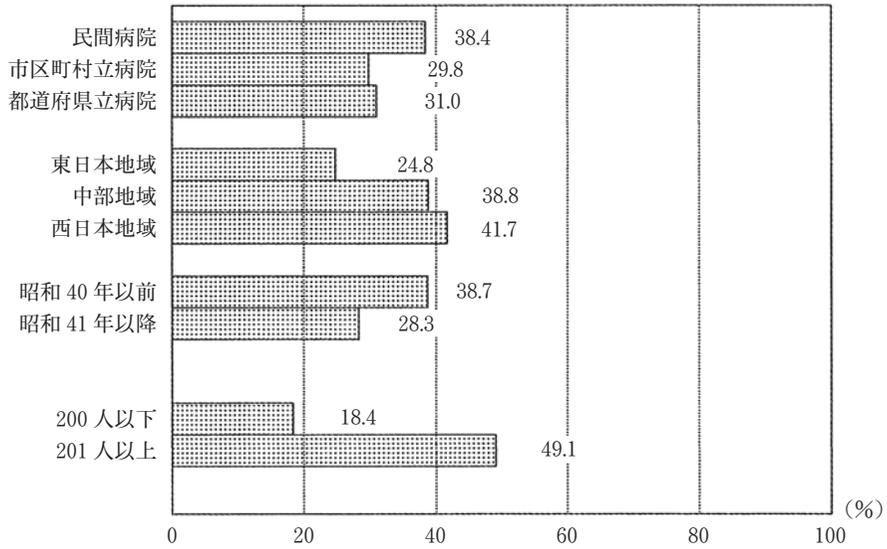
(6) 体育の日などの特定の行事やイベントに合わせて行う、公開の健康診断的な事業

この事業を行っているのは91病院で、全体のほぼ3分の1(32.3%)である。付帯質問でこの事業の開始年度を尋ねているが、平成16年～20年の間に開始しているのが11.0%、平成21年～25年の間に開始しているのが28.6%で、ほぼ4割(39.6%)の病院が平成16年～25年の10年間に開始している。しかし昭和から平成初期においても、1割強の病院がこの事業に取り組んでいる。

図2(6)は、各種属性毎に、特定の行事やイベントに合わせて行う、公開の健康診断的な事業を実施しているかどうかを比較したものである。図2(5)で見た、病院以外での啓発・普及事業の場合と同様に、ここでも東日本地方の病院、及び200人以下の病院は、実施率が遥かに低いことが分かる。専任職員数201人以上の病院の実施率49.1%と200人以下の病院の実施率18.4%とは30.7ポイントの開きがある。

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査

図2(6) 行事やイベントに合わせた公開の健康診断的事業を実施している病院の比率
病院の設置者別、所在地別、設立年別、専任職員数別の分類・比較

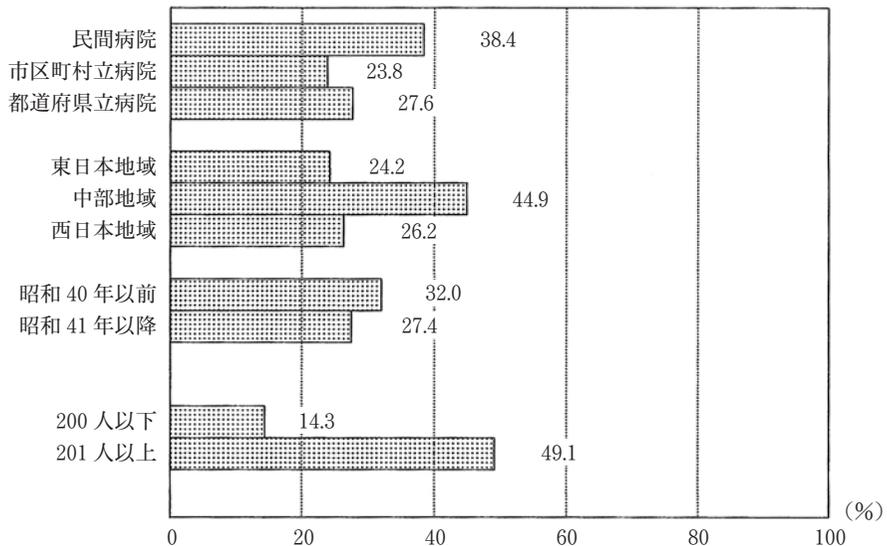


(7) セミナーやシンポジウム、学術講演会など

セミナーやシンポジウム、学術講演会などを行っているのは80病院で全体の28.4%、3割に達しない。事業の開始年度を見ると、ほぼ半数(46.3%)の病院が平成16年~25年の最近10年間に開始している。しかし昭和から平成初期においても、1割強の病院がこの事業を開始している。

図2(7)は、各種属性毎に、セミナーやシンポジウム、学術講演会などを実施している

図2(7) セミナーやシンポジウム、学術講演会等を実施している病院の比率
病院の設置者別、所在地別、設立年別、専任職員数別の分類・比較



比率を比較したものである。民間病院の取り組みの比率（38.4%）が他の設置者の場合よりも大きいこと、中部地域の病院の取り組みの比率（44.9%）が他の地域の場合よりもはるかに大きいこと、専任職員数が201人以上の病院の取り組みの比率（49.1%）が、200人以下と比較して非常に大きいことが分かる。その比率の差は34.8ポイントである。

3. 病院祭の実施

病院祭は、病院の医療業務や治療の実態、研究機能等を公開し、シンポジウム等の学術的な催しを実施し、さらに様々な演芸や、地域の商店街や農協等と連携しての商品・食品・農産物販売等を行うことにより、病院と患者及び地域との関わりをより密接なものにし、病院を開かれたものにして、地域における病院の存在の意義をより深く理解してもらおうとするものである。親しみを重要な契機としながらも、「病院の医療業務や治療の実態、研究機能等の公開、シンポジウム等の学術的な催しの実施」等によって、地域住民の健康知識の増進に貢献しようとするものでもある^(注)。

(注) 地域住民に対する健康の啓発活動は、昭和22年の、長野県白田町の、現在の農協の前身である産業組合立佐久病院の衛生展覧会に始まる。これはその後、白田地区の佐久総合病院祭となり、現在に至っている。この病院祭はその後各地域に広がり、病院の公開講座とともに、地域住民の健康知識の啓発・普及事業の2大活動として重要性を増している。

病院祭を行っているのは85病院で全体の3割（30.1%）である。ほぼ7割は行っていない。表3(1)から病院祭で行われている内容を見ると、最も多く行われているのは

表3(1) 病院祭で行われる内容（当てはまるものの全てを選択） (N=85)

	実数	比率
1. 病気その他、問1(3)の附帯質問アでお尋ねしたものと同様な内容の講話や解説、実践指導等	30	35.3
2. 講演会や、シンポジウム	41	48.2
3. 医療用機器の展示・解説	35	41.2
4. 研究成果の発表・展示	18	21.2
5. 検診・健康相談・体力測定	63	74.1
6. AEDの説明や救急講習	32	37.6
7. 看護師体験や手術体験等の諸体験	24	28.2
8. 院内ツアー（見学）	20	23.5
9. 病気回復者のトークショー	3	3.5
10. 病院関係者や患者の作品展示	35	41.2
11. 演芸（音楽、踊り、落語等）	58	68.2
12. 映画の上映	2	2.4
13. 運動会	8	9.4
14. 物品販売（食品や農産物、書籍等）やバザー	52	61.2
15. リサイクル運動	4	4.7
16. その他	8	9.4

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査

「5. 検診・健康相談・体力測定」であり、病院祭を行っている病院のうちの74.1%の病院で実施されている。第2が「11. 演芸（音楽、踊り、落語等）」68.2%，第3が「14. 物品販売（食品や農産物、書籍等）やバザー」61.2%である。6割以上の病院で行われているのは以上の3つの内容である。これらに次ぐのが「2. 講演会やシンポジウム」48.2%，「3. 医療用機器の展示・解説」および「10. 病院関係者や患者の作品展示」（ともに41.2%）である。4割台の比率を有するのは、この3つの内容である。3割台の比率を有しているのは「6. AEDの説明や救急講習」37.6%および「1. 病気その他、問1(3)の付帯質問アで尋ねたものと同様な内容の講話や解説、実践指導等」35.3%である。

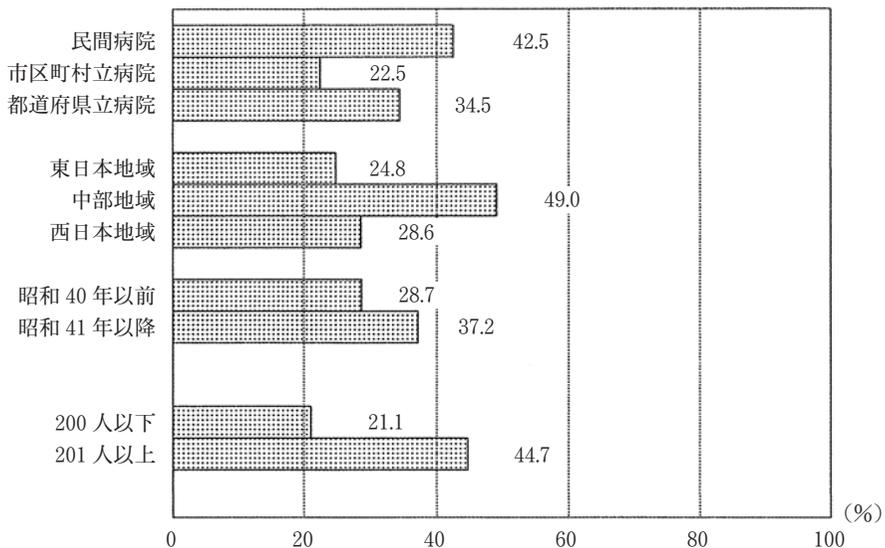
病院祭の内容を「1. 病気その他、問1(3)の付帯質問アで尋ねたものと同様な内容の講話や解説、実践指導等」から「5. 健診・健康相談・体力測定」までを「医療・研究・アカデミックな分野」とし、「6. AEDの生命や救急講習」から「9. 病気回復者のトークショー」までを「学習・体験分野」とし、「10. 病院関係者や患者の作品展示」から「15. リサイクル運動」までを「コミュニケーション・地域交流分野」として、単純に比率の合計延べ値をみると、「医療・研究・アカデミックな分野」は220.0となり、「学習・体験分野」は92.8、「コミュニケーション・地域交流分野」は187.1となり、「医療・研究・アカデミックな分野」が最大の比率を有することが分かる。

85病院において、選んだ選択肢（病院祭の内容）の数を見ると、「1項目」選択から「9項目」選択までの全てが、10%前後の値を示している。9項目という多くの内容を行っている病院もあれば、1項目のみの内容という病院も同程度あることが分かる。

病院祭の開始年度を見ると、平成16年～25年の最近の10年間に開始した病院が

図3(1) 病院祭を実施している病院の比率

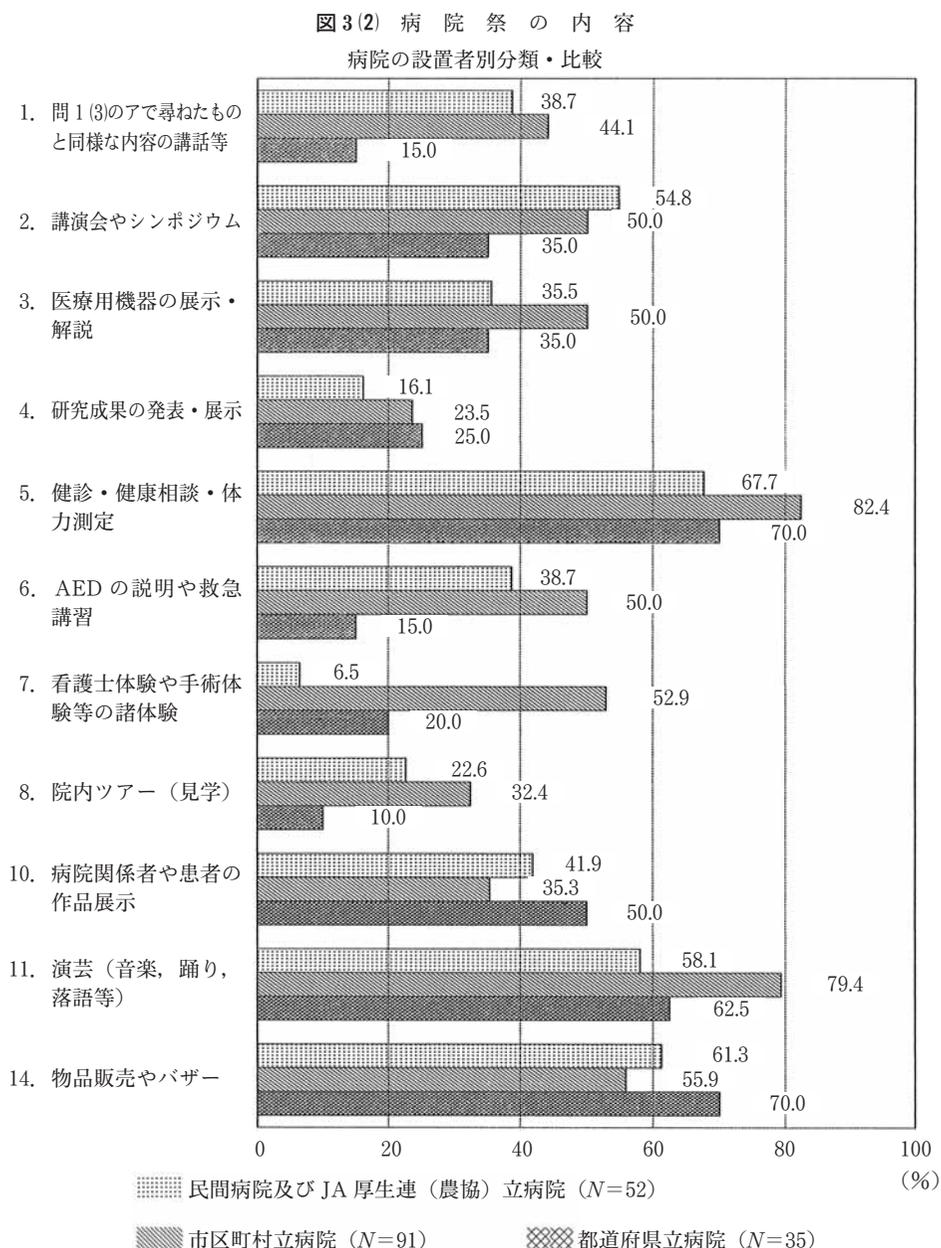
病院の設置者別、所在地別、設立年別、専任職員数別の分類・比較



52.9%で半数を越えているが、昭和から平成5年までにおいても2割弱（18.8%）の病院が病院祭を行っている。

図3(1)は、各種属性毎に病院祭の実施に取り組んでいる比率を比較したものである。取り組みの比率が比較的高いのは、設置者別に見ると民間病院（42.5%）及び都道府県立病院（34.5%）が、所在地域別に見ると中部地域の病院（49.0%）が、専任職員数別に見ると201人以上の病院（44.7%）が、突出して大きな比率を示している。

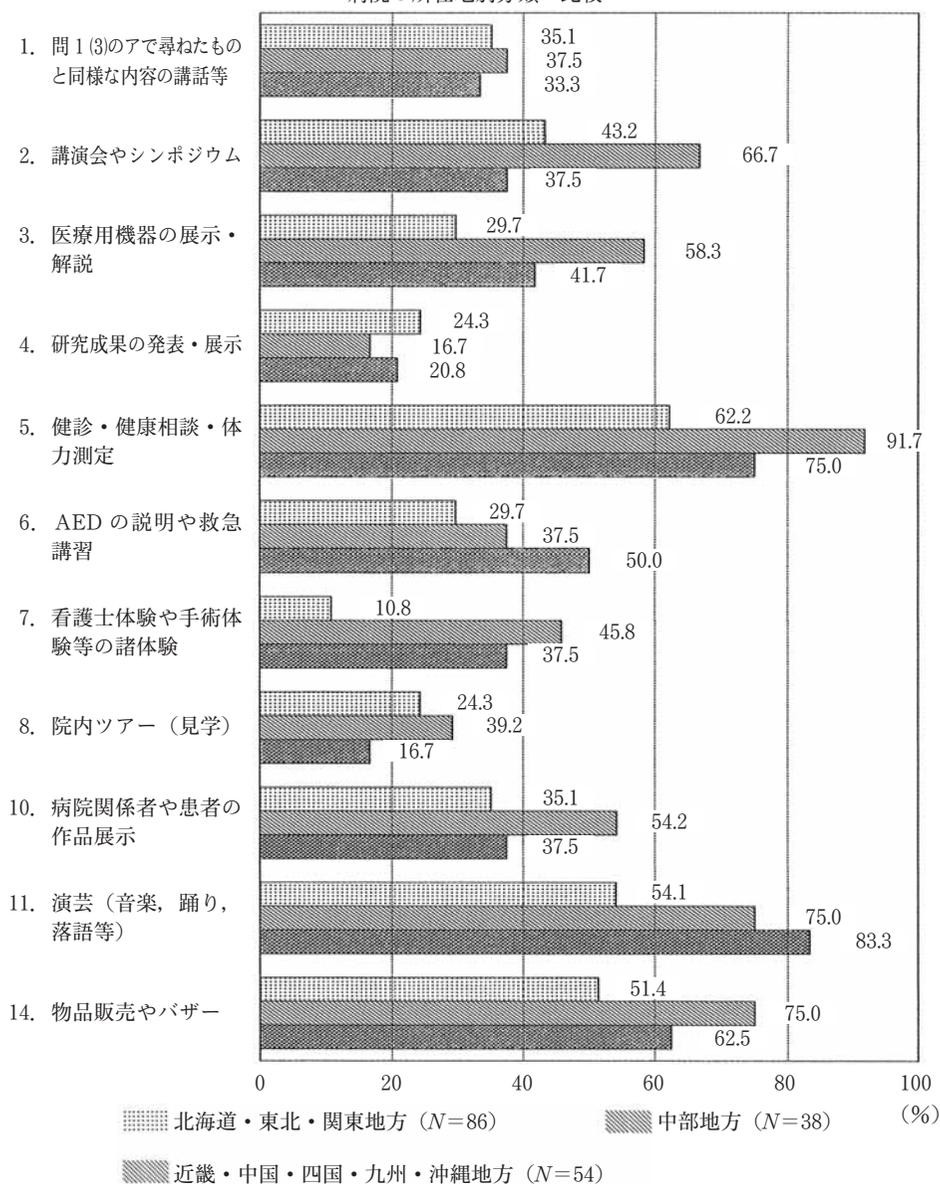
図3(2)は、病院の設置者別に、病院祭の内容毎の取り組みの比率を見たもので、「病



病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査の医師等による講話や解説、実践指導による、健康知識や実践活動の啓発・普及事業」に関しては、都道府県立病院の取り組みの比率が非常に低い（15.0%）。講演会やシンポジウム、AEDの説明や救急講習、院内ツアー（病院見学）も、民間病院及び市区町村立病院に比較して、都道府県立病院は比率が低いことが分かる（それぞれ、35.0%、15.0%、10.0%）。しかし病院関係者や患者の作品展示、物品販売やバザー等の比率は、都道府県立病院は他と比較してやや高い比率を示している（それぞれ、50.0%、70.0%）。一方、市区町村立病院は、医療用機器の展示・解説、健診・健康相談・体力測定、AED

図3(3) 病院祭の内容

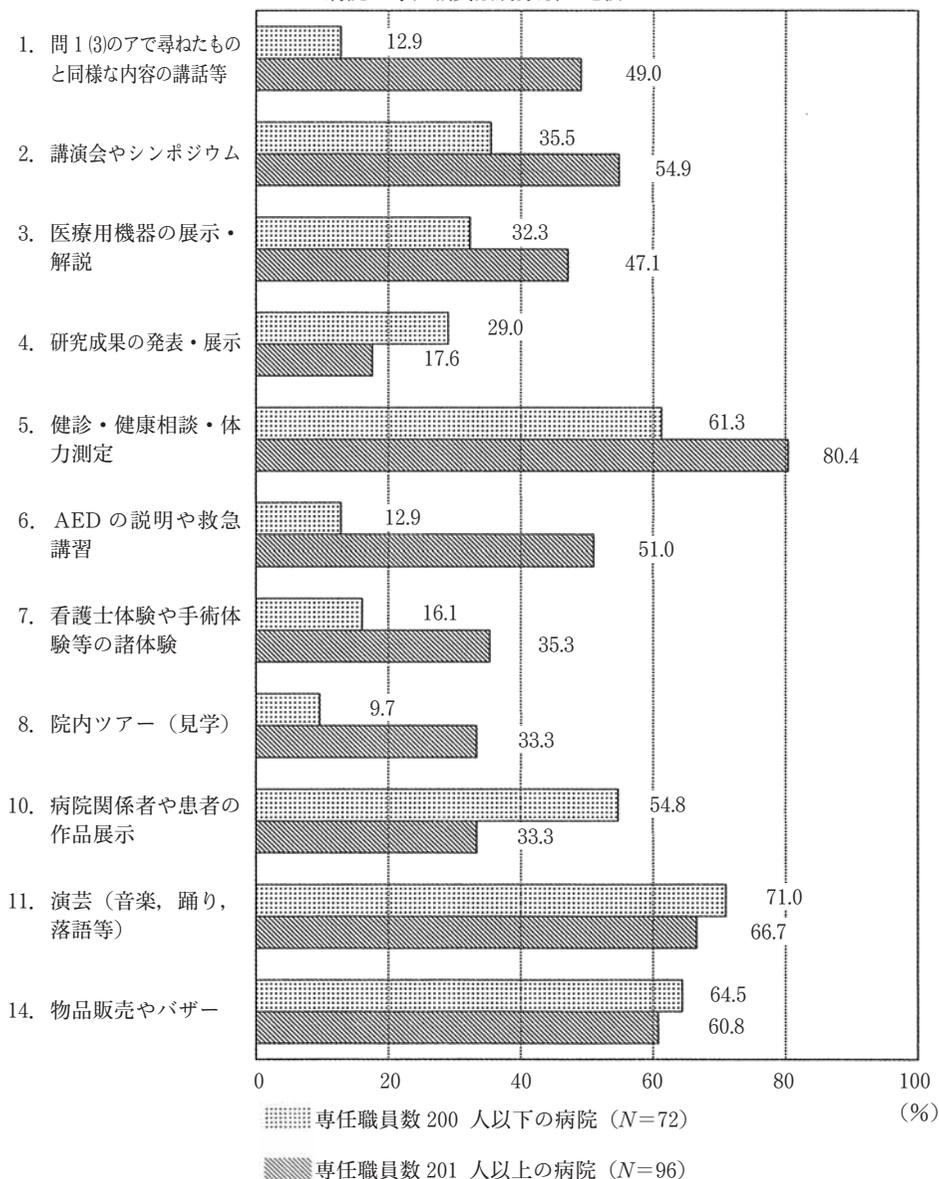
病院の所在地別分類・比較



の説明や救急講習，看護師体験や手術体験等の諸体験，院内ツアー（見学），演芸（音楽，踊り，落語等）の比率が他よりもかなり高い。このように，図3(2)は病院の設置者の相違によって，病院祭の内容の多くの取り組みに大きな差異があることを示している。

図3(3)は，病院の所在地別に，病院祭の内容毎の取り組みの比率を見たもので，ここでは内容のかなりの部分において，中部地域の病院の取り組みの比率が大きいことが分かる。逆に，北海道・東北・関東地方，すなわち東日本地域の病院では，他と比較して取り組みの比率がかなり低いものが目立つ。このように，図3(3)は病院の所在地の相違

図3(4) 病院祭の内容
病院の専任職員数別分類・比較



病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査によって、病院祭の内容の取り組みに大きな差異があることを示している。

図3(4)は、病院の専任職員数別に、病院祭の内容毎の取り組みの比率を見たもので、ここでは内容のかなりの部分において、201人以上の病院の取り組みの比率が大きいことが分かる。しかも200人以下の病院と比較して、比率の差異がかなり大きい。このように、図3(4)は病院の専任職員数の相違によって、病院祭の内容の取り組みに大きな差異があることを示している。

病院祭の愛称

付帯質問で、病院祭の愛称とテーマを尋ねている。病院祭には名称が付けられている場合が多い。名称を記入したのは50病院で、病院祭を実施しているところの58.8%である。「病院祭」や「病院まつり」のみというところもあるが、大方はその病院祭の特徴を簡潔に表す愛称を付けている。同類のものをまとめてそれらを類型化すると、以下のようになる。()内はその類型に属する病院の数である。

- I まつり・ふれ合い系 (36) 例：〇〇病院夏まつり。〇〇病院地域感謝祭。すずらん祭。
- II 看護・健康系 (8) 例：看護祭。健康まつり。いきいき健康まつり。健康フェスティバル。
- III 文化祭・コンサート・運動会系 (3) 例：文化祭。ふれあいコンサート。運動会。
- IV その他 (3) 例：オープンキャンパス。〇〇病院研究基金記念講演会。

病院祭は先ず楽しむことが重要であり、そして楽しみながら学ぶという特徴が現れているように思われる。

病院祭のテーマ

病院祭のテーマを記したのは39病院である。病院祭のテーマには、市民に向けて発する「対外的テーマ」型と、病院側（病院職員）の決意や自戒を示す「対内的」テーマ型の、2種類があるように思われる。対内的テーマの場合は、市民に向けて公表はするものの、より基本的には病院職員が、よりよい病院を作り上げ、発展させていくために、自戒のスローガンとして日々、意識を高めていくために掲げたものといえるであろう。

病院祭の愛称と同様に、病院祭のテーマも、同類のものをまとめてそれらを類型化すると、以下のようになる。()内はその類型に属する病院の数である。

- I 地域貢献強調系 (8) 例：信頼される病院としてともに歩みたい。地域と考えるメンタルヘルス。つなげよう地域と医療の輪—温かい病院を目指して。健康な地域を作る元気な病院。
- II 地域交流志向系 (7) 例：地域住民との交流。地域で支える健康。ふれあいに感

謝・地域とともに124年。

Ⅲ 病気・治療・介護系(6) 例：身体にやさしい先進医療。生活習慣病を予防しよう。みつめよう健康と福祉。糖尿病。介護。

Ⅳ 体験実践奨励系(5) 例：来て体験して知ろう。健康づくり自ら実践。いきいき体験で元気に明るく。

Ⅴ 病院理解奨励・病院公開系(5) 例：市民の病院に対する理解を深める。もっともっと知って！皆の病院。病院を市民にもっと知ってもらおう。今年も来て・見て・知ってリハビリセンター。病院設立70周年。

Ⅵ 信愛・ふれあい系(4) 例：ふれあい。みんなに親しまれる市民病院。おもいやりー信頼され親しまれる病院へ。

Ⅶ その他(4) 例：あなたの人生あなたが主役。

地域社会への貢献，地域との交流，病院としての存在の強調，病院内での諸体験の推奨，病院を公開して活動への理解を求めるもの等，多様な主旨（テーマ）が表明されていることがわかる。

なお上の質問3で，病院祭を「2. 行っていない」と回答した病院（ $N=192$ ）に対して，付帯質問で「今後，病院祭を実施する予定はあるか」と尋ねているが，「当面，実施しない」が最も多く，33.9%を占めている。「現段階では未定である」が29.7%である。これらに対して「現在，計画中である」は2.6%である。

4. 図書室の設置

医療法第22条及び第22条の2には，地域医療支援病院及び特定機能病院は図書室を有しなければならないと定められているが，同法第21条は一般病院の施設を定めたもので，そこには図書室設置の規定はない。大学図書館や都道府県，市区町村の公共図書館は，それぞれ大学及び地域の情報センターであり，必要な情報の集積・活用施設として不可欠の存在である。病院等の図書館や図書室も，基本的に同様であり，病院の情報センターであるが，考え方を市民にまで広めれば市民のための健康情報センターと言えるものでもある。本調査に回答した病院で，図書室が設置されているのは6割強（61.7%）であり，4割弱の病院等には設置されていない。

図書室が設置されている場合に，以下の付帯質問を行っている。

付帯質問1 患者や一般市民に図書室を開放しているか（図書の閲覧を認めているか）。

付帯質問2 患者や一般市民に図書の貸出を行っているか。

図書室の開放（図書の閲覧を認める）に関しては，表4(1)から「4. 患者や一般市民

表 4(1) 図書室の開放 (N=174)

	実数	比率
1. 入院患者にのみ開放	9	5.2
2. 入院患者と通院患者にのみ開放	13	7.5
3. 入院患者、通院患者一般市民の全てに開放している	20	11.5
4. 患者や一般市民には開放していない	132	75.9
不 明	0	0
合 計	174	100.0

表 4(2) 図書の貸出 (N=174)

	実数	比率
1. 入院患者にのみ貸出	18	10.3
2. 入院患者と通院患者にのみ貸出	8	4.6
3. 入院患者、通院患者、一般市民の全てに貸出している	9	5.2
4. 患者や一般市民には貸出していない	139	79.9
不 明	0	0
合 計	174	100.0

には開放していない」が75.9%で最も大きな比率を占めている。「3. 入院患者、通院患者、一般市民の全てに開放している」が1割強である。図書の貸出に関しては、表4(2)から「4. 患者や一般市民には貸出していない」が8割(79.9%)で最も大きな比率を占めているが、「1. 入院患者にのみ貸出している」が1割ほど見られる。なお、図書室が「2. ない」と回答した場合には、付帯質問で「貴病院では、今後、図書室を設置する予定はあるか」と尋ねている。これに対しては「当面、設置しない」が最も多く、6割以上を占めている。「現段階では未定である」が16.3%あり、「現在、計画中である」は1.9%に過ぎない。

図4(1)は、病院の各種属性別に、図書室を設置している病院の比率を見たものである。

図 4(1) 図書室を設置している病院の比率

— 病院の設置者別、所在地別、設立年別、専任職員数別の分類・比較 —

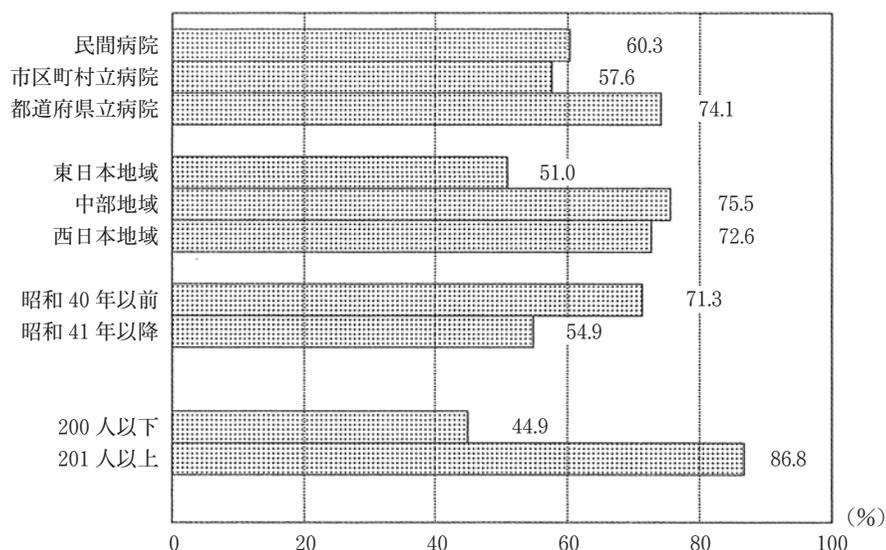
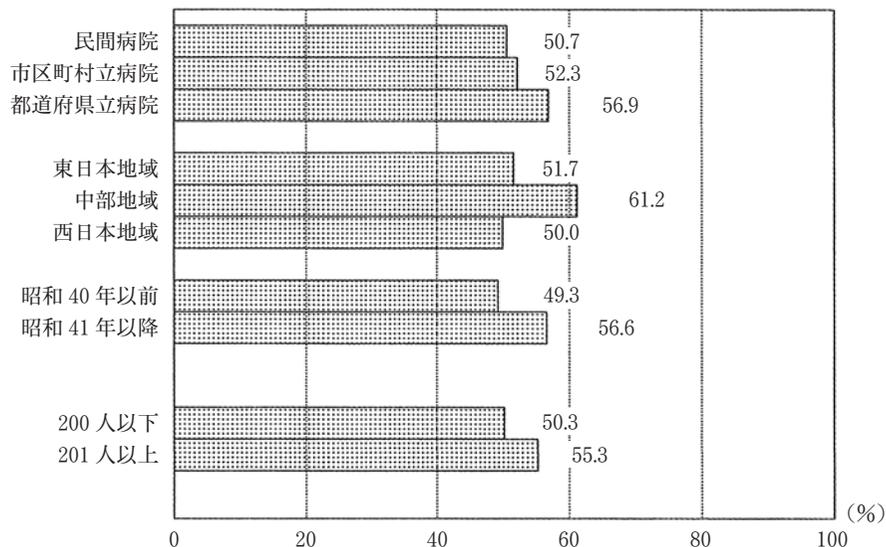


図4(2) ロビーに書籍を置いて、患者や来院者が自由に閲覧できるようにしている病院の比率

— 病院の設置者別、所在地別、設立年別、専任職員数別の分類・比較 —



病院の設置者別に見ると都道府県立病院の比率が高く、所在地別に見ると中部地域及び西日本地域の病院の比率が高く、設立年別に見ると昭和40年以前に設立の病院の比率が高く、専任職員数で見ると、201人以上の病院の比率が高い。このように、図4(1)は病院の全ての属性の相違によって、図書室の設置の比率に大きな差異があることを示している。

また図書室がある場合も、ない場合も、付帯質問で「貴病院では、ロビー等に多様な書籍を置いて、患者や来院者が自由に閲覧できるようにしているか」と尋ねている (N=282)。これに対しては「閲覧できるようにしている」との回答が52.8%見られた。図書室に較べて書籍は決して多くはないと思われるが、それでも(医療・健康関連の書籍や資料が置かれていれば)市民の健康学習の要望に多少なりとも貢献できているのではないかと思われる。

ロビー等に多様な書籍を置いて、患者や来院者が自由に閲覧できるようにしているかどうかを病院の属性別に見ても、図4(2)からは明瞭な傾向が現れない。大方はこれまでに見てきた傾向と類似しているが、比率の差が小さい。やや明瞭なのは所在地別に比較した場合であり、中部地域の病院が、他よりもやや大きな比率でこの事業に取り組んでいることがわかる。

5. 病院ボランティアの活用と養成

多くの病院では、入院患者や来院者のために、および病院スタッフの支援のために、病院ボランティアを活用している。病院にボランティアの活用能力が蓄積されれば、単

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査にボランティアを活用するだけではなく、目的に沿って病院ボランティアを養成するようになる。ボランティア自身も、目的は様々であろうが、これも生涯学習の実践の一つの在り方である。病院にとってはボランティアを養成したり、活用することは病院の医療活動を充実させるものであるが、それはボランティア活動をしようとする人々に、活動の場、生涯学習の場を提供することでもある。このように、病院ボランティアという在り方、その存在は、病院にとっても、ボランティア自身にとっても、多様な意味で重要な存在である。

病院ボランティアの活用は、半数近く（47.9％）の病院が行っている。しかし病院ボランティアの養成に取り組んでいるのは1割にも満たない（6.0％）。

なおこの質問では、病院ボランティアを活用している場合（ $N=135$ ）に、付帯質問として、病院で活動しているボランティアの方々に対して、病院が資質向上のための研修を行っているかどうかを尋ねている。これに対しては「行っていない」が63.0％で最も多いが、「必要に応じて行っている」が23.7％見られ、また「定期的に行っている」も1割強見られる。

図5(1)は、病院の属性別に、ボランティアの活用を行っている病院の比率を見たものである。病院の設置者別に見ると民間病院の比率が低く（39.7％）、所在地別に見ると中部地域の病院の比率が高く（71.4％）、設立年別に見ると昭和40年以前に設立の病院の比率が高く（56.7％）、専任職員数で見ると201人以上の病院の比率が突出して高い（78.1％）。このように、図5(1)は病院の全ての属性の相違によって、ボランティアの活用の比率に大きな差異があることを示している。

図5(1) ボランティアの活用を行っている病院の比率

病院の設置者別、所在地別、設立年別、専任職員数別の分類・比較

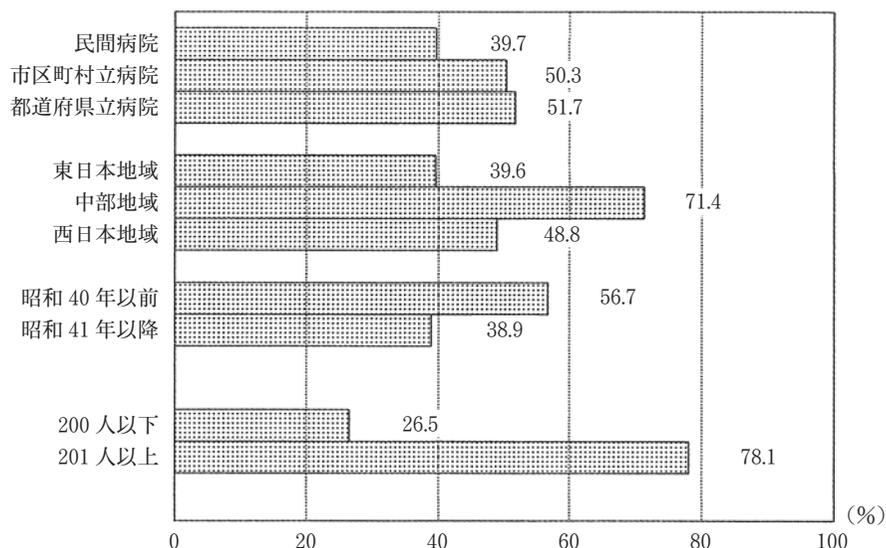


図5(2) ボランティアの活用を行っている病院のなかで、さらにボランティアの研修を行っている病院の比率

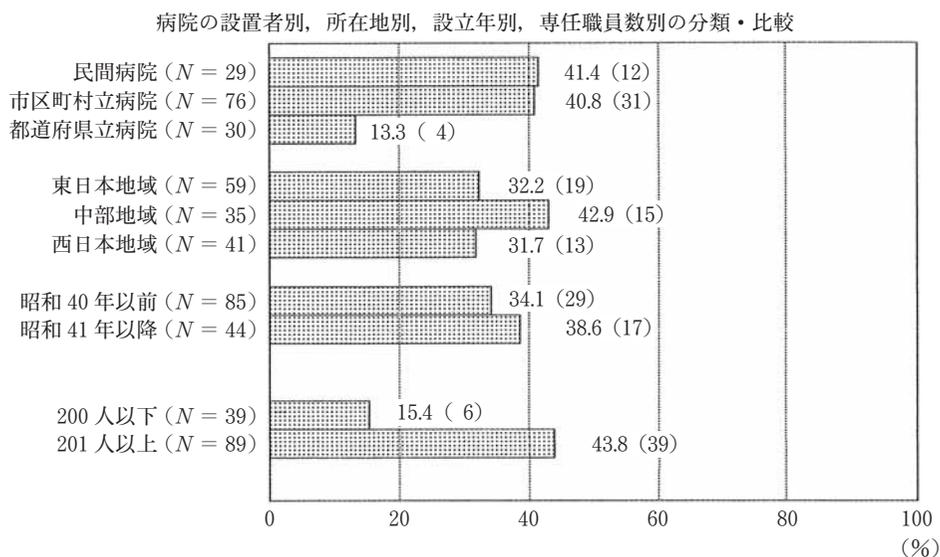


図5(3) ボランティアの活用を行っている病院のなかで、さらにボランティアの養成を行っている病院の比率

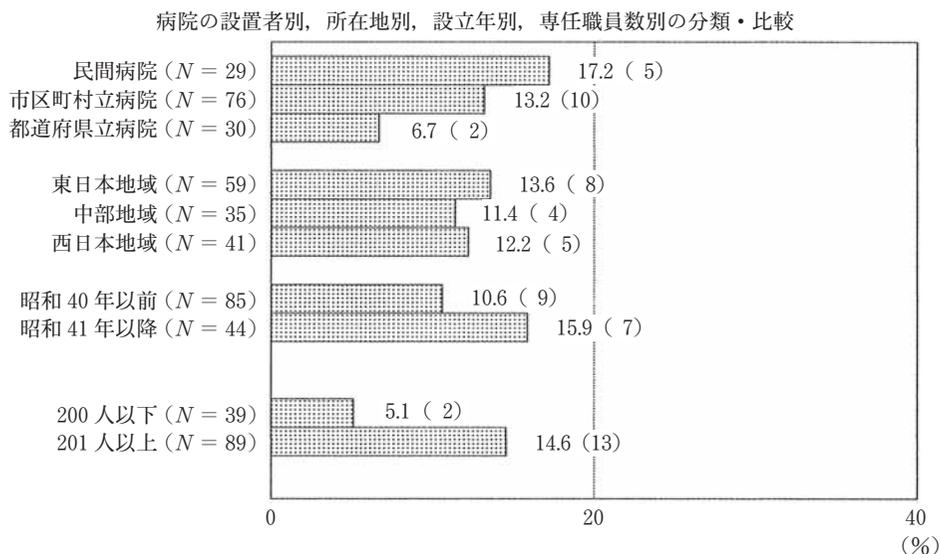


図5(2)は、病院の各種属性別に、ボランティアの活用を行っている病院が「さらにボランティアの研修を行っているかどうか」の比率を見たものである。病院の設置者別に見ると都道府県立病院の比率が低く(13.3%)、所在地別に見ると中部地域の病院の比率が高く(42.9%)、専任職員数で見ると201人以上の病院の比率がかなり高い(43.8%)。このように、図5(2)は病院の設立年以外の全ての属性の相違によって、「ボランティアを活用し、さらにボランティアの研修を行っている」病院の比率に大きな差異があるこ

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査とを示している。

図5(3)は、病院の属性別にボランティアの活用を行っている病院が「さらにボランティアの養成を行っているかどうか」の比率を見たものである。病院の設置者別に見ると都道府県立病院の比率が低く(6.7%), 設立年別に見ると昭和41年以降設立の病院の比率がやや高く(15.9%), 専任職員数で見ると201人以上の病院の比率が高い(14.6%)。このように、図5(2)は病院の所在地以外の全ての属性の相違によって、「ボランティアを活用し、さらにボランティアの研修を行っている」病院の比率に大きな差異があることを示している。

6. 当面最も重視している事業、および今後、最も重視していきたい事業

II. 調査の概要の〔3〕「調査内容」で尋ねた、「2. 健康知識や実践活動の啓発・普及事業の実施状況」の(1)～(7)および「病院祭の実施」「図書室の設置」「病院ボランティアの活用・養成」の10の事業について、当面特に重視している事業、および今後、特に重視していきたい事業を尋ねた結果を整理したのが、表6である。それぞれ、当てはまるものを3つまで選択している。

(1) 当面、特に重視している事業

表6の(1)によれば、当面、特に重視している事業の第1は「3. 一般市民を対象にし

表6 (1)当面特に重視している事業及び(2)今後特に重視していきたい事業
(それぞれ3つまでを選択)

(N=282)

	(1)		(2)	
	実数	比率	実数	比率
1. 病院情報紙(誌)や健康情報紙(誌)の定期刊行と来院者への提供	94	33.3	63	22.3
2. 映像を用いた健康知識の啓発・普及事業	34	12.1	36	12.8
3. 一般市民を対象にした、医師その他のスタッフや専門家等の講話や解説、実践指導による、病院内での健康知識の啓発・普及事業	112	39.7	98	34.8
4. 健康問題を抱えた当事者や関係者を対象にして、主として実践指導を行う講座や教室	99	35.1	76	27.0
5. 病院外での、これらの健康知識の啓発・普及事業	97	34.4	97	34.4
6. 公開の健康診断的な事業	17	6.0	19	6.7
7. セミナーやシンポジウム、学術講演会など	29	10.3	33	11.7
8. 病院祭	46	16.3	35	12.4
9. 図書室の運営	6	2.1	6	2.1
10. 病院ボランティアの活用や養成	27	9.6	33	11.7

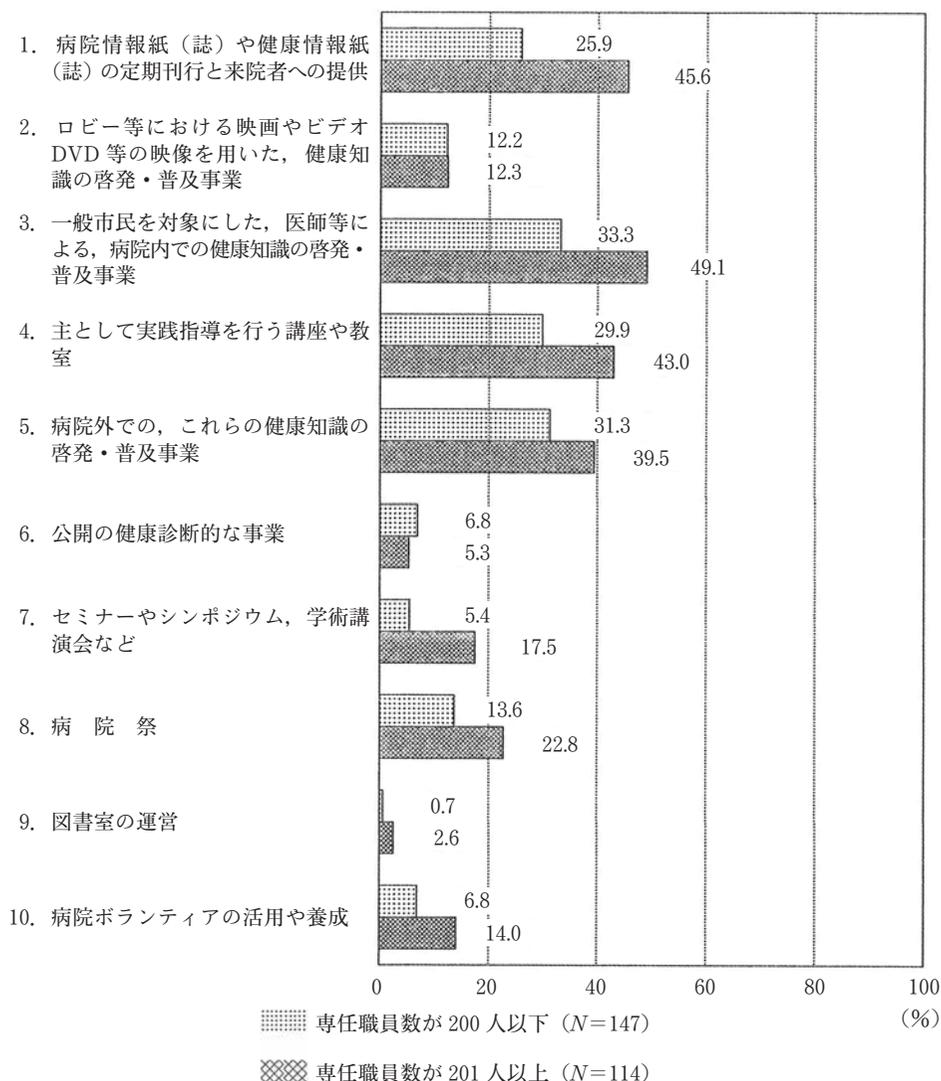
た、医師その他のスタッフや専門家等の講話や解説、実践指導による、病院内での健康知識の啓発・普及事業」であり、4割（39.7%）を占めている。これに続くのが「4. 健康問題を抱えた当事者や関係者を対象にして、食事や運動、生活習慣の改善、介護法など、主として実践指導を行う講座や教室」（35.1%）、「5. 病院外でのこれらの健康知識の啓発・普及事業」（34.4%）、「1. 病院情報紙（誌）や健康情報紙（誌）の定期刊行と来院者への提供」（33.3%）等である。

他の事業はこれらに比較すれば、その比率はかなり低い。

図6(1)は、専任職員数別に、10項目の健康知識の啓発・普及事業のうち、当面重視して取り組んでいる事業の比率の差を示したものである。ほとんど全ての事業において、

図6(1) 当面、特に重視している事業（3項目選択）

病院の専任職員数別分類・比較



病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査
専任職員数 201 人以上の病院の取り組みの比率が大きいことが分かる。

「専任職員数」以外の属性で見た場合には、当面特に重視して取り組んでいる事業の
比率には、属性間に大きな差は見られない。

(2) 今後、特に重視していきたい事業

表 6 の(2)によれば、今後特に重視していきたい事業の第 1 は、当面特に重視している
事業と同じ「3. (記述略)」であり、34.8%を占めている。「5. (記述略)」もほぼ同率
である(34.4%)。第 3 が「4. (記述略)」で 27.0%である。これに続くのが「1. (記述
略)」22.3%である。他の事業は 1 割程度か、それ以下である。

7. 市民の健康学習に対応する病院の組織や、健康学習についての市民の要望および それに対する病院の対応等について

(1) 市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業を推進するための組織(委員会等) の有無

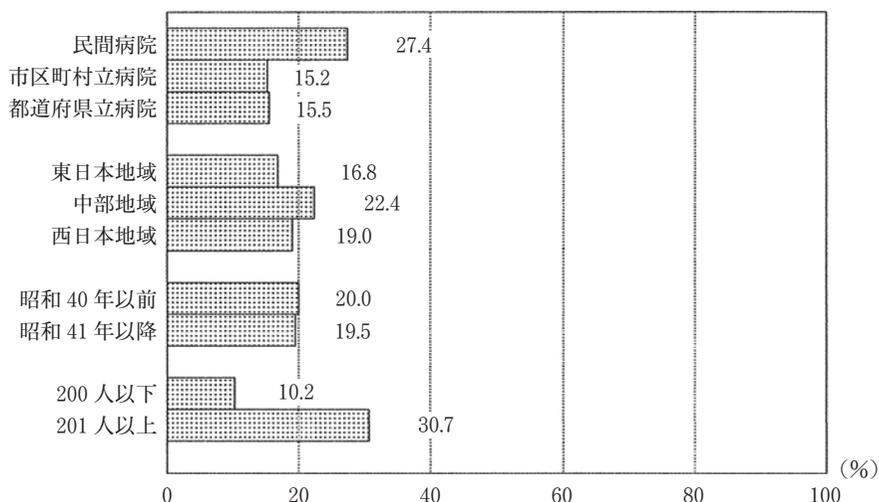
このような組織が設置されているのは 52 病院で、全体の 18.4%である。

このような組織の設立年度を見ると、平成 16 年～20 年の期間以降に設立が増加する
ようになり、平成 16 年～20 年の 5 年間に全体の 2 割以上、平成 20 年～25 年の 5 年間
に全体の 3 割以上が設立されており、この 10 年間で全体の 5 割以上(53.9%)が設立
されている。

図 7(1)により、病院の属性別にこのような組織の有無を見ていくと、設置者別に見て、

図 7(1) 市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業を推進するための
組織が設置されている病院の比率

— 病院の設置者別、所在地別、設立年別、専任職員数別の分類・比較 —



民間病院における組織有りの比率が高く（27.4%）、また専任職員数 201 人以上の病院における組織有りの比率が高い（30.7%）ことが分かる。

啓発・普及事業の推進組織の名称

このような組織の名称を記したのは 49 病院である。組織名称を類型化して示すと、以下のようになる。（ ）内はその類型に属する病院の数である。

- I ○○講座実行委員会・運営委員会・健康づくり推進委員会系（10） 例：保健指導委員会。保健講座実行委員会。市民公開講座運営委員会。健康応援隊委員会。
- II 地域（医療）連携委員会・連携室系（10） 例：地域交流推進委員会。市民交流検討委員会。地域医療連携室。地域連携委員会。
- III 広報委員会系（9） 例：広報委員会。広報企画室。
- IV その他（6） 例：経營業務改善委員会。
- V 医療サービス・患者サービス向上委員会系（4） 例：医療サービス委員会実行部会。患者サービス（推進）向上委員会。
- VI 特定疾患予防委員会系（4） 例：がん情報・相談支援センター。生活習慣病予防委員会。リハビリテーション委員会。
- VII 学術活動推進委員会系（3） 例：学術活動推進委員会。広報・学術・教育委員会。学術委員会。
- VIII 職員研修系（3） 例：職員研修委員会。教育研修小委員会。

なお、このような組織が「2. 設置されていない」と回答した場合には、付帯質問で「貴病院では、今後、そのような組織（委員会等）を設置する予定があるか」と尋ねている。これに対しては「当面、その予定はない」との回答が最も多く、半数以上を占めている（52.6%）。「現段階では未定である」が 43.9%あり、「現在、計画中である」は僅かに 2 病院（0.9%）に過ぎない。

(2) 健康学習についての市民の要望の表明

健康学習についての市民の要望（このような内容の講話をしてほしい、というような要望）が、病院に寄せられることがあるかと尋ねた結果を見ると、「3. そのような要望はほとんど寄せられていない」が最も多く、半数以上を占めている（52.8%）。「2. 時にはそのような要望が寄せられることがある」が 3 割（30.5%）見られるが、「1. しばしばそのような要望が寄せられている」は 1 割強に過ぎない（12.4%）。しかし 1. と 2. を合わせて 4 割以上の病院で市民からの健康学習についての要望が寄せられているという事実は、病院による市民への健康教育面での貢献の必要性にとって、無視できない重要な現実であるといえよう。

表 7(2) 病院に対する、健康学習についての市民の要望の表明 (N=282)

	実 数	比 率
1. しばしばそのような要望が寄せられている	35	12.4
2. 時にはそのような要望が寄せられることがある	86	30.5
3. そのような要望はほとんど寄せられていない	149	52.8
不 明	12	4.3
合 計	282	100.0

図 7(2) 健康学習に関する市民の要望が「寄せられることがある」と回答した病院の比率（「しばしばそのような要望が寄せられている」+「時にはそのような要望が寄せられることがある」の合計比率）

— 病院の設置者別、所在地別、設立年別、専任職員数別の分類・比較 —

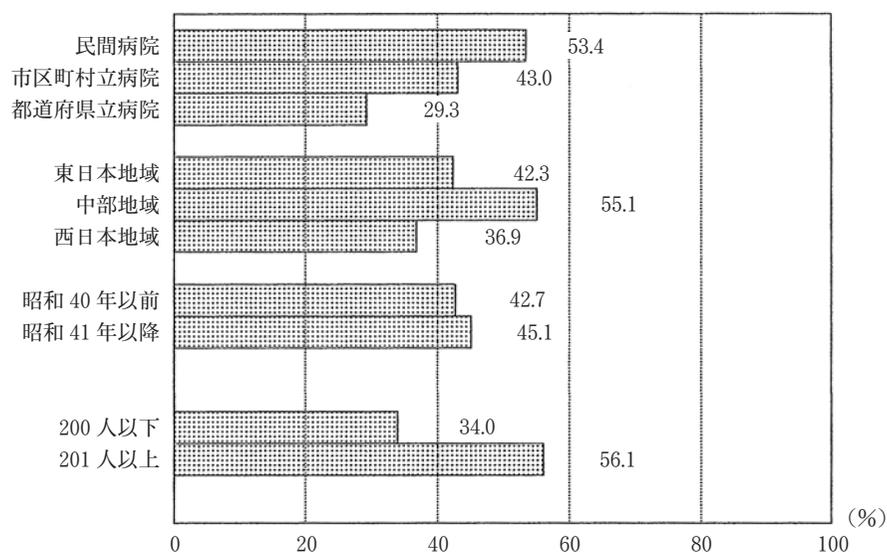


図 7(2)は、各種属性毎に、健康学習についての市民の要望が、病院に寄せられることがあるかと尋ねた結果を整理したものである。数値は「1. しばしばそのような要望が寄せられている」及び「2. 時にはそのような要望が寄せられることがある」の比率を合算したものである。

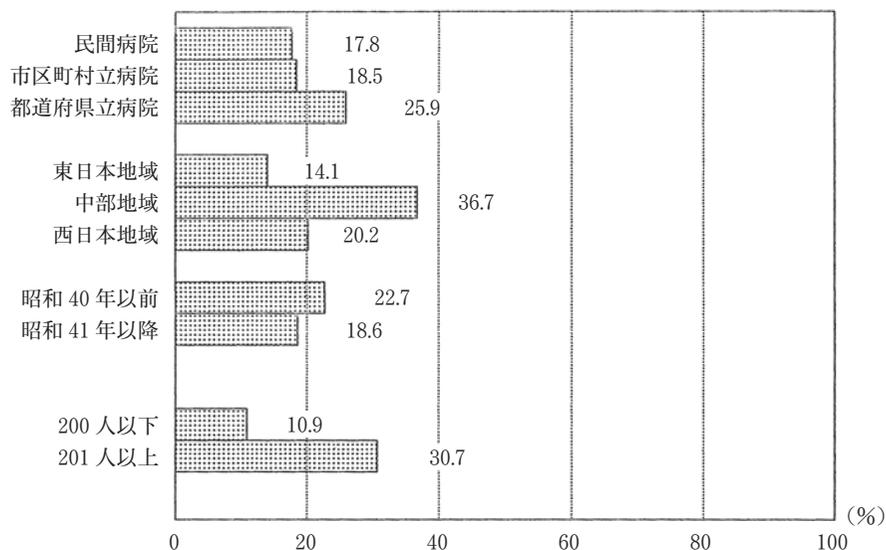
設置者別に見ると民間病院（53.4%）が、所在地別では中部地域の病院（55.1%）が、専任職員数別に見ると 201 人以上の病院（56.1%）が、他と比較して大きな比率を示している。このように、図 7(2)は病院の、設立年を除く全ての属性の相違によって、市民の健康学習に関する要望が寄せられる比率に大きな差異があることを示している。

(3) 健康学習についての、市民の要望を受け入れるような仕組みや、病院と市民との協議の制度の有無

このような仕組みや制度があるのは 2 割（19.9%）で、圧倒的多数はそのような仕組

図7(3) 健康学習に関する市民の要望を受け入れる仕組みや、市民との協議の制度がある病院の比率

— 病院の設置者別，所在地別，設立年別，専任職員数別の分類・比較 —



みや制度が整っていない。

図7(3)は、各種属性毎に、健康学習に関する市民の要望を受け入れる仕組みや、市民との協議の制度がある病院の比率を示したものである。ここで目につくのは、所在地別に見て中部地域の病院(36.7%)が、専任職員数別に見ると201人以上の病院(30.7%)が、他と比較して大きな比率を示していることである。設置者別に見た場合と、設立年で見た場合は、それぞれの中のタイプ間には大きな差は見られない。

この協議制度の名称を記したのは52病院である。そのような制度や仕組みの名称を類型化すると以下ようになる。()内はその類型に属する病院の数である。

- I アンケート制度・モニター制度担当委員会系(16) 例：モニター制度。講座終了後のアンケート。セミナー後のアンケート調査。患者アンケート。ご意見箱。アンケート。
- II 地域医療支援・病院運営委員会・地域連携委員会系(10) 例：地域ケア会議及び〇〇町健康づくり推進協議会。地域医療支援病院委員会。健康友の会。〇〇病院友の会。
- III 病院運営協議会・委員会系(9) 例：診療所運営委員会。病院運営協議会。患者サービス向上委員会。患者サポート委員会。
- IV 健康知識啓発・普及委員会・公開講座系(6) 例：すこやかライフ支援室。健康づくり委員会。市民公開講座。
- V 出前講座系(6) 例：出前講座。

VI 市の行政との連携・その他系 (3)

VII 学術委員会系 (1) 例：学術委員会。

VIII 広報委員会系 (1) 例：広報担当職員が協議して開催。

(4) 市民を対象にした健康知識や実践活動の啓発・普及事業の中心的推進者

表7(4)は、市民を対象にした健康知識や実践活動の啓発・普及事業を、病院の中で中心となって推進している人物の立場を尋ねた結果を整理したものである。回答は自由記述である。

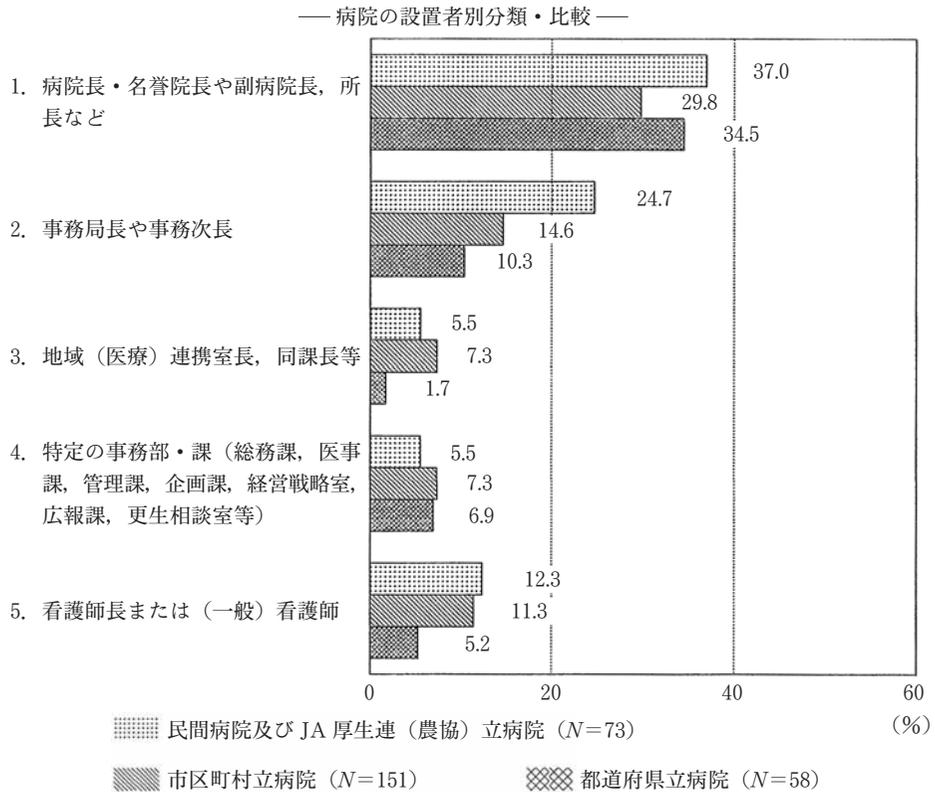
この質問の対象となる178の病院のうち、最も多くの病院でこの事業の中心的推進者となっているのは「1. 病院長・名誉院長や副病院長, 所長」であり、半数を越える(51.7%)病院で中心的推進者として活動している。第2が「2. 事務局長や事務次長」で、4分の1(25.8%)の病院で中心的推進者を務めている。第3が「7. 看護師長または(一般)看護師」16.3%, 第4が「4. 特定の事務部・課(総務課, 医事課, 管理課, 企画課, 経営戦略室, 広報課, 更生相談室等)」10.7%であり、1割以上の比率を有するのはこれら4つの職掌である。

図7(4)は、健康知識の啓発・普及事業の主要な中心的推進者の立場を、病院の設置者

表7(4) 市民を対象にした、健康知識や実践活動の啓発・普及事業の中心的推進者の立場
(例：病院長。事務局長等) (自由記述を集計)

	実数	比率
1. 病院長・名誉院長や副病院長, 所長	92	51.7
2. 事務局長や事務次長	46	25.8
3. 地域(医療)連携室長	16	9.0
4. 特定の事務部・課(総務課, 医事課, 管理課, 企画課, 経営戦略室, 広報課, 更生相談室等)	19	10.7
5. 診療科の部長(外科部長, 内科部長, 予防医学センター部長, リハビリテーション部長, 在宅診療部長等)	11	6.2
6. 医師	9	5.1
7. 看護師長または(一般)看護師	29	16.3
8. 保健師	2	1.1
9. 医療ソーシャルワーカー	3	1.7
10. 特定の担当委員会(学術委員会, 公開講座委員会, 生活習慣病予防委員会, 患者サービス向上委員会等)	9	5.1
11. 管理栄養士	5	2.8
12. 助産師	1	0.6
13. 理事長	5	2.8
14. その他(薬剤師, 担当専従職員, 企業団企業長等)	4	2.2

図 7 (4) 健康知識の啓発・普及事業の中心的推進者の立場（一般的には 1 項目を選択。少数の回答者が 2～3 項目を選択）



別に見たものである。「1. 病院長・名誉院長や副病院長, 所長」に関しては, 市区町村立病院の場合の比率がやや低いが, それほど大きな差ではない。「2. 事務局長や事務次長」に関しては, 差がやや顕著になっている。最大の比率を示しているのは民間病院 (24.7%) であり, 最小は都道府県立病院 (10.3%) である。他の主要な推進者に関しては, 比率の差はほとんどない。

なお他の属性において主要な推進者をもても, 顕著な差異はみられない。

クロス集計による分析

表 8 は, 病院における, 各啓発・普及事業の実施の有無と, 啓発・普及事業の推進組織の設置の有無及び市民の要望の受入組織の設置の有無との, 全ての項目間のクロス表のカイ二乗検定を行った結果を整理したものである。全ての啓発・普及事業は, 実施しているか, していないかの 2 値項目であり, 2 行 2 列のクロス表としてカイ二乗検定を行うことができる。

表 8 によれば「10. ロビーの書籍の自由な閲覧」を「行っている, いない」ということは, 他のいずれの啓発・普及事業の実施の有無とも無関連だということが示されてい

表8 各啓発・普及事業間の関連性

2種の啓発・普及事業の2・2クロス表のカイ二乗検定より

表頭の2～7及び8～13は、表側の2～13と同一である。

有意性 カイ二乗値>3.84で* (危険率5%で有意)

カイ二乗値>6.63で** (危険率1%で有意)

各セルの上段=カイ二乗値, 下段=有意性

	2	3	4	5	6	7
1. 病院情報紙誌や健康情報紙誌の刊行	12.8863 **	31.7029 **	4.3127 *	30.4889 **	18.5678 **	20.7980 **
2. 映像を用いた健康知識の啓発・普及事業		13.9817 **	4.7152 *	9.4163 **	6.9020 **	1.1928 無関連
3. 医師等による講話・解説・実践指導			4. は「3.の実施」が前提	54.7223 **	32.9516 **	18.2732 **
4. 特に実践指導を行う講座や教室				4.6028 *	13.1312 **	2.3002 無関連
5. 病院外での健康知識の啓発・普及事業					28.2194 **	42.0220 **
6. イベントに合わせた公開の健康診断的な事業						24.5774 **
	8	9	10	11	12	13
1. 病院情報紙誌や健康情報紙誌の刊行	5.7889 *	24.8173 **	2.4637 無関連	31.8315 **	27.1784 **	5.7216 *
2. 映像を用いた健康知識の啓発・普及事業	3.5552 無関連	12.6254 **	3.4829 無関連	11.9834 **	7.2250 **	3.5031 無関連
3. 医師等による講話・解説・実践指導	16.8601 **	39.4241 **	0.4402 無関連	36.8722 **	26.3694 **	21.6514 **
4. 特に実践指導を行う講座や教室	0.1757 無関連	0.1095 無関連	0.0788 無関連	0.4258 無関連	0.8369 無関連	3.3678 無関連
5. 病院外での健康知識の啓発・普及事業	6.3863 *	21.2238 **	0.4087 無関連	29.0978 **	16.5248 **	29.6749 **
6. イベントに合わせた公開の健康診断的な事業	11.1429 **	17.0807 **	0.4226 無関連	19.1716 **	21.0569 **	21.8286 **
7. セミナーやシンポジウム, 学術講演会など	22.7206 **	23.0926 **	0.2323 無関連	38.8043 **	7.8870 **	13.7551 **
8. 病院祭の実施		33.5227 **	0.7597 無関連	21.1379 **	9.6163 **	6.5399 *
9. 図書室の設置			1.2019 無関連	67.8291 **	21.2519 **	10.1394 **
10. ロビーの書籍の自由な閲覧				1.9102 無関連	0.8865 無関連	0.0140 無関連
11. 病院ボランティアの活用					14.3877 **	18.7747 **
12. 啓発・普及事業の推進組織の設置						13.7091 **
13. 市民の要望の受入組織の設置						

る。「4. 特に実践指導を行う講座や教室」は「5. 病院外での健康知識の啓発・普及事業」及び「6. イベントに合わせた公開の健康診断的な事業」の2事業とは僅かながら関連性があるものの、これら以外の全ての事業とは無関連であることが示されている。

「7. セミナーやシンポジウム, 学術講演会」は、「10. ロビーの書籍の自由な閲覧」とともに「2. 映像を用いた健康知識の啓発・普及事業」及び「4. 特に実践指導を行う講座や教室」の3事業とは無関連ではあるものの、他の事業とは関連性があることが示されている。

「8. 病院祭の実施」は「10. 」とともに「2. 映像を用いた健康知識の啓発・普及事業」及び「4. 特に実践指導を行う講座や教室」の3事業とは無関連であることが示されているが、これら以外の事業とは全て関連性があることが示されている。ここに挙げたものの以外の事業は全て、相互に関連性のあることが示されている。

表8において、カイ二乗値の最も大きなものは、図書館の設置の有無とボランティアの活用事業のカイ二乗検定におけるカイ二乗値 67.8291 であり、これに次ぐのが講話・解説・実践指導事業と病院外での事業とのカイ二乗検定におけるカイ二乗値 54.7223 で

図8(1) 図書館の有無と、ボランティアの活用の有無との関連

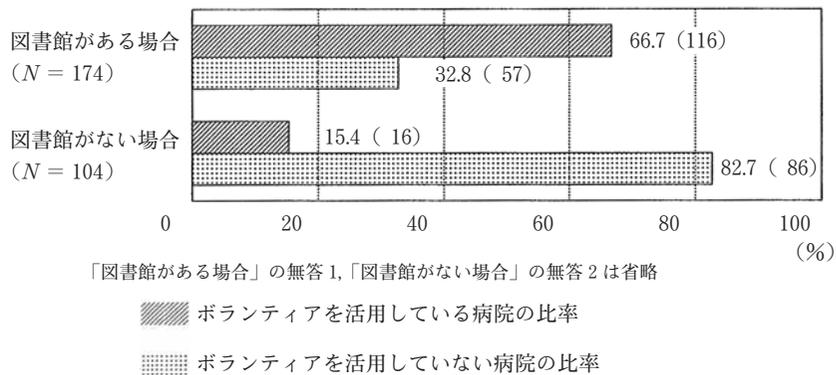
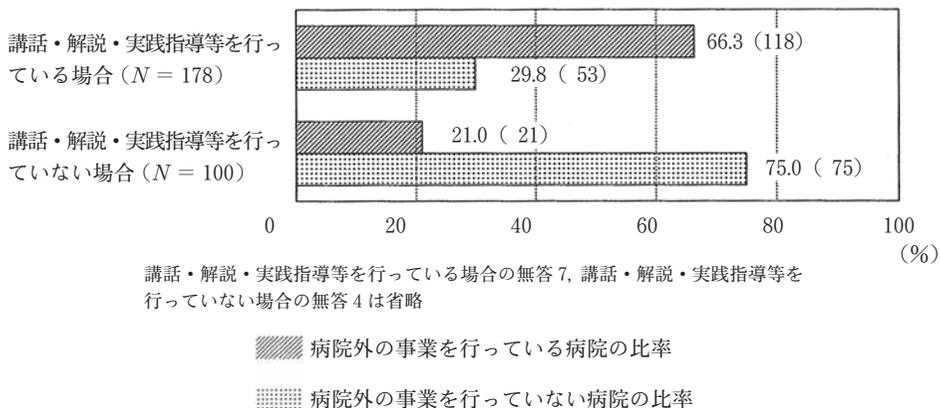


図8(2) 講話・解説・実践指導等の有無と、病院外の事業の有無との関連



病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査
ある。

図8(1)は前者の、図8(2)は後者のクロス集計表をグラフで示したものである。図8(1)は、図書館が設置されている病院では、それらの中でボランティアの活用事業を行っている病院の比率が66.7%という高い値で、ボランティアの活用事業を行っていない病院の比率が32.8%という低い値であることを示しており、図書館が設置されていない場合には、そのような病院でボランティアの活用事業を行っている病院の比率が15.4%という低い値で、その活用事業を行っていない病院の比率が82.7%という高い値であることを示している。

図8(2)も同様に、講話・解説・実践指導を行っている場合は病院外の事業を行っている比率が高く、講話・解説・実践指導を行っていない場合は病院外の事業を行っている比率が低いということを示している。

他の、関連性のある事業間の組み合わせにおいても同様に図を示すべきであるが、いずれも上記の2例と同様な傾向を示している。このように、本調査の大方の事業間には、クロス集計による分析により、相互に密接な関係にあることが理解できる。

8. 一般市民のための「健康に関する生涯教育」という観点から、今後、病院等が 取り組むべき課題（自由記述）

病院は医療実践の場及び医療情報、健康情報の発信の場として、さらには医師、看護師その他の医療従事者と患者やその家族、一般市民等との交流の場として、それぞれの最善の効果を目指して努力している。本調査研究ではその内の、一般市民のための「健康に関する生涯教育」（市民の立場からは「健康に関する生涯学習」）という観点から、今後、病院等が取り組むべき課題を尋ねている。回答は自由記述である。1つの病院で複数の回答をしている場合が多い。この質問には88の病院が回答しているが、その内容を類型化すると以下ようになる。（）内はその類型に属する病院の数である。

- I 病気の予防への積極的関与（36） 例：生活習慣病、うつ病等、患者数が増加している疾病予防対策を提供すべき。予防リハビリテーション、リハビリテーションの実際、リハビリ的ライフワークの管理。病気の予防（運動、食事等）と罹病後の対処方法
- II 医療関係の情報提供、これらの継続的情報提供（16） 例：一般市民の健康に関する情報提供。市民の関心が高い病気や治療方法に関する最新情報。当院は産科中心の総合病院で、母子に優しい病院創りを目指しているため、お産や、婦人科、小児科に関する情報提供をする。
- III 健康講座とその内容の不断の改善（11） 例：講座内容が限定されがちで、同じ

- 講座への申し込みが多い。受け手のニーズに沿った内容にと、アンケートを取って講座内容の見直しを検討している。病院外での講座開催を推進する。一般市民に向けた講座開催の意義を職員に広く周知する。
- IV 生活習慣（病）への対応（11） 例：癌や糖尿病，その他生活習慣病などに対する基本的知識（発病予防）の普及。生活習慣病に対する啓発と実践的指導。
- V 医療制度や地域医療及びその現状の理解，地域包括ケアの仕組みの理解，医療資源を守っていくことの重要性の理解（10） 例：健診事業等と連動した地域ぐるみの疾病対策と，予防への積極的寄与。地域の疾病予防対策の啓発。地域医療の現状，危機的状況について知ってもらい，住民と情報を共有すること。
- VI 高齢者医療と，高齢者のための情報提供（7） 例：高齢者が多い地域であり，生活習慣病からの重大疾病の予防など，医師が治療などの中で指導する。高齢者の健康寿命。
- VII 信頼される医療機関となるための努力，住民の声に十分に耳を傾ける体制の確立（6） 例：患者への指導・説明の充実，質問への適切な回答。その時々の方々が最も知りたい情報を発信し続け，地域の方々の生涯教育の支えとなるように，常にどのような事柄が興味を持たれているのか，情報を集めることが大切だと思う。
- VIII 検診，特に癌検診の重要性（4） 例：住民健診の受診率向上のために，地域の人達に検診の重要性を啓発すること。予防検診の重要性について啓発する。
- IX 医療機関の効果的な利用の仕方の啓発・周知（3） 例：各医療機関の役割分担と連携。国民皆保健制度下での効率的な医療資源の利用法。自分の体や病気について関心を持ち，かかりつけ医を持つことの重要性についての啓発が，地域医療確保の観点からも重要であると考えている。
- X 自治体・事業所との連携・協働による健康啓発活動（3） 例：自治体，事業所と協働による健康啓発活動。行政との連携です。独自にやるには限界があります。行政と協力しながら広報，費用の面で連携を取れば推進しやすいと思います。
- XI 終末期における人生充実の問題への取り組み（2） 例：高齢者であれば，「どう生きるか」看取りまでの本人の生き方，終末期の過ごし方，胃ろうなどの延命療法についての本人の考え方や，在宅で亡くなることについてどう考えていくか（今後，国の方針としても「病院→在宅」なので）元気なうちから考えていくこと。
- XII 在宅治療，家庭での看取り（2） 例：老後の生活，家庭での看取りなど。
- XIII 病院祭の活用（1） 例：当院は精神科単科の病院です。今後，地域の市民との交流を活発にするために，病院祭（当院における納涼祭）を利用していきたいと考えています。
- XIV 退院後のケアとリハビリテーション（1） 例：リハビリ病院退院後，患者様は在

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査
宅で生活をされます。家族は勿論、ケアマネジャー、介護士、在宅看護のナース、
在宅医療の医師、リハビリ病院の医師ならびにリハスタッフ全員で取り組む必要が
あります。訪問リハビリを積極的に実施しているのも、そのような考えからです。
また通院リハビリも積極的に実施しています。一般市民の方も理解を深めていただ
きたく存じます。

XV その他(2) 例：青少年への性教育。メンタルヘルス。

〔考 察〕

1. 講話や解説、実践指導の内容

「2. 健康知識や実践活動の啓発・普及事業の実施状況」の「(3) 病院の内外の医師等
による講話や解説、実践指導による、健康知識や実践活動の啓発・普及事業の実施」の
講話や解説、実践指導の内容については、「癌、心臓病、生活習慣病」のような現代人
にとって最大の脅威となる病気が8割以上の病院で扱われていることがわかる。認知症、
介護等の高齢者に関わる事柄が半数以上の病院で扱われている。食と栄養に関する事柄
が半数近くの病院で扱われている。以上が3大テーマであると言えよう。以下、扱って
いる病院の比率は小さくなるものの、健康法、医薬品、救急・災害医療、長寿医学、医
療用機器、終末期医療、歯と口の健康、妊娠と育児、生命、更年期障害、蘇生法など、
今日の生活にとって不可欠の内容が取り上げられていることがわかる。しかし他方では、
扱われている比率の小さな項目の問題がある。最近徐々に増加しつつあるという「うつ
病その他の精神的疾患」(14.6%)、時として反社会的な傾向を帯びる「覚醒剤等の薬物
中毒やアルコール依存症、喫煙の問題など」(11.8%)、医師と患者との在り方や患者の
人権・尊厳に関わる「インフォームド・コンセントや患者の自己決定権に関すること」
(6.7%)なども、その重要性が決して小さいというわけではない。さらに比率の小さな
項目として「脳死や臓器移植、体外受精、遺伝子診断、クローン、医の倫理の問題」
(1.7%)、「免疫、ヒトゲノム、再生医学、iPS細胞等の医学上の最新の話」(1.7%)、
「環境ホルモン、大気汚染や飲料水汚染その他の公害に関すること」(1.1%)等がある
が、これらも学ぶ必要がないというようなものではない。それ自体での学問的重要性と
いう点では他の項目と何ら変わらないが、現実的に病院等で市民対象の健康教育の内容
としては扱われていないということであろう。しかしもし担当する講師がいないという
理由で扱われていないのであれば、病院外の適任者に講師を頼むということが最善の解
決方法であると思われる。脳死、免疫、環境ホルモン等は、やはり現代人にとって不可
欠の健康学習内容だと考えざるを得ない。これらの内容を上記3大テーマと同じように
扱うことができるようになることを願うものである。

2. 講話や解説、実践指導の内容の項目数

講話や解説、実践指導の内容の項目数について、それが1項目のみである場合の比率が最大であるという結果が得られているが、多様で高度に発達した医学に基づいて活動する日本の病院において、講話や解説、実践指導の内容の項目数が1項目のみである場合の比率が最大（19.1%）であるということは、そのまま首肯できるものではない。扱っている項目数と病院の規模（専任職員数）とのクロス集計を見ても、病院の規模が小さい場合には扱っている項目数が少ない、という事実は現れていない。現在が1項目の扱いならば今後は2項目へと、2項目ならば3項目へと、扱う内容を増やしていただきたいと願うものである。

3. 講話や解説、実践指導の担当者（講師）

講話や解説、実践指導の担当者では、医師、看護師がそれぞれ半数を遥かに越える比率で担当講師を務めているが、薬剤師及びレントゲン技士等の医療技術者も半数以上の病院で講師となっている。直接医療を扱うわけではない社会福祉士、ソーシャルワーカー、病院事務職員がそれぞれ1割程度見られるのは、講話や解説の内容が多様なものとなっていることを示唆していると考えられる。本調査では「その他」を含め21項目の内容を提示したが、これだけでは現実の複雑さには対応できないことがわかる。医療は医療周辺の取り組みによって支えられていることを考えれば、医療に関する講話や解説、実践指導を充実したものにするには、医療周辺の情報や事業によって補完する必要がある。すなわち、医療周辺の情報や事業を講話や解説に適切に組み込むことによって、医療に関する講話や解説が十全なものとなる。今後の調査の課題でもある。

4. 講話や解説、実践指導等を行っていない場合の今後の対応

病院内で講話や解説、実践指導を「行っていない」と回答した病院に対して、付帯質問で「今後、貴病院内で講話や解説、実践指導による健康知識の啓発・普及事業を実施する予定はあるか」と尋ねている。回答として「現段階では未定である」が45.0%、「当面、実施しない」が37.0%、これらに対して「現在、計画中である」が2%、という結果が得られた。このような結果を見ただけでは、啓発・普及事業の将来の拡充の可能性は明るいものではない。しかしながら、何事も変化するのが世の常であり、病院による健康知識の啓発・普及事業も例外ではない。それは例えば医療の世界における情報の流通により医療界の実態に触れて新しい取り組みに向かう可能性が開かれてくるであろうし、マスコミその他により、他の病院での取り組みの情報が入れれば、いつまでも「現段階では未定である」「当面、実施しない」という態度を取り続けることは不可能となる。本調査のような調査自体もそのような情報の一種であり、調査の結果が届けられ

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査
れば、一層、啓発・普及事業の実施に踏み出す可能性がある。病院側の真摯な対応に期
待しなければならない。「病院祭を実施していない」「図書室が設置されていない」場合
も、同様な対応が期待される。

5. 病院以外の場所での啓発・普及事業の実施

病院外での啓発・普及事業の実施場所として公民館等の社会教育施設が多く挙げられ
ているが、これは社会教育施設の在り方として重要な事実であると思われる。従来から
も、公民館では健康学習が広く行われてきた。健康のための理論的学習であったり、健
康体操という形で行われてきた。レクリエーションも広い意味では健康活動と考えられ
る。この社会教育の場に、病院等の医療機関が関われば、より一層の効果が期待される。
現在でも一部では健康講座、医療講話として社会教育と医療との連携が行われているが、
今後は「健康医療学習」として、一層促進させる必要がある。

6. 病院祭

病院祭を実施しているのが全体の3割程度というのは、非常に小さな比率だと思われ
る。病院祭を実施するには確かに、準備、費用とも容易なものではないが、病院祭は病
院の実態を地域住民に知ってもらい、病院を時代に相応しいように開かれたものにする、
絶好の機会である。筆者が各地の病院の病院祭を訪問したところでは、規模の大きな病
院の規模の大きな病院祭もあれば、小規模な病院の小規模な病院祭もある。たとえ規模
は小さいとしても病院祭を行えば、地域住民は病院の実態を知り、かつ医師その他の病
院職員と触れ合うことにより、地域住民の健康の維持増進に努める病院職員の誠実さを
知り、病院に対する信頼を厚くすることができる。一方、病院では地域住民の、病院に
対する要望等を知り、医療のどのような分野に関心を持っているかを知ることができる。
病院祭は病院と地域住民の両者にとってメリットの大きな事業である。

小規模病院では病院祭の内容が少ない場合であっても、それなりの成果が挙げられる
のである。

現に内容が1つのみという病院祭を行っているところも1割程度はあるのである。今
後の取り組みの進展に期待したい。

7. 啓発・普及事業の名称

最後の質問の、病院毎の課題への回答から伺われることであるが、いずれの病院も啓
発・普及事業に使命感をもって取り組んでおり、その一端が啓発・普及事業の名称となっ
て現れていると思われる。包括的な健康講座、医療講座としたものが多く、また癌、糖
尿病のような病気の名称を用いてそれらの病気への対抗策を市民に伝えようとの使命感

が感じられる。

「ふれあい」を名称に入れているところもある。これはこれで病院と市民とのコミュニケーションを促進し、市民と病院とが近いところにあるという関係性を強調しているものと思われる。

8. 分類集計により見られる取り組みの傾向

健康知識や実践活動の啓発・普及事業の講話や解説、実践指導の内容を病院の専任職員数による分類集計を行って比較した場合に、専任職員数が201人以上の病院の方が200人以下の病院よりも、多様な内容に高い比率で取り組んでいることがわかるが、このような傾向は専任職員数による分類での比較だけには限らない。講話や解説、実践指導の内容ではなく、対象を各種の事業として見ると、先ず病院の設置者別に見れば、場合によっては民間病院が、また場合によっては市区町村立病院が多様な事業に取り組んでいることが分かる。病院の所在地で見れば、大方の事業において中部地方の病院の取り組みの比率が高いことが分かる。病院の設立年度で見れば、昭和40年以前に設立された病院の方が大方の事業において高い比率で取り組んでいることが分かる。

しかし今回の調査では、このような結果となった原因までは解明することが出来ない。現実的にこのようになっていくことを明記する段階に留まらざるを得ない。その理由を解明するのは次の段階である。

まとめに代えて

本調査は基本的にサーベイ（実態調査）であり、リサーチとして得られた結果の内部構造を詳細に分析するようなものではない。何よりもこれまで、本調査のような病院による一般市民対象の健康教育調査が行われていない。従って、病院による一般市民対象の健康教育調査の現状、実態を明らかにすることが最も基本的な要求、基本的な作業となる。

本調査の回収率は14.3%で、高いものではない。しかし寄せられた282の有効回答は極めて貴重で重要なものである。病院による市民の生涯健康学習に関する貢献に関しては、基本的に全ての情報が寄せられている。筆者としては回答していただいた方々の心を最大限に尊重して、余計な操作をせず、ありのままに紙面に提供することが使命であると考えている。何よりも「事実」が重要であることは変わらない真実である。本調査の課題は多々ある。まず回答していただけなかった病院に引き続きアンケートを行い、情報を得て、徐々に全国の実態に近づけること。また本文で見たように、病院の各種属性ごとに、調査結果が異なっているが、その原因を解明すること。それが地域にあった

病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業に関するアンケート調査市民のための生涯健康学習の充実に貢献することになると思われる。

なお、今回は病院等による、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業の実態を探求するのみに終始したが、本来ならば、もう一歩進んで、本調査を現在の社会において進行している、医療、介護、予防、福祉、住まい、生活支援、そのための人材養成等の総合的な施策の中に位置づける必要があると思われる。それがコミュニティヘルスの浸透した社会であり、また地域包括ケアシステムである。これらはともに日本の国レベル（主に厚生労働省）及び各地の地方公共団体においてその実現が志向されている政策であり、喫緊の課題とも言えるものである。これらを今後の課題として措定し、調査もその範囲で実施したいと考えている。

(以上)

参考文献

本調査の構成に関する直接的な参考文献は見られないが、間接的に参考にしたものは幾つかある。以下にそれらを挙げる。

1. 『病院の世紀の理論』猪飼周平 有斐閣 2010年
2. 『緩和医療の現場から』東嶋和子 日本実業出版社 1997年
3. 『医療の周辺その周辺』田辺功 ライフ企画 1996年
4. 『患者が主役だ——高医療費時代の患者学』和田努 法研 1997年
5. 『コミュニティヘルスのある社会へ』秋山美紀 岩波書店 2013年
6. 「コミュニティヘルスへの展望——現場から考える地域保健の将来」『公衆衛生』74巻3号 194-198 伊賀保健所 佐甲 隆 2010年
7. 『地域包括ケア研究会報告書～今後の検討のための論点整理～』地域包括ケア研究会 厚生労働省老健局総務課担当 2009年
8. 『地域包括ケアシステムについて』厚生労働省老健局 2013年
9. 「農山村地域の「いのち」と「くらし」を支える『新しい公共』のデザイン～保健・医療基盤の再生に向けた社会連携モデルの可能性について」川井真『創立20周年記念論文集』（社団法人）農協共済総合研究所

本調査研究においては、調査票の構想の段階において、帝京大学医学部附属病院「さわやか健康相談室」室長大竹登志子氏、東京慈恵会医科大学医学部看護学科助教（老年看護学）坂東美知代氏、桜美林大学加齢・発達研究所連携研究員久米喜代美氏から貴重なアドバイスを頂いた。これら3人の方々に深い感謝の意を表明する。

本調査研究は、拓殖大学人文科学研究所の平成25年度研究助成を受けて行ったものである。ここに同研究所に感謝の意を表明する。

付帯質問イ この事業の開始年度 → [] 年度から開始
付帯質問ウ これらの講話や解説、実践指導による健康知識の啓発・普及事業には名称が付けられていますか。以下にその名称を記して下さい。(例 ○○病院市民公開講座、
○○病院いきいき健康講座 等)
名称 → []

付帯質問エ 講話や解説、実践指導を行っている時期についてお尋ねします。実施した(実施する予定の)全ての月に○を付けて下さい。
2013年 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 2014年 1月 2月 3月

付帯質問オ 貴病院では、どのような方がこれらの講話や解説、実践指導を担当していますか。以下のうち、当てはまるものの全ての番号に○をつけて下さい。貴病院の専任の方及び外部の方を含めてお答え下さい。

- | | |
|--|-------------------|
| 1. 病院長、副病院長や法人理事長等の病院経営者 | 10. 精神保健福祉士 |
| 2. 医師 | 11. 社会福祉士 |
| 3. 歯科医師 | 12. 介護福祉士 |
| 4. 看護師 | 13. ソーシャルワーカー |
| 5. 保健師 | 14. 大学の教師や研究者 |
| 6. 助産師 | 15. 医事評論家 |
| 7. 薬剤師 | 16. 製薬・医療関連企業の研究者 |
| 8. 栄養士・管理栄養士 | 17. 保健所や役所等の行政職員 |
| 9. レントゲン技師、理学療法士、作業療法士、
言語療法士、臨床検査技師等の各種医療技術者 | 18. 病院事務局職員 |
| | 19. その他 () |

付帯質問カ 講話や解説、実践指導にあたる講師の所属は、次のどれに当たりますか。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1. 全員が貴病院に所属している | 4. 大多数が外部の方である |
| 2. 大多数が貴病院に所属している | 5. 全員が外部の方である |
| 3. 講師のほぼ半数が貴病院に所属している | |

付帯質問キ 「講話や解説、実践指導」のうち、特に「実践指導」についてお尋ねします。貴病院では、「糖尿病予防教室」「転倒予防教室」「禁煙教室」「介護者教室」のような、当該問題の当事者や関係者を対象にして、食事や運動、生活習慣の改善、介護法など、主として実践指導を行う講座や教室を行っていますか。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 行っている | 2. 行っていない |
|----------|-----------|

上の質問(3)で、病院内で講話や解説、実践指導を「2. 行っていない」とお答えになった場合は、以下の付帯質問にお答え下さい。

付帯質問ク 貴病院では、今後、貴病院内で講話や解説、実践指導による健康知識の啓発・普及事業を実施する予定はありますか。

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| 1. 現在、計画中である | 2. 現段階では未定である | 3. 当面、実施しない |
|--------------|---------------|-------------|

付帯質問イ この事業の開始年度 → [] 年度から開始

付帯質問ウ 病院祭を行う時期についてお尋ねします。実施した（実施する予定の）全ての月に○を付けて下さい。

2013年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 2014年1月 2月 3月

付帯質問エ 病院祭に愛称があればその名称を記して下さい（例 ○○病院ふれあいまつり）。また、貴病院祭の今年のテーマを記して下さい。

病院祭の愛称 → []

病院祭のテーマ → []

病院祭を「2. 行っていない」とお答えになった場合は、以下の付帯質問にお答え下さい。

付帯質問オ 貴病院では、今後、病院祭を実施する予定はありますか。

1. 現在、計画中である
2. 現段階では未定である
3. 当面、実施しない

問3. 図書室についてお尋ねします。貴病院には、図書室がありますか。

1. ある
2. ない

図書室が「1. ある」とお答えになった場合は、以下の付帯質問にお答え下さい。

付帯質問ア 貴病院では、貴病院の患者や一般市民に図書室を開放していますか（図書の閲覧を認めていますか）。

1. 入院患者にのみ開放している
2. 入院患者と通院患者にのみ開放している
3. 入院患者、通院患者、一般市民の全てに開放している
4. 患者や一般市民には開放していない

付帯質問イ 貴病院の図書室では、患者や一般市民に図書の貸出を行っていますか。

1. 入院患者にのみ貸出している
2. 入院患者と通院患者にのみ貸出している
3. 入院患者、通院患者、一般市民の全てに貸出している
4. 患者や一般市民には貸出していない

図書室が「2. ない」とお答えになった場合は、以下の付帯質問にお答え下さい。

付帯質問ウ 貴病院では、今後、図書室を設置する予定はありますか。

1. 現在、計画中である
2. 現段階では未定である
3. 当面、設置しない

図書室がある場合も、ない場合も、以下の付帯質問にお答え下さい。

付帯質問エ 貴病院では、ロビー等に多様な書籍を置いて、患者や来院者が自由に閲覧できるようにしていますか。

1. 閲覧できるようにしている
2. 書籍は置いてない

問4. 貴病院の、病院ボランティアの活用や養成についてお尋ねします。

- その1 病院ボランティアの活用を行っていますか。 1. 行っている 2. 行っていない
その2 病院ボランティアの養成を行っていますか。 1. 行っている 2. 行っていない

付帯質問 貴病院では、貴病院で活動しているボランティアの方々に対して、資質向上のための研修を行っていますか。（ボランティアの方々も市民の一員として活動しており、その方々に対する研修は市民の生涯教育の一環と見なされますので、ここで質問させていただきます。）

1. 定期的に行っている 2. 必要に応じて行っている 3. 行っていない

問5. 先の問1の（1）～（6）及び問2、問3、問4でお尋ねした各事業について質問します。

（1）当面、特に重視している事業は何ですか。以下のうち、3つまで○を付けて下さい。

1. 病院情報紙（誌）や健康情報紙（誌）の定期刊行と来院者への提供
2. ロビーやホール等における、映画やビデオ、DVD等の映像を用いた、健康知識の啓発・普及事業（医師その他のスタッフによる講話や解説、実践指導等は伴わない）
3. 一般市民を対象にした、医師その他のスタッフや専門家等の講話や解説、実践指導による、病院内での健康知識の啓発・普及事業
4. 健康問題を抱えた当事者や関係者を対象にして、食事や運動、生活習慣の改善、介護法など、主として実践指導を行う講座や教室
5. 病院外での、これらの健康知識の啓発・普及事業
6. 公開の健康診断的な事業
7. セミナーやシンポジウム、学術講演会など
8. 病院祭
9. 図書室の運営
10. 病院ボランティアの活用や養成

（2）今後、特に重視していきたい事業は何ですか。上の選択肢 1～10 から、3つまで○を付けて下さい。まだ実施していない事業、設置していない施設に関しては、実施や設置の可能性を含めてお答え下さい。

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.

問6 市民の健康学習に対応する貴病院の組織、健康学習についての市民の要望、それに対する貴病院の対応等についてお尋ねします。

（1）貴病院には、市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業を推進するための組織（委員会等）が設置されていますか。 1. 設置されている 2. 設置されていない

付帯質問ア この組織の設立年度 → [] 年度に設立

付帯質問イ この委員会の名称を記して下さい。

名称 → []

この質問（１）で、「２．設置されていない」とお答えになった場合は、次の付帯質問にお答え下さい。

付帯質問ウ 貴病院では、今後、そのような組織（委員会等）を設置する予定がありますか。

- １．現在、計画中である
- ２．現段階では未定である
- ３．当面、その予定はない

（２）健康学習についての市民の要望（このような内容の講話をしてほしい、というような要望）が、貴病院に寄せられることがありますか。

- １．しばしばそのような要望が寄せられている。
- ２．時にはそのような要望が寄せられることがある。
- ３．そのような要望はほとんど寄せられていない

（３）貴病院では、健康学習についての、貴病院に対する市民の要望を受け入れるような仕組みや、貴病院と市民との協議の制度がありますか。

- １．そのような仕組みや制度がある
- ２．そのような仕組みや制度はない

付帯質問 そのような制度や仕組みの名称を記して下さい。

名称 → []

（４）本調査でお尋ねしている「市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業」を、貴病院の中で中心となって推進しているのはどのような立場の方ですか。以下に記入して下さい。

（例 病院長、事務局長 等）

問 7. 一般市民のための「健康に関する生涯教育」という観点から、今後、貴病院が取り組むべき課題があるとすれば、それはどのようなことだと思われますか。また病気や健康に関する情報のうち、どのようなものを最も重点的に提供しよう、提供すべきだとお考えですか。

お考えになることを以下に自由に記して下さい。

質問は以上で終了です。ご協力に心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、貴病院が実施している「市民を対象にした健康知識の啓発・普及事業」の中で、独特のものがありましたら、お示しくделаいますようお願いいたします。

この調査に関してお考えになられたことやご意見などがありましたら、以下に自由にお書き下さいますよう、お願い申し上げます。



ご挨拶

小川 肇
(商学部教授)

39年間お世話になった拓殖大学を退職するに際し、「人文科学研究所紀要」にこのような場をつくっていただきましたことを、心より御礼申し上げます。

大学では、「著作一覧」に示したように、それまで携わってきた気候景観のテーマをベースに、前線帯移動による気候表現のテーマなども加えて、ささやかな研究を続けてきました。後者のテーマ設定は、じつは「地学」の講義を担当したことがきっかけでした。「地学」の対象は地球全体。一人ではとてもカバーしきれません。そこで、講義では、私の専門分野である大気圏、学問分野で言えば気象学や気候学の話を中心にすることにしました。それでも、分かりやすく話すためには基本から勉強し直すテーマも出てきます。そのようなテーマの一つが、日本の気候の成り立ちでした。これは、従来から単一の前線帯の季節移動で説明されてきたのですが、少し調べてみると、前線帯を複数考えないと矛盾する事実が幾つも出てくることに初めて気づきました。そこで「一つ本腰を入れて調べてみよう」と考え、このテーマを加えたわけです。これによって私の研究の視野は大きく広がりました。「教えることは学ぶこと」とよく言いますが、「学ぶこと」の中には、研究につながるこうした気づきも含まれているのでは、と思いました。改めてこの格言の奥深さを知り、また、研究者が、大学において教育に携わることの意義を認識した次第です。

ところで、本研究所には、紀要が「人文・自然・人間科学研究」と名付けられているように、きわめて多彩な分野の方々が集まっておられます。それを生かして、今後、たとえ年に一回でも、研究発表会を開いたらいかがでしょうか。たしかに、そこでは専門分野に即した的確な指摘や細かな議論は難しいかもしれませんが、しかし、研究対象の違いがあっても、目的や方法には共通する点が少なくないことを知り、また、自らの研究のあり方・進め方に関するヒントを得、あるいは反省する機会になるでしょう。すなわち、上で述べたものとは少しズレますが、研究の視野を広げるよいきっかけになるのでは、と思います。

「ご挨拶」にははいつかわしくないものになってしまいましたが、研究に関して二点、記させていただきます。末筆ながら、所員皆様のご研究の発展と拓殖大学人文科学研究所の発展を心からお祈り申し上げます。ありがとうございました。

小川 肇：略歴・著作一覧

略 歴

《生 年》

1945年2月5日 静岡県駿東郡大平村生まれ

《学 歴》

1964年4月 東京大学 教養学部 理科Ⅱ類 入学
1968年3月 東京大学 理学部 地学科 地理学課程 卒業 理学士
1968年4月 東京大学大学院 理学系研究科 地理学専門課程 修士課程 入学
1970年3月 東京大学大学院 理学系研究科 地理学専門課程 修士課程 修了 理学
修士
1970年4月 東京大学大学院 理学系研究科 地理学専門課程 博士課程 入学
1973年3月 東京大学大学院 理学系研究科 地理学専門課程 博士課程 単位取得満
期退学

《職 歴》

1971年7月 東京大学第1次南米学術調査員〈理学部〉(～1972年1月)
1973年4月 日本学術振興会奨励研究員(～1974年3月)
1975年4月 中央大学 法学部 非常勤講師(「地学」)(～1976年3月)
1975年4月 駒澤大学 文学部 非常勤講師〈「地学」〉(～1976年3月)
1976年4月 拓殖大学 商学部 専任講師
1976年4月 中央大学 文学部 非常勤講師〈「地理学」〉(～1977年3月)
1977年4月 中央大学 文学部 非常勤講師〈「自然地理学」〉(～1979年3月)
1978年4月 拓殖大学 商学部 助教授
1981年6月 富山大学 教育学部 非常勤講師(「気候学」)(～1981年7月)
1982年4月 埼玉大学 教育学部 非常勤講師〈「気候学」〉(～1985年3月)
1987年4月 拓殖大学 商学部 教授 現在に至る
1987年6月 富山大学 教育学部 非常勤講師(「気候学」)(～1987年7月)
1988年4月 駒澤大学 文学部 非常勤講師〈「気候学」〉(～1989年3月)
1990年6月 琉球大学 教育学部 非常勤講師〈「自然地理学」〉(～1990年9月)
1994年4月 日本大学 文理学部 非常勤講師〈「気候学」「気候学実験」〉(～1999年3月)

著作一覧 (テーマ別・年代順)

《著書・学術論文》

◎気候景観関係

- 1974年 尾瀬ヶ原南稜における風による偏形樹の成因およびその分布について — その総観気候学的方法による検討 — 単著 地理学評論 47(7), 437-461.
- 1978年 白馬連峰の気候 共著 高山地形研究グループ編『白馬岳高山帯の地形と植生』, 7-16.
- 1982年 ペルー海岸砂漠におけるロマス植生の分布 — とくにその気候特性との関連性について. 共著 小野幹雄『南米太平洋岸砂漠に成立する季節草原ロマスの生態と種分化に関する研究 — (予報)』, 牧野標本館, 19-35.
- 1984年 The distribution of Lomas vegetation and its climatic environment along the Pacific Coast of Peru. 共著 Geogr. Reps. of Tokyo Metrop. Univ. (19), 113-125.
- 1986年 The meso-and local-scale distribution of lomas vegetation and their determining factors in the coastal desert of southern Peru. 共著 In *Taxonomic and ecological studies on the Lomas vegetation in the Pacific Coast of Peru.* ed. Ono, M, 15-40.
- 1991年 Climatic causes of wind-shaped fir trees around the summit of Mt. Kinpusan in the Chichibu Mountains, Central Japan. 単著 Geogr. Reps. of Tokyo Metrop. Univ. (26). 147-165.
- 1993年 霧ヶ峰の風と偏形樹 単著 山の気象研究会ニュース (82), 27-39.
- 2000年 『日本の気候景観 — 風と樹 風と集落 —』共編著 古今書院. 181 p.
- 2005年 偏形樹の調査 単著 西澤利栄編『気候のフィールド調査法』古今書院, 34-38.
- 2009年 『日本の気候景観 — 風と樹 風と集落 — 増補版』共編著 古今書院. 205 p.

◎前線帯移動による気候表現関係

- 1977年 『日本の風土』共著 湊正雄監修『日本の自然』平凡社. 31-52.
- 1987年 『日本の風土』(日本の自然2) 共編著 平凡社. 110 p.
- 1990年 日本の六季の形成. 単著 文明のクロスロード 35, 3-9.
- 1999年 日本の気候環境. 単著 松浦秀治・上杉 陽・藁科哲男編『考古学と年代測定学・地球科学』, 同成社. 229-258.

◎山地・丘陵地の小気候関係

- ・1981年 高尾山周辺における冬の気温分布. 共著 東京都の自然 (8). 1-8.

《その他》

- ・1985年 吉野正敏・浅井富雄・河村武・設楽寛・新田尚・前島郁雄編『気候学・気象学辞典』二宮書店. 15 項目
- ・1985年 週刊朝日百科 111～113 世界の地理 ラテンアメリカ (メキシコの自然・中央アメリカ諸国の自然・カリブ海諸国の自然). 朝日新聞社.
- ・1989年 明治の森高尾国定公園【地形・地質】. 国立公園協会・日本自然保護協会編『日本の自然公園』講談社.
- ・1992年 書評 武内和彦：『地域の生態学』地理学評論 65 (6).
- ・1993年 【資料で学ぼう】風と雨. 地理地図資料 1993年 5月号. 帝国書院.
- ・1997年 日本農業気象学会用語解説集編集委員会編『農業気象用語解説集』日本農業気象学会. 6 項目

以 上



感謝のことば

日野川 静 枝
(商学部教授)

勤続30年を一区切りとして、2015年3月末をもって退職することにいたしました。30年の長きにわたって、公私共に研究へのご支援をいただきました関係する教職員・学生のみなさまには、心から感謝申し上げます。

現在の職場環境を見ますれば、私が就職した30年前とはまったくといってよいほどに、様変わりを行いました。一言でいえば、教員は授業以外にもさまざまな業務に追われて多忙な毎日をごさざるを得ず、じっくりと研究をする時間がとれなくなっているという現状です。大学教員の使命が教育と研究であるという大前提が崩れてしまうのではないかと、危惧しております。

しかし誰しも、この大学教員という職業を選択した時にはたくさんの解明したいテーマをお持ちであったはずと確信しております。時間がかかっても、ぜひそのテーマに取り組んでいただきたいと願っております。学内研究所の助成金を受けることから始めて、学外の種々の助成金を受けながら、学内の長期・短期の制度化された研究期間を利用して、私も30年間途切れることなく研究を継続して行くことができました。研究に取り組むその姿勢が熱い思いとなって授業を受ける学生にも伝わり、多大な教育効果が発揮されたに違いないと考えております。

教育の基本は、ひとりひとりの学生たちに自分が「人間」であることを気づかせることといわれております。まったく同感です。未来は彼らの手にゆだねられております。人間の尊厳に心する若者への信頼は揺るぎません。私もまた退職はいたしますが、研究者の使命を自覚して、生命のあるかぎり未解明のテーマに取り組んでまいります。今後ともご支援のほど、どうぞよろしく願いいたします。

(2015年3月1日記)

日野川静枝教授略歴

《生年》

1948年11月12日 栃木県生まれ

《学歴》

1972年3月 弘前大学 理学部 物理学科 卒業 理学士

1972年4月 奈良女子大学大学院 理学研究科 修士課程 入学

1974年3月 奈良女子大学大学院 理学研究科 修士課程 中途退学

《職歴》

1974年4月 東邦大学 附属東邦中学校 講師 採用

1975年4月 東京工業大学 工学部 科学概論研究室 研究生

1980年7月 東京工業大学 工学部 助手 採用

1984年3月 東京工業大学 工学部 助手 退職

1985年4月 拓殖大学 商学部 専任講師 採用

1988年4月 拓殖大学 商学部 助教授

1998年4月 拓殖大学 商学部 教授

《主要業績》

著書 科学者の現代史 共著 1995年5月 青木書店

著書 [増補] 原爆はこうして開発された 共著 1997年5月 青木書店

著書 サイクロトロンから原爆へ——核時代の起源を探る—— 単著 2009年8月 續
文堂

著書 放射能汚染どう対処するか 共著 2011年6月 花伝社 30-41

学術論文 Frederic Joliot-Curie and Cyclotron Development (Translated by Barbara Sugihara) 単著 2000年10月 The Journal of Humanities and Sciences (Takushoku University), No. 4, 229-254.

学術論文 Cyclotron Development at the Institute of Physical and Chemical Research in the 1930s (Translated by Barbara Sugihara) 単著 2001年4月 TITech Studies in Science, Technology and Culture (Tokyo Institute of Technology), No. 4, 14-37.

学術論文 1930年代コレージュ・ド・フランスにおけるサイクロトロンの開発過程

- 単著 2002年6月 科学史研究, Vol. 41, No. 222, 75-87.
- 学術論文 A comparative study of Cyclotron development at Cambridge and Liverpool in the 1930s 単著 2003年不明月 Historical Studies in the Physical and Biological Sciences, Vol. 34, Part 1, 23-39.
- 学術論文 1930年代イギリスにおけるサイクロトロンの開発過程 単著 2003年6月 科学史研究, Vol. 42, No. 226, 65-75.
- 学術論文 ロックフェラー財団による184インチのサイクロトロン計画への援助決定過程 単著 2006年6月 科学史研究, Vol. 45, No. 238, 81-91.
- 学術論文 1930年代ハーバード大学におけるサイクロトロン開発過程 単著 2007年12月 科学史研究, Vol. 46, No. 244, 241-252.
- 学術論文 ロックフェラー財団とNiels Bohrのサイクロトロン開発 単著 2009年6月 科学史研究, Vol. 48, No. 250, 109-119.
- 学術論文 カリフォルニア大学放射線研究所変貌の起源を探る — Alfred Lee Loomisの影響を中心に — 単著 2012年12月 科学史研究, Vol. 51, No. 264, 199-209.
- その他 The Rockefeller Foundation's Decision-making Process in Funding the 184-inch Cyclotron 単著 2006年不明月 <http://archive.rockefeller.edu/publications/resrep/pdf/hinokawa.pdf>
- その他 科学史入門 サイクロトロン開発の各国比較 — 巨大科学の起源を探る — 単著 2006年3月 科学史研究, Vol. 45, No. 237, 34-37.
- その他 研究成果報告書『1930年代サイクロトロン開発とロックフェラー財団の援助目的に関する実証的研究』 単著 2008年3月 科学研究費補助金(基盤研究C)
- その他 サイクロトロンから原爆へ 単著 2010年6月 科学史技術史通信 1-8
- その他 科学行政官 Warren Weaver の存在 — 2011年夏:ロックフェラー財団資料館(RAC)での調査報告 — 単著 2011年9月 科学史技術史通信 1-4
- その他 「3・11後の歴史的地平 — 科学・技術, 国家, 社会 —」コメント1 単著 2012年10月 歴史学研究, No. 898, 増刊号, 107-109.

「最終講義ノート」(2015年2月18日, C406教室)

原爆と原発は同根の技術

日野川 静 枝

1. はじめに

本日は、お忙しい中をご参集頂きまして、洵に有難うございます。拓殖大学商学部に30年間勤務する間に私がこれまで調べていた中でも、特に現在、みなさんにぜひ知っていただきたいこととお話したいと思います。それは、原爆（核兵器）と原発（原子力発電）は同根の技術であるという事実です。この事実を歴史적으로お話したいと考えております。

現在の私の認識は、人類がこの限られた地球という自然環境の中で生存し続けるためには、20世紀に出現したこれらの核技術を廃絶しなければならないというものです。そのためには、ひとりでも多くの方々にこの歴史的事実を知っていただき、自ら考えていただき、そして未来のために行動していただきたいと願っております。

2. お母さん研究者のスタート — サイクロトロン開発史の調べから

第2次世界大戦末期の1945年、アメリカが8月6日に広島をウラン爆弾で攻撃し、さらに8月9日には長崎をプルトニウム爆弾で攻撃したことを、みなさんはよくご存じです。

私は、科学史や技術史の分野で本格的に研究生活を開始しました1976年、すでにふたりの女の子を産んで28歳にもなっておりました（笑）。最初に調べだしたテーマは、1930年代の原子核物理学史、特にその実験装置である加速器サイクロトロンの開発過程でした。それは、学生や院生時代に原子核物理学を専攻していたために、恩師の大沼正則先生が自分の一番わかる分野の歴史を調べたらいいよとおっしゃって下さったからです。ちなみにサイクロトロンは、日本語では磁気共鳴加速器と呼ばれて、その原理は電磁石の磁極間に均一磁場をつくり、その磁場の中で荷電粒子を大出力高周波電場によって加速するものです。荷電粒子は、磁極面中央のイオン線源で生成され、次第に加速されて高速度すなわち高エネルギーになりながら螺旋形の軌道を描いて、最終的には磁極面の最外周から引き出されます。原子核の実験は、こうして生成された高エネルギーの荷電粒子を標

的となっている原子核に衝突させて、人工的に原子核反応を起こすというものです。

私はようやく、E.O. ローレンスによってサイクロトロンが発明されたアメリカのカリフォルニア州サンフランシスコの近郊バークレーにある、カリフォルニア大学バンクロフト図書館での資料調べを開始しました。最初に訪問したのは、今からおよそ35年前の1980年の夏のことでした。それまで研究生をしていた東京工業大学で任期制の助手として採用されて、これで借金もできるなと考えて、親友の粕谷雅子さんを誘ってふたりで飛び出して行ったのです（笑）。

サイクロトロンの開発は、1930年代初頭から着手されます。最初は装置の原理を実証するための手のひらにのるほどの大きさの装置から始まり、より高エネルギーの荷電粒子生成のために磁極面を拡大して次第に大規模な装置となって、ついには使用する電磁石の磁極面直径が184インチ（約467センチメートル）のものまでが計画されるようになります。実験室はひとつの工場のような有様になり、作業場内分業が徹底して科学研究は完全に集団化します。装置に必要な新技術を開発するためには、関連する企業とも密接な関係を持つようになります。当然、研究資金も大規模化していきます。1940年の春、この184インチ・サイクロトン計画には人工的な中間子生成を目的としてロックフェラー財団が、100万ドル以上の資金を出すこととなります。まさに1930年代のサイクロトン開発は巨大科学の起源と言えるのではないのでしょうか。

ちょっと話は逸れますが、みなさんはロックフェラー財団を誤解しておられないでしょうか？ 私は何度かロックフェラー財団の資料館に通いました。そこで発見したことは、ロックフェラー財団がまったく独自の様々な分野の科学政策をもち、その政策に適合する研究計画に対して投資（investment）をしてきたという事実です。彼らの思想は、「応用に繋がらない基礎はない」つまり基礎科学の振興は、必ずや応用科学、ひいては新技術の開発に繋がるものだということでした。彼らは慈善団体などではまったくありません。アメリカ国内だけではなく、ヨーロッパにおけるさまざまな研究機関の活動をも視野に入れて、独自の政策にもとづいて投資として資金提供をしてきたと言えるのではないのでしょうか。例えばデンマークのサイクロトン建設なども、ロックフェラー財団の独自の政策「実験生物学」の振興をめざして、資金提供をしています。彼らの活動は、資金提供だけではありません。研究主体である科学者、すなわち人材の斡旋までもしています。私は、20世紀のアメリカ科学史を明らかにしたいならば、ロックフェラー財団の科学政策をまず解明しなければだめだとつくづく実感したものです。

さて、話を戻しましょう。こうした私のサイクロトン開発史の調べは、必然的に原爆開発史研究へと移っていきます。なぜなら、バークレーのカリフォルニア大学放射線研究所でなされていたサイクロトン開発は、その後、サイクロトンも、研究者も、すべてマンハッタン計画と呼ばれたアメリカの原爆開発に動員されていくことになった

からです。さらにいえば、184 インチのサイクロトロン開発計画がなかったならば、広島を攻撃したウラン爆弾はあの時点で実現できたでしょうか？ 実際に建設されて稼働していた世界最大の 60 インチのサイクロトロンがなかったならば、長崎を攻撃したプルトニウム爆弾はあの時点で実現できたでしょうか？ 私はこれらの問いに、否と答えます。それほどまでに、1930 年代カリフォルニア大学放射線研究所におけるサイクロトロン開発は、アメリカにおける原爆開発と密接な関係があるのです。

じつは、サイクロトロンの構成要素となる大出力高周波発振技術は、レーダー開発とも密接に関連する新技術でした。カリフォルニア大学放射線研究所は原爆開発、レーダー開発という第 2 次世界大戦中のアメリカにおける代表的な軍事研究に、深く組み込まれていくことになるのです。

3. 「原爆と原発は同根の技術」—— 本格的な共同研究による原爆開発史の調べから

ここからが、本日の本論です。以下、2 点についてお話しします。1 つ目はどのようにして原子力利用の着想がうまれたのだろうかという点、2 つ目は第 2 次世界大戦のなかで原爆はどのような位置づけで開発されたのだろうかという点、この 2 点です。

(1) 原子力利用の着想 —— ヨーロッパからアメリカに逃れたユダヤ人亡命科学者の存在

物理学の世界、特に原子核物理学の世界で、1938 年末にドイツで新発見がありました。それは、自然界に存在する一番重い元素である天然ウランの原子核が、核分裂を生ずるといふことの発見でした。このウランの核分裂の発見は科学上の大発見でしたから、当然、科学雑誌に発表されました。そして世界中の多くの実験室で、追試され、この発見の正しさが確かめられることとなります。

1939 年 1 月、アメリカに素早く伝えられたこのニュースを聞いて、心躍らせたひとりの科学者がいました。ニューヨークで亡命生活をしていたハンガリー生まれのユダヤ人科学者レオ・シラード (1898~1964) です。彼はユダヤ人であるがゆえに、第 1 次世界大戦後のハンガリーからドイツに渡り、今また再びナチス・ドイツを逃れてアメリカに亡命してきたのです。特別有名でもない彼には、アメリカで受け入れてくれる研究機関がありませんでした。そこでニューヨークにあるコロンビア大学向いのホテルに仮住まいをしていたのです。同じころコロンビア大学には、イタリアから家族で亡命してきたエンリコ・フェルミ (1901~1954) がいました。フェルミは 1938 年にノーベル物理学賞を受賞した科学者ですから、コロンビア大学に正規のポストを与えられて受け入れられていました。

シラードは、ウランの原子核が分裂するときに放出されるエネルギーを考え、もしも

その原子核分裂が連鎖的に反応を起こすならば、人類は原子核エネルギーを、すなわち原子力を手にすることができるのではないかと考えたのです。これが原子力利用の着想です。そのためにはまず、1個のウラン原子核が分裂するときに何個の中性子が放出されるかを知らなければなりません。もしも、2個以上の中性子が放出されるならば、核分裂連鎖反応は可能です。

彼は、友人から2000ドルの借金をして実験装置を整えて、コロンビア大学の研究者と共同でウランの核分裂の実験をしました。何個の中性子が出ているかは不明でしたが、とにかく中性子が放出されていることは明らかでした。シラードはヨーロッパで戦争がはじまると確信していましたから、こんなときにウランの核分裂連鎖反応の可能性が明らかになることを大変心配しました。しかし同時に、これからはこの研究に対する資金提供を得るのは容易だろうと楽観的に考えていました。その後、フランスの科学者たちは1個のウランの原子核分裂によって 3.5 ± 0.7 個の中性子が放出されることを、つまり2個以上の中性子が放出されることを科学雑誌『ネイチャー』に発表しました。

しかし、シラードの予測に反して、彼はどこからも研究資金の提供を受けられませんでした。シラードはついに、アメリカ大統領F.D.ローズヴェルトに直訴することを考えます。シラードの回想によれば、彼の意図は次のようなものでした。「政府と物理学者との間の恒久的なつなぎ目として働いて、政府官庁に勧告をおこない、実験の進展を促すため民間の寄付を受けられるような、二重の役割を果たせるような人物を大統領が任命することを期待」したということです。名もないシラードは、同じくアメリカに亡命していた知人でもある有名なアインシュタインに相談しました。こうして、シラードの書く大統領あての手紙にアインシュタインが署名をして、あの有名な8月2日付けのいわゆる「アインシュタインの手紙」が誕生します。

戦後に「アインシュタインの手紙」と呼ばれるようになるこの手紙は、一般にアメリカの原爆開発の起源とされていますが、それは誤りです。確かに手紙の中でシラードは、「非常に強力な新型爆弾」の製造について言及しています。しかし、手紙が書かれたこの時点で彼が構想していた爆弾は、天然ウランを原料とする核分裂連鎖反応を原理とするものであり、それは実現不可能な爆弾の構想といえるものでした。なぜなら、広島を攻撃したウラン爆弾を見れば明らかですが、その原料は天然ウランのなかに0.7%のみ含まれているウラン235だけを分離して利用したものです。さらに、一気に爆発的なエネルギーを放出させるためには、速い中性子によって核分裂連鎖反応を生じさせなければなりません。この点でも、シラードが構想した「新型爆弾」とは異なるのです。手紙を起草した後のシラードの研究を見れば明らかですが、彼は一貫して天然ウランと黒鉛を組み合わせた遅い中性子によるウランの核分裂連鎖反応の実現可能性を、追求していました。なぜなら、シラードの目的が人類による原子核エネルギーすなわち原子力の利

用にあったからです。このシラードの構想したウランの核分裂連鎖反応の装置と同じタイプの装置は、みなさんよくご存じの1986年に大事故を起こし、地球規模の放射能汚染を生じたチェルノブイリ原子力発電所の原子炉です。

シラード起草の「アインシュタインの手紙」のその後をお話ししましょう。その手紙は、10月になってようやく大統領に手渡され、大統領は「ウラニウムに関する大統領諮問委員会」を作りました。しかし、この委員会も翌1940年の6月13日に最後の会合を開いて、解散させられます。この解散の真の理由はどこにあったのでしょうか。それは、ウランの核分裂連鎖反応の研究をこれまでの自由な研究から軍事研究へと変えるためでした。その証拠に、同じ6月にはアメリカの科学や技術の戦時動員体制となる国防研究委員会が組織され、フェルミやシラードなどの亡命科学者たちを排除して、新たに「ウラニウム小委員会」を編成して軍事機密のもとにその研究を継続しています。その際の研究資金は、自由な研究「援助金」から目的限定の研究「契約金」へと変えられました。国防研究委員会の相手となる契約主体は、研究者個人ではなくあくまで研究機関です。研究者は、研究成果の完全非公開、すなわち研究成果の国家的独占に同意して、国防研究委員会と研究契約を結んだ研究機関に雇用される立場になります。こうして、シラードもまたコロンビア大学が結んだ研究契約の研究に従事するため、年俵4000ドルでコロンビア大学に雇用されることになりました。

こうした経過をみるならば、確かに「アインシュタインの手紙」はシラードの着想したウランの核分裂連鎖反応の研究を軍事研究へと変質させる一つの契機となりました。しかし繰り返しますが、それは実現可能な原爆構想ではありませんでした。それでは、ウラン爆弾の構想はどこから生じたのでしょうか。それは、アメリカではなくイギリスで最初に提示されたのです。1940年2月のことです。すでにヨーロッパでは前年の9月1日から戦争が開始されていました。ドイツを逃れてイギリスに亡命してきたふたりの若いユダヤ人科学者オットー・フリッシュとルドルフ・パイエルスが、「ウランの核連鎖反応にもとづく『超爆弾』の製造について」というメモを書きました。彼らはこのメモに、天然のウランのなかに0.7%のみ含まれているウラン235だけを集めれば、それを原料にして5キログラムの爆弾をつくれれば、その出力がダイナマイト数千トンにも匹敵するだろうと記していたのです。さらに、天然ウランのなかからウラン235を分離するには、熱拡散法という方法があることも示していました。

すでに戦時中であったイギリスでは、戦時の科学調査を担当するモード委員会がこのフリッシュとパイエルスのメモを正式にとりあげ、詳細に検討しました。その結果、1941年7月に、ウラン235を原料とするウラン爆弾は実現可能という結論を下します。1940年秋には米・英の間で情報交換協定が結ばれましたので、モード委員会は1941年10月にこの報告書を正式にアメリカに送りました。報告書を受け取った科学研究開発

局の局長 V. ブッシュは、10月9日のホワイトハウス会談において大統領に報告しました。そこで、大統領によるウラン爆弾製造の命令が下されるのです。日本軍の真珠湾攻撃のおよそ2ヵ月前のことでした。

結局、アメリカは1945年夏までに、いくつかの分離法を組み合わせようやくウラン爆弾一発を製造しました。これを広島攻撃に使用したのです。その中でも電磁分離法は、爆弾の原料となるウラン235を天然ウランから分離するためのもっとも重要な分離法でした。カルトロンと呼ばれたこの電磁分離法の装置開発には、先にお話しましたように、カリフォルニア大学の184インチ・サイクロトロン用につくられた巨大電磁石が利用されたのです。

(2) プルトニウム爆弾の位置づけ — 戦後の原子力政策を見越した爆弾製造

プルトニウムという元素名を日頃耳にされているはずですが、記憶にあるでしょうか。2011年3月11日の大震災による東京電力福島第一原子力発電所のメルトダウンを生じた原発事故以来、このプルトニウムはたびたび登場してきています。じつは、原子力発電所の炉心のなかで生じているウランの核分裂連鎖反応によって、必然的にプルトニウムが生じてしまうのです。シラーの着想した原子力利用である天然ウランの遅い中性子による核分裂連鎖反応を、今一度確認してみましょう。実際の原子炉で使用される核燃料のウランは天然ウランよりもウラン235の含有量を高くした濃縮ウランですが、ウラン235の核分裂連鎖反応によって付随的にプルトニウム239が生成する過程は原理的に同様です。

このプルトニウム239は、まさに長崎攻撃に使用されたプルトニウム爆弾の原料です。つまり、原子力発電技術を輸出するということは、核兵器原料の生産技術を輸出することになるのです。この事実はしっかりと認識していただきたいと願っています。

さて、歴史の話に戻しましょう。そもそもプルトニウムは、原子番号94で自然界には存在しない元素です。自然界に存在する最も重い元素は原子番号92のウランですから、プルトニウムはウランよりも重い、人工的につくられた超ウラン元素なのです。こうした超ウラン元素の研究は、どのようにして開始されたのでしょうか？ 超ウラン元素の本格的な研究は、1930年代末にカリフォルニア大学で稼働していた世界最大の60インチ・サイクロトロンを使用してなされました。1940年6月、E. マクミランとP. H. アーベルソンは「放射性元素93番」という論文を公表します。これは、まったく自由な科学研究です。

すでに戦時中であったイギリスでこの論文に注目した科学者N. フェザーとE. ブレッチャーは、モード委員会に「熱中性子による連鎖反応を生じている装置内で生成される新元素94番の核分裂可能性」を報告します。ちなみに熱中性子とは、遅い中性子の

ことです。彼らのこの報告は、まさにシラードが着想したような天然ウランの核分裂連鎖反応で、のちにプルトニウムと命名される原子番号 94 番の超ウラン元素が生じることを、さらにそのプルトニウムがウラン 235 と同じように核分裂を起こして原爆原料となる可能性があることを、理論的に予測していました。

モード委員会は 1940 年 12 月末に、フェザーとブレッチャーの理論的予測が正しいものかどうかを確かめるために、カリフォルニア大学の 60 インチのサイクロトロンで 94 番元素のプルトニウムを生成して、その核分裂特性を調べてくれるようにと依頼します。ちょうどその頃アメリカでも、イタリアからの亡命科学者フェルミを含め、カリフォルニア大学でサイクロトロンの開発に邁進してきたローレンスなどが、モード委員会と同様の認識を持ちます。ローレンスたちは自分たちの 60 インチのサイクロトロンを使用して、プルトニウム 239 がウラン 235 と同様の核分裂特性をもつことを実験的に確認します。しかし、この研究は国防研究委員会との研究契約にもとづいてなされ、結果の公表はされず、イギリスにも知らされることはありませんでした。その結果、モード委員会の報告書にもウラン爆弾の実現可能性は示されていましたが、このプルトニウム爆弾の実現可能性は書かれていなかったのです。

一方アメリカでは、プルトニウム 239 の核分裂特性を知ったローレンスが、1941 年 7 月に「94 番元素の核分裂に関する覚書」を書いて、独自のプルトニウム爆弾構想を示しています。しかし、サイクロトロンで生成されるプルトニウムの量は、マイクログラム (10^{-6} グラム) のオーダーです。爆弾原料となるプルトニウムの量はキログラムのオーダーですから、そこには数十億倍の差があります。どのようにすれば大量のプルトニウムを生成できるのでしょうか？ それには、シラードが着想した天然ウランを使用する核分裂連鎖反応を実現することが必要ですが、まだその実験的確認も得られていない段階でした。

結局、このローレンスの覚書は注目されることなく時間が過ぎて、先に述べましたように、その年の 10 月にはウラン爆弾製造の大統領命令が下されます。その時、プルトニウム爆弾の可能性については大統領にも知らされませんでした。プルトニウム爆弾が注目されるのは、大統領によるウラン爆弾製造命令から 2 ヶ月後の 1941 年 12 月 9 日、日本軍の真珠湾攻撃の直後でした。この日の非公式会談で、科学研究開発局局長のブッシュ、国防研究委員会委員長 J. B. コナント、シカゴ大学の物理学者 A. H. コンプトンが、それまでの方針を変えて、プルトニウム爆弾の開発を決めたのです。

この時から、シラードの着想した天然ウランの核分裂連鎖反応の研究は、原子核エネルギーすなわち原子力の利用のためではなく、プルトニウム爆弾原料の唯一の製造方法の開発と位置づけられてシカゴ大学で強力に推進されることとなります。1942 年 6 月には、その実現可能性がほぼ確認される段階に達しました。この時点で初めて大統領に

プルトニウム爆弾構想を伝え、同時に原爆製造への軍の本格的関与を促すこととなります。その結果、陸軍技術本部内に「マンハッタン管区」が新設されます。実際に天然ウランの核分裂連鎖反応が実験的に成功するのは、1942年12月2日のことです。1941年12月9日の非公式会談から、ほぼ1年後のことでした。

こうして天然ウランの核分裂連鎖反応が実現すると、ひとつの疑念が生じてきました。それは、戦後にはさまざまな国が原子力の利用を目指して天然ウランの核分裂連鎖反応装置をつくり、その結果、それらの国々が必然的に原爆原料となるプルトニウムを手にすることになるのではないかという疑念です。原爆の軍事政策委員会議長のブッシュは、「現状と将来計画」のなかで、もしもプルトニウム爆弾が製造される前にこの戦争が終結してしまっても、このプルトニウム爆弾製造は追求すべきであろうと示唆しています。つまり、アメリカがいち早くプルトニウム爆弾づくりの知識を持つべきだということです。こうして、長崎攻撃に使用されたプルトニウム爆弾の製造は、戦争終結のための新兵器開発という側面にとどまらず、アメリカの戦後の原子力政策と密接に関連する位置づけのもとになされたと考えられるのです。

4. おわりに

以上で、私の話は終わりました。「原爆と原発は同根の技術」という私の主張はご理解いただけましたでしょうか？ じつは、両技術に関して、本日はお話することのできなかった重要な側面があります。それは、原爆も原発も大量の放射性物質を生成する技術であるという共通性です。原爆使用によって自然環境や人体がいかなる影響を受けるかについては、広島や長崎だけでなく世界中に存在する冷戦期の核実験場や核兵器生産工場などに残る放射能汚染を調べていただければわかります。原発に関しても、諸外国の事故の例を引くまでもなく私たちが今現在経験している福島の子どもたちの甲状腺がん発症にとどまらない外部被ばくや内部被ばくの現状を調べていただければわかります。今後は、核兵器開発の初期から開始される放射線の自然環境や人体への影響研究（「保健物理学」）の歴史を、特に被ばく被害の歴史という視点をもって調べていきたいと考えています。

また、20世紀の技術の多くが戦争という状況のなかで生み出された軍事技術です。ひとたび戦争が開始されれば、科学者や技術者は戦時動員されて軍事研究に従事せざるを得なくなります。すでに現在の日本では、一部の大学や研究機関で軍事研究がなされています。戦争を止められるのは私たち一人一人の意志だと考えています。本日の私の拙い話も、みなさんが平和を考えるきっかけにいただければ幸いです。ご静聴ありがとうございました。

○拓殖大学 研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が発行する紀要は、研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(種類)

第2条 研究所は、次の紀要を発行する。

- (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

(投稿資格)

第3条 研究所が発行する紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の研究員でなければならない。

- 2 研究所の編集委員会（以下「編集委員会」という）が認める場合には、研究員以外も、投稿することができる。

(著作権)

第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は、研究所に帰属する。

- 2 研究所が必要と認める場合には、投稿者の許可なく、著作物の転載や引用を許可する。ただし、事後に投稿者に報告するものとする。
- 3 研究所の紀要に掲載した著作物は、電子化しコンピュータネットワークを通じて、本学のホームページ等に公開するものとし、投稿者はこれを許諾しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿する原稿は、研究所の執筆要領に指示に従って作成する。

- 2 投稿する原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、研究所の紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿区分は、別表1, 2のとおり、定める。

- 2 投稿する原稿の区分は、投稿者が選定する。ただし、研究所の紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、研究所の編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3~5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、

認めない。

- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表（原稿）の投稿区分は，原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて，既に学会等で発表した研究成果（原稿）は，抄録として掲載することができる。

（投稿料他）

第7条 投稿者には，一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には，掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は，超過分について有料とする。

（正誤の訂正）

第8条 印刷上の誤りについては，投稿者の申し出があった場合，これを掲載する。ただし，印刷の誤り以外の訂正や追加は，原則として取り扱わない。

- 2 投稿者の申し出があり，研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には，この限りでない。

（その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については，研究所の編集委員会の議を以て決定する。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は，研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

別表1 原稿区分（理工学総合研究所以外）

(1) 論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む
(3) 抄録	研究所研究助成要領第10項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（判例研究，解説論文，調査報告，資料，記録，研究動向，書評等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。
	また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

別表2 原稿区別（理工学総合研究所）

- (1) 展望・解説，(2) 設計・製図，(3) 論文，(4) 研究速報，(5) 抄録（発表作品の概要を含む），(6) 留学報告，(7) 公開講座，(8) 学位論文

『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』執筆要領

1. 発行回数

『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』（以下、「紀要」という）は、原則として年2回発行する。

原稿提出期日および発行は、次のとおりとする（厳守）。

- (1). 原稿の提出締切 6月－10月発行
- (2). 原稿の提出締切 10月末日－3月発行

上記の発行に伴い、電子化し、コンピュータネットワークを通じて、本学の人文科学研究所（以下、「研究所」という）のホームページ等に公開するため、投稿者は、その旨を許諾する。

2. 執筆予定表

投稿希望者は、研究所が定めた日までに、紀要の執筆予定表に必要事項を記入・捺印し、学務部研究支援課（以下、「研究支援課」という。）に提出する。

3. 使用言語

使用言語は、日本語又は英語とする。ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に人文科学研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に書面にて申し出て、許可を受ける。

許可を受けた投稿者は、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けたものに限る。

4. 様式

投稿する原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿2部を、編集委員会に提出する。

- (1). ワープロを使用する際は、A4判の白紙片面を縦長に用い、横書きで、1行39文字、1ページ34行で印字する。その際、天地、左右各30mm程度の余白をとっておく。縦書きの場合もこれに準ずる。
- (2). 欧文による原稿の場合は、A4判の白紙片面を縦長に用い、天地左右の余白を30mm程度とり、1行78文字、1ページ34行で印字する。外国語の要約の原稿もこれに倣う。
- (3). 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、A4縦版・横書で次のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

- ① 日本語および全角文字で記す場合、原則として24,000字以内。
 - ② 欧文の場合、原則として48,000字以内
- (4). 投稿者は、紀要の複数の号にわたり、同一タイトルで投稿を希望することはできない。ただし、「資料」の場合は、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で、記載原稿の全体像と回数を明示しなければならない。

5. 原稿

- (1). 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されているとおりですが、研究所において「その他」には、以下の区分が含まれる。

研究動向・調査報告・資料・討論・研究会記録・公開講座記録

- (2). 原稿の受理日は、研究支援課に到着した日とする。
- (3). 投稿は、完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4). 投稿する原稿とあわせて、紀要の投稿原稿表紙に必要事項を記入・捺印して研究支援課に提出する。

6. 本文表記

- (1). 本文の構成を章・節・項のように分ける場合、それぞれの表記の仕方は、例えば、章は I・II……、節は 1・2……、項は 1)・2)……などの表記方法があるが、本紀要の場合、執筆者の研究分野が多岐にわたることを考慮し、とくに定めない。各執筆者が所属する学会の学会誌などの表記方法に準ずること。
- (2). 数字は算用数字を用いる。数字や欧字は、1字のみの場合を除き、半角とする。ただし、縦書きの場合に限り、数字は原則として漢数字を用いる。
- (3). 特殊な字体（イタリック・ボールド・ギリシャ文字など）・紛らわしい文字（I<エル>・1<イチ>・i<アイ>・0<ゼロ>・O<オウ>など）や大文字・小文字（W と w など）は、明瞭に区別できるように指定する。また、添え字も、上付き・下付きを明瞭に指定する。
- (4). 本文中に文献・資料を引用・参照する場合は、下記の例のように、文献・資料の著者名（姓のみ）と発表年を示し、必要に応じて関連ページも示す。

青木（2001）は……、 上村（2002：50-61）は……、 青木・上村（2003）によれば……、 ……という説がある（大山 1998：43-52）。……という見解もある（飯田 2003；太田 1999）。青木ほか（2004）は……、など。
- (5). 本文中に文献・資料の一部を引用する場合は、引用部分を、「」でくくる、字下げする、活字ポイントを小さくする、などの方法で表す。

7. 図・表・数式の表記および作成

- (1). 図（図には写真も含む）および表は必要最小限にとどめる。とくに、同じデータに関する図と表の重複は避ける。
- (2). 図および表は、各図・各表ごとに別紙とし、それぞれ、図 1・図 2… 表 1・表 2… のように通し番号を明示し、執筆者名を記入する。
- (3). 図および表のタイトル・説明文・出典などの原稿は、別紙にまとめる。外国語の要約をつけた場合は、図・表のタイトルと説明文は、外国語を併記することができる。
- (4). 本文中の図および表の挿入希望位置は、本文原稿の右側余白に記入する。また、図・表の大きさや体裁について希望がある場合は、本文原稿上に枠で指定するか、おおよその大きさなどを右側余白に記入しておく。なお、図・表の大きさや体裁は、編集委員会で決める。したがって執筆者の希望に添えない場合もある。
- (5). 図および表を本文中に引用する際は、「図 1 によれば……」「……は表 3 に示される」などのように示す。
- (6). 図は、黒インクで明瞭に描いたものか、ワープロあるいはコンピューターソフトを使用して描いたもので、そのまま写真製版が可能なもの（版下原稿）に限る。
- (7). 表は、ワープロあるいはコンピューターソフトを使用して作成する。
- (8). 図中や表中の文字や数字の大きさ、図の表現の細かさについては、刷り上がりの大きさと明瞭に読みとれるよう、縮小率を十分考慮して決める。
- (9). 数式は専用ソフトなどを使用して正確に表現する。数式の上下は 1 行ずつあける。

8. 注とその記載方法

- (1). 注は、本文内容の補足説明を行う場合と、引用・参照した文献・資料の出所を明示する場合に用いる。
- (2). 本文中の当該箇所右肩に（ ）でくくった通し番号をつけ、注の内容は、本文のあとに、通し番号順にまとめて記す。

9. 文献・資料の表示方法

本文で引用・参照した文献・資料を表示する方法としては、本文中には著者の姓と発表年のみを記し（これについては、前ページの本文表記4を参照のこと）、原稿末尾の文献・資料表に詳しく表示する方法と、本文中には記さず、本文のあとの注に詳しく表示する方法の二つが一般的である。

(1). 文献・資料表に表示する場合

- ①. 文献・資料表に、下記の要領で記載する。なお、文献・資料表は、原稿の末尾（注の後ろ）に掲載する。
 - a. 学術雑誌など定期刊行物の場合は、著者名・発表年・文献名・定期刊行物名・巻または号番号・文献の最初と最後のページを明記する。単行本の場合は、著者名・発表年・書名・出版社（出版所）名を明記する。
 - b. 著者が複数の場合も、全著者名（姓名）を列記する。
 - c. 定期刊行物の巻・号番号およびページについては、巻ごとの通しページがある場合は、巻番号（ゴシック）と通しページを記す。巻ごとに通しページがない場合は、巻番号（ゴシック）のあとに号番号を（ ）でくくって示し、号ごとのページを記す。号番号のみの場合は、（ ）でくくった号番号とページを記す。
- ②. その他の書式（記載順序や方法）については、本紀要の場合、執筆者の研究分野が多岐にわたることを考慮し、とくに定めない。各執筆者が所属する学会の学会誌などの要領に則って、統一した形式で記すこと。
- ③. 文献・資料の並べ方は、下記の要領による。
 - a. 日本語文献・資料、アジア地域言語文献・資料、欧語文献・資料の順に並べる。
 - b. 日本語文献・資料は、著者名の五十音順に並べる。アジア地域言語文献・資料はそれぞれの著者名の当該言語の固有の配列順（あるいはカタカナ表記の五十音順）に並べる。欧語文献・資料は著者名（姓が先）のアルファベット順に並べる。
 - c. 同じ著者の文献・資料は発表年の順に並べる。同じ発表年のものが複数ある場合は、本文の引用順に、a・b……を発表年のあとにつけて並べる。

(2). 注に表示する場合

- ①. 注の該当箇所に著者名・文献・資料名などを詳しく表示する方式で、この場合は、文献・資料表を省くことができる。
- ②. 表示例は、以下の通り。

【日本語文献・資料】

- 小林政吉 『宗教改革の教育史的意義』（創文社 1960）p. 12. 《単行本の場合》
林 泰成 「ピーターズのコールバーグ批判」（佐野安仁、吉田謙二編『コールバーグ理論の基底』世界思想社 1993）p. 34. 《単行本所収の論文の場合》
石井雅史 「コミュニケーションと規則」（日本哲学会編『哲学』第51号 2000）pp. 270-272. 《学術雑誌等の掲載論文の場合》

G. ドゥルーズ 『ベルクソンの哲学』宇波彰訳（法政大学出版局 1974）p. 25.

《和訳書の場合》

【英文文献・資料】

Alexander C. Judson, *The Life of Edmund Spencer* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1945), p. 145. 《単行本の場合》

A. H. Bullen (ed.), *The Works of Francis Beaumont and John Fletcher* (Variorum ed.; London London: George Bell and Sons, 1908), pp. 49-53.

《論文集の編者表記の場合》

G. M. Dutcher et al., *Guide to Historical Literature* (New York: The Macmillan Co., 1931), p. 50. 《著者が3名以上の場合》

F. A. Moe, "School Retrenchment," *School Review*, XLII (May 1934), p. 40.

《学術雑誌等の掲載論文の場合》

John Calvin, *The Institutes of the Christian Religion*, trans. Henry Beveridge (2nd ed.; Edinburgh: T. & T. Clark, 1895), I, pp. 40-45. 《英訳書の場合》

【欧文文献・資料の略語の用法】

欧文文献・資料の引用・参照の際によく使われる略語 (loc.cit., ibid., op.cit.) の用法を、以下に記す。

loc. cit. 同じ文献・資料の同じ箇所を連続して引用する場合に用いる。

ibid. 同じ文献・資料から連続して引用する場合に用いる。その際、前と引用ページが異なる場合には、当該ページを表示する。

op. cit. 前に挙げた文献・資料に、いくつかの注を隔てた後に、再び言及する場合に用いる。したがって、この場合は、著者名（姓のみ）とページ数とを必ず表示する。

上記の略語は、単行本と学術雑誌の場合はイタリック体で、論文の場合はローマン体で表記する。

[使用例]

(1) T. M. Parrot and R. H. Ball, *A Short View of Elizabethan Drama* (New York: Charles Scribner's Sons, 1943), p. 190.

(2) *loc. cit.*

(3) *ibid.*, p. 325.

(4) E. H. C. Oliphant, *The Plays of Beaumont and Fletcher* (New Haven: Yale University Press, 1927), p. 67.

(5) Parrot and Ball, *op. cit.*, p. 198.

(6) Oliphant, *op. cit.*, pp. 89-91.

⋮

その他のよく用いられるページ表記略号（ただし、英文文献・資料の場合）

p. 5.=page 5 の意味

pp. 17f.=pp. 17 *et seq.* とも表す。これは page 17 and the following page の意味

pp. 20ff=pp. 20 *et seq.* とも表す。これは page 20 and the following pages の意味

* 欧文文献・資料では、注に示す場合と、文献・資料表に示す場合とでは、著者名などの表記の仕方が異なる。これについては、以下の例を参照のこと。

〈注に示す場合〉

Alexander C. Judson, *The Life of Edmund Spencer* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1945), p. 145.

〈文献・資料表に示す場合〉

Judson, Alexander C., *The Life of Edmund Spencer*. Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1945.

*なお、インターネット上の文献・資料を引用・参照する場合は、文献・資料表あるいは注に、原則として下記の事項を記載する。

執筆者・タイトル・年月日（掲載年月日あるいは更新年月日あるいは取得年月日）・URL

10. 原稿の審査

編集委員会が審査し決定する。その手続きは次の通り。

- (1). 原稿の内容に応じて編集委員以外の査読者を選び、査読を依頼する。それとともに編集委員の中から担当委員を選ぶ。査読者および担当委員は、原則として各1名とするが、場合により複数名とすることもある。
- (2). 査読者および担当委員は、論文・研究ノート・抄録・その他については、以下の11項目について原稿を検討し、査読結果（掲載の可否・原稿種類の妥当性についての意見や原稿に対するコメントなど）をまとめ、それを編集委員会に報告する。
 - ①. タイトルは内容を的確に示しているか
 - ②. 目的・主題は明確か
 - ③. 方法・手法は適切か
 - ④. データは十分か
 - ⑤. 考察は正確かつ十分か
 - ⑥. 先行研究を踏まえているか
 - ⑦. 独創性あるいは学術的価値（資料的価値）が認められるか
 - ⑧. 構成は適切か
 - ⑨. 文章・語句の表現は適切か
 - ⑩. 注や参考文献の表記は、執筆要領に添ったものになっているか
 - ⑪. 図・表の表現は適切か
- (3). 編集委員会は、これらの報告に基づいて、委員の合議により、掲載の可否、原稿種類の妥当性および次項の「審査結果のお知らせ」に添える文書の内容などを決定する。

なお、掲載の可否については、①このままで掲載、②多少の修正の上で掲載、③大幅な修正が必要、④掲載見送りの4段階で判定する。③については、執筆者の修正原稿を査読者と担当委員が再査読し、その結果に基づいて、編集委員会が掲載の可否等を決定する。
- (4). 研究会記録および公開講座記録の原稿については、原則として掲載する。ただし、この場合も編集委員の中から担当委員を選び、担当委員は上記項目の9)等を検討する。その結果、執筆者に加筆修正を求めることがある。

11. 原稿の審査結果・変更・再提出

- (1). 投稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が紀要への掲載を決定する。その際に編集委員会は、原稿区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2). 編集委員会は、査読に基づき、若干の訂正、あるいは書き直しを要請することができる。

また、上記判定を受けた投稿者は、その趣旨に基づいて、原稿を速やかに修正し、再度、編集委員会に提出する。ただし、査読結果の内容に疑問・異論等がある投稿者は、編集委員会にその旨を申し出ることができる。

- (3). 投稿者は、投稿を許可された原稿（査読済）を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (4). 査読の結果、大幅な修正がある場合には、投稿者の修正原稿を編集委員会が再査読し、その結果に基づいて、編集委員会が紀要への掲載の可否等を決定する。
- (5). 編集委員会が、紀要に掲載しない事を決定した場合は、政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を投稿者に通達する。

12. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4 版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子媒体を提出する。電子媒体の提出時には、使用 OS とソフトウェア名を明記する。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿（データ）を保管しておく。

13. 校 正

投稿した原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長、編集委員長が三校を行う。この際、投稿者がおこなう校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。また、投稿者は、編集委員会の指示に従い、迅速に校正を行う。

投稿者が、期日までに校正が行われない場合には、紀要への掲載はできない。

14. その他

本執筆要領に定められていない事項については、投稿者（執筆者）と協議の上、編集委員会が判断する。

15. 改 廃

本執筆要領の改正は、編集委員会が原案を作成し、本研究所会議に報告して承認を求める。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月以降に投稿される原稿から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月以降に投稿される原稿から適用する。

後を生きるわれわれにとって、賢治における東北の問題の未解消が、賢治作品の起点にあるということを手軽に僥倖とは言えないことだけは間違いないことだ。

*本論考は、平成二五年度拓殖大学人文科学研究助成を受けた成果として発表したものである。また、この論考の一部は、二〇一四年二月一日にミネルヴァ書房より刊行した『宮澤賢治』にすでに発表されている。研究助成でなつた論考を紀要に掲載する前に著書の一部として発表することに關して、拓殖大学人文科学研究所より特段の配慮を頂いたことをここに記し、併せて謝意を表明しておく。

《註》

- (1) 亀井茂「宮澤賢治と盛岡高等農林二玉利校長と関豊太郎教授の冷害研究をめぐって」(上)(中)(下)一九八五〜一九八七年
- (2) 吉田司『宮澤賢治殺人事件』(太田出版・一九九七年)
- (3) 山内明美「〈飢餓〉をめぐる東京／東北」(赤坂憲雄・小熊英二編『辺境』からはじまる)明石出版・二〇二二年所収)
- (4) 大島丈志『宮澤賢治の農業と文学』(蒼丘書林・二〇一三年)
- (5) 宮澤清六『兄のトランク』(筑摩書房・一九八七年)二二五頁。
- (6) 境忠一『評伝宮澤賢治』(桜楓社・一九七五年)二七頁。
- (7) 巖手公報・明治二九年六月一七日朝刊
- (8) 赤坂憲雄他『東北』再生』(イースト・プレス・二〇一一年)一五頁。
- (9) 亀井茂・前掲論文。
- (10) 新渡戸稻造『土地制度論』一八九二年(『新渡戸稻造全集』第二二卷・教文館二〇〇一年・所収・滝沢義郎訳・一〇八頁)
- (11) 玉利喜造『東北振興策…大和民族の寒国における発展策』(一九〇四年)三九頁。
- (12) 菊池勇夫『近世の飢饉』(吉川弘文館・一九九七年)
- (13) 菊池・同前。
- (14) 菊池・同前。
- (15) 玉利・前掲書・四八頁。
- (16) 半谷清寿『将来之東北』(一九〇六年)二頁。ただし引用は『将来之東北』(復刻版)(モノグラム社・一九九七年)に依った。
- (17) 谷口貢・松崎憲三編『民俗学講義』(八千代出版・二〇〇六年)七六頁。
- (18) http://www.private.jp/hp2088/park/kikaku/49th_inochi_tabe_monoh.html・2013/03/09
- (19) 山内明美・前掲書。
- (20) 折口信夫『大嘗祭の本義』(『折口信夫全集』3)中央公論社・一九七五年・一七七頁。
- (21) 菅谷規矩雄『宮澤賢治序説』(大和書房・一九八〇年)九九頁。
- (22) 佐藤成『証言宮澤賢治先生 イーハトープ農学校の二五八〇日』(農文協・一九九二年)四一一頁。
- (23) 同前・八四頁。
- (24) 『新本宮澤賢治全集』第四卷(筑摩書房・一九九五年)七二〜七四頁(以下、『新校本宮澤賢治全集』については『新校本』とのみ記す)。
- (25) 『新校本』第三卷・一三八頁。
- (26) 大島丈志・前掲書・二二二頁。
- (27) 半谷清寿・前掲書・一〇〇〜一〇二頁、一一四〜一二六頁、一二七〜一三三頁。
- (28) 岡田知弘『日本資本主義と農村開発』(法律文化社・一九八九年)六七〜九〇頁。
- (29) 高橋富雄『東北の歴史と開発』(山川出版社・一九七三年)一一四頁。
- (30) 『東北農業の研究』(財団法人協同調査会・一九三三年)七五頁。
- (31) 同前・五三〜五四頁、七七頁。
- (32) 大島・前掲書・二二三頁。
- (33) 『新校本』第十三卷(上)一〇頁。
- (34) 『新校本』第十一卷・一五五頁。

「この辺ではもちろんの業はいたしますけれども大ていひとりでない、ものができるやうな約束になって居ります。農業だってそんなに骨は折れはしません。たいてい自分の望む種子さへ播けばひとりでいどんでできます。米だってパシフィック辺のように穀もないし十倍も大きくて匂もいゝのです。けれどもあなたがたのいらっしゃる方なら農業はもうありません。苹果だってお菓子（）だってかすが少しもありませんからみんなそのひとそのひとによってちがったわづかのいゝかほりになって毛あなからちらけてしまふのです。」

食べ物を食べても「かす」がない、つまりは排泄物がない世界。賢治がまず否定しようとしたのは必要悪という発想である。「よだかの星」のよだかが星になるのも、強者である鷹により改名を迫られ苦しんでいるときに自身も羽虫を食べることで己の生を保つという弱肉強食の食物連鎖の世界に自身が組み込まれていることを厭ったからだ。われわれは、生きるために誰かあるいは何か別の存在を傷つけずには居られぬが、そうした生存のために必要な行為すら賢治には許容しがたいものであった。だからここで描かれた汚物すら生まれぬ食という行為は賢治の生のある方の窮極の理想を示している。

実際賢治は、羅須地人協会での農業において堆肥を使ったというが、それは堆肥を使うという日本の伝統的農法の活用という以上に、糞便すら必要悪ではなく、意味ある存在だという発想に基づいているだろう。賢治が、教師という仕事によって得た賃金をいわゆる生活費に充てな

かったという。それは、「農民芸術概論」で提言する「いまわれらにはただ労働が 生存があるばかりである」という必要悪として存在する労働を否定して、「労働は常に創造であり」、「創造は常に享樂である」ようなあり方を求めたからだ。

汚物の生まれない食、労働が即享樂であるような世界。それを絵空事と笑うことはたやすい。しかし、一方でわれわれの現在の生活はある面で賢治の理想を求めるような社会である。たとえば、日本を訪問した外国人がまず驚くのはトイレの清潔さだというのは有名な話だ。日本式の清潔なトイレとは汚物を可能な限り見えなくするトイレである。まさに「かすが少しもありませんからみんなそのひとそのひとによってちがったわづかのいゝかほりになって毛あなからちらけてしまふ」ようなトイレとは言えまいか。空調の効いた部屋にいれば「雪ニモ夏ノ暑サニモマケヌ／丈夫ナカラダ」を持つまでもなく、気候の変化による苦痛から解放された生を全うできる。一切の苦痛から解放され、生が享樂であるようなあり方を追求しているのが、われわれが生きる現代社会の姿だ。そういう点で、われわれの社会は賢治の理想を一面で追求している社会でもあるのだ。もちろん、それは原発の生み出す放射性物質に代表される、人間の手では制御不可能なさらなる汚物を生み出すことで維持されている社会なのだ。

賢治は、農業実践者としては成功しなかった。それが、賢治を夢想へと文学へと誘ったとも言える。われわれが、賢治の作品を読むことができるのも、実践者としての失敗が起点にあるとも言える。東日本大震災

ある」だけだが、「いまやわれわれは新たに正しい道を行き われらの美を創らねばならぬ／芸術をもてあの灰色の労働を燃せ」と主張している^⑧。学習会やレコード鑑賞会、演奏会こそ、日々の「灰色の労働」を輝かしく「燃」えあがるものへと転換してくれる起爆剤になると賢治は考えたのだろう。農業問題も重要だが、賢治の資質から見ると、この活動のほうに賢治は大きな意義を見出していたのではないかと思われる。

しかし、こうした集まりは、長く続けることが出来なかった。

一九二七（昭和二）年に賢治の羅須地人協会での活動が一月三十一付けの岩手日報で報じられた。この記事から羅須地人協会での活動が社会主義教育を行っているものと誤解され、花巻警察署長の事情聴取を賢治は受けたという。そのことで、この集まりに参加する者が社会主義・共産主義者と誤認される危険性を思い、賢治はオーケストラを一時解散し、集会も不定期にした。

昭和三（一九二八）年八月賢治は、病に倒れ四〇日あまり寝込むことになる。この時期に羅須地人協会の活動は実質的に終焉を遂げたと考えられる。さらに一二月には肺炎を起こし、翌年昭和四（一九二九）年後半まで病床に生活が続くこととなる。

結局羅須地人協会での活動は、直接には賢治の健康上の問題と社会主義思想弾圧という時代の政治・社会状況によって、賢治が望んだような成果を十全に上げることなく終わることとなったが、しかし、そうした制約が仮になかったとしても、その活動がどれだけの成果を上げられたかは、疑問が残る。東北の農村の問題の多くは、一人の人間の努力を越

えたところにある日本の経済・社会システムから生まれた来たものであったからだ。たとえば、賢治が寒冷地に適した新たな農作物の栽培に成功したとしても、稲作を小作農民に強いる地主制の問題を解決することには、農民がそうした作物の栽培を行うことは容易でない。そして、東北で作られた米が首都圏などの都市部へと移出されるという、第一章で述べた江戸時代以来の貨幣経済に基づく市場システムの改変なしには、どれほど稲作不適が叫ばれても、東北の抱えた問題は解消されないのだ。したがって、農業実践という観点から見ると、賢治は無力さに打ちひしがれることが多かったはずだ。

賢治の活動を農本主義と捉える見方がある。しかし、仮にそう捉えたとしても、今述べたようにそれは、めぼしい成果の上からないものだった。敢えて言えば、それは、「空想的」農本主義とでもいうべきものだった。

むすび

賢治の農業実践は、一種の八方ふさがりの状態にあったと言える。だからこそ、賢治は文学と宗教に賭けたともいえるのだが、その賢治の作品に賢治の理想とする農業がどんなものかを描いた作品がある。それは、死の直前まで改稿につぐ改稿を重ねた「銀河鉄道の夜」のこんなシーンだ。

した農業生産の非効率性が、岩手県の農家の収入を押し下げた要因と考えられる。

したがって、賢治が羅須地人協会で蔬菜や果実、花卉の栽培に着手したのは、農家の貨幣収入を上げるという観点から見れば、妥当なことだったと言える。

また、賢治の活動の意図が他の人々に共有されていた例証としては、苦米地義三の活動を挙げることができる。

苦米地義三とは、明治一三（一八八〇）年に青森県に生まれ、東京高等工業学校卒業後、大阪硫曹に入社し、以後化学工業界で活躍、昭和一五（一九四〇）から翌年まで東北興業副総裁を務めた。戦後は政界に転じ、昭和二一（一九四六）年の衆院選で初当選、片山内閣では運輸大臣、芦田内閣では国務大臣兼内閣官房長官を務めた人物である。

苦米地は、ヤマセの吹く東北においては水田耕作は冷害を被りやすい「一大冒険事業」であり、そうした危険性の高い水稲栽培を避け畑作農業の研究を思い立ったという。実際に青森県の古間木で、一万三九八円（土地、建物、農具、畜類の投下資金として七六三二円、開墾費、生活費として二七六七円、ただし三二五〇円は助成金で自己資本は七一四八円）を投資して一五町歩の原野を開墾し、そこで小麦、菜種、大豆、馬鈴薯、燕麦、甘藍（キャベツ）などを栽培した。そこでの一〇年の活動成果を『東北地方に於ける畑作農業の実験』（昭和一四・一九三九年）という報告書にまとめている。昭和四年に開始されたこのプロジェクトは三年目から黒字に転じ最も多い年で年一四九四円の収益をあげている。

賢治は、昭和八（一九三三）年になくなっていくので、この活動を知っていた可能性もあるが、とにかく羅須地人協会の活動が終焉を迎えた後も、稲作不適の地東北における新たな農業の可能性を追求する活動は存在していたということである。

他方、米の肥料設計はどうか。大島丈志も指摘していることだが、収穫量も上がるが、金肥を食う陸羽一三二号の育成は、農家の収支の改善にはつながらなかった。というのも豊作になれば米価は下落し、その結果収入も伸びない。しかし金肥代がかかっているため、いわゆる豊作貧乏の状態に陥ってしまうのだ。

こうした状態は、「はじめに」で述べたことだが、江戸時代に確立された米の市場化という事態の延長線上にあることである。米は農家の者たちが食うためではなく、売るために作られるという米の市場化が、江戸の中期・元禄以降の飢饉の大きな原因になったように、農家にとって、米の豊作・不作と同等あるいはそれ以上に、米価の高下が農家の収支を決定するという、資本主義・市場経済に農家が完全に組み込まれることによって岩手の農業問題は発生しているということである。

賢治が、羅須地人協会で行った活動は、農業だけに止まらなかった。定期的に集会を開き、エスペラントや土壌学、植物生理学や肥料学の講義も行った。また、レコードコンサートや、オーケストラの練習会・演奏会も開催した。岩手国民高等学校（一九二六年二月）で講義した内容をもとにした「農民芸術概論綱要」も羅須地人協会での活動中に書かれた。そこで賢治は「いまわれわれにはただ労働が生存があるばかりで

応じた肥料設計を行ったと考えられる。

羅須地人協会での一つ目の目的についてだが、こうした発想は、いうまでもなく賢治の独創ではない。稲作に代わる農業の育成については玉利喜造が『東北振興策』で提示しているし、また産業についても半谷清寿が明治三九（一九〇六）年に刊行した『将来之東北』において、玉利と同様に気候に応じた農業の創成の提言だけでなく、新たな産業を興す必要性が主張されている。たとえば、鉱山資源の活用、藁細工による帽子の製作、製糸業や陶磁器、煉瓦業の振興などである。²⁷この本は盛岡高等農林の図書館にも所蔵されており、高等農林の図書館の本をすべて読んだとも噂された賢治が手に取っていた可能性は高い。

むしろ、東北の農業や産業全般の後進性については、一定レヴェルの人々の間では、ある程度まで共通認識としてあったと考えて良いだろう。というのも、大正二（一九一三）年に東北地方をおそった凶作発生に際して、岩手出身の当時内務大臣であった原敬は、三井物産の社長にもなった益田孝や渋沢栄一らを招き東北振興策について協議しているからだ。渋沢栄一は、東北が戊辰戦争時に会津藩を始めとして東北の諸藩が幕府側につきそうした政治的理由で冷遇されたこともあり、新しい産業が東北で育たなかったことを東北後進性の要因の一つとしてあげている。益田孝は、寒冷地東北には稲作は不適であり、寒冷地に相応しい農業が行われなかったこと、林業や鉱業などの東北の地に適した産業が育成されていないこと等をその要因としてあげている。²⁸ちなみにこの益田の主張は、半谷清寿の受け売りという説もある。²⁹

つまり、賢治が羅須地人協会の活動を始める一〇年以上前から東北の後進性の問題は、政府および実業関係者の間では問題視されていたのだ。しかし、だからといって賢治の活動が時機を逸したものだとも言えない。昭和八（一九三三）年に刊行された『東北農業の研究』によると、東北六県における昭和四（一九二九）年度の農家一戸あたりの農産物価格は、山形県八三〇円、宮城県七七七円、秋田県七二二円、福島県六四〇円、青森県五八五円であるのに対して、岩手県は五一九円と、トップの山形県の六割あまりしかない。これは、岩手県農作物が換金性の低い作物に生産が集中しているためだと考えられる。³⁰

昭和五（一九三〇）年の全国の米の生産価格は、一一億一七五一万円に対し岩手県は一九一八万円で、パーセントで一・七二％である。麦類は、全国で二億三二六万円、岩手県は三五五万円、パーセントで一・七五％。果実は、全国で六九九〇万円、岩手県は六五五万円、パーセントで〇・九％、蔬菜・花卉一億九二二万円、岩手県は二一四万円、パーセントで一・一％である。問題はこれらの農作物の一反当たりの価格である（一反辺りの価格について、果実と蔬菜・花卉はまとめて園芸農作物とされている）。米三四・五円（三三・六）、麦類一三・一元（九・八）、園芸農作物（果実および蔬菜・花卉）三四・九円（三三・四）である（括弧内は東北六県の価格）。³¹

つまり、果実や蔬菜、花卉は、米と同等あるいはそれ以上に換金性が高いのに、全国的に見て低い割合でしか生産されないのに対して、換金性の低い麦類は、米と同じ割合で岩手県では生産されていたのだ。こう

下根古桜の家から二、三分のところに畑を開墾し、そこで賢治はハクサイ(結球白菜)、トウモロコシ、ジャガイモ、トマト、カボチャ、セロリやパセリ、アスパラガスさらにサクランボウなども育て、チューリップを咲かせたという。また詩編「同心町の夜あけがた」⁽²⁴⁾では、ヒアシンスも栽培されていたことがわかる記述がある。昭和五(一九三〇)年から園芸を始めパンジーやモクセイ、ポピー等の栽培も行っている。

こうした蔬菜類や花等を賢治が栽培したのは、前章で触れた初代盛岡高等農林校長玉利喜造の『東北振興策』(一九〇四)の主張に沿うものであった。玉利は、東北稲作不適論を提示する一方で、寒冷地である東北に相応しい作物の栽培を勧めた。ジャガイモ、燕麦、トウモロコシなどである。

ただ、賢治は、これらの作物を単に寒冷地向きのものとしてのみ栽培していたわけではないだろう。というのも、賢治は栽培した花や野菜をリヤカーに乗せて売りに出していたというからだ。当時としては、リヤカー自体が一般の農民には手に入らない高級品であったため、それを見た農民から賢治の農業を金持ちの道楽のように見られてしまう原因にもなったのだが、東北の地に不適な米に代わる換金作物を見極めようとしていたのだろう。

また、賢治は、この羅須地人協会において、農村の副業あるいはあらたな産業の構想も練っている。羅須地人協会の「(集会案内)」の項目で「冬期製作品分担の協議」が挙げられており、具体的には、農民服、帽子、皮帽子、木工、木琴、ルパシカの紐、その他、被服修理、食料品加

工、美術工芸品制作などについての協議であった。また、こうした新たな産業の育成に関して、賢治は、この羅須地人協会発足以前の大正一三(一九二四)年一〇月五日の日付をもつ「産業組合青年会」という作品において「ハムをつくり羊毛を織り医薬を頒ち／村ごとの()」またその聯合の大きなものが／山地の肩をひととこ砕いて／石灰岩末の幾千車かを／酸えた野原にそ、いだり／ゴムから靴を鋳たりもしやう」という産業の構想を表明している。⁽²⁵⁾

もう一つの羅須地人協会の活動の柱は、肥料設計である。賢治は、肥料設計所を開き、無料で農民に肥料設計を提供した。合計二〇〇枚も作成したといわれる。賢治は、肥料設計会でまず大正一三(一九二四)年に新たに品種改良によって作られた陸羽一三二号の植え付けを勧め、それに基づき肥料設計をしていたと考えられる。陸羽一三二は、冷害にもイモチ病にも強い品種で多くの収穫量が期待された品種であった。大島丈志によるとこの陸羽一三二号は登場して八年目で若手における作付け品種の五〇％を超えるようになったという。⁽²⁶⁾ただ、この品種は、同時に多くの肥料を必要とするもので農家に金肥の負担を強いるものでもあった。

賢治は、羅須地人協会の活動の一つ目の目的を、まず寒冷地東北に相応しい農作物の選定とその栽培の促進またあらたな産業あるいは副業の創成に置いていたと考えられる。他方現実の農家は、あくまでも稲作中心の農業を行っており、そうした現状に対応する手段として、とにかく収穫量の向上による収入増を目指して、陸羽一三二号を推奨し、それに

在であるということだ。

したがって、稲作を行うことは、明治維新以降誕生した天皇を神聖不可侵とする国家体制と無縁ではない。

宮澤賢治が、羅須地人協会での活動において敢えて稲作を行わなかったことについてかつて菅谷規矩雄は批判的に言及している。

なにより決定的なことは、二年数ヶ月に及ぶこの下根古桜での農耕生活のあいだに、ついに宮沢は〈米をつくる〉ことがなかったし、またつくろうとしていないことである。それがいかなる理由にもせよ、宮沢の〈自耕〉に、〈稲作〉が欠落しているかぎり、「本統の百姓になる」ことも自給生活も、ともにはじめから破綻が必至であつたろう。²¹⁾

しかし、こうした批判自体白米を頂点にした食物の位階制を無意識に前提にしていることになる。

東北の貧しさは、まず東北が殖産興業の動きの中で第一次産品の生産地という役割を割り振られてしまったということ、そしてその第一次産品の中心にある米という、寒冷地に不向きな作物の栽培を白米食を最高の食事と位置づける食の階層構造のイデオロギーにより半ば無意識的に課されたということにある。

賢治の農村改良家としての活動の意味も、こうした東北という地が明治維新以降あるいは江戸時代以来課せられた位置と無関係に論ずること

はできないということだ。

第二章 羅須地人協会と東北

前章では、賢治が東北の地で生まれ育ったことの意味をその歴史・地理的視点から考察した。ここでは、それを前提にして賢治が羅須地人協会で行った活動の意味を考察する。

賢治が、四年四ヶ月あまり奉職した花巻農学校を退職し、羅須地人協会での活動に入ったのは、一九二六（大正一五）年四月のことである。その理由について、農学校の同僚堀籠文之進は、賢治は農学校の生徒に「村に帰れ、百姓になれ」とすすめながら、自身は俸給生活者として教師を続けている矛盾を感じていたからだと推測している。²²⁾

多分この推測は正しいだろうが、なぜ賢治は百姓になれと生徒たちに勧めたかが問題だ。賢治が農学校の授業での口癖は「実際問題」であったという。²³⁾つまり、生徒たちが農民になった際にすぐに役立つような知識の伝授が中心であったということである。そして、それは、花巻近郊の農民たちの暮らしの改善を目指したものだ。その実現のためには、教師としての活動よりも、直接自身が農民になって農作物の生産等に携わることでも農村の改良に取り組まねばならないと思っただらう。

賢治は、大正一五（一九二六）年三月三十一日付けで花巻農学校を退職すると、翌日四月一日より下根古桜の別宅で独居自炊生活に入った。そこで羅須地人協会の活動を開始することになる。

とはいえないことがわかる。雑穀を餅状、団子状にした粉飯、米と雑穀を混ぜたものに大根などの野菜を入れたカテ飯、あるいは雑炊が食べられていた。米だけを炊いたり、米と麦とを混ぜて炊いたといわれる御飯を食べる機会は、古くは案外少なかった。三重県員弁郡上笠田（現・いなべ市）も畑作中心の村であったが明治以前は米の飯は一生に三度炊いてもらうといわれ、それは誕生・結婚・葬式のときであった。明治前の常食は麦と粟であり、ようやく近代にいたって米と麦中心の御飯となった。しかし、粉にした粟を、二、三割入れて粟コモシと称して食べることもあった。

現在の日本人にとっては当たり前の白い米の御飯は、かつては冠婚葬祭時に食べる特別の食事であったのだ。賢治の生まれ育った岩手でも同様で、「旧藩時代から明治、昭和の戦前まで、農村部では白米だけの食事は晴食のときなどに限られ、日常的には、量の不足を補うために米にムギ・大豆・根・海藻などを混ぜて炊いた『かて（糧）飯』が主体」であった。また「稗・粟は土質を選ばず、肥料も少なく済み、冷害にも強く、また三〇〜四〇年は保存が可能と言われるなど多くの利点があり、米や麦がよく獲れない地帯では主要な作物として利用されてい」た（「命を救った食べ物」飢饉の歴史と生きるための食物）。

こうした記述から浮かび上がることは何か。それは、食物に序列があるということだ。白米だけの食事をハレの食物として頂点におき、白米に大根や麦等を混ぜた「かて飯」はケの食事であり、そして稗、粟、蕎

麦等を飢饉時等の非常食とする位階システムが存在したということだ。この白米を頂点にする食物の位階システムこそが、東北などの寒冷地に稲作を行わしめるイデオロギーとして機能していた。

山内明美は、明治維新以降、日本が近代化を進める過程で江戸時代の封建体制から脱却し日本を近代的国民国家へと再編するために活用した天皇制イデオロギーを稲作ナシヨナリズムと呼んでいる。日本は天照大神から稲の穂を天皇祖先（瓊々杵尊）が授かることで誕生したという創世神話を中核とした天皇制イデオロギーのことである。この日本の創世神話の原点にある稲の穂こそが、近代日本においてこの食物の位階システムを背後から支えたものである。そしてこの創成神話は、天皇の即位の儀式でもある大嘗祭、そしてその反復として毎年行われる新嘗祭において反復的に上演されることになる。その儀式で天皇が皇祖および天神地祇に供えそして食するのがその年に取れた新穀つまり新米である。この大嘗祭について折口信夫はこう述べている。

天子様が、すめらみこととしての為事は、此国の田の生り物を、お作りになる事であつた。天つ神のまたしをお受けして、降臨なされ、田をお作りになり、秋になるとまつりをして、田の成り物を、天つ神のお目にかける。此が食國のまつりごとである。

この折口の記述からも分かるように、大嘗祭および新嘗祭において示されることは、天皇が稲作を中心とした農耕的色彩を色濃く担った存

る。明治政府は、薩摩・長州を中心とした人々によって構成されることになり、旧幕府側についた地域やその出身者は冷や飯を食らわされることになる。

たとえば玉利喜造は先にふれた『東北振興策』において、「東北を盛にするものは、農業にあらずして、実に工業である」と指摘している¹⁵。また、福島出身で福島県会議員、国会議員を務めた半谷清寿（一八五八～一九三二）は、明治三九（一九〇六）年に刊行された『将来之東北』においてこう指摘している。

戊辰の改革は獨り東北のみならず西南も等しく百般の事物皆其破壊を受けたりと雖ども、彼は優者の地位に立ちしを以て威力を挟んで忽ち舊に倍する建造物を新設し得たりが、東北は破壊の創夷容易に癒えずして新築造に與かる能はざるのみならず、敗敵を以て遇し犠牲に供せらるゝは是れありとするも、引て以て新企畫に參與せしめらるゝが如きは曾つて之れあらざりしなり。¹⁶

東北の地は、戊辰戦争時の賊軍として冷遇され、その結果産業の復興、発展が遅れたというのだ。もともと寒冷地である故に、稲作には不向きな地であったが、戊辰戦争の敗戦が、東北の開発を遅らせることとなり、江戸時代においてもしばしば甚大な飢饉の発生する地域であったが、明治維新以降は、近代化の波にも乗り遅れ、その後進性がさらに際立つものになってしまったのだ。

賢治が東北に生まれたことが持つ意味の一つもここにある。彼が、三七年という短い生涯の残り三分の一ほどの期間、花巻周辺の貧農の生活の改善に懸けたのも、賢治の生まれ育った岩手の地が江戸時代以来度々凶作に苦しめられる地であったからだ。賢治の三七年の人生の期間においても、明治三五（一九〇二）年、明治三八（一九〇五）年、大正二（一九一三）年、昭和六（一九三二）年と四度凶作に見舞われている。とりわけ明治三八年は大凶作であり、その結果翌三九年には大飢饉が発生している。貧農を中心に娘を身売りに出す家庭も多く生まれ、餓死者も出た。

繰り返すが、こうした凶作は、そもそも岩手などの寒冷地には不向きな稲の栽培を試みるからこそ、凶作が発生しやすくなるということだった。江戸時代に三年に一回のペースで凶作になりその結果飢饉が発生したのも、当時は農民が気候や土壌に合わせた作物を自分の裁量で栽培することが難しかったことによる。つまり稲作を強制されていたのだ。翻って明治になって飢饉の回数が減るのも、明治政府がサツマイモやジャガイモ、カボチャなどの比較的冷害に強い作物の作付けを進めたり、また土壌改良や冷害に強い品種の育成に努めた結果である。

だが、ここでもう一つ留意すべきことがある。なぜ土壌改良、品種改良が必要なのかということだ。それは、あくまでも稲作に固執するからだ。

よく「日本人の主食はお米」といわれるが、（中略）必ずしもそう

の凶作の予測は、米価の高騰を生む。藩では、冷夏になれば凶作が予想され、そのために米を備蓄しておく必要がある。が、米価の高騰を見て備蓄すべき米を江戸や大坂へと売りに出してしまう。これは藩というマクロレヴェルだけの出来事ではなく、ミクロレヴェルの個々の農民でも起きている。農民は生活用具や農具購入のために米価が高騰すると備蓄米を売ってしまい、結果的に飢饉の被害を大きくするということが発生していたという。

このように凶作と飢饉は、気候と農作物の関係というだけでなく市場経済のメカニズムとそれに巻き込まれ人間が欲望を肥大させた結果より深刻化するという事態がすでに江戸時代に発生していたのだ。

本来稲作の不適な地である東北が、米を換金作物とした経済流通システムに組み入れられた結果、近世中期以降の東北で発生した飢饉の被害を甚大なものにしたのだ。

東日本大震災によってあぶり出された東北という地の植民地性は、江戸時代からすでにその基盤が形成されていた。しかし、赤坂のいう「東北は、東京にコメと兵隊と女郎をさしだ」す地としての東北のあり方は、江戸期ではまだ確立されていなかった。それはやはり明治維新以降に形作られたものだ。

近世の日本において人口の八十パーセントが農業等の第一次産業に従事するものであった。都と鄙、都市と農村の対立はあったが、米所などというものは存在しなかった。あるいは日本中どこも米所であったとも言える。明治維新は、経済的視点から見ればこの産業構造に変革をもた

らすことを目指した運動だったと考えることもできる。明治政府の掲げた富国強兵、殖産興業のスローガンは、新しい産業を興して国を豊かにするということだが、新しい産業を興すとは、当然第一次産業よりも第二次産業、さらには第三次産業の創設を目指すということである。その点で、明治維新の一つの目的は、日本版の産業革命にあったといえる。

イギリスで産業革命が可能になった前提の一つとして、イギリスの農村地帯で起きた囲い込み運動がある。囲い込みによって土地を追われた農民が、都市に流れ込み、当時勃興しつつあった新興産業の労働力として低賃金で活用されたのだ。

明治政府が江戸時代の士農工商の身分秩序を廃止し、四民平等を謳ったのも、民主的理念もさることながら、士農工商の身分秩序がある限り、新しい産業の創設・発展など不可能であるからだ。江戸時代においては、農民の子に生まれたら、農民をやめ他の地に移り住むことは容易なことではなかった。これでは、新しく産業を興してもそこで働く労働力の確保も覚束ない。そのためにも移動の自由と職業選択の自由を保障する四民平等の実現が必要であった。

明治政府の方針に従い新しい産業が発展するにしたがって、新たな地域格差が発生する。すなわち先進地域と後進地域の格差である。言うまでもなく、東北は、農業地域として第二・三次産業の発展という近代化の流れから取り残された地域となっていく。もちろん、こうした格差の発生の一つの原因には、幕末に会津藩を筆頭にして東北地方にあった藩の多くが旧幕府方について戊辰戦争を戦い、敗れ去ったということもあ

暖な中国の揚子江沿岸地帯と考えられている。つまり、米は、亜熱帯、温帯での栽培に適した作物である。寒冷な東北地域には本来栽培するに相応しくない植物と言える。

こうした見方は賢治が生まれる以前からあったことは、亀井茂が指摘している。⁹⁾新渡戸稲造は一八九一年に『日本土地制度論』において日本における稲作の北限を「佐渡方島の南方から伊豆半島の線上」にあるとしている。¹⁰⁾また、賢治がその学生となる盛岡高等農林の初代校長である玉利喜造は『東北振興策…大和民族の寒国における発展策』（一九〇四年）で、明治三六（一九〇三）年に東北で発生した凶作について言及し、「その危険とか凶作とか云へるは、一に米作に依頼するからである。一体熱帯または半熱帯作物である所の米を、個様な地方で主作物とするが間違ひである」と語っている。¹¹⁾したがって、東北という寒冷地で稲作をすること自体が飢饉の原因になるという認識は当時からあったことになる。

しかし、飢饉の原因は気候と農作物のミスマッチによってのみ発生したのではない。

現在こそ、東北は日本有数の米の産地となっているが、稲作が日本に伝播した弥生時代から東北で米が主作物として作られていたわけではない。網野善彦が『東と西の語る日本の歴史』で指摘しているように中世の段階では、東国では畑作が優位であり、年貢も絹・布が主なものであった。菊池勇夫によると東北でも稲作が盛んになるのは、新田開発が活発化する戦国期から近世前期にかけてであるが、それ以降に冷害と飢饉の

問題が深刻なものになったとする。¹²⁾

新田開発が進んだ十七世紀後半は日本列島の気候も比較的温暖であった。しかし、十八世紀前期から小氷期と呼ばれる寒冷な時期が日本列島を覆うようになる。この時期に冷害による凶作が深刻化する。弘前藩では、収穫量の多い晩稲種の「岩が稲」を主に栽培していたが、これは冷害に極端に弱い品種であった。¹³⁾つまり多くの収穫を得るために冷害に弱い品種を栽培したため凶作の被害が大きくなったということだ。これは、経済効率を優先したために事故（冷害）が発生したときに被害が甚大化したということである（福島の原因事故を彷彿とさせる事態である）。

これだけでも冷害は、単に気候変動の問題だけではないことは明らかだが、菊池はさらに別の問題が飢饉の問題には関わっているとす。菊池は、近世初期の元和・寛永の飢饉と近世中期の元禄以降の飢饉とはその性格が異なるとする。近世前期の飢饉は、凶作がそのまま飢饉の発生につながったが、近世中期以降はそこに別の問題が介在するようになった。それは、農村が市場経済に巻き込まれることで飢饉がより甚大なものになった。江戸中期になると米は単に食料であるだけでなく、換金作物としての性格を色濃く持つようになった。¹⁴⁾先にふれた全国規模での流通経路の構築によってである。これが凶作による米不足をさらに深刻なものにしたというのだ。

東北の冷害は突如発生するものでなく、ヤマセと呼ばれる冷たい北風による冷夏によって発生する。つまり「サムサノ夏」であればその年の秋の収穫は不作あるいは凶作であることは経験的に予測可能である。こ

は、忌まわしい記憶を喚起させることになってしまいが、地震国日本において地震や津波の被害は東北限定された問題ではない。しかし、二万人近い死者・行方不明者を出した大災害であった東日本大震災は、また、東北という地がどういう地であるかを別の面から照らし出すことになった。それは、地震と津波によって引き起こされた福島第一原子力発電所における炉心溶融および膨大な量の放射性物質放出事故である。

この事故により福島第一原発から半径二〇〇〜三〇〇キロ圏内の地域に住む住人に避難指示が出され、事故から二年以上経過した現在でも多くの人々が帰郷を果たせないでいる。

重要なのは、東北の地福島にあるこの原発が東京電力のものであるということだ。現在日本には高速増殖炉もんじゅも含めると一七の原子力発電所がある。その内の四つが東北にあり、またかつて裏日本とも呼ばれた北陸・山陰の日本海側に八つある（原子力銀座といわれる福井には五つの発電所がある）。東北と日本海側にある一二の発電所のうちの六つが、東京電力および関西電力（それぞれ三つずつ）のものである。つまり東京や大阪などの大都市の電力は、東北や日本海側の遠隔地の原発によって賄われているということだ。そして、三月十一日の地震をきっかけに発生した原発事故は、福島を初めとして東北地方の人々に多大な苦しみを与えることとなった。

この原発事故を通して、赤坂憲雄は、「かつて東北は、東京にコメと兵隊と女郎をさしだしてき」だが、現在は「食料と部品と電力を貢物としてさしだし、迷惑施設を補助金とひきかえに引き受け」る「植民地」

だということが明らかになったと指摘している。⁸⁾

しかし、東北で生み出された、農業などの一次産品や電力などによって大都市圏の人々の暮らしを支えられているという構造は、今に始まったことではない。江戸時代に構築された廻船システムによって東北の各藩で作られた米は、大坂や江戸などへと運ばれていた。こうした流通システムの構築は、江戸時代の経済発展の基盤ともなっているのだが、東北とこの流通システムの関係について考える場合より重要なのは、このシステムが一時期までの東北の代名詞ともいえる事態である、ケガチすなわち飢饉の原因ともなっていたことだ。

たとえば、江戸時代において盛岡藩領で発生した凶作は大小あわせて九二回にも上る。三年に一回のペースで凶作が発生していたことになる。凶作は、飢饉の最大の原因である。飢饉の中でも元禄・宝暦、天明、天保の飢饉の被害は甚大なものであった。これらの飢饉の期間には、多くの餓死者が出、肉食まで行われたというほど激烈なものであった。とりわけ、近世中期の元禄以降の飢饉は、東北地方に集中して発生している。

では、東北のケガチ＝飢饉はどのようなメカニズムで発生するようになったのか。飢饉の原因は、冷害や干ばつによる不作による。東北という寒冷地の場合まず問題になるのは、賢治が「雨二モマケズ」で詠ったように「サムサノ夏」すなわち冷害である。問題はなぜ冷害が発生するかだ。もちろん本来暑い夏が「サムサノ夏」になることで冷害が発生するのだが、同時にその原因となるのは、稲作にある。水稻の起原は、温

母はそのとき二十歳であったが、産後五日目の朝、前に書いたような地が破れて水が噴出し、沢山の家屋のつぶれた大地震がおこった。母は嬰兒籠の赤子の上に身を伏せて、念仏を称えていたが、やがて婚家の母のきんがまっ青になり、息も絶え絶えに駆けつけたのでやっ
と人心地がついたのだという。⁵⁾

ここで触れられている大地震とは陸羽大地震のことだ。この地震が発生したのは明治二九（一八九六）年八月三十一日であり、この記述から二七日が賢治の正確な誕生日だと考えられている。戸籍の記述に誤りがあることは当時としては必ずしも珍しいことではないが、陸羽大地震の後九月になってから出生届けを提出された際に、旧暦の日付の記入されたものがそのまま記載されたのではないかと境忠一は推測している。⁶⁾

この陸羽大地震について岩手日報（当時は「巖手公報」という名称）は、地震発生の翌々日の九月二日の紙面で、地震に関する最初の情報として花巻郡長の電報の「花巻、里川口の両町潰家三十餘戸土蔵及半潰未詳」という文言を掲載している。この後にも各地域からの被害状況についての連絡を羅列する形で報じている。地震発生から二日経過して初めてその情報が出るというあたり、現在との落差を感じるが、この地震について巖手公報の記者と思われる人物がこう述べている。

始めに海嘯の惨に接し中頃洪水の害に逢ひ今又劇震の變臻天異地妖

寧ろ斯くの如きあらんや我が懸民の不幸是に至りて極點に達せりといふべし眞に痛嘆長息に堪へざるなり⁷⁾

この記事の冒頭で触れられている「海嘯」すなわち津波は、陸羽大地震の二ヶ月半ほどの前の明治二九（一八九六）年六月一日に発生した三陸大津波のことである。三陸沖を震源とするM7.6の地震が発生、地震とそれに伴う大津波により、倒壊家屋一万三九〇戸、流失家屋二五〇〇戸余り、死者二万七一二二人に及ぶ大惨事が発生した。賢治の生まれた岩手県が最も被害が大きく一万八一五八人の人命が失われた。

その後で言及されている「洪水の害」とは、さらにその一ヶ月後七月二一日には岩手県下を襲った大雨とそれに起因する大洪水のことを指している。盛岡市内では夕顔橋、開運橋が流され、花巻でも三〇〇戸あまりの家が浸水の被害を受けている。

そして賢治の生後五日目に陸羽大地震が花巻を襲った。花巻は、内陸部であるから六月の三陸大津波では、大きな被害はなかったものの、賢治が生まれた直後の八月三十一日に発生した陸羽大地震では、後に賢治が奉職する稗貫農学校のあった稗貫郡でも家屋が多く倒壊した。

そして賢治が亡くなる昭和八（一九三三）年にも津波が三陸海岸を襲っている。皮肉なことに賢治の生涯は、東北地方を襲った津波の被害によって画されていることになる。

平成二三（二〇一一）年の三・一一を経験した日本人にとって、とりわけ東北の人々にとって賢治の人生が津波によって縁取られていること

宮澤賢治と東北

千葉 一 幹

はじめに

宮澤賢治は、一八九六年に花巻の地で生まれた。賢治の生涯を考える上で、東北で生まれたことは、殊更重要な意味を持っている。特に一九二一（大正一〇）年二月より稗貫農学校（のち花巻農学校）の教員になった後の約四年半、その後の羅須地人協会での活動は、賢治が東北の地で生まれ育ったことと密接に関係している。

賢治と東北および東北における農業の関わりについては、亀井茂^①が賢治の盛岡高等農林時代の恩師である関豊太郎と盛岡高等農林の初代校長である玉利喜造の冷害研究に焦点をあてた研究を行い、吉田司^②は賢治の農業および農村活動を現実性のない「遊民」的なものとし、また羅須地人協会での活動も先に挙げた玉利喜造の受け売りとして批判的に言及している。最近では、山内明美^③が稲作ナショナルリズムという観点から考察を加えている。また、賢治の羅須地人協会での活動については大島丈志^④が精

力的に研究を繰り広げている。

本稿では、前記の先行研究を踏まえ、賢治が生まれ育った東北、岩手の地が、どういう地であったかと考察した上で、賢治の羅須地人協会での実践の意味について、東日本大震災後新たな形で着目されるようになった東北と日本という視点を加えて考察をしていく。

第一章 辺境としての東北

三・一一を経験した者にとって、東北は、何より津波と大地震の被害を想起させる地になってしまった。実は、賢治の人生もまたこの津波と地震に深い関わりがある。

戸籍上、賢治の生年月日は明治二九（一八九六）年八月一日生まれとなっている。しかし、正確には八月二十七日が誕生日と考えられている。弟の清六は、賢治の誕生日についてこう記している。

執筆者および専門分野の紹介（目次掲載順）

小野寺美智子（おのでら・みちこ）	政経学部教授	日本語教育, 認知言語学, 異文化コミュニケーション論
小林 敏宏（こばやし・としひろ）	政経学部准教授	言語社会学, 英学・英語教育史
岡田佳菜子（おかだ・かなこ）	拓殖大学北海道短期大学農学ビジネス学科准教授	栽培土壌学
中原 悠平（なかはら・ゆうへい）	中原農場	稲
明日 誠一（みょうが・せいいち）	商学部講師(非常勤)	英語学, 統語論
千葉 一幹（ちば・かずみき）	商学部講師(非常勤)	比較文学, 日本近代文学
松下 直弘（まつした・なおひろ）	外国語学部教授	スペイン語, ラテンアメリカ文学
マーティン・メルドラム	工学部准教授	英語
ミルトン・ミルティアドス	国際学部特任講師	英語, 英語教育
有馬 廣實（ありま・ひろみ）	政経学部教授	生涯学習, 社会教育

表紙ロゴ『拓殖大学論集』は、西東書房、二玄社のご協力をいただきました。
2社に感謝申し上げます。

- (1) 「拓」 次の2項目を合成
手偏 西嶽華山廟碑（西東書房刊, p.12の「持」より）
石 西嶽華山廟碑（西東書房刊, p.15）
- (2) 「殖」 西嶽華山廟碑（二玄社刊, p.90）
- (3) 「大」 西嶽華山廟碑（西東書房刊, p.9）
- (4) 「學」 史晨後碑（二玄社刊, p.52）
- (5) 「論」 尹宙碑（西東書房刊, p.36）
- (6) 「集」 西嶽華山廟碑（西東書房刊, p.11）

編集委員 音在 謙介 犬竹 正幸 大森 裕二 佐藤 明彦 澤田 次郎 塩崎 智
濱松 法子 平山 邦彦 村上 祥子 山口 隆正

人文・自然・人間科学研究 第33号 ISSN 1344-6622 (拓殖大学論集 298) ISSN 0288-6650

2015年3月25日 印刷

2015年3月31日 発行

編集 拓殖大学人文科学研究所編集委員会

発行者 拓殖大学人文科学研究所長 澤田 次郎

発行所 拓殖大学人文科学研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595

Fax. 03-3947-2397 (研究支援課)

印刷所 (株) 外為印刷

THE JOURNAL OF HUMANITIES AND SCIENCES

Number 33

March 2015

CONTENTS

Articles:

- Michiko ONODERA A Qualitative Analysis of Free-conversations
between Japanese and International Students:
The Asymmetrical Features of Participation (1)
- Toshihiro KOBAYASHI Anglo-American Studies in Action:
Mori Arinori's *Jyori*-Based Diplomacy
in Early Modern Japan (17)
- Kanako OKADA Causes of Early Defective Growth
Yuhei NAKAHARA in Paddy-rice of North Hokkaido (47)
- Seiichi MYOGA What does the construction
"There is no such thing as X, only Y." mean?:
A case study based on a misinterpreted example
of this construction (57)
- Kazumiki CHIBA Kenji and Tohoku (1)

Study Notes:

- Naohiro MATSUSHITA Historical Background of the Legend
of "La Mulata de Córdoba" (76)
- Meldrum MARTIN The Kinesthetic Method (84)
Milton MULTIADOUS

Investigation:

- Hiromi ARIMA A Research into the present condition
of the hospital's contribution
to the people's health learning (96)
- Profiles and Works of Retiring Professor: Hajime OGAWA (150)
- Profiles and Works of Retiring Professor: Shizue HINOKAWA (154)

Last Lecture:

- Shizue HINOKAWA The Historical Relationship between the Atomic Bomb
and Atomic Power in the Manhattan Project (157)

- Instructions to Authors** (167)
-

Edited and Published by
INSTITUTE FOR RESEARCH IN THE HUMANITIES
TAKUSHOKU UNIVERSITY
Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN